※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道	北海道産業活性化創業促進計画	北海道の全域	北海道では、平成３年以降事業所の開廃業率の逆転現象が継続しており、平成１６年は過去最悪のマイナス２．３３％となっている。このような中、本道経済を再生し自立的・継続的な発展を図るため、創業の量的拡大や新産業・新事業を創出する成長性の高い中小企業を育成することが求められている。このため、食、観光、IT、バイオなど本道で優位性や成長可能性が高い7分野を対象に、関係機関と連携を図りながら、道の創業支援施策に加え、国(政府系金融機関）の支援措置を積極的に活用することにより、起業の各段階に応じた総合的な創業支援を展開し、道内の創業を促進する。	国民生活金融公庫の「新創業融資制度」の要件緩和 日本政策投資銀行の低利融資等	第03回 H18.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai3nintei/01toke.pdf			H20.3.31
北海道	北海道	北海道地域地方活力向上地域等特定業務施設整備促進プロジェクト	北海道の全域	北海道では、自動車関連産業、リスク分散や食資源に着目した企業立地が進みつつあるが、人口の流出、産業の低迷などにより地域の活力低下が懸念される地域が依然として多いことから、道外からの企業誘致や道内事業の拡充により、設備投資や地元企業との取引拡大、雇用の創出を図る必要がある。　このため、支援措置を活用した本社機能等の移転や道内企業の本社機能等の拡充により、設備投資や雇用などが拡大することで地域の活性化を図る。	地方における本社機能の拠点の強化を行う事業者に対する特例	第33回 H27.10.2	R8.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/c004.pdf			R15.3.31
北海道	北海道	－地域のしごと創生－ 中小・小規模企業の元気づくりプロジェクト	北海道の全域	人口減少・高齢化が進む本道においては、需要減退や後継者難などにより、企業の休廃業が増加し、地域経済の活力低下が懸念されていることから、本道が強みを持つ分野や、成長分野を中心とした、経営体質強化、経営革新の取組とともに、円滑な事業承継の促進に取り組み、本道産業の基盤となる中小・小規模企業を支援する。 また、道内の多くの市町村において、地方創生を推進する上で、専門的知見を有する人材の不足が課題となっていることから、民間活力を自治体の取組に活かす仕組みを構築し、地域のしごと創出や稼ぐ力の強化を目指す。	地方創生推進交付金	第39回 H28.8.30	H29.5.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai43-2nintei/plan/y001.pdf	【軽微変更】 H30.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2018nendo/keibi/002.pdf	H31.3.31
北海道	北海道	北海道における若者・女性等の就業・創業・働き方改革支援プロジェクト	北海道の全域	北海道においては、全国と比べ厳しい雇用環境にあり、労働者にとって仕事と生活の両立が課題であるとともに、企業では、人材確保が困難な状況が生じており、企業における生産性の向上や子どもを産み育てやすい職場環境整備、質の高い労働者の確保などが急務となっている。 このため、若者の地元就職や職場定着、若者・女性の創業促進と併せ、働き方改革をはじめとした企業の雇用環境の改善を図ることにより、地域における産業人材の不足を改善し、地域経済の維持・発展を図る。	地方創生推進交付金	第39回 H28.8.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai39nintei/plan/a004.pdf	【軽微変更】 H30.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2018nendo/keibi/003.pdf	H31.3.31
北海道	北海道	産業遺産（炭・鉄・港）の保全・活用による交流人口の拡大プロジェクト	北海道の区域の一部（空知地域）	人口減少・高齢化が急速に進行している本道の中でも、とりわけ厳しい状況にある空知地域においては、持続可能な地域の実現に向け、地域資源を活かしながら地域活性化の芽を生み出していくことが重要である。 このため、空知地域の炭鉱をはじめ、胆振地域の鉄鋼や後志地域の港、それらを結ぶ鉄道の歴史的価値に着目し、地域の新たな魅力として「炭・鉄・港」のストーリーを構築するとともに、産業遺産の保全・活用や魅力発信の取組を強化することにより、地域住民の機運醸成、道内外での知名度向上を図り、交流人口の拡大へと繋げていく。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第40回（１） H28.11.29		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai40-1nintei/plan/a001.pdf	【軽微変更】 H30.3.20	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2018nendo/keibi/299.pdf	H31.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道	アートでつながるミクスチャー空間創出事業	北海道の全域	三岸好太郎美術館を大人も子どもも楽しめ、地域の物産も購入できるアートツーリズム施設として再構築するとともに、道内の美術館の作品や関連する特産品等を展示・販売することにより本美術館をショーケースとして国内外に発信し、入場者の増につなげる。また、美術館を核とした広域観光周遊ルートの形成も進め、外国人観光客等の増加を図る。	地方創生拠点整備交付金	第41回 H29.2.24		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai41nintei/plan/a004.pdf			R3.3.31
北海道	北海道	女性が輝く農業人材育成施設整備プロジェクト	北海道の全域	農村女性は、農産物の生産や経営面だけではなく、女性の視点を活かした農作物の新たな加工方法や消費者との交流等、様々な場面で役割が期待される一方、本道は、他県と比べて女性の就業人口が低い状況にあり、特に３９歳以下の若い世代では女性の割合が少なく、女性就農の拡大と地域への若い女性の定着が課題となっている。 このため、先端技術等を活用した農業研修を実施するために必要な研修交流・宿泊施設を整備し、本道農業の担い手確保や高付加価値で収益性の高い農業経営を目指す。	地方創生拠点整備交付金	第41回 H29.2.24		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai41nintei/plan/a003.pdf			R3.3.31
北海道	北海道	北海道特有の歴史文化を活用したインバウンド交流施設整備事業	北海道の全域	「北海道」と命名されてから150年目を迎える平成30年に向け、北海道の歴史や文化を活用したインバウンドの受入体制を強化するため、北海道開拓時代の「村」を再現し、建造物は外観だけでなく、内部まで詳細に再現し、展示している「北海道開拓の村」をインバウンドの交流・体験施設としてリニューアルすることにより、外国人観光客500万人の達成を加速させることを目指す。	地方創生拠点整備交付金	第41回 H29.2.24		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai41nintei/plan/a001.pdf			R3.3.31
北海道	北海道	輸出拡大に向けた食のイノベーション強化プロジェクト	北海道の全域	全国的にも稀な民営による公設試である北海道立工業技術センター（以下単に「センター」という。）は、函館地域に集積する研究機関等と連携した研究開発や、有力な地域資源である水産物など、道産食材の国内外への売上拡大に向けた企業等に対する技術支援を行い、道産食品の輸出目標1,000億円（H30）に貢献し、地域経済の活性化及び雇用の増加につなげる。	地方創生拠点整備交付金	第41回 H29.2.24		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai41nintei/plan/a002.pdf			R3.3.31
北海道	北海道	北海道未来人財応援プロジェクト	北海道の全域	北海道は全国を上回るスピードで人口減少が進行しているが、一方で外国人観光客の増加や道産食品の輸出拡大など、急速にグローバル化が進展している。こうした変化に柔軟に対応し、北海道の未来を担っていく人材の育成が極めて重要である。このため、学生の海外留学をはじめ、スポーツ指導者、若手芸術家、食やものづくりの職人などの分野において、意欲と能力のある若者の海外チャレンジを支援することで、将来の北海道に貢献する人材の育成を図り、支援した若者の道内での活動や道内定着を促進することにより北海道創生を推進していく。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第42回 H29.3.28		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai42nintei/plan/a001.pdf	【軽微変更】 R1.7.12	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2019nendo/keibi/k236.pdf	R2.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道	プロフェッショナル人材センター運営プロジェクト	北海道の全域	北海道では、幅広い分野の人材不足が顕在化しており、地域経済の維持・発展を図るためには、産業を支える人材の確保や道内中小企業等の経営改善への意欲を喚起するプロフェッショナル人材の誘致が必要であることから、北海道プロフェッショナル人材センターを設置し、道内中小企業等の経営改善の意欲を喚起するとともに、道内企業への道外のプロフェッショナル人材の受入などの橋渡し支援を行う。また、プロフェッショナル人材事業を推進するにあたり、全国協議会に参画するなど地方創生の実現に向け効果的な取組みを推進する。	地方創生推進交付金	第43回（１） H29.5.1		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai43-1nintei/plan/a001.pdf	【軽微変更】 H31.3.29	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2019nendo/keibi/001.pdf	R2.3.31
北海道	北海道	企業・異分野連携による次代を創る農林水産業の確立事業	北海道の全域	本道の農林水産業は、就業者の減少や高齢化が進み、付加価値率の低さなどの構造的な課題を抱えているため、先駆性の高い事業に重点的に取り組み、企業・異分野との連携による先端技術の導入などを通じたイノベーションによる収益性の向上、ブランディングによる付加価値の向上、人材の確保を図る。	地方創生推進交付金	第43回（２） H29.5.30	H30.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai47nintei/plan/y001.pdf	【軽微変更】 H31.3.29	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2019nendo/keibi/002.pdf	R2.3.31
北海道	北海道	ヘリテージツーリズムを担う人材育成拠点整備事業	北海道の全域	ヘリテージツーリズムの推進を図るため、茅葺き屋根や柾屋根、札幌軟石など様々な素材の建造物が揃っている北海道開拓の村において、「北海道ヘリテージ・マネジメント専門職育成講座を開催することにより、人材育成の拠点として整備するとともに、「旧龍雲寺」「旧若狭家たたみ倉」そのものをイノベーションし、ヘリテージツーリズムの対象として観光資源化を図る。	地方創生拠点整備交付金	第47回 H30.3.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai47nintei/plan/a003.pdf			R5.3.31
北海道	北海道	海外における北海道ブランドの魅力拡大・経済交流推進計画	北海道の全域	これまでの取組により食や観光分野での知名度が高まりつつある「北海道」ブランドにアイヌ文化の魅力を加え、食・観光・文化の相乗効果により「北海道」ブランドの付加価値を更に高め、道産品の輸出拡大やインバウンドの促進等を目指す。	地方創生推進交付金	第47回 H30.3.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai47nintei/plan/a005.pdf	【軽微変更】 H31.3.29	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2019nendo/keibi/003.pdf	R3.3.31
北海道	北海道	寒冷環境対応型ＩｏＴ製品等の開発支援拠点整備事業	北海道の全域	本道の地域産業や積雪寒冷な気候といった特性を踏まえ、今後急速に利用分野の拡大が見込まれるＩｏＴ関連製品等の開発が求められているが、道内には製品開発に必要な国内外の規格に適合した公共的な試験施設が存在しないため、道内企業の研究開発や技術支援などを実施している地方独立行政法人北海道立総合研究機構工業試験場において、ＩｏＴ関連製品等の開発に係る試験施設等を整備し、北海道の寒冷な環境に対応するＩｏＴ関連製品等に係る新製品・新技術創出促進に取り組む。	地方創生拠点整備交付金	第47回 H30.3.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai47nintei/plan/a004.pdf			R5.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道	環境の変化に対応したマーケティング力強化による食の輸出拡大プロジェクト	北海道の全域	輸出相手国、対象品目、流通チャンネル、プロモーション手法などを分析し、蓄積した各種データや対象を絞った輸出戦略を民間事業者と共有し、地域商社などによる民主導の取組を促進する。 大手商社や輸出促進団体等が有する輸出に関する知見やノウハウを活用し、輸出に取り組もうとする産地等の取組をサポートするとともに、高付加価値商品の商品開発支援など、輸出に取り組む産地や事業者の裾野拡大に向けた仕組みを構築する。	地方創生推進交付金	第47回 H30.3.30	R1.8.23	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai53nintei/plan/y002.pdf			R3.3.31
北海道	北海道	先人から受け継いだ財産を次世代につなぐプロジェクト	北海道の全域	本道が「北海道」と命名されてから150年目を迎える2018年（平成30年）を節目に、積み重ねてきた歴史や先人の偉業を振り返り、道民・企業・団体など様々な主体が一体となってマイルストーン（＝通過点の節目）として祝うとともに、国内外から年間60万人が訪れる赤れんが庁舎の重要文化財としての優れた価値とその発信力を活かし、北海道観光の呼び水となるよう、国内外に向けた歴史文化・観光情報発信拠点として利活用を図るなど、北海道の誇るべき価値を再認識・共有し、国内外に発信し、交流人口の拡大を図る。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第47回 H30.3.30	R1.11.8	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai54nintei/plan/y001.pdf			R5.3.31
北海道	北海道	木のまち旭川エリア『未来づくり感響プロジェクト』	北海道の区域の一部（上川地域）	自らの将来について真剣に考え始める中高生世代を対象に、「旭川家具の魅力」や「家具・建具製造業や林業の職業としての素晴らしさ」を学ぶ機会を創出、発信することで、旭川家具の魅力や原材料を供給する木材産業、さらには地域の環境に森林が果たす機能について理解促進を図るとともに、家具・建具製造業の就業者数や林業への新規就労者数を育成・確保する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第47回 H30.3.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai47nintei/plan/a002.pdf	【軽微変更】 R1.7.12	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2019nendo/keibi/k237.pdf	R3.3.31
北海道	北海道	歴史・文化資源を活用した回遊性のある観光地づくり計画	北海道の全域	人口減少、高齢化の急速な進展に伴い、地域経済の活力低下を招いていることから、食や自然に加え、アイヌ文化など、北海道の持つ魅力や強みを発揮できる「観光」分野を持続的に成長させるため、来道観光客を増加させるとともに、道内各地を訪れる仕組みづくりに取り組む。	地方創生推進交付金	第47回 H30.3.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai47nintei/plan/a007.pdf			R3.3.31
北海道	北海道	おいでよ！天空の園・松山湿原の森プロジェクト	北海道の区域の一部（上川北部地域）	北海道自然環境保全地域であり、環境省が選定する「日本の重要湿地500」の一つに数えられる松山湿原において、老朽化した散策路や案内看板の改修、貴重な植生を説明する看板の新設、錆の浮いた熊避けの鐘交換などを行うほか、生物多様性教育に資するガイドツアー等を実施することにより、松山湿原の環境を保全するとともに、生物多様性に関する環境教育に資する場としての利用価値の向上を図り、上川北部地域の交流人口の拡大を図る。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第51回 H31.3.29		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai51nintei/plan/a001.pdf			R4.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道	ワイン産地「ＨＯＫＫＡＩＤＯ」形成プロジェクト	北海道の全域	地理的表示(GI)制度の指定を最大限活用し、他の産地との差別化を図り、ワイン産地として国内外に通用するブランドを形成するため、醸造用ぶどうの生産拡大の環境を整備するとともに、ぶどう栽培や醸造技術からマーケティングに至るまでの総合的な人材を育成・確保することにより、少子高齢化・人口減少の影響が少なく、付加価値率が高く、成長市場として期待されているワイン産業の創出に取り組む。	地方創生推進交付金	第51回 H31.3.29	R2.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai55Olnintei/plan/y001.pdf			R4.3.31
北海道	北海道	北海道の美味しい農林水産物でつくるハイグレードな食・創造ビジネスモデル拡大事業	北海道の全域	産官学連携したクラスター体制で道産食品の高付加価値化と北海道ブランドの向上・磨き上げに取り組むプロジェクトを展開し、道産食品の高付加価値化と北海道ブランドの向上・磨き上げを図る。	地方創生推進交付金	第51回 H31.3.29	R2.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai55Olnintei/plan/y003.pdf			R4.3.31
北海道	北海道	歴史的建造物を活用した酒蔵ツーリズム拠点整備事業	北海道の全域	北海道の様々な歴史的建造物が集積している開拓の村において、旧武井商店酒造部と旧三ます河本そば屋をリノベーション（歴史的建造物を含む歴史的空間の魅力を再生）し、北海道の歴史や食文化を学び・体験できる観光拠点施設として整備するとともに、隣接する北海道博物館との相乗効果を高め、本施設の入場者数や入場料収入の増加、関連産業の所得向上を実現する。	地方創生拠点整備交付金	第51回 H31.3.29		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai51nintei/plan/a004.pdf			R6.3.31
北海道	北海道	北海道型Society5.0イノベーション・エコシステムによる近未来技術社会実装プロジェクト	北海道の全域	一次産業をはじめとする各産業の生産性向上や効率化、品質向上を図るとともに、地域の暮らしの質を維持・向上させるため、地域が主体となったAI、IoT、ロボット等の先端技術の導入に向けた中堅・中小企業のニーズに対応し、北大や道立総合研究機構工業試験場等のシーズをマッチングさせる産学官による推進体制を構築するとともに、民間企業の製品開発を促進するためのプロジェクトを実施する。	地方創生推進交付金	第53回 R1.8.23		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai53nintei/plan/a001.pdf	【軽微変更】 R2.4.1	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2020keibi02/plan/k005.pdf	R4.3.31
北海道	北海道	若年人材の還流促進と新たな仕事・働き方創出事業	北海道の全域	若者・女性等の多様な希望を叶えるため、若年者等をターゲットに北海道における新たな仕事と働き方を一体的に創出するとともに、わくわく地方生活実現 政策パッケージ（移住支援・起業支援事業）を活用するなど、北海道への求職希望に対する支援を実施する。将来北海道への移住につながる関係人口の拡大・創出に向けた取組や地域における受入体制づくりの推進など、首都圏等からの若年人材の還流を促進する。	地方創生推進交付金	第53回 R1.8.23	R2.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai55Olnintei/plan/y002.pdf			R4.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道	次世代につなぐ森林活用型人材育成拠点施設整備事業	北海道の全域	森林資源の循環利用を図りつつ林業・木材産業関連企業の成長産業化を実現するため、(1)本道の林業・木材産業の魅力を発信し、道内外から担い手を確保するとともに、(2)林業・木材産業の実践技術を身につける施設を整備し、本施設やカリキュラム、卒業後に地域へ就業し、即戦力として活躍して、将来企業経営を担う人材を育成することにより、林業・木材産業等関連企業等の生産性の向上を図る。	地方創生拠点整備交付金	第53回 R1.8.23		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai53nintei/plan/a003.pdf			R6.3.31
北海道	北海道	アイヌ文化・工芸等の魅力を生かした新たな価値創出事業	北海道の全域	アイヌの人々が多く暮らす本道の特性を生かし、活力と包容力のある地域の共生社会の実現を目指すためにも、アイヌ文化を広くより身近に日常的なものとして触れられるようにするため、アイヌ文化のナショナルセンターである「ウポポイ」を効果的に活用しながら、アイヌ文化や工芸の魅力を生かした、身近に感じられる商品等の開発に向け、商業ベースでの自立も視野に、販路拡大や人材育成を含めたアイヌ文化の振興と持続的発展に向け取り組む。	地方創生推進交付金	第55回（１） R2.3.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai5501nintei/plan/a002.pdf			R5.3.31
北海道	北海道	先端技術で支える持続可能な北海道の一次産業・暮らし	北海道の全域	若者に定住地として選ばれ、地域に定着させるため、基幹産業の維持発展のみならず、地元の魅力的な仕事を体験しながら学び、郷土愛を育む環境を構築するとともに、生活者からの視点として、不安なく教育や公共交通などの生活インフラを良好に享受できる環境整備により、若いパフォーマンス世代が活躍出来る持続可能な地域社会を目指す。	地方創生推進タイプ	第55回（１） R2.3.30	R5.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai67nintei/plan/y0001.pdf	【軽微変更】 R6.3.28	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2024keibi01/plan/k001.pdf	R7.3.31
北海道	北海道	北海道らしい「関係人口」の創出・拡大プロジェクト	北海道の全域	人口減少が進む道内地域において、持続可能な地域づくりに不可欠な地域の社会・経済を支える担い手の創出を図るため、都市部の住民等を対象とした従前の移住・定住の促進に向けた取組に加え、移住・定住には至らずとも、多様な形で地域に関わりを持ちながら継続的に地域とつながる人材を確保するための取組を行うことにより、地域課題の解決に資する人材を創出することで、人口減少下の地域においても心豊かに暮らし続けられる活力と活気に満ちた地域の実現を目指す。	地方創生推進交付金	第55回（１） R2.3.30	R4.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai63nintei/plan/y001.pdf			R5.3.31
北海道	北海道	北海道未来実装「地方×宇宙ビジネス」創生事業	北海道の全域	世界的な需要や国の動きを見据え、本道のポテンシャルを活かし、衛星データをはじめとする宇宙利用産業での新たなビジネスを創出するとともに、これに伴うロケットや人工衛星等の宇宙機器産業の需要拡大を図ることで、一連の宇宙産業を発展させ、観光や食に続く、道内経済を牽引する新たな成長産業に育てあげるとともに、人口減少が進む本道の地方創生を果たす。	地方創生推進交付金	第55回（１） R2.3.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai5501nintei/plan/a005.pdf			R5.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道	潜在人材掘り起こし推進事業	北海道の全域	少子高齢化や人口減少等により道内では人材確保が一層困難となる中、近年、新規求職者数は減少傾向であり、就職に結びつく数も減少している。女性・高齢者・障がい者は、子育て・介護の要請や体力の問題などから、短時間勤務等の求人ニーズが高いが、人手不足産業では必ずしもニーズに合った求人を提供できていない。これらの方々が働きやすい雇用・就業の機会確保や、柔軟な働き方が可能となる環境整備を進め、明確な就労意思を持っていない潜在的人材の新規就業を促進し、地域の人材確保を通じて地域経済の活性化を図る。	地方創生推進タイプ	第55回（１） R2.3.30	R6.3.28	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai70nintei/plan/y0005.pdf			R7.3.31
北海道	北海道	北海道創生総合戦略推進計画	北海道の全域	全国を上回るスピードで人口減少が進んでいる中、東京一極集中の是正については、国全体で取り組むべき重要課題であり、本道は首都圏からの人やモノの還流、企業の地方分散の受け皿として、重要な役割を担うことが期待されている。これに対応するため、北海道で暮らす幅広い世代のみならず、道外在住の北海道を愛する方々など、北海道に関係するあらゆる人たちが集い、つながるとともに、未来に向けた挑戦ができる期待感にあふれた大地で、人口減少下においても心豊かに幸せに暮らし続けられるような、包容力のある北海道の実現をめざす。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第55回（２） R2.3.31	R4.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai63nintei/plan/y004.pdf			R7.3.31
北海道	北海道	海外市場動向に対応した食の輸出拡大推進事業	北海道の全域	全国を上回るスピードで人口減少が進む北海道においては、国内市場の縮小が見込まれる中、本道の食関連産業を持続的に発展させるため海外需要を取り込むことが不可欠。輸出相手国、品目などに応じたマーケティングや、デジタル技術の活用など、新たな商流に対応した海外市場向けの輸出戦略を関係者で共有し、オール北海道で展開することにより、広大な本道が有する一次産業の生産力や多様性といった強みを最大限に発揮することにより、道産食品の輸出拡大による所得向上、雇用機会拡大、道内食関連産業の持続的発展へつなげる。	地方創生推進タイプ	第59回 R3.3.30	R5.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai67nintei/plan/y0003.pdf			R6.3.31
北海道	北海道	北海道観光の再構築と地域の魅力を活かし人を呼び込む北海道づくり	北海道の全域	新型コロナウイルス感染症によるインバウンド需要の消失という環境の変化を契機として、インバウンドに重点化していた北海道観光の方向を転換し、国内旅行の需要喚起や長期滞在化にシフトさせ、旅行者比率のリバランス、新たな需要である新しいスタイルの国内旅行を推進するとともに、観光を入口として、北海道の魅力を知ってもらい、関心が高まりつつある地方移住等への対応を強化する。	地方創生推進タイプ	第63回 R4.3.30	R8.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/c002.pdf	【軽微変更】 R8.2.24	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2026keibi01/plan/k001.pdf	R9.3.31
北海道	北海道	HOKKAIDOワインの可能性を広げるブランド化推進事業	北海道の全域	北海道が世界に誇る価値・魅力である食や観光は、さらなる創意と工夫で一層の高みに押し上げられる潜在力を有している。ワインの高付加価値化に必要な技術力、マーケティング力の向上に加え、チーズなど食との組み合わせ、地理的表示保護制度活用によるブランド化などに取組み、魅力ある食の国内外への展開を図ることで、ワイン産地としての北海道を国内はもとより世界に通用する競争力を持ったブランドに磨き上げ、地方創生の中核を担う持続的な地域産業とすることを目指す。	地方創生推進タイプ	第63回 R4.3.30	R5.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai67nintei/plan/y0005.pdf	【軽微変更】 R6.3.28	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2024keibi01/plan/k002.pdf	R7.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道	日常に溶け込む北海道食品展開事業	北海道の全域	本道の食品産業は、人口減少に加え、デジタル化の急速な進展や、コロナ禍による外食の減少といった環境変化にさらされているが、変化する市場ニーズに合わせた新商品の開発や、販路拡大を図ることができる人材の育成など、道内食関連産業の変化対応力の強靭化を図ることにより、基幹産業である農林水産業を含めた地域産業の持続的発展を図る。また、デジタル化や健康志向の高まりを捉え、消費者ニーズに対応した商品を開発するとともに、日常の生活で選ばれる道産食品の構築を目指し、道内業者の通年での収益向上、雇用拡大につなげる。	地方創生推進タイプ	第63回 R4.3.30	R6.3.28	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai70nintei/plan/y0003.pdf			R7.3.31
北海道	北海道	北海道プロフェッショナル人材センター運営事業	北海道の全域	平成27年度から設置していた札幌に加え、令和5年度は道内6地域にサテライト拠点を設置、令和6年度は民間による人材マッチング支援の無い4地域において人材マッチングノウハウの継承を図り、道内全域に人材マッチング支援が行き届くよう各地域の地域金融機関をはじめとした支援体制構築を目指す。	地方創生推進タイプ	第67回 R5.3.30	R6.3.28	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai70nintei/plan/y0006.pdf			R10.3.31
北海道	北海道	子育てを社会全体で支える「子ども応援社会」の実現	北海道の全域	14年連続全国で最も魅力的な都道府県１位となっているブランド力を活かし、「北海道に住みたい」と考える若年層・子育て世代のニーズや懸念事項に対応する安心・安定した子育て環境の整備を推進することにより、若年層や子育て世代等がもつ経済面や子育て環境の不安解消に向けて、地域企業の受け入れ体制整備や地域コミュニティーの受け入れ体制形成に向けた支援、地域で身近な相談者の人材育成などに取り組むことで、本道への呼び込みと定着の強化を図る。	地方創生推進タイプ	第68回 R5.8.17		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai68nintei/plan/a001.pdf	【軽微変更】 R7.4.1	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2025keibi01/plan/k002.pdf	R8.3.31
北海道	北海道	次世代半導体関連産業の集積を中心とした北海道の成長を牽引する産業づくり	北海道の全域	次世代半導体の製造拠点が北海道に立地することを契機として、イノベーションが期待される技術をもつ国内外の半導体関連企業の誘致活動や北海道の強みを発信するとともに、将来の人材確保に向けた若年層の意識付けや人材育成などを行い、国内外の研究者や技術者が集う半導体関連産業の拠点形成を図る。	地方創生推進タイプ	第68回 R5.8.17	R7.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/y0001.pdf			R8.3.31
北海道	北海道	北海道未来実装「地方×宇宙ビジネス」加速化事業	北海道全域	北海道発宇宙事業の宇宙分野に止まらない新たなマーケット創出・ニーズ発掘など事業領域の多角化を図るため、幅広い関連産業の育成やスタートアップ企業の創出支援などを実施により、宇宙関連産業をより強固なものとし、北海道経済の底上げ・競争力の強化に繋げることで「北海道の優位性・独自性を活かして経済・産業が活性化し、いきいきと働ける社会」を目指す。	地方創生推進タイプ	第68回 R5.8.17	R7.9.4	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai74nintei/plan/y001.pdf			R8.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道	高度外国人材に選ばれるほっかいどうイノベーション創出事業	北海道の全域	海外からの技術や人材を終結させプロジェクトを加速度的に進め、世界でも注目されるアジアのIT開発拠点となる国々の高度外国人材を北海道に結集させることで、彼らの持つ高度な知識・技術を本道に結集させ、全道域に効果を波及させ、広域分散型の地域課題と未来技術を掛け合わせた先進的な実証事業の実施を通じて、地域の実情にあった実装を推し進め、道内全域さらなる技術・サービスの高度化といったイノベーション創出を行う北海道を目指す。	地方創生推進タイプ	第70回（１） R6.3.28	R7.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/y0002.pdf			R9.3.31
北海道	北海道	新たな戦略作物による北海道農業の持続的成長と販路拡大事業	北海道の全域	地球規模で温暖化の影響等により、これまで道内での栽培が少なかった作物が、若手農業者が中心となり栽培を始め、地域の特産物「新顔作物」として生産に取り組んでいる。こうした動きは、本州から広大な農地を有する本道での新規就農を希望する方などの移住や道内の休耕地の活用などにも寄与しており、道内に点在し、新顔作物作付け農事業者の個々の取組により地産地消に留まっている取組を道内全体へと拡大を図り、道内外へ新顔作物の認知度向上及び需要の拡大を図る。	地方創生推進タイプ	第70回（１） R6.3.28	R8.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/c003.pdf			R9.3.31
北海道	北海道	第３期北海道創生総合戦略推進交付金計画	北海道の全域	人口減少の進行と地域社会の縮小に直面する中、一人ひとりが可能性を発揮し、それぞれの地域が有するポテンシャルを最大限に活かして、将来にわたり道内各地域の持続的な発展を確かなものにしていくため、官民が一体となり、実効性のある取組を着実に進めていくことが重要となる。このため、自然減、社会減の両面から取り組む、人口減少のスピードの「緩和」と、人口減少社会への「適応」の２つの観点の下、一人ひとりが豊かで安心して住み続けられる地域の実現を目指す。	地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画と連動した支援措置）	第73回 R7.3.31	R8.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/c001.pdf			R8.3.31
北海道	北海道	第３期北海道創生総合戦略推進計画	北海道の全域	人口減少の進行と地域社会の縮小に直面する中、一人ひとりが可能性を発揮し、それぞれの地域が有するポテンシャルを最大限に活かして、将来にわたり道内各地域の持続的な発展を確かなものにしていくため、官民が一体となり、実効性のある取組を着実に 進めていくことが重要となる。このため、自然減、社会減の両面から取り組む、人口減少のスピードの「緩和」と、人口減少社会への「適応」の２つの観点の下、一人ひとりが豊かで安心して住み続けられる地域の実現を目指す。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	第73回 R7.3.31	R8.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/c005.pdf			R12.3.31
北海道	北海道	第３期北海道創生総合戦略(改訂版)推進交付金計画	北海道の全域	人口減少の進行と地域社会の縮小に直面する中、一人ひとりが可能性を発揮し、それぞれの地域が有するポテンシャルを最大限に活かして、将来にわたり道内各地域の持続的な発展を確かなものにしていくため、産官学金労言が一体となり、実効性のある取組を着実に進めていくことが重要となる。このため、自然減、社会減の両輪から取り組む、人口減少のスピードの「緩和」と、人口減少社会への「適応」の二つの観点の下、一人ひとりが豊かで安心して住み続けられる地域の実現を目指す。	地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画と連動した支援措置）	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s001.pdf			R12.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の終了年月日（和暦）
北海道	北海道及び札幌市	海外拠点連携によるアジアマーケットの開拓促進プロジェクト	北海道の全域	道内経済の持続的発展に向けては、人口減少に伴う市場縮小を見据え、食や観光といった分野において、本道が持つ魅力や強みを活かすことはもとより、環境、省エネ、福祉技術の需要増加などに対応し、海外の成長力を取り込んでいくことが重要である。 このため、道と札幌市、金融機関等の連携により、それぞれの海外拠点を活用しながら、道内企業の海外展開を支援する体制を構築し、中国やＡＳＥＡＮをはじめとする、各国・地域の特性・ニーズに応じた輸出の拡大、北海道ブランドの浸透とともに、海外からの投資を促進する取組を実施する。	地方創生推進交付金	第39回 H28.8.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai39nintei/plan/a002.pdf	【軽微変更】 H30.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2018nendo/keibi/005.pdf	H31.3.31
北海道	北海道及び札幌市	東京発「北海道暮らし」の魅力創造・発信プロジェクト	北海道の全域	少子高齢化の進行や若年者の首都圏等への流出により、人口減少が進む本道において、道内市町村における「生涯活躍のまち」の形成に向けた取組を推進するとともに、北海道の独自性や優位性を最大限に発揮し、広域分散型の地域構造ゆえの課題を克服することにより、賑わいとゆとりが共存する北海道らしい質の高い定住環境を創出し、若者、現役世代、アクティブシニア、障がい者など幅広い方々をターゲットに首都圏等からの移住・交流の促進を図る。	地方創生推進交付金	第39回 H28.8.30	H29.5.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai43-2nintei/plan/y002.pdf	【軽微変更】 H30.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2018nendo/keibi/006.pdf	H31.3.31
北海道	北海道、札幌市、千歳市、恵庭市、北広島市及び石狩市	「さっぽろ圏」若者定着促進広域連携事業	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市及び石狩市並びに北海道石狩郡当別町及び新篠津村の全域	若者の地元定着、人材還流の促進に向け、石狩管内の産学官が参画する「札幌圏地元定住促進協議会」により、平成28年度に策定した「若者の地元定着促進プラン」に基づいて、若者、女性、企業の３つのターゲットごとに効果的な取組を行うもの。	地方創生推進交付金	第43回（２） H29.5.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai43-2nintei/plan/a002.pdf	【軽微変更】 H31.3.29	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2019nendo/keibi/004.pdf	R2.3.31
北海道	北海道及び札幌市	道市連携による「働き方改革・女性活躍」加速化事業	北海道の全域	本道における人手不足の一層の深刻化による地域産業の停滞の解消や、育児と仕事の両立など、女性が働きやすい環境づくりを進めるため、「働き方改革を推進する仕組みづくり」と「女性の活躍に向けた潜在的な労働力の掘り起こしと就労支援」を北海道と札幌市が連携して進めることにより、事業効果の最大化を図り、「働き方改革」と「女性の活躍促進」を広く全道に展開していく。	地方創生推進交付金	第47回 H30.3.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai47nintei/plan/a008.pdf	【軽微変更】 R2.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2020keibi02/plan/k003.pdf	R3.3.31
北海道	北海道、札幌市、函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、帯広市、北見市、夕張市、岩見沢市、網走市、留萌市、苫小牧市、稚内市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、紋別市、士別市、名寄市、三笠市、根室市、千歳市、砂川市、深川市、富良野市、登別市、恵庭市、伊達市、北広島市、石狩市、北斗市、当別町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、長万部町、江差町、黒松内町、蘭越町、真狩村、喜茂別町、京極町、岩内町、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、南幌町、奈井江町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、沼田町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、中川町、幌加内町、増毛町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、猿払村、中頓別町、枝幸町、豊富町、美幌町、津別町、斜里町、訓子府町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、西興部村、雄武町、大空町、豊浦町、白老町、厚真町、安平町、むかわ町、浦河町、新ひだか町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町	北海道への移住、起業を促進するＵＩＪターン新規就業・地域課題解決型起業支援事業	北海道の全域	全国を上回るペースでの人口減少及び幅広い業種での人手不足といった状況に対応するため、道内中小企業等の求人広告を提供するマッチングサイトを開設するとともに、道内市町村と連携して東京圏からの移住者への支援を行う制度を構築する。また、地域課題の解決に取り組む起業への支援を行う。	地方創生推進タイプ	第51回 H31.3.29	R6.3.28	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai70nintei/plan/y0008.pdf			R7.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道及び札幌市	外国人の活躍×グローバルビジネス拡大プロジェクト	北海道の全域	道内企業が、中国やＡＳＥＡＮ等の市場に向けて製品・技術・サービスを積極的に輸出し、また、観光、食、ITはじめ幅広い分野での海外から北海道への投資を促進することにより、道内企業の競争力強化や雇用の拡大を図るとともに、海外からの投資を本道経済の活性化に結び付けていく。	地方創生推進交付金	第53回 R1.8.23		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai53nintei/plan/a004.pdf			R4.3.31
北海道	北海道、北海道札幌市、北海道千歳市、北海道恵庭市、北海道北広島市、北海道石狩市	いしかり・ライフstyle魅力発信・若者地元定着促進事業	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市及び石狩市並びに当別町及び新篠津村の全域	若者の地元定着、人材還流、関係人口創出の促進に向け、「札幌圏地元定住促進協議会」において圏域の若者定着・人材還流・関係人口維持創出に資する取組の情報を共有し、石狩管内の大学や市町村、地元企業等とともに「農業」「観光業」「食」「自然環境」「文化」「スポーツ」政策との連携を図りながら、①いしかり・ライフstyleの発信、②圏域ならではの多様な選択肢の提示、③多様な人材の多様な働き方の実現、④大学生等の地元理解の促進の4つの分野ごとに効果的な取組の横展開を図る。	地方創生推進タイプ	第55回（１） R2.3.30	R6.3.28	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai70nintei/plan/y0007.pdf			R7.3.31
北海道	北海道、札幌市、函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、帯広市、北見市、夕張市、岩見沢市、網走市、留萌市、苫小牧市、稚内市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、紋別市、士別市、名寄市、三笠市、根室市、千歳市、砂川市、深川市、富良野市、登別市、恵庭市、伊達市、北広島市、石狩市、北斗市、当別町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、長万部町、黒松内町、蘭越町、真狩村、喜茂別町、京極町、岩内町、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、南幌町、奈井江町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、沼田町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、中川町、幌加内町、増毛町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、猿払村、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町、美幌町、津別町、斜里町、訓子府町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、西興部村、雄武町、大空町、豊浦町、白老町、厚真町、安平町、むかわ町、浦河町、新ひだか町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町	第２期北海道への移住、起業を促進するＵＩＪターン新規就業・地域課題解決型起業支援事業	北海道の全域	全国を上回るペースでの人口減少及び幅広い業種での人手不足といった状況に対応するため、道内中小企業等の求人広告を提供するマッチングサイトを開設するとともに、道内市町村と連携して東京圏からの移住者への支援を行う制度を構築する。また、地域課題の解決に取り組む起業への支援を行う。	地方創生推進タイプ	第70回（１） R6.3.28	R6.8.16	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai71nintei/plan/y001.pdf			R10.3.31
北海道	北海道及び旭川市	新幹線開業効果を拡げる交通とＤＭＯネットワーク構築事業	北海道の全域	北海道新幹線の開業効果を道内に波及させるとともに、地方での観光消費額を増加させるため、鉄道事業者（ＪＲ東日本、ＪＲ北海道）や航空会社、地域のＤＭＯ等が一体になった共同企画立案により、北海道新幹線や旭川空港等の地方空港を組み合わせた着地型の広域旅行商品の造成を促進するとともに、旭川圏域等の地域のＤＭＯと連携した観光コンテンツづくりを促進する。	地方創生推進交付金	第43回（２） H29.5.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai43-2nintei/plan/a003.pdf	【軽微変更】 H31.3.29	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2019nendo/keibi/006.pdf	R2.3.31
北海道	北海道並びに北海道旭川市	あらゆる世代の働き手と地域中小企業を繋ぐ!!　“旭川圏トライアルワーク”連携支援プロジェクト	北海道旭川市並びに北海道上川郡鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町及び美瑛町の全域（上川中部定住自立圏）	若年者をはじめとした現役世代の都市圏への人材流出の進行により、地場産業を支える地域中小企業の人手不足や地域の生活サービス機能に対する懸念が生じていることから、求職者と人材不足に陥っている地域中小企業を結びつける就職マッチングに加え、高校生を対象としたインターンシップによるキャリア教育等を展開し、働き手の地域就労と定着化を図るとともに、地域中小企業の労働力確保と都市圏への人材流出の抑制に繋げていく。	地方創生推進交付金	第55回（１） R2.3.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai55013nintei/plan/a008.pdf	【軽微変更】 R3.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2021keibi01/plan/k001.pdf	R5.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道及び釧路市	北海道ＤＭＯを核としたインバウンド等の受入環境づくりプロジェクト	北海道の全域	近年、北海道では、アジアを中心に外国人宿泊者数が増加しているが、①７割以上が道央圏に宿泊している等の地域偏在や季節偏在、②観光人材の育成や広域周遊ルートの形成、③外国人が北海道観光に求める要素を国別・受入地域別などで把握するマーケティング強化等の課題を解決する必要がある。このため、広域連携ＤＭＯの体制を強化しながら、釧路地域をモデルとした地域のＤＭＯ形成やＤＭＯ間連携など、重層的な地域間連携による観光ブランド力を強化するとともに、インバウンド大幅拡大に向けた受入環境づくりを行う。	地方創生推進交付金	第39回 H28.8.30	H30.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai47nintei/plan/y002.pdf	【軽微変更】 R2．3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2020keibi02/plan/k002.pdf	R3.3.31
北海道	北海道、北海道帯広市、北海道音更町、北海道士幌町、北海道上士幌町、北海道鹿追町、北海道新得町、北海道清水町、北海道芽室町、北海道中札内村、北海道更別村、北海道大樹町、北海道広尾町、北海道幕別町、北海道池田町、北海道本別町、北海道足寄町、北海道陸別町	交通モードの利活用により地域の内外をつなぐ交流人口拡大推進事業	帯広市並びに音更町、士幌町、上士幌町及び鹿追町、新得町及び清水町、芽室町、中札内村及び更別村、大樹町及び広尾町、幕別町、池田町、豊頃町及び本別町、足寄町及び陸別町並びに浦幌町の全域	新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ地域内の外出機会の増加や観光客数の増加など早期回復に向け、令和3年3月に予定している「とかち帯広空港」の民営化により道内他空港とのネットワークが強化されることなどを見据え、地域住民に真に必要な生活・交通サービスの改善や旅行者動態を踏まえた移動利便性を高めることで地域住民の外出機会の創出や観光客の広域周遊等を後押しすることにより、持続可能な地域交通を確保し、関係・交流人口の創出・拡大による交流の活性化やまちへの定着化、管内の賑わいや活気の創出を目指す。	地方創生推進タイプ	第59回 R3.3.30	R5.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai67nintei/plan/y0009.pdf			R6.3.31
北海道	北海道、夕張市	夕張地域雇用再生計画	夕張市の全域	夕張市は、石炭産業から観光と食産業への産業構造転換を図ってきたが、人口激減、高齢化の進展等により十分な成果が挙がっていない。このことを踏まえ、地場農産品の付加価値を高めるため、新たな販路の開拓を担う人材育成を行い、夕張ブランドを構築する。また、ニューツーリズムやコミュニティビジネスの確立を担う人材を育成するとともに「しごとステーションゆうばり」による就職支援を行う。これらの取組を通じ、地域雇用の創出と経済の再建を目指す。	地域雇用創造推進事業	第07回（２） H19.9.20		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai7nintei_2/01toke.pdf			H22.3.31
北海道	北海道、岩見沢市	南空知ふるさと圏の均衡ある発展に向けた交通ネットワークの整備	北海道樺戸郡月形町の全域及び岩見沢市の区域の一部（旧岩見沢市及び旧北村）	本地域は、札幌都市圏に隣接する南空知圏域の北部に位置し、新千歳空港などの主要物流拠点に近接する地理的条件、豊かな自然環境、開拓の歴史を背景とした観光・文化資源などの地域特性を活用しながら、農業を核とする産業の活性化、都市圏との交流拠点の形成を目指している。 　しかし、道内一の大河川である石狩川の両岸を結ぶ交通基盤の脆弱さが交流人口の拡大を阻害するとともに、国道に依存した交通体系が効率的な農産物物流の支障となっている。そのため本計画で、交通ネットワークの弱点部を強化し、圏域の均衡ある発展を図る。	道整備交付金	第18回 H23.3.25	H26.3.28	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai27nintei/plan/y01.pdf			H29.3.31
北海道	北海道及び留萌市並びに北海道増毛郡増毛町、留萌郡小平町、苫前郡苫前町、羽幌町及び初山別村並びに天塩郡遠別町及び天塩町	西蝦夷３００年新交流時代の創造	留萌市並びに北海道増毛郡増毛町、留萌郡小平町、苫前郡苫前町、羽幌町及び初山別村並びに天塩郡遠別町及び天塩町の全域	地域版DMOの設立に向けた検討、設立、組織展開による広域観光や課題解決に資するプロジェクトを実施するなど、地域版DMOとしての役割を果たす力を強化していく取組を実施する。	地方創生推進交付金	第43回（２） H29.5.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai43-2nintei/plan/a004.pdf	【軽微変更】 H31.3.29	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2019nendo/keibi/008.pdf	R2.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道並びに北海道檜山郡江差町、上ノ国町及び厚沢部町、爾志郡乙部町、奥尻郡奥尻町、瀬棚郡今金町並びに久遠郡せたな町	海・山・川！！障がい者等が満喫するバリアフリーレジャーと地域づくりの相互連携事業	北海道檜山郡江差町、上ノ国町及び厚沢部町、爾志郡乙部町、奥尻郡奥尻町、瀬棚郡今金町並びに久遠郡せたな町の全域	観光庁の統計データにより確認できる障がい者等の潜在的な旅行ニーズに着目し、障がい者等の旅行客を受け入れるため、その障害特性や支援方法を学ぶことを通して、互いに支え合い安心して暮らすことのできる地域づくりを行う。	地方創生推進交付金	第43回（２） H29.5.30	H30.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai47nintei/plan/y003.pdf	【軽微変更】 H31.3.29	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2019nendo/keibi/009.pdf	R2.3.31
北海道	北海道、北海道爾志郡乙部町	緑豊かな自然を生かした観光と資源を活用するための交通ネットワークの整備計画	北海道爾志郡乙部町の全域	町道と林道の一体的整備により、幹線道路と観光拠点「縁桂」とのアクセス改善を図り、四季を通じて大型車の乗入れを容易にするとともに、隣接する森林拠点からの林業生産品の新たな流通経路を確保する。また、林業生産品の一部は公共建築物等へ活用する。さらに、地域住民団体と連携し、将来にわたる森林の適正管理を効率的かつ計画的に持続させるとともに、「新たな観光ルートの商品化」に向け、迂回路としての利用や観光拠点の周遊性を向上させ、交流人口の拡大と林業の振興を図ることにより、活力ある地域社会を形成する。	地方創生道整備推進交付金	第47回 H30.3.30	R4.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai63nintei/plan/y006.pdf	【軽微変更】 R5.12.22	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2024keibi05/plan/k01.pdf	R7.3.31
北海道	北海道並びに北海道上川郡上川町、東川町及び美瑛町	「北海道の自然・食・文化を活かしたコンテンツ創出」×外国人の活躍　～稼ぐ観光の実現～	北海道の全域	外国人を任用し、SNSを活用した、英語を中心とするタイムリーな情報発信を強化するとともに、インバウンドの関心の高いナイトタイムエコノミーや北海道の自然フィールドを活かしたアクティビティ、農山漁村における異文化体験等を楽しむ着地型観光商品づくりを創出するとともに、直行便の開設が見込まれる地域をターゲットとして、効果的な海外プロモーション活動を実施し、インバウンドの滞在日数を延長し、「コト消費」の需要を獲得する。	地方創生推進交付金	第53回 R1.8.23	R2.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai55nintei/plan/y006.pdf			R4.3.31
北海道	北海道及び東川町	「文化×にぎわい」 による循環型産業育成事業	北海道上川郡東川町の全域	東川町では体験植林拡大による植栽地の不足、資源搬出整備体制、林業従事者の確保等の課題解決が急務であり、伐期を迎えた山林保全体制の不足は、地下水と豊かな地域資源の保全に必要な森林環境と応援人口の喪失が懸念される。町道と林道ののの一体的な整備による交通ネットワークの形成により、家具製造業、木材業者等による木材の流れ、応援人口の交流拠点施設を経由した林道開設に伴う皆伐後の体験植樹、発信による人の流れを生み、地域産業の競争力強化に資する道路ネットワークが構築され、地方創生の好循環を確立する。	地方創生道整備推進交付金	第55回（１） R2.3.30	R6.3.28	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai70nintei/plan/y0009.pdf			R7.3.31
北海道	北海道及び北海道利尻郡利尻町	利尻島の水産業と観光を支え地域社会を維持する港づくり	北海道利尻郡利尻町の全域	特定有人国境離島地域に指定され、人口減少が著しい利尻町では、基幹産業である水産業と観光業の発展による地域社会の維持が喫緊の課題となっている。地域の水産業と観光の拠点である沓形港と新湊漁港を一体的に整備することにより、漁業就労環境を改善し、水産物の安定供給や生産力の向上を図るとともに、大型クルーズ客船の誘致をはじめとする観光関連事業や水産物の輸送支援などのソフト事業をあわせて行うことで、交流人口の拡大と水産業の振興による地域の活性化を図る。	地方創生港整備推進交付金	第59回 R3.3.30	R6.3.28	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai70nintei/plan/y0010.pdf	【軽微変更】 R7.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2025keibi05/plan/k01.pdf	R8.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道及び北海道白老郡白老町	アイヌ文化を核とした交流人口拡大・受入体制整備計画	北海道の全域	これまで相互に取り組みを進めてきた北海道と白老町が連携し、北海道外・白老町外からの交流人口拡大を図るため、北海道や白老町の観光や食の魅力と併せて、2020年に白老町に整備されるアイヌ文化復興のナショナルセンター「民族共生象徴空間」を魅力発信の核としてプロモーションを展開し、観光地としての魅力向上、アイヌ文化への興味・関心を高めるとともに、交流人口拡大に伴う受入体制の整備を図る。	地方創生推進交付金	第47回 H30.3.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai47nintei/plan/a010.pdf	【軽微変更】 R2.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2020keibi02/plan/k004.pdf	R3.3.31
北海道	北海道並びに北海道河東郡音更町及び士幌町、中川郡池田町及び本別町並びに足寄郡足寄町及び陸別町	十勝アクティブシニア移住交流促進事業	帯広市並びに北海道河東郡音更町、士幌町、上士幌町及び鹿追町、上川郡新得町及び清水町、河西郡芽室町、中札内村及び更別村、広尾郡大樹町及び広尾町、中川郡幕別町、池田町、豊頃町及び本別町、足寄郡足寄町及び陸別町並びに十勝郡浦幌町の全域	北海道十勝総合振興局管内において、「交流人口の拡大」と「シニア層の知見・経験を取り込んだ地域づくり」を推進するため、平成28年度から連携して事業を推進してきた道及び市町村、関係機関による十勝アクティブシニア移住交流促進部会の運営を基本に、北海道十勝総合振興局並びに池田町、音更町、士幌町、本別町、足寄町及び陸別町が、学びのメニュー開発から受け入れ事業までを段階的に実施していくとともに、効果的な情報発信を行う。	地方創生推進交付金	第43回（２） H29.5.30	H31.3.29	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai51nintei/plan/y002.pdf			R2.3.31
北海道	札幌市	先進性を活かしたニュービジネスの街、人にやさしいおもてなしの街“さっぽろ”雇用創出計画	札幌市の全域	札幌市は、外需型産業・新ビジネスの創出、振興などに向けて意欲的に取り組んでいるが、未だ雇用情勢は厳しく、景気回復への足取りは重い。そこで、「地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）」の活用、そのほか独自事業を展開し、（１）外需型産業・新ビジネスの創出、振興（２）構造的な不況業種への対応と円滑な構造転換（３）社会の成熟化に対応した新たなサービス産業の創出、振興、高度化に取り組むことにより、札幌市経済の活性化と大きな雇用機会の創出を目指す。	地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）	第01回（２） H17.7.19		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai1nintei/01toke.pdf			H20.3.31
北海道	札幌市	アートツールを活用した地域コミュニティの再生	札幌市の全域	NPO法人の持つ志縁によるアートコミュニティと地縁による細分化されてしまったコミュニティを織り紡ぐことによって、安心で心豊かな地域生活を保障する都市型コミュニティの再構築を目的とした先駆的なまちづくり活動を行う。そこに、さまざまな世代の地域住民とアート活動者が集う場として民設民営の劇場を活用する。これによって、旧体制然とした地域町内会の革新と新住民の地域に対する愛着を芽生えさせ、商店街、飲食店、大学、地場企業、行政との幅広いネットワーク体制を形づくり、大都市の中でのコミュニティ再生を図る。	地域再生に資するＮＰＯ等の活動支援	第04回 H18.7.3		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai4nintei/01toke.pdf			H19.3.31
北海道	札幌市	さっぽろ発☆ブランドに磨きをかける食・健康・新産業人材雇用創出プロジェクト	札幌市の全域	札幌市の雇用情勢は依然として厳しく、全国との地域格差が縮まっていないことから、雇用機会の創出が強く求められている。 このため、①「食のまち」札幌の推進、②健康・福祉サービスの充実、③札幌らしい新産業の育成と拡大、④集客交流資源の創出と魅力の発信、⑤ものづくり産業における新事業へのチャレンジ支援―の５つを重点項目として設定し、関連産業の振興と人材育成事業を実施して、地域経済の活性化と大きな雇用創出を目指す。	地域雇用創造推進事業	第10回（１） H20.6.25		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai10nintei/01toke.pdf			H23.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	札幌市	☆チャレンジ都市さっぽろ☆～魅力を活かした人材雇用創出プロジェクト	札幌市の全域	札幌市の雇用情勢は依然として厳しいことから、雇用機会の創出が強く求められている。このため、市民、企業、行政が、従来の産業の枠を超えた中長期的な視点から産業振興の目指す姿やその実現に向けた方向性を共有する必要があることから、初の指針となる「札幌市産業振興ビジョン」を平成23年１月に策定したところである。このビジョンの中で、本市経済の成長をけん引する分野として設定した４つの重点項目である「観光」、「環境」、「食」、「健康・福祉」分野において人材を育成し、地域経済の活性化と大きな雇用創出を目指す。	地域雇用創造推進事業	第19回 H23.6.29		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai19nintei/plan/plan1.pdf			H26.3.31
北海道	札幌市	創造都市さっぽろ◇新しい価値を創造する人材雇用創出プロジェクト	札幌市の全域	札幌市の雇用情勢は依然厳しく、雇用機会の創出が強く求められている。そのため、本市に暮らす誰もが目指すべきまちの姿と方向性を共有し、市全体で取り組んでいくために「札幌市まちづくり戦略ビジョン【ビジョン編】」を25年2月に、これを実現するための経営戦略として「札幌まちづくり戦略ビジョン【戦略編】」を25年10月に策定したところである。当ビジョンの中で、本市経済の成長をけん引する、観光、食、創造、都心活性化などの分野において、地域の産業を担う人材の育成等を図ることで、大きな雇用創出を目指すものである。	実践型地域雇用創造事業	第28回 H26.6.27		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai28nintei/plan/a01.pdf			H29.3.31
北海道	札幌市	首都圏連携による地方送客を含めた戦略的なＭＩＣＥ誘致プロジェクト	札幌市の全域	北海道・札幌の既存資源のほか、地域独自の新たな魅力資源を有効活用しながら、強みを有する近隣自治体と連携するなど、需要の拡大が見込める中国やASEANを中心として、地域特性を発揮した戦略的なＭＩＣＥ誘致活動を展開するとともに、首都圏と連携して、相互の魅力で地方送客を図る。 さらに、「日本新三大夜景」に選定されたことを契機に、共通の資源を有する観光都市が協働して取り組むとともに、その連携効果を地域で確実の捉えるため、「光」を新たな観光資源として、地域の官民が一体となって取り組む仕組みづくりを進める。	地方創生推進交付金	第39回 H28.8.30	H29.5.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai43-2nintei/plan/y004.pdf			H31.3.31
北海道	札幌市	スマート地下空間形成によるビジネス創出プロジェクト	札幌市の全域	札幌都心の地下空間にビーコンやカメラ等のセンサーを設置し、人流・属性情報を収集・集積するとともに、ビッグデータとして分析・活用できる環境を整備することで、防災・防犯対応の強化といった安全対策を進めながら、高度な技術とスマートフォンなどを連動させ、個々の属性に応じた情報を発信するほか、課題解決や新商品開発に結びつけるなど、高い利便性を有しながらテストマーケティングの場としても有効な「スマート地下空間」として、観光振興・販売促進・市民サービスの向上など様々な分野の付加価値を高める。	地方創生推進交付金	第40回（２） H28.12.13		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai40-2nintei/plan/a001.pdf			H31.3.31
北海道	札幌市	ＩＣＴを活用したアイヌ文化発信の空間整備事業	札幌市の全域	地下鉄さっぽろ駅コンコースに、通行人や観光客など多様な人が滞留・交流でき、新たな手法でアイヌ文化を発信する「ステーションミュージアム」を整備し、これまでの移動の通過点ではなく、アイヌ文化発信の導入口として、様々な情報が得られる空間を形成するとともに、ビッグデータなど先端技術を活用し、関係情報はもとより、属性等に応じた観光や市政情報を届けることで、案内機能を強化し、市内・道内の観光振興につなげるほか、人流・属性情報を分析することで、物販への誘客や商品開発などマーケティングにつなげていく。	地方創生拠点整備交付金	第41回 H29.2.24		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai41nintei/plan/a005.pdf			R3.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	札幌市	健康医療関連産業の活性化と集積促進	札幌市の全域	世界トップクラスの医療研究を中心に産業化を進める体制を構築するため、地元の企業や研究者、起業家と、国内外の先進企業、投資家、高度人材とを結びつける場を創出する。また、研究開発の産業化を支える周辺企業を育成するため、地域における研究開発の事業化を支援するとともに、創業に関して、大学等と連携して地域に潜在する未公開の研究シーズを掘り起こし、道内バイオベンチャー企業と結びつけるほか、エビデンス取得支援などによる機能性食品・バイオ関連産業の振興やビジネスモデルの構築を支援する。	地方創生推進交付金	第43回（２） H29.5.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai43-2nintei/plan/a007.pdf			R2.3.31
北海道	札幌市	広域・官民連携によるインバウンド促進事業	札幌市の全域	長期滞在を促す質の高いシームレスな旅行を実現し、海外富裕層の需要を拡大するため、京都をはじめとした世界的に認知度がある観光地と連携し、それぞれの異なる魅力を掛け合わせて相乗効果を高めるとともに、ターゲットへの効果的なアプローチが期待できるキーパーソンやメディアなどへの集中的なプロモーションを展開する。また、ノウハウを持つ民間事業者と連携して、地域特性を最大限に発揮した戦略的な誘致活動を展開する。	地方創生推進交付金	第43回（２） H29.5.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai43-2nintei/plan/a009.pdf			R2.3.31
北海道	札幌市	先端技術導入や利活用促進の取組によるＩＴ産業活性化	札幌市の全域	「札幌市IoTイノベーション推進コンソーシアム」の活動を通じて、札幌市がIoTやAIといった先端技術を活用した新たなビジネス創出のフィールドとなるよう、地域の研究シーズを活用した実証事業を積極的に展開する。併せて、最新のＩＴ技術や開発手法を発信するセッションの開催や高度なIT技術者の育成、ニアショア開発受注への支援のほか、バイオをはじめとして他産業企業との連携促進によるITを活用した新たな製品・サービスの創出や販路拡大を図る。	地方創生推進交付金	第43回（２） H29.5.30	H31.3.29	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai51nintei/plan/y003.pdf			R2.3.31
北海道	札幌市	人流×購買データなどによる消費・周遊促進	札幌市の全域	国内外の観光客も多く利用するスマートフォンなどの情報機器から発信されるデータを集約・分析することで、ターゲットに応じたホットスポットの発掘や周遊ルートの開発、戦略的なプロモーションを一体的に行い、国内外の観光客の引きつけ、長期滞在、再訪を促す満足度の高い周遊ルートを確立するとともに、民間企業などが保有する観光統計データも一元的に集約・分析し、観光商材の開発企業に観光客の嗜好傾向を共有し、その商材開発や販路開拓の支援を行うことで、市内観光のさらなる活性化を図る。	地方創生推進交付金	第47回 H30.3.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai47nintei/plan/a011.pdf	【軽微変更】 R2.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2020keibi02/plan/k006.pdf	R3.3.31
北海道	札幌市	UIJターンによるさっぽろ型人材還流促進事業	札幌市の全域	北海道では進学を契機として毎年約7千人もの学生が道外へ転出している。札幌市においても進学後、Uターン就職を希望する学生は約7割いるものの、実際に転入する方は約2割に留まっている。若い世代の道外転出超過解消のためには、道外に進学・就職した方の地元就職の実現、IJターン希望者の道内就職の実現が必要である。さっぽろ連携中枢都市圏内のUIJターンが促進されることにより、人手不足が解消されていき、将来的には、産業の強化や経済の活性化、さらには結婚、出産による出生率向上を推進することを目指す。	地方創生推進交付金	第51回 H31.3.29	R3.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai59nintei/plan/y002.pdf			R4.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	札幌市	デジタル技術を活用したイノベーション創出事業	札幌市の全域	市内ＩＴ企業の先進的なビジネス創出の支援や、市内ＩＴ企業の技術力と道内他産業の資源を結び付け、相互の高度化を図る。また、首都圏・海外への情報発信力を強化し、先進的なサービスを中心にＰＲ事業を展開し、ビジネスチャンスを呼び込んでいく仕組みを構築するほか、首都圏からの開発案件を直接受注するためのビジネスマッチングを実施し、地域の稼ぐ力を向上させる。さらに、道内での勤務を望む首都圏のエンジニアの採用支援を行い、海外の高度ＩＴ人材の活用を促進や産官学連携による地域の人材育成モデルを確立する。	地方創生推進交付金	第55回（１） R2.3.30	R4.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai63nintei/plan/y008.pdf			R5.3.31
北海道	札幌市	さっぽろ未来創生プロジェクト	札幌市の全域（ただし、５－２の②のア及びイで「さっぽろ連携中枢都市圏推進事業」として位置づけられた事業については、札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市及び石狩市並びに北海道石狩郡当別町及び新篠津村、空知郡南幌町並びに夕張郡長沼町の全域）	少子化と若者の道外流出などにより、札幌市もここ数年のうちに人口減少に転じる見込みである。そのため、企業誘致やさっぽろ圏の将来を担う人材の育成・就労促進、スタートアップ支援のほか、冬季オリンピック・パラリンピック招致も見据えたスポーツ振興や観光・文化芸術といった様々な側面からの札幌の魅力向上など「質の高い雇用創出と魅力的な都市づくり」と結婚、出産、子育ての不安を緩和する支援や家計負担の軽減拡充、多様な学びを支える環境の充実など「結婚・出産・子育てを支える環境づくり」により、人口減少の緩和を図る。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第55回（２） R2.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai5502nintei/plan/b002.pdf			R7.3.31
北海道	北海道札幌市	地域のデジタル改革によるスマートシティ推進事業	札幌市の全域	官民データ流通促進基盤（都市OS）及びデータ取引所の運用に対する支援のほか、先端的サービスの実装に向けたスマートシティアプリの活用促進、観光MaaS事業による官民データの利活用促進などにより、官民データを活用した地域のデジタル改革を進め、地域が抱える諸課題の解決や新たな価値を創出し続ける持続可能な地域である「スマートシティ」に向けた取組を推進することにより、官民サービスの徹底的なデジタル化を実現し、市民の快適な暮らしや個別最適化されたサービスの提供を確保していく。	地方創生推進タイプ	第63回 R4.3.30	R6.3.28	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai70nintei/plan/y0011.pdf			R7.3.31
北海道	札幌市	第３期さっぽろ未来創生推進交付金計画	札幌市の全域	少子化と若者の道外流出などにより、札幌市は人口減少局面にある。そのため、自然増と社会増の両面から人口減少緩和を図るため、質の高い雇用創出と魅力的な都市づくり、結婚・出産・子育てを支える環境づくり、若い世代へ向けたアプローチの強化を推進、人口減少適応に向けては、一定程度の人口減少は避けられない前提のもと、行政サービスの持続的提供等により、札幌市での暮らしに幸せを感じる取組を推進する。人口減少緩和と適応の観点により、「誰もが幸せを感じ、希望を実現している、魅力と活力に満ちあふれる未来」を目指す。	第２世代交付金（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 第２世代交付金（地域再生計画と連動した支援措置）	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0003.pdf			R12.3.31
北海道	札幌市	第２期さっぽろ未来創生プロジェクト	札幌市の全域	少子化と若者の道外流出などにより、札幌市は人口減少局面にある。そのため、スタートアップ支援やさっぽろ圏の将来を担う人材育成のほか、スポーツ振興や観光・文化芸術といった様々な側面からの魅力向上など「質の高い雇用創出と魅力的な都市づくり」、結婚・出産・子育ての不安を緩和する支援や家計負担の軽減拡充、多様な学びを支える環境の充実など「結婚・出産・子育てを支える環境づくり」、大学との連携強化やまちづくり活動への参加機会の拡大など「若い世代へ向けたアプローチの強化」により、人口減少の緩和を図る。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0004.pdf			R12.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	函館市	函館雇用創出計画	函館市の全域	本市は、起業化や企業誘致による新産業の創造や地域の特性を生かした新技術・新商品開発、販路拡大などにより特色ある「地場産業」の活性化や、市町村合併による新たな地域や新函館までの新幹線の開業を踏まえた「観光文化」のあるまち・函館を目指した観光産業振興など、「多様で力強い産業を振興するまちづくり」に向け、地域一体となった取組みを進めているところである。これら取組みを促進するため、地域再生の支援措置を活用して必要とされる人材の育成・確保などの対策を実施し、雇用の創出を図る事業を展開する。	日本政策投資銀行の低利融資等 地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）	第01回（２） H17.7.19	H17.11.22	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai2nintei/111toke.pdf			H20.3.31
北海道	函館市	函館雇用創出計画～世界にひらかれた交流都市をめざすひとづくり・ものづくり～	函館市の全域	全国的な経済不況のなかで雇用情勢が一層厳しさを増す函館市において，安定的な雇用の創出と確保を図るためには，地域の特性を生かした産業の振興と，雇用創出・人材育成に関する対策が求められている。 そこで，市や経済団体等が各種経済・雇用施策に積極的に取り組むほか，「地域雇用創造推進事業」「地域雇用創造実現事業」「地域再生支援利子補給金制度」を活用し，地域産業に必要とされる人材の育成・確保や雇用機会の創出を図るものである。	地域再生支援利子補給金 地域雇用創造推進事業 地域雇用創造実現事業	第13回（１） H21.6.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai13nintei/plan/01a.pdf			H29.3.31
北海道	函館市	函館国際水産・海洋都市構想の推進～新水産・海洋都市はこだてを支える人材養成～	函館市の全域	函館市は，３つの異なった海流が流れ込む津軽海峡に面しているなど，地理的・自然的条件に恵まれているほか，北海道大学大学院水産科学研究院をはじめとする多くの学術研究機関や水産・海洋関連産業が立地し，水産・海洋に関する研究を行ううえで他地域にない環境が整ったまちである。こうしたポテンシャルを活用し，学術研究機関の集積や産学官の連携を強めることにより，先端的で独創性の高い研究や革新技術の開拓など，マリンサイエンス分野で世界をリードする「学術研究拠点都市」の形成を目指す。	地域再生支援利子補給金 科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム	第13回（２） H21.7.17		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai13nintei_2/plan/01a.pdf			H31.3.31
北海道	函館市	新函館市雇用創出計画～函館経済の再生を目指したまちづくりと雇用創出～	函館市の全域	本市は，有効求人倍率が全国的に見て依然として低い水準にあり，基幹産業である食料品製造業や機械金属製造業，観光産業を中心に厳しい雇用環境となっていることから，地域特性を生かした産業の振興とともに雇用創出や人材育成に関する対策が求められている。 そこで，市や経済団体等が各種経済・雇用施策に積極的に取り組むほか，「実践型地域雇用創造事業」を活用し，３年間で300人の雇用創出を目標として，地域産業に必要とされる人材の育成と確保を図り，さらなる雇用機会の創出を図るものである。	地域再生支援利子補給金 実践型地域雇用創造事業	第22回 H24.6.28		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai22nintei/plan/plan1.pdf			R2.3.31
北海道	函館市	函館ブランド確立による雇用創出・拡大プロジェクト	函館市の全域	函館市は，人口減少が著しく進行し、有効求人倍率は，全国の水準を下回る状況が続くなど，厳しい雇用情勢となっており，平成28年3月の北海道新幹線の開業効果を最大限、地域に波及させるためには，地域の特性を生かした産業振興による雇用の創出に取り組む必要がある。 本計画は，地域において各種産業振興施策と連動した雇用対策に取り組むとともに，「利子補給金制度」および「実践型地域雇用創造事業」の活用により，新商品の開発や人材育成等に取り組み，食・観光・情報関連産業の振興と雇用の創出を図るものである。	地域再生支援利子補給金 実践型地域雇用創造事業	第32回 H27.6.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai32nintei/plan/a001.pdf			R5.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	函館市	福祉コミュニティエリア整備事業（生涯活躍のまち形成事業）	函館市の区域の一部（日吉町４丁目の一部で市営住宅団地跡地）	本事業は、地域包括ケアシステムの考え方に基づき、住まいや医療・介護・予防・生活支援サービスが一体的に提供される仕組みづくりを行うとともに、年齢や障がいの有無に関係なく、子どもからお年寄り、子育て世代などが自然と交流できるまちづくりを行い、多世代交流施設を中核に地域コミュニティの創出を図る。また、住民が相互に支えあい、住民が主体となって活動できるような環境整備の仕組みづくりを行う。	地方創生拠点整備交付金 生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例 特定地域再生支援利子補給金 生涯活躍のまち形成事業計画によるサービス付き高齢者向け住宅の入居者要件の設定	第39回 H28.8.30	H29.2.24	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai41nintei/plan/y01.pdf			R8.3.31
北海道	函館市	『美食のまち函館』食の産業化推進計画	函館市の全域	函館市の地域資源である食を最大限に活用し、市民のみならず宿泊や飲食サービス業での地産地消の推進、国内外市場への販路拡大や新商品開発、食に関連する人材育成など、食産業の振興発展に関する各種施策を一体的なプロジェクトとして展開し、『美食のまち函館』ブランド形成による国内外からの観光入込客数の増加と観光消費の拡大、地元食材の域内消費の増加や食の提供における高付加価値化と高収益化など、基幹産業の水産関連産業や観光産業等の「地域の稼ぐ力」を強化し、新規雇用創出や若者の地元定着など人口減少の歯止めを図る。	地方創生推進交付金	第40回（２） H28.12.13		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai40-2nintei/plan/a002.pdf			H31.3.31
北海道	函館市	はこだて環流プロジェクト	函館市の全域	本計画は，次代を担う子どもたち等に，まちの素晴らしい歴史や現在の魅力などを再発見して正しく認識することで，まちに対する誇りや地域愛を醸成し，地元に残り，主体的に地域を支えるような人材を育てていく。 また，進学・就職により市外に流出した人々や函館を訪れる観光客に対し，仕事や子育てに関する情報などを連動させ効果的に発信することなどにより，ＩＴ技術者等のＩＪＵターンによる移住者・定住者を確保する。	地方創生推進交付金	第47回 H30.3.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai47nintei/plan/a012.pdf			R3.3.31
北海道	北海道函館市	多文化共生社会の実現による外国人材いきいき活躍プロジェクト	北海道函館市の全域	これまで陸・海・空の交通の要衝として，国内外の観光客等をはじめとした交流・関係人口の拡大による地域経済の活性化等に取り組んできたが，人口減少や少子高齢化による労働力人口の減少に伴う人手不足の深刻化や企業活動の縮小，外国人対応ができないためのインバウンド受入制限やインバウンドによる経済波及効果の不十分な広がりという構造的な問題を外国人材がいきいき活躍することができる環境を整備することにより解決し，地域経済活性化につなげる。	地方創生推進交付金	第55回（１） R2.3.30	R4.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai63nintei/plan/y009.pdf			R5.3.31
北海道	北海道函館市	水産・海洋に関するローカルイノベーション創出支援事業	北海道函館市の全域	本市の地域資源である水産・海洋分野において，一元的な研究管理体制の確立のもと，地域のニーズと大学や企業等が行う研究をマッチングさせ，外部資金を活用した新たな魚類養殖等の研究開発プロジェクトを推進し，イノベーション支援に取り組むことにより，新産業創出による地域経済の活性化を図る。	地方創生推進交付金	第55回（１） R2.3.30	R4.8.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai65nintei/plan/y002.pdf			2022年６月に申請した地域再生計画の変更の認定の日

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道函館市	“地域いきいき”函館で働きたい若者応援プロジェクト	北海道函館市の全域	当市の自然や食など多くのまちの魅力を生かし，若者や働き盛りの世代，子育て世代を地域に増やしワーク・ライフ・バランスを実現できる新たな働き方を全国に向けて発信し，創業支援やワーケーション等を組み合わせ，関係人口を増加や高等教育機関と地場企業との交流を通じた新サービス・新産業の創出を促すことにより，地域経済活性化につなげる。	地方創生推進タイプ	第59回 R3.3.30	R5.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai67nintei/plan/y0012.pdf			R6.3.31
北海道	北海道函館市	はこだて“ニコニコパクパク”健幸シティプロジェクト	北海道函館市の全域	当市は自然や食など多くの魅力がある一方で，民間の幸福度ランキングでは健康に関する指標が低評価となっている。そのため，函館市医師会や大学，企業などとの産学官連携により生活習慣の改善や社会環境の整備を行い，市民の健康づくりを地域全体で支援する。さらに個人の健康データを活用した新サービスの開発やEBPMを活用した政策立案が可能になることから，市民の健康増進が一層図られ，まちの魅力にも通じ，ひとが集う地域となっていく。	地方創生推進タイプ	第59回 R3.3.30	R5.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai67nintei/plan/y0013.pdf			R6.3.31
北海道	北海道函館市	函館市まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道函館市の全域	人口減少が進み，若年層をはじめとする転出超過や出生数の減少，死亡数増加などにより，社会減と自然減が同時に進行している状況であり，これらを改善するためには，安定的な雇用の場の確保や子育て環境の整備等を継続していくことが重要である。 そのため，本市が取り組む基本的視点を「若者をはじめとする雇用の場の確保」や「子育て環境の整備」等とし，さらにはSociety5.0の実現に向けてIoT等の技術革新を取り入れるなど新しい時代の流れも力にしながら，まちとしての総合的な魅力を高める取組を推進する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第59回 R3.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai59nintei/plan/b001.pdf			R7.3.31
北海道	北海道函館市	人が輝きまちが輝く交流都市Hakodate”函光”プロジェクト	北海道函館市の全域	本市の魅力である豊かな自然や恵まれた食などのコンテンツを活かし、さらなる国内・海外観光客の誘致を目指す。観光客および観光消費額の増加により観光業の活性化に繋げ、観光消費による経済効果や地域経済循環により他産業や市民生活にも好影響を波及させることで、地域における好循環モデルを形成し、函館観光の価値向上および地域の活性化に繋げる。	地方創生推進タイプ	第70回（１） R6.3.28	R8.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/c006.pdf			R9.3.31
北海道	北海道函館市	函館市まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道函館市の全域	急激な人口減少が進むなか，地域経済や公共サービスの縮小等のほか，子どもの貧困化や空き家の増加が加速化することによる治安の悪化などにより，さらなる人口の流出が懸念されることから，「結婚・出産の希望がかない，未来をひらくひとが育つまち」，「働きがいのあるしごとの創出と地域経済の活性化」，「いつまでも健康で充実した生活を送ることができるまち」および「住むひと・訪れるひとにとって，魅力あるまち」に向けて取組を進めることにより，市民の幸福度の向上を目指す。	第２世代交付金（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 第２世代交付金（地域再生計画と連動した支援措置）	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0005.pdf			R12.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道函館市	第２期函館市まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道函館市の全域	急激な人口減少が進むなか，地域経済や公共サービスの縮小等のほか，子どもの貧困化や空き家の増加が加速化することによる治安の悪化などにより，さらなる人口の流出が懸念されることから，「結婚・出産の希望がかない，未来をひらくひとが育つまち」，「働きがいのあるしごとの創出と地域経済の活性化」，「いつまでも健康で充実した生活を送ることができるまち」および「住むひと・訪れるひとにとって，魅力あるまち」に向けて取組を進めることにより，市民の幸福度の向上を目指す。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0006.pdf			R12.3.31
北海道	小樽市	建築ストックを活かしたリノベーションシティ・小樽	小樽市の区域の一部（手宮地区、中央地区、山手地区及び南小樽地区）	市指定歴史的建造物「旧寿原邸」においてリノベーション学校を開校し、本市建築ストックの再生を図るための拠点として活用する。市内中部地区に所在する空き家や「旧寿原邸」をDIY講座・修復実習の題材としながら、修繕済みの空き家については「小樽市空き家バンク」への登録を進め、移住ワンストップ窓口と連動し移住希望者とのマッチングを行なうとともに、「旧寿原邸」をお試し移住施設としても活用する。また、「旧寿原邸」においてリノベーション作業も常時公開し、建築ストックの有効活用を国内外に発信する。	地方創生拠点整備交付金 地方創生推進交付金	第41回 H29.2.24	H30.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai47nintei/plan/y005.pdf	【軽微変更】 H31.3.29	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2019nendo/keibi/012.pdf	R3.3.31
北海道	小樽市	おたる子育て応援事業	小樽市の全域	少子化の要因の一つとなっている、妊娠から子育て期までの経済的負担を軽減するため、子どもの医療費助成を中学生までに拡充する。また、地域で子育てを支えるためにファミリーサポートセンター事業や地域子育て支援センター事業を実施するとともに、市内にある小樽商科大学の学生などの協力を得て行う学習支援や小樽の将来を担う人材育成などを行うことで、子育て世代に魅力ある子育て・教育環境を構築し、人口減少の抑制を図る。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第51回 H31.3.29		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai51nintei/plan/a007.pdf			R4.3.31
北海道	北海道小樽市	小樽市まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道小樽市の全域	近年、本市の人口は年間２千人の減少が続くほか、事業所数も減少し雇用の受け皿も減少傾向にある。基幹産業となった観光をキーワードに産業間の関係を強化するなど地場産業の競争力向上や国際化対応、郷土愛あふれる地域人材の育成などが必要となっている。このため、志ある企業の御協力の下、安心して子育てできる環境づくり、地域における教育力の向上、快適で利便性の高い生活環境づくり、地域の資源を最大限活用した産業振興による働く場の確保などを行うことで、人口減少の抑制を目指すもの。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第55回（２） R2.3.31	R3.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai59nintei/plan/y003.pdf			2021年１月に申請した地域再生計画の変更の認定の日
北海道	北海道小樽市	第２期小樽市まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道小樽市の全域	本市の人口減少は年間2,000人近くに及んでおり、特に若年層のうち20～29歳の男女が流出していることから、少子高齢化が加速度的に進行している。このため、生活利便性を高め、若年層や子育て世代に対して働くことのできる環境をつくり、良好な住環境や子育て・教育環境を提供することで、転出を抑制し、出生を促す取組が必要となる。 このため、小樽の強みを活かした地場産業の振興と安定した雇用の確保に優先的に取り組みつつ、安心して子育てできる環境や地域の教育力の向上、生活利便性を確保するもの。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第59回 R3.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai59nintei/plan/b002.pdf			R7.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道小樽市	小樽市まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道小樽市の全域	本市は1964年の207,093人をピークに人口減少が続き、2024年には約104,000人となり、2050年には約55,000人に減少すると推計されている。少子高齢化が進み、生産年齢人口の減少や出生数減少（自然減）、転出超過（社会減）が主な要因である。地域産業の衰退や担い手不足も深刻化しており、若年層や子育て世代に適した働きやすい環境や教育・住環境の整備が必要であることから、基本目標として「人口減少の抑制と活力あるまち」「高齢化対応の持続可能なまちづくり」を掲げ、地域課題解決に取り組む。	第２世代交付金（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 第２世代交付金（地域再生計画と連動した支援措置）	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0007.pdf			R11.3.31
北海道	北海道小樽市	第３期小樽市まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道小樽市の全域	本市は1964年の207,093人をピークに人口減少が続き、2024年には約104,000人となり、2050年には約55,000人に減少すると推計されている。少子高齢化が進み、生産年齢人口の減少や出生数減少（自然減）、転出超過（社会減）が主な要因である。地域産業の衰退や担い手不足も深刻化しており、若年層や子育て世代に適した働きやすい環境や教育・住環境の整備が必要であることから、基本目標として「人口減少の抑制と活力あるまち」「高齢化対応の持続可能なまちづくり」を掲げ、地域課題解決に取り組む。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0008.pdf			R11.3.31
北海道	旭川市	旭山動物園を起爆剤とした観光振興による地域活力再生構想	旭川市の全域	旭川市では製造品出荷額の減など景気低迷が続くが、一方で入場者が引き続き好調な旭山動物園等の優良な観光資源も有している。これを地域活性の好機と捉え外国人観光客誘致と受入体制の整備、教育・文化施設での滞在型観光振興、冬の魅力を生かした観光・体験型ツーリズムの推進、中心市街地での観光客向けサービスの充実や賑わいづくり等で交流人口の増や域外からの需要喚起と移入を目指し、地域再生計画を実施してきた。 　今回は、さらに「食と農」での食料品製造業振興、家具製造業でのデザイン高度化・高付加価値化の推進、機械金属関連産業での製造技術高度化の推進等を計画に加え、地域活力を再生しさらなる雇用の増を図る。	地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業） 地域雇用創造推進事業	第01回（２） H17.7.19	H20.6.25	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai10nintei/25toke.pdf			H23.3.31
北海道	旭川市	旭川の「食」を支える即戦力育成プロジェクト	旭川市の全域	本市の食料品製造業は事業所数や従業員者数の減少に加えて、製造品出荷額等や年間商品販売額が年々低下するなど依然として地域経済は厳しい状況である。 こうした状況を踏まえた上で、本市で生産する商品や提供するサービスの付加価値を高め、それらを全国、世界に効果的かつ積極的に発信し、様々な需要を地域に取り込んでいくことで地域経済の活性化と雇用の創出を図っていく必要がある。 今回は、食をテーマに、本市が独自に取り組んでいる産業振興策と合わせて人材の育成を図ることで、地域活力を再生しさらなる雇用の増加につなげる。	地域雇用創造推進事業	第20回 H23.11.28		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai20nintei/plan/plan1.pdf			H26.3.31
北海道	旭川市	地域産品の移輸出力強化と交流人口拡大による雇用創造プロジェクト	旭川市の全域	当該地域では、医療・福祉分野での新規求人数の増加などから、有効求人倍率が回復傾向にあるものの、依然として全国平均を下回る状況にあることに加え、就職件数は横ばいの状況が続いており、厳しい状況が続いている。 　こうした状況を踏まえたうえで、地域における雇用の受け皿の拡大と、地元企業のニーズに対応した人材の育成が必要であり、今回は、地域が有する様々な資源を活用し、地域産品や提供されるサービスの付加価値を高めると同時に、地域産品等を地域内外に効果的に発信することで、新たな経済循環を生み出し、雇用機会の創出につなげる。	実践型地域雇用創造事業	第25回 H25.6.28		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai25nintei/plan/plan1.pdf			H28.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	旭川市	“北のプラチナシティ　あさひかわ”実現のための地域再生計画	旭川市の全域	旭川市は、北海道のほぼ中央に位置する北海道第２の都市であり、北北海道地区の拠点都市として発展してきたが、1986年をピークに人口は緩やかに減少している。また逆に高齢化率は上昇し、全国平均を上回るなど、少子高齢化が顕著になってきている。 この少子高齢化社会を乗り越え，市民がいきがいを持って暮らしていけるよう、集積する医療機関・豊富で魅力ある食資源・陸路及び空路の交通の要所など本市の強みを生かした取組によって、“北のプラチナシティあさひかわ”を実現し、地域の活性化を図る。	（地域再生戦略交付金）	第31回 H27.3.27		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai31nintei/plan/a001.pdf			R2.3.31
北海道	旭川市	高齢社会に対応した健康ものづくり産業創出プロジェクト	旭川市の全域	旭川市は、家具や発酵食品など特長あるものづくり産業を有しているが、技術者の高齢化や後継者不足が深刻となっており、サービス分野で特長ある医療・福祉の集積を生かし、これと融合させて福祉・介護器具や健康食など健康ものづくり産業を創出することで、より稼げる産業に成長させ、人材確保にも繋げる必要がある。 このため、本計画では、次世代人材育成から新規創業、第２創業、新製品開発、販路開拓までビジネスとして自走するために必要な一連の支援を、産学官連携により、継続して実施していく体制の強化を図るものである。	地方創生推進交付金	第39回 H28.8.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai39nintei/plan/a008.pdf	【軽微変更】 H30.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2018nendo/keibi/009.pdf	H31.3.31
北海道	旭川市	進化する北彩都ガーデン賑わい・生きがい・健康づくり拠点化プロジェクト	旭川市の全域	旭川駅周辺再開発により平成27年７月にオープンした北彩都ガーデンを中核に一年を通じた賑わい・生きがい・健康づくりの空間を市民や地元企業と協働で創出するため，ガーデンで収穫される農産物やハーブを使用した料理教室、屋外ヨガ教室などの多様な取組を実施するとともに、華やかな植栽と軽食店等などを整備し、有料化エリアのオープンを目指す。また，観光客が減少する冬季間の賑わいづくりの取組として、スノーラフティング等を行う「冬のガーデン」の開催やガーデンと買物公園と結ぶイルミネーションの設置を行う。	地方創生推進交付金	第40回（２） H28.12.13		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai40-2nintei/plan/a003.pdf	【軽微変更】 H30.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2018nendo/keibi/010.pdf	H31.3.31
北海道	旭川市	働き方改革によるひと・しごと誘致と地元企業再生計画	旭川市の全域	まちなかプラチナベースの推進に向けた人材確保と体制構築を進め、首都圏等の元気な高齢者のほか、女性、若者等多様な人材誘致の促進を図る。また、企業ニーズに合わせたテレワーカーの育成による首都圏企業のしごと誘致、地元企業によるテレワーク導入推進を人材誘致施策と一体的に展開し、多様な働き手による新しい働き方を実現していくことにより、誘致人材等の地元定着と地元人材の流出を抑制する。	地方創生推進交付金	第40回（２） H28.12.13	H30.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai47nintei/plan/y006.pdf			H31.3.31
北海道	旭川市	三浦綾子記念文学館分館建設を核とした文化回遊促進プロジェクト	旭川市の全域	三浦綾子記念文学館が開館20周年を迎えることを記念して実施する分館整備や記念行事等を市が支援するとともに，旭川駅南側約１kmに位置する国道237号線から三浦綾子記念文学館のある外国樹種見本林までの道路について「文学の道」をイメージした整備を実施する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第47回 H30.3.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai47nintei/plan/a013.pdf			R3.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	旭川市	まちを支える産業人材の育成・確保を核とした選ばれるまちづくりプロジェクト	旭川市の全域	北北海道の中枢中核都市として，人口のダム機能を果たし，持続可能なまちづくりを推進するため，わくわく地方生活実現パッケージ事業と連携し，少子化の抑制や高齢社会への対応，地域産業活性化などに資する人材の確保・育成を先導的，重点的に図るとともに，誰もが働きやすい就業環境の整備を推進していく。	地方創生推進交付金	第51回 H31.3.29	R3.8.20	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai61nintei/plan/z002.pdf			R4.3.31
北海道	北海道旭川市	青少年ICTパークプロジェクト	北海道旭川市の全域	市内中心部において，eスポーツの北北海道における大会・練習場所の拠点と，若者たちのプログラミング学習の拠点，ＩＴ企業等の誘致と連携による ＩＴ人材の育成拠点の３つの拠点が１つの施設に集合する青少年ＩＣＴパークを設置・運営し，民間事業者や関係団体とも連携を図りながら，Society.5.0時代に向けたＩＴ人材の育成と中心市街地の活性化などを一体的に推進する地方創生を目指す。	地方創生推進タイプ	第55回（１） R2.3.30	R5.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai67nintei/plan/y0015.pdf			R7.3.31
北海道	北海道旭川市	ものづくり企業のデザイン力向上による持続可能な都市創造プロジェクト	北海道旭川市の全域	本市の産業は，家具産業など全国でも特長のある産業が存在する一方，都市規模に比較して付加価値額や労働生産性が低い傾向にあるという課題を抱えており，現在，世界の有力企業でも導入されている「デザイン経営」の視点に基づく，製品開発力の強化や，地域商社機能強化と販路や海外進出の拡大，そしてデザイン経営を実践できる人材を地域で生み出す人材育成などを通じて，デザインによって本市産業の稼ぐ力を強化し，地域への経済の好循環を生み出して地方創生につなげる。	地方創生推進タイプ	第55回（１） R2.3.30	R5.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai67nintei/plan/y0014.pdf	【軽微変更】 R6.3.28	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2024keibi01/plan/k004.pdf	R7.3.31
北海道	北海道旭川市	旭川市まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道旭川市の全域	本市の人口について減少に歯止めがかかっていない状況にあることから、令和元年度に策定した旭川市まち・ひと・しごと創生総合戦略【第２期】に基づき、①若い世代の結婚・出産・子育ての希望を叶える、②新しい人の流れをつくり、留まれる中核拠点を創出する、③北北海道を舞台にチャレンジするひとや企業を応援し、雇用環境を充実する、④安心で魅力ある持続可能な拠点都市を形成する、といった基本目標に沿った事業を実施することで人口減少の抑制や地域経済の活性化に向けた地方創生の取組を推進する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第56回 R2.7.3	R6.8.16	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai71nintei/plan/y003.pdf			R7.3.31
北海道	北海道旭川市	ニューノーマル時代を切り拓く地域の稼ぐ力向上プロジェクト	北海道旭川市の全域	既存のビジネスノウハウに，新しい生活様式とポストコロナ時代を組み合わせた時代をニューノーマル時代と定義し，それを切り拓き，企業の稼ぐ力を向上させるため，ＩＣＴ技術をはじめとする先端技術の導入等を支援し，地域経済を牽引することが期待できる事業者，業態転換を図ろうとしている事業者及び海外展開等の新事業展開を目指している事業者等の足腰の強い稼ぐ力の獲得による地方創生を目指す。	地方創生推進タイプ	第59回 R3.3.30	R5.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai67nintei/plan/y0016.pdf			R6.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道旭川市	「食の実験区，旭川」　未来の食文化を創造する街プロジェクト	北海道旭川市の全域	当市は、豊かな自然がある北海道の中心にあり、道北主要自動車道の交差地点であり、貨物輸送を担う「旭川空港」や水産・青果・畜産のフルカテゴリーの卸売市場を有することから、昔からある土着の食を軸に、素材の価値を引き出す＝食のデザインができる街として「Made in Asahikawa」から「Designed in Asahikawa」にシフトし、旭川産全体の価値向上により、食のクリエイター（コーディネーター）が世界中から集まり、未来の食文化を創造する都市を目指す。	地方創生推進タイプ	第70回（１） R6.3.28		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai70nintei/plan/a0005.pdf	【軽微変更】 R7.4.1	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2025keibi01/plan/k005.pdf	R9.3.31
北海道	北海道旭川市	旭川市まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道旭川市の全域	本市の人口について減少に歯止めがかかっていない状況にあることから、令和６年度に策定した旭川市まち・ひと・しごと創生総合戦略【第３期】に基づき、①若い世代の結婚・出産・子育ての希望を叶える、②新しい人の流れをつくり、留まれる中核拠点を創出する、③北北海道を舞台にチャレンジするひとや企業を応援し、雇用環境を充実する、④安心で魅力ある持続可能な拠点都市を形成する、といった基本目標に沿った事業を実施することで人口減少の抑制や地域経済の活性化に向けた地方創生の取組を推進する。	第２世代交付金（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 第２世代交付金（地域再生計画と連動した支援措置）	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0009.pdf			R10.3.31
北海道	北海道旭川市	旭川市まち・ひと・しごと創生推進計画 第２版	北海道旭川市の全域	本市の人口について減少に歯止めがかかっていない状況にあることから、令和６年度に策定した旭川市まち・ひと・しごと創生総合戦略【第３期】に基づき、①若い世代の結婚・出産・子育ての希望を叶える、②新しい人の流れをつくり、留まれる中核拠点を創出する、③北北海道を舞台にチャレンジするひとや企業を応援し、雇用環境を充実する、④安心で魅力ある持続可能な拠点都市を形成する、といった基本目標に沿った事業を実施することで人口減少の抑制や地域経済の活性化に向けた地方創生の取組を推進する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0010.pdf			R10.3.31
北海道	旭川市及び稚内市	北北海道サハリン貿易発展プロジェクト	旭川市及び稚内市の全域	旭川市、稚内市をはじめ北北海道地域は地理的に最も近い海外であるロシア・サハリン州と長年にわたり交流を続けており、この経験とつながりを優位性と捉え、民間事業者同士の交流や、観光客増加に向けた取組を加速させ、ロシア本土の市場も視野に恒常的な物流・商流、人の流れの創出を図る。また，地域産品の国内外への販路開拓支援体制の構築等を推進し、ロシア・サハリン貿易の窓口として発展を目指す。	地方創生推進交付金	第43回（２） H29.5.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai43-2nintei/plan/a010.pdf	【軽微変更】 H31.3.29	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2019nendo/keibi/013.pdf	R2.3.31
北海道	旭川市並びに北海道上川郡鷹栖町、東神楽町、比布町、愛別町、上川町及び東川町	大雪カムイミンタラＤＭＯによる都市型スノーリゾート地域構築計画	旭川市並びに北海道上川郡鷹栖町、東神楽町、比布町、愛別町、上川町及び東川町の全域	一般社団法人大雪カムイミンタラＤＭＯが舵取り役となり、全国でも最高水準の雪質と量を有する圏域スキー場の連携を推進し、食や温泉、旭山動物園等の観光施設、冬季イベントなどアフタースキーの楽しみをスキー客をはじめ国内外観光客に提供する都市型スノーリゾート地域の構築を図る。また、ＤＭＯと連携して、圏域自治体においてスキー場以外の大雪山圏域の冬の魅力体験・体感・発信に関する各種取組を実施し、国内外観光客が圏域内を周遊することで滞在時間・期間の増加と、地元物産の購入などを促進し、地域の稼ぐ力の向上を図る。	地方創生推進交付金	第47回 H30.3.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai47nintei/plan/a014.pdf	【軽微変更】 H31.3.29	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2019nendo/keibi/014.pdf	R3.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道旭川市、北海道鷹栖町、北海道東神楽町、北海道比布町、北海道愛別町、北海道上川町、北海道東川町、北海道当麻町、北海道美瑛町	新時代に飛躍する新・大雪圏域観光振興プロジェクト	北海道旭川市、鷹栖町、東神楽町、比布町、愛別町、上川町、東川町、当麻町、美瑛町の全域	圏域が保有する都市機能と自然が調和した環境を生かすとともに，観光産業の需要が大きく変化する新時代を見据えて，アドベンチャートラベルや他産業と連携した高付加価値化の観光コンテンツの充実を通年を通じて図る「マウンテンシティリゾート」の形成にかかる取組，企業研修やワーケーション等のビジネス需要や教育旅行等の需要を獲得する新分野への取組，そして，各自治体が保有する地域資源を活かした取組を，圏域として連携して多角的に進めることで，新時代における「稼ぐ」観光地づくりによる地方創生を目指す。	地方創生推進タイプ	第59回 R3.3.30	R6.3.28	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai10nintei/plan/y0012.pdf	【軽微変更】 R7.4.1	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2025keibi01/plan/k006.pdf	R8.3.31
北海道	室蘭市	障害福祉の向上による地域再生	室蘭市の区域の一部(母恋区域)	室蘭市では、移住対策と併せて障害福祉施策にも積極的に取り組んでいる。特に、母恋区域では、古くから多様な福祉施設が設置され、地域住民との交流が行われているが、他の地域よりも人口減少が著しく、小学校等の閉校が相次いでいる。このため、廃校を福祉施設として有効活用し、市の知的障害児通園施設と二つの児童デイサービス事業所を移転・集約するとともに、二つの障害者福祉団体が運営する地域共同作業所を移転し拡充する。これらにより、障害児の療育環境の改善、相談支援機能の充実、障害者の社会参加・自立支援の強化等を図り、障害児・者と市民との交流を促進し、地域の活性化を推進する。	補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化	第09回（２） H20.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai9nintei/01toke.pdf			H24.3.31
北海道	室蘭市	「ものづくり産業」を支える若者・団塊世代等の雇用創出事業	室蘭市の全域	室蘭市は、「ものづくりのまち」として、製造業出荷額が３年連続して全道一となるなど、北海道経済の牽引役を果たしている。 その一方で、鉄鋼業を中心とした海外からの受注増をはじめ、自動車関連事業の拡大も期待されているにもかかわらず、団塊世代の大量退職や若年者の現場業務離れによりものづくり人材が不足している。 このため、地域雇用創造推進事業の支援を受け、離転職を繰り返す若年者や団塊世代の人材育成・再就職支援を図り、基幹産業の技術や人材を活かした企業誘致や新事業展開等を促進する。	地域雇用創造推進事業	第10回（１） H20.6.25		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai10nintei/02toke.pdf			H23.3.31
北海道	室蘭市	環境産業拠点都市形成の推進とＩＴ活用により持続可能な「ものづくり」を高度・多様化させる地域雇用創造プロジェクト	室蘭市の全域	本計画は、地域雇用創造推進事業（パッケージ事業）の支援を受け、事業者の環境産業分野進出、IT活用を促す取組や、環境・ものづくり技能習得講習等により環境産業・ものづくりを支える人材育成を行い、求職・求人のマッチングを実施するとともに、室蘭の技術と人材を活かした企業誘致や、地域産業を支える事業主の事業拡大・新規事業化支援により、持続可能な「ものづくり」を高度・多様化させるための雇用機会の拡大・創出を実現することで、活力・魅力ある地域づくり、さらには環境貢献を目指すものである。 雇用創出目標：２６５名	地域雇用創造推進事業	第19回 H23.6.29		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai19nintei/plan/plan2.pdf			H26.3.31
北海道	室蘭市	「技」を磨き、「人」が育ち、「街」が賑わう雇用創造プロジェクト	室蘭市の全域	本市では人口減少、少子高齢化が進む中、ものづくり産業分野では技術伝承と成長分野を担う人材の育成が、商業分野では街のにぎわいづくりと商業者の担い手づくりなどが課題となっている。そこで、本計画では実践型地域雇用創造事業の支援を受け、雇用機会の拡大を図るとともに、ものづくり産業分野と商業分野において求職者の人材育成や創業支援を実施し早期就職を促進する。さらに、企業誘致や地域産業支援を行うことでより多くの雇用創出を図り、持続可能なものづくりと街づくりの実現を目指す。 雇用創出目標：７１名	実践型地域雇用創造事業	第28回 H26.6.27		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai28nintei/plan/a02.pdf			H29.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	室蘭市	フェリーでつながる宮古地域との交流促進事業	室蘭市の全域	平成30年6月に、室蘭港と岩手県宮古港を結ぶフェリー航路開設されたことから、就航と同時に効果を最大限享受し、持続・発展させていくために、航路ＰＲによる取扱貨物の増加や企業間の新たな取引・事業展開による「もの」の流れをつくり、また観光資源の情報発信や市民間の交流事業により「ひと」の流れをつくる必要がある。本計画は、開港前後において、官民連携し交流促進の礎を築くことを目的とし、本航路が安定・継続的なものとなるよう相互交流の促進を図る。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第42回 H29.3.28	H31.3.29	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai51nintei/plan/y004.pdf			R2.3.31
北海道	室蘭市	航空機産業参入支援事業	室蘭市の全域	市内企業の航空機産業参入促進を目的として、航空機部品マッチング事業等における試作品製作に係る材料費等の支援、事業環境整備及び人材育成のための製造プロセス改善支援、航空機産業参入に必要となる規格・認証取得に対する助成、製造実務者育成支援、生産性向上支援のほか、フォーラム開催により北海道初の航空機産業拠点としての地域プレゼンス向上及びビジネスチャンス創出を図る。 また、本事業と連携した独自の取組として、航空機分野への設備投資に対する助成拡大等を実施し、政策効果の向上につなげる。	地方創生推進交付金	第47回 H30.3.30	R2.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai5501nintei/plan/y007.pdf			R3.3.31
北海道	北海道室蘭市	室蘭市まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道室蘭市の全域	平成26年に89,512人だった本市の人口は、平成30年には84,016人となり、年間1,200～1,400人のペースで減少している。年齢階級別では、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）が減少傾向にある一方で、65歳以上人口が増加しており、少子高齢化が進行している。これらの課題に対応するため、「まちの特性を活かした産業振興と魅力ある雇用の場の創出」「子育て世代が希望を持って住み続けられるまちづくり」「まちの資源を活かし、新たな「ひと」の流れをつくる」を基本目標に施策を推進する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	第55回（２） R2.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai5502nintei/plan/b004.pdf			R7.3.31
北海道	北海道室蘭市	デジタルトランスフォーメーション推進支援事業	北海道室蘭市の全域	室蘭市には、製鉄、鉄鋼、石油精製、造船当の発展とともに培われた高度な技術を有する企業が集積している。地域経済の根幹を成す製造業を基盤として、デジタルトランスフォーメーションを推進することで、企業変革力や生産性向上等を強化するとともに、成長性の高い航空機産業等のものづくり分野や環境・エネルギー分野関連事業への参入、ニューノーマル下におけるグローバル市場を見据えた新産業創出を促進し、地域における更なる付加価値創出と新たな雇用創出を図る。	地方創生推進タイプ	第59回 R3.3.30	R5.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai67nintei/plan/y0018.pdf			R6.3.31
北海道	北海道室蘭市	第２期室蘭市まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道室蘭市の全域	本市の人口は、昭和45年の162,059人をピークに減少しており、住民基本台帳によると令和６年には74,970人まで落ち込んでいる。こうした人口減少や少子高齢化に伴う諸課題に対応するため、「まちの特性を活かした産業振興と働く人が集まるまちづくり」「こどもや子育て世代が希望を持って住み続けられるまちづくり」「まちの資源を活かし、新たな交流を生み出すまちづくり」「住んでいる人が安心できる持続可能なまちづくり」を基本目標に施策を推進する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0011.pdf			R12.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	釧路市	釧路市雇用創造計画	釧路市の全域	釧路市は、水産業、石炭鉱業、紙パルプ業の３つの基幹産業で東北海道の中核都市に成長してきたが、各業種とも近年の経済情勢の変化により、厳しい情勢に置かれており、平成１９年度の平均有効求人倍率は０．４５にとどまっている。 このため、地域雇用創造推進事業を活用して阿寒湖温泉を中心とした宿泊関連分野、ＩＴ関連産業の人材の育成等を実施し、雇用・就業機会の創出を図ることとしている。これらの取り組みにより、地域産業の活性化を図り、安心して暮らし続けられる地域社会の実現と、「釧路再生」を果たしていくことを究極の目標としている。具体的には年度平均有効求人倍率を過去１０年間の最高値である、平成１２年度の０．５４倍への引き上げることと、３年間の雇用創出の目標を97人とし、雇用の拡大を目指すものである。	地域雇用創造推進事業	第10回（１） H20.6.25		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai10nintei/03toke.pdf			H23.3.31
北海道	釧路市	雇用拡大と地域活性を呼び起こす地域密着型人材育成事業	釧路市の全域	釧路地域の経済力と雇用力は著しく低下しており、地域自らの努力により雇用環境を向上させる必要性が高まっている。この現況を脱するには釧路市中小企業基本条例の理念に基づき、域外貨の獲得と域内循環を域内連携のもとで行うことを目指しつつ、地域企業経営者の事業意欲の活性化とそれを支える地域求職者の人材育成が急務となっている。そこで地域雇用創造推進事業の各種セミナー等を通じて、地域に根ざして生きる雇用者・被雇用者らが、現実のマーケットへの対応能力を身につけ、地域における経営・雇用環境の改善を図っていく。	地域雇用創造推進事業	第21回 H24.3.29		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai21nintei/plan/plan1.pdf			H26.3.31
北海道	釧路市	くしろ木づなプロジェクト	釧路市の全域	釧路市は豊富な森林資源を有し、利用期を迎えていながら、木材の需要が低く有効に活用されていないという課題を抱えている。このため、市内の林業に係る様々な関係者が集まり「釧路森林資源活用円卓会議」を立ち上げ、ここでの議論をもとに、「くしろ木づなプロジェクト」により様々な取り組みを進めてきた。今後も、同プロジェクトにより、円卓会議のみならず、地域における様々な方たちと連携し、力を結集し、この恵まれた森林資源を安定的かつ有効に活用するための取組を進め、もって地域経済の活性化などにつなげていく。	特定地域再生事業費補助金	第25回 H25.6.28		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai25nintei/plan/plan2.pdf			H30.3.31
北海道	釧路市	まるごと美味しい名所の街「くしろ」地域雇用促進事業	釧路市の全域	産業構造の変化や世界金融危機の影響により、一段と低下した有効求人倍率は、東日本大震災以降の復興特需を契機として、バブル経済崩壊以前の水準まで達したが、非正規雇用の求人数が４割を占め、また、求人募集期間終了後も再度募集を繰り返す業種がある等、求人と求職のバランスとれておらず、実態の伴っていない状況である。課題解決のため、地域の海産物を活用した水産品の開発や豊かな自然環境を活用した観光ツアーの開発を行うとともに、国内外へ販路開拓すべく事業所にノウハウを提供するセミナーの開催や求職者の人材育成を行う。	実践型地域雇用創造事業	第28回 H26.6.27		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai28nintei/plan/a03.pdf			H29.3.31
北海道	釧路市	わかもの・女性の希望がかなう「しごと」づくり事業	釧路市の全域	①㈱楽天との連携事業や産学金官連携による「くしろ応援ファンド」活用事業を行い、地元企業のインターネットビジネスを中心とした既存商圏に囚われない新たな事業展開を支援する。②新規創業・経営相談のワンストップ窓口とポータルサイトを開設するとともに、専従の「経営支援員」を配置し、恒常的な経営相談や外部専門家との連携による企業のコンサルタント活動を行い、地元企業の経営基盤強化を図る。③地元経済団体等との連携により若年者・女性の就労、女性の創業チャレンジ支援、ＵＩＪターン促進を行い、人材の地元定着を図る	地方創生推進交付金	第39回 H28.8.30	H30.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai47nintei/plan/y007.pdf			H31.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	釧路市	ＤＭＯ×ＤＭＣによる持続可能な（自立＝稼ぐ）世界一級の観光地域づくり	釧路市の全域	ＤＭＯが構築する観光戦略に基づき、ＤＭＣが収益事業を展開し集客を拡大することで、ＤＭＣとしての事業の持続性を持つとともに、集客の増加を宿泊の増加につなげ、地域全体としての稼ぐ力の向上を図るものである。 また、全国３都市が選定された訪日外国人受入のモデル都市（観光立国ショーケース）の一つとして、釧路市は、地域連携ＤＭＯ及び地域ＤＭＯと連携し、インバウンドに特化した取組みの強化を図り、観光立国ショーケースのＫＰＩである外国人宿泊客延数２７万人（令和２年度）を目指すものである。	地方創生推進交付金	第47回 H30.3.30	R2.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai55nintei/plan/y009.pdf			R3.3.31
北海道	北海道釧路市	釧路市ビジネスサポートセンターk-Bizを核とした「しごと創生」事業	北海道釧路市の全域	釧路市ビジネスサポートセンターk-Bizを中核として、雇用を支える個々の企業の売り上げを向上し、「稼ぐ力」を強化するとともに、IoT等の新たな産業を創出することで、中長期的に給与をはじめとする雇用の質の向上を目指すとともに、若者が地元企業の魅力を知る機会を創出し、女性求職者やＵＩＪターン希望者に対して釧路地域への就職を促進することで、短期的・直接的な人口減少の抑制を図る。	地方創生推進タイプ	第51回 H31.3.29	R5.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai67nintei/plan/y0019.pdf			R6.3.31
北海道	北海道釧路市	釧路市まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道釧路市の全域	北海道釧路市は、1980年の227,234人をピークに人口が減少し、2040年には、106,088人まで減少すると推計されている。 要因としては、道央圏、首都圏などへの転出傾向が大きく、特に20～39歳までの転出傾向が顕著である。 本計画は、地域経済の活性化による雇用や就業機会の創出、交流人口・関係人口の拡大による都市部から地方への人の流れの強化や子育て環境の充実による親になる世代の希望がかなうまちづくりなど、人口減少社会に立ち向かうために取り組むべき施策を推進するものである。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第55回（２） R2.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai5502nintei/plan/b005.pdf			R7.3.31
北海道	北海道釧路市	アドベンチャートラベル推進事業～地方における持続可能な世界一級の観光地域づくり～	北海道釧路市の全域	当市は、２つの国立公園やアイヌ文化など多様な自然や文化を有しており、旅行消費額の高いアドベンチャートラベル（以下「ＡＴ」）旅行市場に対し、２０２１年に開催された「ＡＴＷＳ２０２１バーチャル北海道／日本」より得た海外ＡＴ関係者とのビジネスネットワークを最大限活用し、２０２３年の開催が決定している「ＡＴＷ２０２３北海道」において誘客を本格化させていくことで、観光消費額や経済波及効果を高め地方創生の実現を図る。 本計画は、上記に係る推進体制整備やマーケティング強化の取組を定めたものである。	地方創生推進タイプ	第59回 R3.3.30	R5.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai67nintei/plan/y0020.pdf			R6.3.31
北海道	北海道釧路市	音別地域活性化推進事業	北海道釧路市の全域	音別地区の中心市街地である旧音別町行政センター跡地に地域交流拠点施設し、ふき紙設備を整備や特産品である“富貴紙”づくりを見学・体験でき、文化の伝承・発展を担う。 また、音別の特産品を販売するアンテナショップや手ぶらキャンプ、サイクリングといった体験型観光コンテンツ提供の拠点となり、地域に賑わいを創出する。 音別に来訪し、音別の良さを知ってもらうことで地域の活性化及び魅力度が高まり、音別を訪れた方が音別の新たな魅力を発掘する更なる相乗効果を呼び込むことで、音別地域の地方創生の実現を目指す。	地方創生拠点整備交付金	第59回 R3.3.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai59nintei/plan/a010.pdf			R8.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道釧路市	釧路市におけるテレワーク等推進事業 ～仕事ができる場所から、働きたい地域へ、行きたいところへ～	北海道釧路市の全域	近年の働き方改革による労働環境の多様化や、新型コロナウイルスの感染症拡大でテレワークの活用が加速化し、人の流れが東京圏以外の地域へ向き始めている。一方、釧路市はコロナ禍で観光客等の交流人口が激減し、様々な業種で経済活動が停止や休止に追い込まれた結果、地域経済が停滞化していることから、新たな人・企業を呼び込む切り口として、地方創生テレワークやワーケーションの推進により企業進出のハードルを下げつつ、人の流れを創出し、首都圏等からの企業誘致・移住に結び付ける。	地方創生推進タイプ	第63回 R4.3.30	R6.3.28	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai70nintei/plan/y0013.pdf			R7.3.31
北海道	北海道釧路市	釧路市まち・ひと・しごと創生推進計画 （2025～2029年度）	北海道釧路市の全域	北海道釧路市は、1980年の227,234人をピークに人口が減少し、2050年には、98,544人まで減少すると推計されている。 要因としては、道央圏、首都圏などへの転出傾向が大きく、特に20～39歳までの転出傾向が顕著である。 本計画は、地域経済の活性化による雇用や就業機会の創出、交流人口・関係人口の拡大による都市部から地方への人の流れの強化や子育て環境の充実による親になる世代の希望がかなうまちづくりなど、人口減少社会に立ち向かうために取り組むべき施策を推進するものである。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0012.pdf			R12.3.31
北海道	北海道釧路市	釧路市まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道釧路市の全域	北海道釧路市は、1980年の227,234人をピークに人口が減少し、2050年には、98,544人まで減少すると推計されている。 要因としては、道央圏、首都圏などへの転出傾向が大きく、特に20～39歳までの転出傾向が顕著である。 本計画は、地域経済の活性化による雇用や就業機会の創出、交流人口・関係人口の拡大による都市部から地方への人の流れの強化や子育て環境の充実による親になる世代の希望がかなうまちづくりなど、人口減少社会に立ち向かうために取り組むべき施策を推進するものである。	第２世代交付金（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 第２世代交付金（地域再生計画と連動した支援措置）	第74回（２） R7.9.5		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai74nintei/plan/z001.pdf			R12.3.31
北海道	帯広市	「食」を中心とした地場産業の振興による雇用促進計画	帯広市の全域	農業を基幹産業とする帯広市は、経済のグローバル化や地域間競争の激化に対応するため、より安全・安心で高品質な農畜産物の安定供給とそれらの「高付加価値化」や「観光資源化」など「食」を中心とした産業振興策を推進している。 このため、新技術、新製品開発の拠点となる施設整備や「食」の安心・安全プランの推進などの支援策を講じているが、これらの取組を進めるうえで課題となっている「人材の確保・育成」策を国の支援措置で実施することにより、地域産業の活性化と雇用機会増大による活力ある地域社会づくりを目指す。	科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム 地域雇用創造推進事業	第04回 H18.7.3	H21.6.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai13nintei/plan/29a.pdf			H24.3.31
北海道	帯広市	馬文化を活用した地域活性化計画	帯広市の全域	帯広市では、ばんえい競馬存続問題を契機に、北海道開拓の礎となっている馬文化の継承及び理解醸成が急務となっている。このため、帯広市とＮＰＯ法人との協働による馬文化に係る情報発信、馬とのふれあい出前講座による小学生等への情操教育及び馬文化理解醸成のためのシンポジウムの開催等を行うとともに、ばん馬の生産振興、ばんえい競馬を観光資源としての観光の推進及び関係機関等とのネットワークの構築等を実施する。これにより、馬文化の理解醸成及びばんえい競馬の振興を図り、馬文化を活用した帯広市の地域活性化を目指す。	官民パートナーシップ確立のための支援事業	第10回（２） H20.7.9		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai10nintei/080709/01a.pdf			H21.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	帯広市	「食」を中心とした地場産業の振興による雇用促進計画	帯広市の全域	帯広市は日本有数の農業地帯として発展してきたが、有効求人倍率は全国平均を下回っており、厳しい雇用状況にある。 このため周辺町村とともに「フードバレーとかち」を掲げ、農林漁業と食を中心とした産業政策を進めているところであり、今回、実践型地域雇用創造事業を活用し、農業を基盤とする食料品製造業や観光産業の振興、地元企業等のグローバル展開の推進による雇用の場の創出と、企業ニーズに応じた次世代の農業、食品産業、観光産業等を支える人材の育成を実施する。 これにより、地域の再生と雇用の創出を図る。	実践型地域雇用創造事業	第28回 H26.6.27		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai28nintei/plan/a04.pdf			H29.3.31
北海道	帯広市	体験・滞在型観光推進施設整備計画	帯広市並びに北海道河東郡音更町、士幌町、上士幌町及び鹿追町並びに上川郡新得町及び清水町並びに河西郡芽室町、中札内村及び更別村並びに広尾郡大樹町及び広尾町並びに中川郡幕別町、池田町、豊頃町及び本別町並びに足寄郡足寄町及び陸別町並びに十勝郡浦幌町の全域	帯広市を含む十勝エリアは、雄大な自然環境や基幹産業である農業から生産されるおいしい「食」など、この地ならではの観光資源に恵まれている。 しかし、このすぐれた地域資源を十分に活用できておらず、十勝が観光の目的地となりきれていないため、通過型の観光に留まっている現状にある。 地域資源を活かした体験・滞在型観光を振興するため、十勝の自然空間を最大限活用し、特別な時間や新しいライフスタイルを提案し、十勝観光のブランド化を推進することで新たな「ひと」の流れを創出し、交流人口の増加や域内消費の拡大を図る。	地方創生拠点整備交付金	第41回 H29.2.24		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai41nintei/plan/a007.pdf			R3.3.31
北海道	帯広市	食・農体験型研修施設整備計画	帯広市の全域	北海道十勝管内は、雄大な自然環境や基幹産業である農業から生産されるおいしい「食」など、恵まれた地域資源を活かした観光振興に取り組んでいるが、宿泊客延べ数は横ばいで通過型観光の状況が続いている。十勝を目的地とした観光客・観光消費の拡大、関連産業の振興を図るため、豊かな自然空間をフィールドとしたアウトドア活動を柱に、市内に点在する観光拠点や関連産業などの各種アクティビティのパッケージ化に取り組むことで、「ゆとり」と「癒やし」にあふれたプレミアムな時間を満喫できるエリアとしての観光ブランド化をめざす。	地方創生拠点整備交付金	第43回（２） H29.5.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai43-2nintei/plan/a011.pdf			R4.3.31
北海道	帯広市	ＵＩＪ　ｔｕｒｎ　２．０　～とかち採用戦略改革計画～	帯広市の全域	これまで、地元企業が行っていた、大手新卒ナビサイトや合同企業説明会の活用など企業情報との接触のタイミングを相手にゆだねる【待ち受け型】の採用方法ではなく、この地域の関係人口との接点を最大化させ、対象者の興味や関心を高めるような接触を重ねることで移住・就職の意識を醸造させていく【獲得・育成型】採用戦略を打ち出し、戦略の効果や有用性の検証を重ねながら地元企業に提案していくことで地域のUIJターン促進を図るもの。	地方創生推進交付金	第47回 H30.3.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai47nintei/plan/a017.pdf			R3.3.31
北海道	北海道帯広市	帯広市まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道帯広市の全域	本市では、未婚化・晩婚化等に伴う出生率の低下や、若年世代の転出超過等を背景に、総人口の減少が続いており、地域経済の縮小やコミュニティの活力低下等の課題に対応しつつ、持続可能な地域づくりを進めることが必要となっている。このため、総合戦略に基づき、食・農などの地域資源や十勝圏域の結びつき、域外人材・企業とのつながりを活かし、安心して働ける雇用の創出や結婚・出産・子育ての希望が叶えられる環境づくりなど地方創生の取組を推進し、人口減少時代においても持続的に発展する活力ある地域社会の実現につなげていく。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第58回 R2.11.6		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai58nintei/plan/a001.pdf			R7.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道帯広市	帯広市まち・ひと・しごと創生推進計画（第２期）	北海道帯広市の全域	帯広市は、豊かな自然を有し、農業と関連産業を中心とした産業基盤を築いてきた十勝の中核都市として都市機能が集積し発展してきた強みを活かし、十勝全体で「フードバレーとかち」の取り組みを進めてきており、まちの活力向上につなげてきている。こうした基盤をもとに新しい価値の創出や生産性の向上に取り組むとともに、生活や文化と密接に関連する都市のみどり、そして技術革新が著しいデジタルを日々の生活と結び付け広く利活用を進めることにより、ここに暮らす人々が豊かさを感じる活力のあるまちの実現を目指す。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0013.pdf			R12.3.31
北海道	帯広市並びに北海道河東郡士幌町及び上士幌町、上川郡清水町、河西郡芽室町及び中札内村、広尾郡大樹町及び広尾町、中川郡本別町並びに足寄郡足寄町及び陸別町	十勝・イノベーション・エコシステム推進計画	帯広市並びに北海道河東郡士幌町及び上士幌町、上川郡清水町、河西郡芽室町及び中札内村、広尾郡大樹町及び広尾町、中川郡本別町並びに足寄郡足寄町及び陸別町の全域	本地域は、豊富な農林水産物が域内で高度加工されず、付加価値が域外に流出している。また、若年者にとって魅力的な「しごと」が少なく、雇用のミスマッチや札幌圏・東京圏への転出超過が続き、人手不足が深刻化しつつある。 地域で燻ぶっている人材に域外の革新的な経営者との触発の機会等を提供し、果敢にリスクを取る「火の玉人材」へと育て上げるとともに、産学官金が連携した総合的な支援体制を整備することで、イノベーションを創発し、創業・起業に結びつける「十勝・イノベーション・エコシステム」の構築に取り組む。	地方創生推進交付金	第39回 H28.8.30	H29.5.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai43-2nintei/plan/y008.pdf	【軽微変更】 H30.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2018nendo/keibi/012.pdf	R3.3.31
北海道	帯広市及び北海道河東郡鹿追町	ＤＭＯを活用したアウトドアブランドの創出と観光経営推進計画	帯広市及び北海道河東郡鹿追町の全域	十勝エリアは本格的なアウトドア活動を楽しめるワールドクラスのフィールドを有しているとの評価があるが、この地域資源を十分に活用できていない状況にある。 こうした十勝の雄大な自然空間を最大限活用していくために、アウトドアによる特別な時間や新しいライフスタイルを提案し、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに「観光地経営」の視点に立った地域観光づくりの中心的役割を果たす十勝特有のアウトドアに特化したＤＭＯを形成・確立し、十勝の新たな観光ブランドを創出するもの。	地方創生推進交付金	第39回 H28.8.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai39nintei/plan/a011.pdf			R3.3.31
北海道	北見市	北見市工学的農業ビジネス創造計画	北見市の全域	北見市市内および周辺には、北見工業大学など3大学が立地する頭脳集積地域であり、産学官の密接な連携による技術振興・新産業の創出・人材育成などが活発に展開されてきた。この恵まれた環境のもと、大学の持つ高度な工学的研究成果・応用技術を最大限活用して、地域の求める人材（主として社会人）を養成し、農業ビジネスなど地域経済の活性化につながるビジネス創造・産業創出を促進する取組みを行うものである。	科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム	第04回 H18.7.3		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai4nintei/03toke.pdf			H23.3.31
北海道	北見市	即戦力となる中核的人材創出計画	北見市の全域	北見市では、近年、合併による市域の拡大により、基幹産業である農業や、観光資源にも広がりが見られる。その中で、今後の発展が期待される観光産業、ＩＴ産業において、地域の特性を生かした産業振興を図る上で必要な、即戦力となる中核的人材の育成・確保に主眼におき、人材育成や就職支援等の事業を展開する。地域産業の活性化と雇用機会の創出を図ることにより、様々な産業への波及効果を目指す。	地域雇用創造推進事業	第07回（２） H19.9.20		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai7nintei_2/02toke.pdf			H22.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北見市	ひと・まち・自然きらめく産業活力の創造～地域資源を活かした雇用拡大プロジェクト～	北見市の全域	当計画は、本市の基幹産業である農林水産業や豊富な観光資源などの地域資源を活かした食関連産業分野と観光産業分野を地域重点分野として、新商品・「食」メニューなどの開発を担える地域企業や産業のニーズに即した人材を育成するとともに、地域資源を活用した食・観光関連の各種開発事業を展開し、地域産業の活性化と雇用機会の創出を図ることにより様々な産業への波及効果を生み出し、活力ある地域づくりを目指すものである。	実践型地域雇用創造事業	第28回 H26.6.27		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai28nintei/plan/a05.pdf			H29.3.31
北海道	北見市	ＩＣＴ拠点を活用した人と仕事の誘致と地元人材の育成による情報関連産業・雇用再生計画	北見市の全域	近年当市では、一次産業の機械化・大規模化に伴い、就業者数が減少するとともに、製造業についても、海外への製造拠点の移転が続き、雇用が減少している。また、北見工業大学の卒業生は、地元に大卒生の雇用の受け皿が少ないこともあり、首都圏等の大都市への流出が多く、人口流出の大きな要因となっている。 このため、テレワーク技術を活用し、当地にＩＣＴ拠点を立地させることにより、ＩＴ人材が不足している大都市の仕事を誘致し、同大学の人材を活用することにより、雇用増大と若者の流出防止を図り、地方創生を目指すものである。	地方創生推進交付金	第39回 H28.8.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai39nintei/plan/a012.pdf			H31.3.31
北海道	北見市	「北見ＭＹ　ＬＯＶＥ　地域の宝」食資源活用発展型観光客誘致再生計画	北見市の全域	北見市が誇る地域の農水産物である玉ねぎやホタテなどの食資源を活用した観光振興事業を展開することにより、地域周遊における滞在拠点の確立を目指し、観光客の消費効果を高めるための着地型観光商品づくりや北見市の認知度アップにつながる多言語に対応した様々なツール、コンテンツを活用したプロモーションを展開するなど、インバウンドの誘客を強化することによって、交流人口の増大を図り、観光振興による地域経済の活性化を目指すものである。	地方創生推進交付金	第40回（２） H28.12.13		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai40-2nintei/plan/a005.pdf			H31.3.31
北海道	北見市	ひと・まち・自然が調和した活力創造への挑戦！「にぎわいのあるまちづくり」へ　Ａｆｆ－Ｂｕｓｉｎｅｓｓ　Ｃｈａｌｌｅｎｇｅ　Ｄｏ！	北見市の全域	本市の豊富な地域資源を活用した魅力的な「食」と「観光」を振興するため、「食」の新商品やメニューの開発と「賑わいのあるまちづくり」のための新たな拠点となる「にぎわい拠点」の創出を目指すものである。加えて、地域資源情報を発信するための「デザインカ」や「情報発信力」を高めることを目的とし、地域ブランドや商品のＰＲ活動、広報活動などを担う人材を育成する。「食」と「観光」を融合し、魅力的な地域情報の発信により地域の活性化を目指すとともに、交流人口を増加させることで周辺分野にも波及的に雇用を拡大する。	実践型地域雇用創造事業	第44回 H29.6.27		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai44nintei/plan/a001.pdf			R2.3.31
北海道	北見市	地元大学の研究シーズを活用した産学官連携によるＩＣＴ産業創出推進計画	北見市の全域	本市と進出したＩＴ企業、北見工業大学、公設試験研究機関、地元企業等で構成された北見市ＩｏＴ推進ラボが主体となり、同大学の研究シーズとＩＣＴを活用した産学による共同研究や、ビジネスマッチングのための展示会出展など、産学官連携によるＩＣＴ産業創出プロジェクトを展開する。 また、進出したＩＴ企業の地元定着を促すため、同大学と連携したＩＣＴ人材の育成を行うほか、地元企業との連携によるＩＣＴを活用した独自製品を開発することで、ＩＴ企業及び人材の集積化と、ＩＣＴ産業創出による地域の「稼ぐ力」の向上を図る。	地方創生推進交付金	第51回 H31.3.29		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai51nintei/plan/a010.pdf			R4.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北見市	地域資源カーリングを活用した知名度向上と交流人口拡大のための拠点整備プロジェクト	北見市の全域	当該地域の地域資源であるカーリングと地元女子カーリングチーム「ロコ・ソラーレ」の圧倒的知名度を活用し、国内外のトップアスリート等のニーズが高く、また、チームのさらなる躍進と後進の育成に寄与する世界初の最先端スポーツ科学に基づく高度な競技力向上への支援機能を有する通年型カーリングホールを整備することで、北見市の認知度向上と国内外からの長期滞在型の合宿誘致等による交流人口拡大を図り、地域全体の「稼ぐ力」を高め、もたらされる合宿関連産業への経済波及効果を雇用創出につなげることを目的とするものである。	地方創生拠点整備交付金 まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第51回 H31.3.29		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai51nintei/plan/a011.pdf			R6.3.31
北海道	北海道北見市	北見市地方創生総合戦略推進計画	北海道北見市の全域	北見市では、依然として転出超過が続いており、本市の人口をめぐる情勢は、引き続き厳しい状況にある。この課題に対応するため、「地域の宝を活用した稼げるまちづくりを推進し、安心して働けるまちを実現する」「暮らしやすいまちの魅力を発信し、新しいひとの流れをつくる」「それぞれの結婚・出産・子育ての希望がかなうまちづくり」「ひとが集い、安全で安心して暮らすことができるまちをつくる」を基本目標に掲げ、暮らしやすさを将来にわたって維持し、出生数と転入数の増加を図り、雇用の質・量両面での確保を目指す。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	第56回 R2.7.3	R6.8.16	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai71nintei/plan/y004.pdf			R7.3.31
北海道	北海道北見市	第３期北見市地方創生総合戦略推進交付金計画	北海道北見市の全域	北見市では依然として転出超過が続き、人口をめぐる情勢は厳しい状況にある。この課題に対応するため、「地域の宝を活用した良質な産業・雇用を創出し、安心して働けるまちを実現する」「誰もが暮らしやすいまちの魅力を育み、地域へのひとの流れをつくる」「それぞれの結婚・出産・子育ての希望をかなえるまちづくり」「ひとが集い、安全で安心して暮らすことができるまちをつくる」を基本目標に掲げ、地域にある資源や宝を最大限に活かすことで、人口減少の進行を緩和し、人口減少社会に適応した持続可能で魅力のあるまちを目指す。	第２世代交付金（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 第２世代交付金（地域再生計画と連動した支援措置）	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0014.pdf			R12.3.31
北海道	北海道北見市	第３期北見市地方創生総合戦略推進計画	北海道北見市の全域	北見市では依然として転出超過が続き、人口をめぐる情勢は厳しい状況にある。この課題に対応するため、「地域の宝を活用した良質な産業・雇用を創出し、安心して働けるまちを実現する」「誰もが暮らしやすいまちの魅力を育み、地域へのひとの流れをつくる」「それぞれの結婚・出産・子育ての希望をかなえるまちづくり」「ひとが集い、安全で安心して暮らすことができるまちをつくる」を基本目標に掲げ、地域にある資源や宝を最大限に活かすことで、人口減少の進行を緩和し、人口減少社会に適応した持続可能で魅力のあるまちを目指す。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0015.pdf			R12.3.31
北海道	北見市及び網走市並びに北海道網走郡大空町	オホーツク地域サイクリングブランド化による観光産業再生計画	北見市及び網走市並びに北海道網走郡大空町の全域	近年増加傾向である外国人観光客数、中でも台湾など東南アジア地域の観光客をターゲットに、冷涼な気候と交通量が少ない道路環境、雄大な自然や季節により移り変わる美しい景観、旬の味覚に代表される魅力的な食などオホーツク地域の魅力をＰＲすることにより、サイクリング観光客を誘致し、通過型の観光からスポーツと観光を融合した地域滞在型の自転車ツーリズムを柱に食や観光を有機的に産業化させることにより、地方創生を目指すものである。	地方創生推進交付金	第40回（２） H28.12.13		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai40-2nintei/plan/a006.pdf			H31.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道北見市、北海道網走市、北海道小清水町、北海道大空町、北海道美幌町	サイクルアドベンチャーオホーツクによる観光産業再生計画	北見市及び網走市並びに北海道網走郡美幌町及び大空町並びに斜里郡小清水町の全域	オホーツクの地域資源を最大限に活用し、サイクルツーリズムにより滞在型観光コンテンツを構築し、オホーツク地域でのサイクリングブランド化を図る。また、観光・スポーツ及び異文化などを融合した滞在型アドベンチャーツーリズムを産業化することにより、国内外から多くの観光客誘客を通じ、地域活性化を図る。ひがし北海道各地域とも連携した大きな観光ルートを構築し滞在型ツーリズムにより、地方創生を目指す。	地方創生推進タイプ	第51回 H31.3.29	R5.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai67nintei/plan/y0023.pdf			R6.3.31
北海道	夕張市	地域力向上による夕張再生プロジェクト	夕張市の全域	夕張市は、平成2年に炭鉱の街の歴史の幕を閉じ、人口もピーク時の約10分の1となったことに伴い、平成19年3月財政再建団体となった。今後は、財政破綻した以前同様のサービス享受できないことを市民が認識した上で、自ら地域の課題を解決していく力を高めることが夕張のマチを持続していくために不可欠である。そこで、各種団体が連携した市民組織を立ち上げ、セミナー等を通し地域の問題解決に動く人材の掘り起こしを行ない、行政と地域のネットワークを構築することによって、行政に依存しない自立した市民意識の醸成を図る。	市民活動団体等支援総合事業	第07回（１） H19.7.4		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai7nintei/01toke.pdf			H24.3.31
北海道	夕張市	コンパクトシティと夕張再生エネルギー活用による元気創造への挑戦	夕張市の全域	持続可能ななまちづくりに向けた都市機能のコンパクト化の促進と国内でもＣＢＭ（炭層メタンガス）開発最有望地域と言われている夕張市は、民間企業、大学、研究機関等との連携を図り、地域エネルギーとして地産地消による地域活性化、企業支援、人口減少の抑制を目指す。その前段となる夕張再生エネルギーイノベーショントライアル調査事業（仮称）の実施により、本格事業化へ向けたＦ／Ｓ調査、地域産業（農業、製造業）支援策、地域公共交通（ＤＭＶ、路線バス、デマンド交通）での活用策など総合的な可能性調査を実施する。	（地域再生戦略交付金）	第30回 H27.1.22		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai30nintei/plan/a01.pdf			R7.3.31
北海道	夕張市	コンパクトシティの推進加速化と地域資源エネルギー調査	夕張市の区域の一部（清水沢地区）	本市では、持続可能なまちづくりを目指してコンパクトシティを推進しているが、都市拠点地区と考えている市中心部（清水沢地区）に拠点となる施設が無いため、人が集う公園、子育て、文化、行政などの機能を集約した複合型の拠点施設整備を実施する。また、拠点施設を交通結節点として市内の公共交通再編を進める。 拠点となる清水沢地区には地下に石炭層が広がっており、かつて炭鉱事故の原因となった石炭層に含まれるメタンガス（ＣＢＭ）を地域エネルギーとして活用を検討するための第一歩として、ガスの資源量調査（試掘）を実施する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第38回 H28.8.2		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai38nintei/plan/a001.pdf			R2.3.31
北海道	夕張市	攻めの農林業！～夕張百年の計～	夕張市の全域	夕張市の優位性を活かした取組により、雇用機会創出や地域経済活性化を図り、地域の持続的な発展を進める。 夕張農業において、基幹作物である夕張メロンの生産基盤の安定化対策を実施することにより生食用メロンの魅力向上を図り、さらに、加工品との相乗効果でブランド力の向上を目指しながら地域雇用を維持する。 漢方薬原料としての利用が見込まれる薬木のキハダとホオノキを夕張メロンに次ぐ新たな地域産業資源として位置づけ、日本一の薬木生産地を目指すことにより、森林資源のフル活用を進め、地域経済を活性化する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第42回 H29.3.28	H30.7.6	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai48nintei/plan/y001.pdf			R2.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	夕張市	夕張の未来をつくるプロジェクト	夕張市の全域	今後の人口減少に対応していくには、自然減少対策とともに社会減少対策も行っていく必要があるが、財政再生団体である夕張市においては、今まで十分な子育て環境整備に対する施策が実施されてこなかったため、社会減少が進む結果となった。 人口の流出を食い止めて地域の活力を取り戻すため、子育て世代が安心して子育てを行える環境の整備と経済的支援を行う。 また、定住した子育て世代や若者が市内で起業・就業・地域活動をする場合の後方支援を同時に行う。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第42回 H29.3.28		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai42nintei/plan/a003.pdf			R2.3.31
北海道	夕張市	みんなの力でつくる「石炭博物館再生プロジェクト」	夕張市の全域	石炭博物館は昭和55年の開館以来、施設の改修、展示の更新が行われてきておらず、展示内容の陳腐化が著しい。 本事業は、空知管内の旧産炭地域における産業遺産を後世に伝えて行くため、「石炭博物館再生プロジェクト」を実施する。 夕張のまちの歴史の移り変わりを構成し、見る人が考えるきっかけを生み出す。 管内の旧産炭地域は、地域間での連携不足により、交流人口の拡大が期待できない状況下にあるため、空知地域の総合的なビジターセンターとしての役割を担い、旧産炭地域全体で石炭産業遺産の更なる位置付けを目指す。	地方創生拠点整備交付金	第43回（２） H29.5.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai43-2nintei/plan/a012.pdf			R4.3.31
北海道	夕張市	グローバル人材育成を核としたタ張の教育環境魅力化プロジェクト～僕らが日本の先山になる～	夕張市の全域	タ張市教育大綱の基本理念の柱である「郷土に誇りを持ち、共に支え合い、未来に向かって夢や希望に満ちた子ども達を育む」を実践、実現するためタ張高校の魅力化を核とし０歳から１８歳までの教育環境の整備を行う。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第45回 H29.11.7		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai45nintei/plan/a001.pdf			R2.3.31
北海道	夕張市	公営住宅の空き住戸を活用した関わり人口や産業労働力の滞在拠点整備計画	夕張市の全域	タ張市は炭鉱の閉山に伴い炭鉱会社が保有していてた社員住宅を引き継いだ歴史的な背景やその後、急激な人口減少に伴い、公営住宅の空き戸が多く発生していることが地域課題になっている。本計画では、この空き戸を地域産業の振興や集落活性化の取組に継続的に関わりを持ってくれる「関わり人口」を増やすことを目指し有効活用を目指す。取り組みでは、公営住宅の恒常的な空き戸を目的外使用により市民団体やＮＰＯ法人等に提供し、地域住民の自らが「関係人口」とのコミュニティ形成する図る取り組みを支援する。	公営住宅における目的外使用承認の柔軟化	第50回 H30.11.9		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai50nintei/plan/a001.pdf			R5.3.31
北海道	北海道夕張市	夕張市まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道夕張市の全域	本市の人口は、昭和35年の116,908人をピークに減少を続け、令和2年4月時点では7,740人となった。急激な人口減少・少子高齢化が進む中で直面する様々な課題に対応するため、「誰もが安心して暮らせる環境づくり」「新たな人の流れ・関係人口・交流人口の創出」「地域資源を活用した働く場づくり」「夕張の未来を創るプロジェクト」「持続可能なまちづくり」を柱とした施策を推進することで人口減少の抑制を図り、人口減少下にあっても市民一人ひとりが自分らしく安心して幸せに暮らせる持続可能なまちづくりを目指す。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第56回 R2.7.3	R7.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/y0004.pdf			R9.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道夕張市	夕張市まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道夕張市の全域	本市の人口は、昭和35年の116,908人をピークに減少を続け、令和2年4月時点では7,740人となった。急激な人口減少・少子高齢化が進む中で直面する様々な課題に対応するため、「誰もが安心して暮らせる環境づくり」「新たな人の流れ・関係人口・交流人口の創出」「地域資源を活用した働く場づくり」「夕張の未来を創るプロジェクト」「持続可能なまちづくり」を柱とした施策を推進することで人口減少の抑制を図り、人口減少下にあっても市民一人ひとりが自分らしく安心して幸せに暮らせる持続可能なまちづくりを目指す。	第２世代交付金（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 第２世代交付金（地域再生計画と連動した支援措置）	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0016.pdf			R9.3.31
北海道	岩見沢市	移住定住促進事業	岩見沢市の全域	不動産仲介業者、建設会社、金融機関、商工会議所、市等が連携して、空き家等の調査・紹介・助成金の受付等の住宅に関するワンストップサービスの窓口を創設するとともに、移住の隘路であった雇用に関して、中心市街地の空き店舗への起業促進や商店街活性化による雇用の場創出のほか、子育て世代をターゲットに、岩見沢での暮らしや魅力、子育てや創業支援等のサービスが充実していることなどを様々なメディアを活用してPRを強化することで、移住促進を図るものである。	地方創生推進交付金	第39回 H28.8.30	H30.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai47nintei/plan/y008.pdf			H31.3.31
北海道	岩見沢市	観光振興戦略推進事業	岩見沢市の全域	観光振興戦略基づき、岩見沢市の地理的優位性や観光資源を活かしたゆったりとした長期滞在が可能な施設として、客室の滞在空間の拡張、露天風呂の設置のほか、自然環境を活かしたグランピングなど観光アクティビティの充実につながる整備等、滞在環境の向上と質の高いサービス提供を可能とする改修を実施することで、着地型、体験型観光の推進する核施設として本施設の魅力を高めつつ、観光協会のＤＭＯ化を推進し、着地型・体験型の観光商品の造成や物産品の開発、販路開拓等の取組みなどを戦略的に進め、着実に観光入込客数の増加を図る	地方創生推進交付金 地方創生拠点整備交付金	第39回 H28.8.30	H30.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai47nintei/plan/y009.pdf			R3.3.31
北海道	岩見沢市	ＩＣＴ環境など地域特性活用による総合戦略推進事業	岩見沢市の全域	限られた地域資源の効率的・網羅的活用のもと、多岐にわたる課題対応による地方創生を目指し、次の４事業を実施。①農業や除排雪などの地域課題を、産学官連携のもと解決を図る。②地域特性であるＩＣＴ環境を農業分野に活用し、省力化・効率化等を一層進めるため、関連機器の導入促進を図る。③企業進出による新産業の創出、雇用確保や人材育成を実施。④農・食・健康を連動させた新しい健康関連産業の創出、新しい健康サービスの社会実装、自立型地域包括ケア実践による新しい公共構築を連動しながら実施し、健康経営都市を推進。	地方創生推進交付金	第43回（２） H29.5.30	H31.3.29	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai51nintei/plan/y007.pdf			R2.3.31
北海道	岩見沢市	地域産業経済の活性化による岩見沢市雇用創出計画	岩見沢市の全域	岩見沢市は、基幹産業である農業や建設業の低迷に加え、商工業などの衰退により事業所数も減少するなど厳しい雇用情勢が続いている。このため、これまでの地場産業の振興や中心市街地活性化による商業振興などの取組みを補完し強化する新たな取組みを実施する。具体的には、①顧客対応や特産品等の販売促進などに関するプログラムの実施、②ＩＴビジネス促進を目指す情報通信基盤の整備、③ワークプラザ（岩見沢市シルバー人材センターを中心とした雇用促進の拠点施設）の整備による情報提供などの新たな取組みを推進する。これらの雇用する側と求	地域雇用創造推進事業	平成19年度地方再生モデルプロジェクト（12月25日）		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kouhyou/071225/01toke.pdf			H22.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道岩見沢市	観光振興戦略・観光資源活性化事業～観光協会の自走化及びメープルロッジの観光拠点化～	北海道岩見沢市の全域	2018年度に策定した観光振興戦略に基づき、ＤＭＯ化した市観光協会における着地型・体験型の観光商品の造成や物産品の開発、販路開拓等の取組み、人材育成等を戦略的に進め、自走化、ハブ化を実現し、北海道における確固たる観光地化を目指す。また、本市の観光拠点施設であるメープルロッジの収益性の向上の他、ワイナリー等の観光資源を活かして、より厚みのある観光づくりを進めることにより、国内外の観光客誘致を進め、観光入込客数及び外国人観光客の増加を図る。	地方創生推進交付金	第51回 H31.3.29	R2.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai55Oinntei/plan/y012.pdf			R4.3.31
北海道	北海道岩見沢市	ワークライフバランスの推進と就業環境の整備による地域活性化事業	北海道岩見沢市の全域	これまで整備した子育て環境等の効果を波及させるため、次の３事業を行う。①就業・創業支援、②空き家・空き店舗の活用促進と地域ネットワーク形成によりワークライフバランスの推進と地域のネットワーク作り、及び就業環境の整備を行うことで居住環境を付加価値を高める。更に、③ブランドイメージの発信と体験を通じた若者定住で主に２０代の若者をターゲットにしたシティプロモーションを行い、ポテンシャルの高い移住層である子育て世帯が「住んでみたいまち」につなげ、空知の中心都市としての求心力を高める。	地方創生推進交付金	第51回 H31.3.29	R3.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai59nintei/plan/y005.pdf			R4.3.31
北海道	北海道岩見沢市	岩見沢市北村地域観光施設整備事業	北海道岩見沢市の全域	平成２７年度に策定した「岩見沢市観光振興戦略」に基づき「アグリ」、「ワイン」、「スノー」など、5つに分類したツーリズムを基本とした当市の強みを活かした観光まちづくりを進めている中、「アグリツーリズム」を推進している北村地域の観光施設である北村温泉ホテルの大規模改修を実施することにより、魅力ある観光施設への転換を図るとともに、農家と連携し収穫体験をはじめとした農業体験プログラムを中心に都会では体験できない多様な体験型旅行商品や地元農産物の販売による地域経済の活性化を図る。	地方創生拠点整備交付金	第55回（１） R2.3.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai55Oinntei/plan/a015.pdf			R7.3.31
北海道	北海道岩見沢市	岩見沢市まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道岩見沢市の全域	「第3期岩見沢市総合戦略」に基づき、デジタル技術により地方創生の取組みを加速化・深化されることを主眼に『「誰もが活躍できる地域社会の実現と個々の生産性の向上により成長を続ける「スマートシティ」』を目指す。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第56回 R2.7.3	R7.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/y0005.pdf			R10.3.31
北海道	北海道岩見沢市	観光振興戦略推進事業～体験型観光とミニマムツーリズムの推進～	北海道岩見沢市の全域	2021年度に開始する新岩見沢市観光振興戦略に基づき、DMOである岩見沢市観光協会を核に北海道内、特に札幌圏を中心としたミニマムツーリズムを推進。安定した収益基盤の強化、旅行代理店等を積極的に活用する効果的なプロモーションの展開、観光拠点施設であるメープルロッジ、改修工事を終えた北村温泉ホテルを軸とした観光資源の更なる有効活用、「農泊」、ワーケーション、オンラインツアー等の新事業を推進することにより、外的要因に左右されない厚みのある観光戦略を展開する。	地方創生推進タイプ	第59回 R3.3.30	R5.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai67nintei/plan/y0025.pdf			R6.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道岩見沢市	スマート・アグリシティ推進計画	北海道岩見沢市の全域	人口減少や少子高齢化、新型コロナウイルス対応など地域社会を取巻く課題への積極的対応として、地域特性であるICT環境を最大限に活用しながら、5GやAI、ビッグデータ等の未来技術を駆使し、スマート農業の遠隔監視下における無人走行や夜間作業を含めた農作業繁忙期における新たな請負ビジネスの創出など、スマート農業の更なる深化・高度化施策を展開するとともに、目的を共有する大学や関係企業との共創により、スマート農業の課題解決や農業を軸とした地域の持続性確保の具現化を図るスマートアグリシティの実現を目指す。	地方創生推進タイプ	第61回 R3.8.20	R5.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai67nintei/plan/y0026.pdf			R6.3.31
北海道	北海道岩見沢市	学生・若者のまちづくり参画による地域活性化・関係人口拡大パッケージ	北海道岩見沢市の全域	若者世代と地域の住民との交流や産業振興、まちづくりへの参画等を促進することで、当市の魅力や可能性、生活基盤の利便性などについての理解を深め、市内への定着を促すとともに、その過程を積極的に発信することで、市内外から当市への関心の輪を広げる。	地方創生推進タイプ	第63回 R4.3.30	R6.3.28	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai70nintei/plan/y0015.pdf			R7.3.31
北海道	北海道岩見沢市	地力とスマート農業の融合による農業DX推進計画	北海道岩見沢市の全域	岩見沢市は、行政面積の41.2%を農地が占めるなど国内有数の農業地域として発展してきたが、農業者人口の減少や高齢化が急速に進展している。基幹産業である農業の持続性確保に向け、①マーケティング分析による新規作物導入及び作物生産体系の策定、②良質な堆肥散布による土壌物理性改善及び土壌の化学性・物理性診断と連動した施肥体系の確立、③デジタル技術を活用した圃場内生育の均一化及び施設園芸の省力化検証を実施し、農業所得向上による地域経済の活性化を図る。	地方創生推進タイプ	第63回 R4.3.30	R6.3.28	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai70nintei/plan/y0014.pdf			R7.3.31
北海道	北海道岩見沢市	岩見沢市まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道岩見沢市の全域	本市の東部丘陵地域は、廃校が相次ぐなど、活力低下が課題となっている。そこで試験的に廃校舎を活用し、「みるとーぶプロジェクト実行委員会」を主体とした様々なイベント開催により、交流人口創出に成果があったため、当該廃校舎を「人と文化の交流拠点施設」として整備し、当該実行委員会によるワークショップ等の活動に加え、「教育大岩見沢校」の学生による活動フィールドとしての利用、「炭鉱の記憶推進事業団」の資料展示等を通じ、新たな価値の創出等様々な効果を生み出し、地域活性化と更なる交流人口の拡大を目指す。	第２世代交付金（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 第２世代交付金（地域再生計画と連動した支援措置）	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0017.pdf			R10.3.31
北海道	網走市	潜在的地域資源を創造的に活用するリーダー的人材養成計画	網走市の全域	本計画は、網走市が従来から実施している「ものづくり」に関する事業者支援などの取り組みと、東京農業大学が実施予定の科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラムを連携させることにより、それぞれの事業に求められるサポート態勢の見直しや強化を図りながら、地域産業の課題である地場産品の高次加工や販路開拓・マーケティング能力の高い人材の養成を図り、地域産業の活性化を目指すものである。	科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム	第13回（２） H21.7.17		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai13nintei_2/plan/02a.pdf			H26.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	網走市	日本体育大学と連携した障がい者スポーツを核とする地方創生	網走市の全域	平成29年4月に開校予定の日本初のスポーツ教育を軸とした日本体育大学附属高等支援学校が整備する150m直線走路を屋内化（国内最長）し、１年中、雪や風雨などの天候に影響されない障がい者スポーツのトレーニング、研究、指導者育成のフィールドとして活用する。	地方創生拠点整備交付金	第41回 H29.2.24		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai41nintei/plan/a008.pdf			R3.3.31
北海道	網走市	新たな「まちづくり会社」による地域商社機能の強化と中心市街地の活性化を促す総合支援体制の構築事業	網走市の全域	地域商社機能を有する「網走まちづくり会社」により、中心市街地のにぎわいを創出するとともに新しい人の流れを創出し活性化を図る。 「まちなか再生」の牽引役となる「網走まちづくり会社」を設立し、中心市街地の旧ラルズプラザ網走店跡地＝らるあーと（通称）における再開発事業の事業主体となることを検討するほか、ソフト、ハード事業などを通じて中心市街地の活性化させる事業を構築する。	地方創生推進交付金	第43回（２） H29.5.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai43-2nintei/plan/a015.pdf			R2.3.31
北海道	網走市	網走市生涯活躍のまち（ＣＣＲＣ）構築推進事業	網走市の全域	東京農大、日体大附属高等支援学校の卒業生（若者）をはじめ、障がい者、女性、高齢者など社会的弱者の雇用の場をも創出し、地元定着を図るとともに、首都圏をはじめとする他地域から健康で学習意欲旺盛な中高年を東京農大と連携して受け入れ、総合力として生産年齢人口の拡大を図る。	地方創生推進交付金	第43回（２） H29.5.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai43-2nintei/plan/a014.pdf			R2.3.31
北海道	北海道網走市	地域資源を活用した共生型地域社会づくり促進計画	北海道網走市の全域	犯罪歴や障がいがある人を含め、誰一人取り残さない社会を目指し、市内の公有地などの資源を活用し、受刑者、障がい者、地域の農林業従事者、教育者など、あらゆる人が協働する「農福連携」を行うことで、受刑者や障がい者の方の自立的な生活に向けた支援を図るとともに、多くの人のパートナーシップによって実った作物を要として、エシカルな生産と消費を切り口にした地域活性化及び共生型地域社会の実現に向けた啓蒙を図る。	地方創生推進タイプ	第59回 R3.3.30	R5.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai67nintei/plan/y0028.pdf			R6.3.31
北海道	北海道網走市	網走市まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道網走市の全域	人口減少・少子高齢化の進展は、地域経済の縮小や地域コミュニティの活力低下など地域社会の衰退が懸念される。これらの課題に対応するため、人口減少に歯止めをかけ、将来的に人口構造そのものを変えていこうとする積極戦略と、今後数十年間の人口減少は避けられないことを踏まえ、政策誘導により交流・関係人口拡大や転出抑制・転入増加を図り、人口減少社会における持続可能な社会システムの再構築を図る調整戦略を同時並行的に進め、人口減少社会においても、誰もが健康で安心して暮らし続けることのできる活力あるまちを目指す。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第61回 R3.8.20		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2021keibi02/plan/k004.pdf			R7.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道網走市	網走市観光デジタルプロモーション・マーケティングによる観光産業再生計画	北海道網走市の全域	観光WEBサイトの特集記事等コンテンツの充実、現状分析によるSEO対策、BrandLift調査、国内のデジタルプロモーション・マーケティングの強化、最適化、来訪計測による効果検証を行い、インバウンドの獲得のため、海外に向けて広告配信を実施する。さらに集積したデータを分析し、SWOT分析などを通じて、エビデンスベースの「観光のまち」を目指し、関係人口創出の基盤を作りつつ、地域の永続的な発展に繋げていきたい。	地方創生推進タイプ	第70回（１） R6.3.28	R8.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/c007.pdf			R9.3.31
北海道	北海道網走市	第２期網走市まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道網走市の全域	都市部への人口流出や少子高齢化の進行により、網走市の人口情勢は厳しい状況にある。 この課題に対応するため「誰もが安心して働くための産業振興と雇用の場の創出」、「地域特性を活かした、交流・関係人口の拡大」、「希望に応じて結婚・出産・子育てができる環境づくり」、「地域を支える人材の育成」、「安全・安心で持続可能な地域づくり」を基本目標とし、網走市の強みや特徴を活かした施策や、デジタル技術活用、GXの推進により、社会課題の解決を図り、誰もが安心して暮らし続けることができる持続可能なまちを目指す。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0018.pdf			R12.3.31
北海道	北海道網走市	網走市まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道網走市の全域	都市部への人口流出や少子高齢化の進行により、網走市の人口情勢は厳しい状況にある。 この課題に対応するため「誰もが安心して働くための産業振興と雇用の場の創出」、「地域特性を活かした、交流・関係人口の拡大」、「希望に応じて結婚・出産・子育てができる環境づくり」、「地域を支える人材の育成」、「安全・安心で持続可能な地域づくり」を基本目標とし、網走市の強みや特徴を活かした施策や、デジタル技術活用、GXの推進により、社会課題の解決を図り、誰もが安心して暮らし続けることができる持続可能なまちを目指す。	第２世代交付金（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 第２世代交付金（地域再生計画と連動した支援措置）	第74回（２） R7.9.5		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai74nintei/plan/z002.pdf			R12.3.31
北海道	網走市及び北海道網走郡大空町	地域大学を核としたインターンシップの活用による就労機会の創出と若者定着推進計画	網走市及び北海道網走郡大空町の全域	自治体、地域農協、東京農業大学の産学官協働で設置している「インターンシップ受入広域協議会」を通じて、農家にとっての負担を軽減した受け入れ態勢を整備し、また、事業との親和性の高い学生をピンポイントで誘致するインターンシップ事業を実施する。参加者の将来的な当地域での就職を促し、将来的な人材確保に繋がる仕組みを構築し、農業をはじめとする地域産業を維持発展させる。	地方創生推進交付金	第43回（２） H29.5.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai43-2nintei/plan/a017.pdf			R4.3.31
北海道	網走市及び北海道網走郡大空町	長いもの有効成分を活用した新たな機能性商品による地方創生	網走市及び北海道網走郡大空町の全域	機能性農産物（長いも）の含有成分についての実証調査・商品開発を行い、それを元に将来的な製造工場や研究施設の誘致・建設を目指すものである。	地方創生推進交付金	第43回（２） H29.5.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai43-2nintei/plan/a016.pdf			R2.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	留萌市	市民が主導する留萌市立病院改革プラン	留萌市の全域	留萌支庁管内唯一の中核病院である留萌市立病院の経営の悪化が市の財政にまで影響を及ぼし、市が行う他事業が縮小、廃止されている。そこで、市民が主導する留萌市立病院改革プランの中でＮＰＯと協働して、わかりやすい広報と市民の目線による病院改革、留萌の魅力をＰＲしながら医師や医療スタッフの確保に向けた活動を行うことで病院の経営改善を図り、出産から子育て、高齢期までの健康増進に結びつけるコミュニティーを形成する。	官民パートナーシップ確立のための支援事業	第13回（２） H21.7.17		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai13nintei_2/plan/03a.pdf			H22.3.31
北海道	留萌市	地域健康づくり関連人材の移住促進・養成による暮しやすいマチづくり	留萌市の全域	全国19か所、道内唯一の「健康の駅」を設置し、健康のまちづくりを進める本市にとって必要な総合コーディネート人材と質の高い医療クラーク等医療機関スタッフの養成を行い、地域医療の充実と医療と健康づくりの連携による安心して住み続けるまち、医療クラークという新たな雇用の創出による移住促進を進める。	地方創生推進交付金	第39回 H28.8.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai39nintei/plan/a015.pdf			H31.3.31
北海道	北海道留萌市	留萌市まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道留萌市の全域	本市の人口は、昭和42年に42,469人をピークに減少を続け、令和２年７月時点で20,439人となった。人口減少・少子高齢化による様々な課題に対応するため、「第２期留萌市総合戦略」に基づき、自然減及び社会減の両面から人口減少の抑制に取り組み、市民が安心して暮らせる、地方からの新しい人の流れを作り出し、笑顔あふれる留萌の創生を目指す。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第59回 R3.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai59nintei/plan/b003.pdf			R7.3.31
北海道	北海道留萌市	アウトドアヴィレッジるもい整備による観光拠点形成プロジェクト	北海道留萌市の全域	「道の駅るもい」内における広大な敷地を活用し、留萌市又は留萌振興局管内におけるアウトドア観光を進める拠点施設を整備し、㈱モンベル誘致と、アウトドア・アクティビティのメニュー開発や情報発信を行うとともに、ＪＲ留萌本線廃線後の隣接した鉄道遺産の活用を行うなど、「道の駅るもい」をアウトドア観光の核として「稼ぐ観光」へシフトし、インバウンド需要の取り込み、関係・交流人口の増加により若者に魅力ある雇用づくりや、アウトドア人材の集積などの新たな観光ビジネスの創出と、市民に幅広く還元できるまちづくりを目指す。	地方創生推進タイプ	第68回 R5.8.17		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai68nintei/plan/a004.pdf	【軽微変更】 R7.4.1	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2025keibi01/plan/k007.pdf	R8.3.31
北海道	北海道留萌市	留萌市まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道留萌市の全域	本市の人口は、1967年の42,469人をピークに減少を続け、2020年には20,114人まで落ち込んでおり、国立社会保障・人口問題研究所によると、2050年には総人口が8,955人となる見込みである。今後も長期的に人口減少が見込まれる本市において、人口減少による様々な課題に対応するため、「第３期留萌市総合戦略」に基づき、人口減少の進行を「緩和」する取組と、人口減少社会への「適応」の取組を粘り強く継続的に進めていくことにより、魅力と活力ある地域づくりを進めていくことを目指す。	第２世代交付金（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 第２世代交付金（地域再生計画と連動した支援措置）	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0019.pdf			R12.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道留萌市	第２期留萌市まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道留萌市の全域	本市の人口は、1967年の42,469人をピークに2024年12月末時点で18,176人となった。人口減少・少子高齢化による様々な課題に対応するため、「第３期留萌市総合戦略」に基づき、自然減及び社会減の両面から人口減少の抑制に取り組み、市民が安心して暮らせる、地方からの新しい人の流れを作り出し、笑顔あふれる留萌の創生を目指す。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0020.pdf			R10.3.31
北海道	苫小牧市	旧病院施設を活用した福祉と教育の拠点による市中心部再生計画	苫小牧市の区域の一部（本幸町地区）	現在、本市では、少子化の進展により、次世代の育成支援の推進が急務であるとともに、高齢者の健康増進事業の場として活用されてきた老人福祉センターの早期移転改築や教育研究所の早期設置が喫緊の課題となっている。また、苫小牧市立総合病院の移転新築により、旧病院施設及び跡地の再利用が望まれている。本市では、このような現状を踏まえ、旧病院施設を再利用し、多世代が集い活用できる次世代の育成支援施設、老人福祉センター、教育研修センター等の複合施設に転用することにより、多世代の福祉の推進と教育の充実を図る。	公共施設を転用する事業へのリニューアル債の措置	第07回（１） H19.7.4		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai7nintei/02toke.pdf			H26.3.31
北海道	苫小牧市	人材誘致と人材育成による雇用創出・拡大事業	苫小牧市の全域	苫小牧市では、自動車関連企業等の相次ぐ進出で集積化の動きがある一方、地域の景気・雇用は依然として低水準である。また、地元企業においては、市内へ進出してくる企業の求人に対応する人材や技術力が慢性的に不足しているなどの課題がある。このため、進出企業から幅広く求められている溶接技術者や高度情報処理技術者を育成するための研修や、ＵＩターン就職者等の雇用を促進するための面接や就職情報の提供など、人材育成、人材確保のための取組を促進する。これにより、地域の雇用創出・拡大を促進し、地域経済の活性化を図る。	地域雇用創造推進事業	第08回 H19.11.22		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai8nintei/01toke.pdf			H22.3.31
北海道	苫小牧市	エネルギー・環境産業を核とした地域雇用創造推進事業	苫小牧市の全域	苫小牧市は、製紙産業の立地からスタートし、エネルギー関連企業や自動車関連企業の進出へと続いているが、公共事業削減の流れの中で、地域の景気・雇用は依然として低水準にある。また、地域企業においては、進出する関連企業に対応する人材や技術力が不足し、進出企業への事業参入等に課題を残している。 これらを改善するために、人材誘致、人材育成のための「雇用拡大メニュー」、「人材育成メニュー」、「就職促進メニュー」をそれぞれ実施し、地域の雇用創出・拡大を推進する。	地域雇用創造推進事業	第18回 H23.3.25		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai18nintei/plan/2a.pdf			H25.3.31
北海道	苫小牧市	苫小牧イノベーション基盤構築計画	苫小牧市の全域	苫小牧市の市内企業と域外のベンチャー企業等がマッチングされ、事業面で連携することによって、市内企業が抱える課題（生産性向上、業務の効率化／省力化、雇用確保、遊休資産の活用、人材の育成等）を解消するとともに、他都市にはない魅力的な雇用環境やベンチャー起業の受け入れ環境を整備することで、それに伴う移住・定住の促進や起業・創業の活性化（ベンチャー企業の進出を含む）を目指す.	地方創生推進交付金	第43回（２） H29.5.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai43-2nintei/plan/a018.pdf			R2.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道苫小牧市	苫小牧市企業版ふるさと納税推進計画	北海道苫小牧市の全域	本市の人口は、平成25年をピークに減少に転じており、地域を支える年齢層が、今後さらに減少することで、将来的に地域経済に深刻な影響を与えることが予想される。本計画により企業版ふるさと納税を活用し、第2期苫小牧市総合戦略に掲げる各種地方創生事業を効率的・効果的に推進することで、人口減少を極力食い止めることはもちろん、その影響を最小限に抑え、持続可能なまちづくりを進める。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第56回 R2.7.3	R6.3.28	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai70nintei/plan/y0016.pdf			R7.3.31
北海道	北海道苫小牧市	苫小牧市まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道苫小牧市の全域	本市は、北海道経済を支える要のまちとして発展を続けてきたが、人口減少が進むにつれて、人手不足による経済活動の停滞や、まちの活気が失われ、子育て環境等の維持が困難となる懸念がある。これらの課題に対応するため、「仕事をつくり、安定した雇用環境を整備する」、「結婚の希望を叶え、安心して出産・子育てができる環境を整備する」、「本市と関わる機会を創出し、新たな人の流れをつくる」及び「地元の魅力を高め、住みやすい環境を整備する」を基本目標に掲げ、豊かで明るく誰もが住みやすい「とまこまい」の実現を目指す。	第２世代交付金（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 第２世代交付金（地域再生計画と連動した支援措置）	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0021.pdf			R12.3.31
北海道	北海道苫小牧市	苫小牧市まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道苫小牧市の全域	本市は、北海道経済を支える要のまちとして発展を続けてきたが、人口減少が進むにつれて、人手不足による経済活動の停滞や、まちの活気が失われ、子育て環境等の維持が困難となる懸念がある。これらの課題に対応するため、「仕事をつくり、安定した雇用環境を整備する」、「結婚の希望を叶え、安心して出産・子育てができる環境を整備する」、「本市と関わる機会を創出し、新たな人の流れをつくる」及び「地元の魅力を高め、住みやすい環境を整備する」を基本目標に掲げ、豊かで明るく誰もが住みやすい「とまこまい」の実現を目指す。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31	R7.9.4	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai74nintei/plan/y002.pdf			R12.3.31
北海道	稚内市	稚内市生涯学習総合支援センター整備事業計画	稚内市の全域	既存施設の老朽化や機能面において利用者ニーズに対応できないことに加え、教育機関が点在していることで、各分野の連携が不十分な状況が続いている。また、人口減少が続くなか本市では、人材の有効活用と地方創生を総合的にプロデュースする人材の育成が喫緊の課題とされてきた。生涯学習総合支援センターを整備し、これらの課題を克服することで、学習を通じて全ての世代が生涯にわたり活躍でき、市民が安心して住み続けられる生活環境を構築し、人口流出を抑え、学びを活かした就労機会の拡大と活気ある地域社会を形成する。	地方創生拠点整備交付金	第41回 H29.2.24		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai41nintei/plan/a009.pdf			R3.3.31
北海道	北海道稚内市	稚内市まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道稚内市の全域	人口減少が進む中にあっても、自立できるまちづくりを目指し、多分野でデジタル技術の導入を進め、基幹産業である漁業や酪農業の持続的発展に向けた支援や、日本屈指の好風況からなる風力エネルギーを活かした産業振興を図るとともに、若い世代が魅力を感じられる仕事を創出し、人口減少に歯止めをかける。また、「日本のてっぺん」という地理的優位性を活かした観光振興を図り、関係人口の増加や地方創生応援税制等を活用し資金の地方還流を図る。その他、子育て支援の充実や地域共生社会の実現を通じ、社会減に歯止めをかける。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第55回（２） R2.3.31	R6.11.14	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai72nintei/plan/y001.pdf			R7.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道稚内市	稚内市デジタル田園都市構想推進計画	北海道稚内市の全域	人口減少が進む中にあっても、自立できるまちづくりを目指し、多分野でデジタル技術の導入を進め、基幹産業である漁業や酪農業の持続的発展に向けた支援や、日本屈指の好風況からなる風力エネルギーを活かした産業振興を図るとともに、若い世代が魅力を感じられる仕事を創出し、人口減少に歯止めをかける。また、「日本のてっぺん」という地理的優位性を活かした観光振興を図り、関係人口の増加や地方創生応援税制等を活用し資金の地方還流を図る。その他、子育て支援の充実や地域共生社会の実現を通じ、社会減に歯止めをかける。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0023.pdf			R11.3.31
北海道	北海道稚内市	稚内市地域未来交付金計画	北海道稚内市の全域	人口減少が進む中にあっても、自立できるまちづくりを目指し、多分野でデジタル技術の導入を進め、基幹産業である漁業や酪農業の持続的発展に向けた支援や、日本屈指の好風況からなる風力エネルギーを活かした産業振興を図るとともに、若い世代が魅力を感じられる仕事を創出し、人口減少に歯止めをかける。また、「日本のてっぺん」という地理的優位性を活かした観光振興を図り、関係人口の増加や地方創生応援税制等を活用し資金の地方還流を図る。その他、子育て支援の充実や地域共生社会の実現を通じ、社会減に歯止めをかける。	地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画と連動した支援措置）	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s002.pdf			R11.3.31
北海道	美唄市	コンパクトなまちづくりグランドデザイン創造事業	美唄市の全域	市民生活の利便性や効率的・効果的な行財政運営を推進し、まちの中心部に新たな居住空間の形成などを図るとともに、地域全体で高齢者の生活を支える社会の構築を視野に入れた医療、介護、福祉等の施設の複合化を図る構想などを策定する。さらに、中心部における人の循環や周辺生活圏を結ぶ地域公共交通ネットワークの再生により、都市機能の維持に必要な圏域人口の確保を図る。併せて、先導的に保育園3園をまちの中心部に統合・集約したことにより、さらに魅力的な子育て環境を充実させるなど、コンパクトなエリアの創造を図っていく。	地方創生推進交付金	第39回 H28.8.30	H29.5.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai43-2nintei/plan/y011.pdf			H31.3.31
北海道	美唄市	びばい元気創造好循環推進プロジェクト	美唄市の全域	観光・交流人口の拡大や雇用を創出するため、ＤＭＯの早期設立や観光客の受入体制の整備のほか、地域資源である雪を活用した省エネ型データセンター等の誘致や地域資源のＰＲとともに、空知団地内のハイテクセンタービルにテレワーク事業等を誘致するための拠点整備を行う。	地方創生推進交付金 地方創生拠点整備交付金	第39回 H28.8.30	H30.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai47nintei/plan/y010.pdf			R3.3.31
北海道	美唄市	放課後児童対策充実化計画	美唄市の全域	共働き家庭の不安や孤立感を緩和し、共働き家庭の子どもが放課後や長期休み期間中に安全な生活や遊びの場を安定的に提供していくという観点から、放課後児童施設の設備の更新や備品の補充等を計画的に実施し、施設の利用度を高めていくことで、段階的に出生数を回復させ、合計特殊出生率の改善につなげていく。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第44回 H29.6.27		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai44nintei/plan/a002.pdf			R2.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	美唄市	サイクリング観光客受入整備計画	美唄市の全域	観光などの交流人口の増加や雇用の創出を促進するために、受入体制の整備や魅力ある観光づくりが必要であり、その観光施策の「核」となるサイクリングについて、快適なサイクリング観光客の受入環境の整備により、交流人口の増加を図り、人口減少下にあっても活力あるまちづくりに繋げていく.	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第47回 H30.3.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai47nintei/plan/a018.pdf			R3.3.31
北海道	美唄市	ラムサール条約登録湿地「宮島沼」の保全活用促進計画	美唄市の全域	宮島沼において、鳥獣保護地区特別保護地区等への侵入を防ぐための立入禁止の看板の設置を行い、マガンをはじめとする多様な生物が生息できる持続可能な環境づくりを進めるとともに、沼の概要をわかりやすく紹介する看板や主要幹線道路沿線に案内看板を設置し、観光客の受け入れ態勢を整備することにより、観光入込客数の増加を図る。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第47回 H30.3.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai47nintei/plan/a019.pdf			R3.3.31
北海道	美唄市	子育て支援環境改善計画	美唄市の全域	本市の総合戦略では、できるだけ早期に合計特殊出生率を回復させていくため、子育て世帯の不安をできる限り取り払い、負担を軽減することで、安心して子どもを産み育てる環境づくりを進めることとしている。 そのために、保育施設は欠かすことのできない施設であり、とりわけ、子育て家庭が多く暮らす市街地周辺に位置するピパの子保育園、進徳保育園、認定こども園ひまわりは重要な役割を果たしており、安心・安全な保育環境を維持確保していく必要がある。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第51回 H31.3.29		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai51nintei/plan/a015.pdf			R4.3.31
北海道	北海道美唄市	美唄市まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道美唄市の全域	人口減少時代に対応した第２期美唄市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、市外企業からの寄付を活用しながら、効率的、効果的に当該戦略を推進するため地域再生計画を策定するもの。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第55回（２） R2.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai5502nintei/plan/b007.pdf			R7.3.31
北海道	北海道美唄市	地域資源を活かした「関係人口・交流人口」拡大プロジェクト	北海道美唄市の全域	美唄と都市部繋がり・関係する人口・企業を創出・拡大するため、着地型・滞在型の体制を構築するとともに、関係人口へのプレゼンテーションや魅力的なコンテンツづくり、受入体制の強化に向けた取組を実施することにより、交流人口を拡大し、人口減少下においても活力あるまちを目指す。	地方創生推進交付金	第57回 R2.8.21	R3.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai59nintei/plan/y006.pdf			R5.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道美唄市	美唄シティプロモーション推進事業	北海道美唄市の全域	市のブランドに基づいて各媒体を適切に運用することで、市内に向けては市民のシビックプライドを醸成し、市外に向けては関係人口・移住人口を増やす。ひいては市民が主体的にまちをPRし、市外からの声がまちの誇りの再認識に繋がる循環を作る。	地方創生推進タイプ	第63回 R4.3.30	R6.3.28	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai70nintei/plan/y0017.pdf			R9.3.31
北海道	北海道美唄市	美唄市まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道美唄市の全域	人口減少時代に対応した第2期美唄市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、市外企業からの寄付を活用しながら、効率的、効果的に当該戦略を推進するため地域再生計画を策定するもの。	第２世代交付金（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 第２世代交付金（地域再生計画と連動した支援措置）	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0024.pdf			R8.3.31
北海道	北海道美唄市	第２期美唄市まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道美唄市の全域	人口減少時代に対応した第２期美唄市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、市外企業からの寄付を活用しながら、効率的、効果的に当該戦略を推進するため地域再生計画を策定するもの。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0025.pdf			R8.3.31
北海道	北海道美唄市	第２期美唄市まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道美唄市の全域	人口減少時代に対応した第3期美唄市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、市外企業からの寄附を活用しながら、効率的、効果的に当該戦略を推進するため地域再生計画を策定するもの。	地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画と連動した支援措置）	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s003.pdf			R13.3.31
北海道	北海道美唄市	第３期美唄市まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道美唄市の全域	人口減少時代に対応した第2期美唄市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、市外企業からの寄付を活用しながら、効率的、効果的に当該戦略を推進するため地域再生計画を策定する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s004.pdf			R13.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道芦別市	あしべつ宿泊交流センター整備計画	北海道芦別市の全域	本市は、平成１２年に宿泊交流センターを整備し、民間宿泊施設との連携によりスポーツを中心に合宿事業を展開してきたが、民間宿泊施設の減少に伴い、合宿者が市外へ流出していることから、既存の宿泊交流センター敷地内に新たな宿泊施設を整備し、合宿者の流出に歯止めをかけるとともに新たな合宿者を獲得することで交流人口の拡大を図り、市内での消費拡大による地域産業の活性化、雇用機会の創出、定住人口の増加など、施策を横断・一体的に取組み、新たに人を呼び込み、住んでみたい、住み続けてみたいと思える活力あるまちを目指す。	地方創生拠点整備交付金	第55回（１） R2.3.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai5501nintei/plan/a016.pdf	【軽微変更】 R3.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2021keibi01/plan/k004.pdf	R7.3.31
北海道	北海道芦別市	芦別市まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道芦別市の全域	昭和34年の75,309人をピークに本市の人口は減少し、令和元年では13,410人と最盛期の５分の１以下となっている。年少人口や生産年齢人口の割合が低い本市の人口構造を踏まえると、人口減少の傾向は長期的に続くと見込まれ、地域経済の縮小、コミュニティ機能の低下、さらには、税収減による財政状況の悪化等の課題が生じる。これらの課題に対し、「安定した雇用を創出する事業」、「新しい人の流れをつくる事業」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業」等を柱に地方創生の実現を図る。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第59回 R3.3.31	R6.8.16	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai71nintei/plan/y006.pdf			R7.3.31
北海道	北海道芦別市	芦別市創生推進計画	北海道芦別市の全域	昭和34年の75,309人をピークに本市の人口は減少し、令和6年では 11,407人と最盛期の６分の１以下となっている。年少人口や生産年齢 人口の割合が低い本市の人口構造を踏まえると、人口減少の傾向は長期的に続くと見込まれ、地域経済の縮小、コミュニティ機能の低下、 さらには、税収減による財政状況の悪化等の課題が生じる。これらの課題に対し、「安定した雇用を創出する事業」、「新しい人の流れをつくる事業」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業」等を柱に地方創生の実現を図る。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0026.pdf			R12.3.31
北海道	芦別市、江別市、赤平市及び三笠市並びに北海道空知郡南幌町並びに夕張郡由仁町、長沼町及び栗山町	【ジモ×ガク（地元×学生）】～学生地域定着自治体連携プロジェクト	芦別市、江別市、赤平市及び三笠市並びに北海道空知郡南幌町並びに夕張郡由仁町、長沼町及び栗山町の全域	4つの大学が立地している江別市に拠点を設置。構成自治体がインターンシップ、ボランティア、地域イベント、就農体験、研究課題など様々な「地域活動」を学生に提示し、地域とのマッチングを行うことで、将来的な地域への定着と大学の魅力向上につなげる。	地方創生推進交付金	第45回 H29.11.7		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai45nintei/plan/a002.pdf	【軽微変更】 H31.3.29	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2019nendo/keibi/015.pdf	R2.3.31
北海道	北海道江別市、北海道芦別市、北海道赤平市、北海道三笠市、北海道南幌町、北海道由仁町、北海道長沼町、北海道栗山町	学生お試し移住・定住推進プロジェクト	北海道江別市、北海道芦別市、北海道赤平市、北海道三笠市、北海道南幌町、北海道由仁町、北海道長沼町、北海道栗山町の全域	江別市内４大学の学生に、連携８自治体の地域や企業の魅力を伝えることで、当該地域に移住就業させ、地方創生の実現を目指す事業。実施するプログラムは多岐に亘るなか、実際に地域で暮らしながら参加するインターンシップや、優良な地域企業の掘り起こし、コーディネーター同席のもとで行う企業訪問などを中心に、学生の地域移住に対する心理的障壁を下げて移住就業を後押しする。更に、地域での起業を促すため、学生を対象とした起業セミナー等を開催する。	地方創生推進タイプ	第55回（１） R2.3.30	R6.3.28	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai70nintei/plan/y0018.pdf			R7.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	江別市	「ソーシャル・エンタープライズの拠点・メッカ」づくりを通した地域活力・コミュニティの再生	江別市の全域	江別市は、道都札幌市の東方に隣接する市で、これまで、３地区（江別、野幌、大麻）が個別に発展してきたことから、分散した都市構造を持ち、都市化の著しい進展や新旧住民の混在等により、地域のコミュニティ力が低下している。少子高齢化の進展に伴い、今後ますます地域の課題は地域自ら解決することが求められるため、これからのまちづくりにとって、地域コミュニティの再生が不可欠である。このため、行政がハード整備による都心づくりを行い、市民活動団体等が地域のマンパワーを活かしたコミュニティビジネスを多数起業、ネットワーク化する	地域再生に資するＮＰＯ等の活動支援	第02回 H17.11.22		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai28nintei/01toke.pdf			H22.3.31
北海道	江別市	「２０１２年環境首都」江別市～６次産業創出の地域再生ネットワーク計画～	江別市の全域	江別市には、「環境」と「農業」を活かせる地域資源が多数存在し、大消費地札幌と隣接している等の優位性があるにも拘わらず、それらを十分に活かしきれていない。そこで、産学官でコンソーシアムを組み、「地域企業を活性化するための人材育成」を推進し、地域資源を活かした新たなビジネスモデルとして、第１次・第２次・第３次の各々の産業を融合した第６次産業の創出を図る。併せて、地域におけるコミュニティビジネスやニッチ産業を創造し、地域力を発信することにより、地域の再生を目指す。	地域雇用創造推進事業	第07回（２） H19.9.20		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai7nintei_2/03toke.pdf			H24.3.31
北海道	江別市	江別市安心生活まちづくり推進事業	江別市の区域の一部（大麻地区）	当市の郊外住宅団地においては、年数の経過とともに、高齢化や住宅の老朽化、空き家等の問題が顕在化しており、コミュニティを含めた団地自体の存続が危惧される。 これらの課題解決に向けて、若者層の定住促進に向けた住みかえ支援や高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる環境整備等が求められる。 このため、住みかえ支援等の相談窓口の運用や安心生活に向けたソフト事業を行うほか、ワークショップ等の住民参加のまちづくり活動を活発化し、これらの取組を推進するための体制整備や仕組みづくりを行う。	特定地域再生事業費補助金	第28回 H26.6.27		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai28nintei/plan/a06.pdf			H28.3.31
北海道	江別市	「食＝江別の魅力！！」地域資源を活かした江別産品販売促進プロジェクト	江別市の全域	当市は札幌市に隣接しながら広大な農地を活かし、数々の先駆的な取組を行ってきた。しかし、潜在能力がありながら、観光戦略の不在、各地域主体の連携の弱さに加え、観光拠点を結ぶ交通手段の不在等が課題である。そのため観光振興体制を強化し、多様な主体と連携しながら、プロジェクトを立ち上げ、戦略の策定や商品の付加価値向上のほか、各観光施設の整備等及び観光拠点を結ぶ交通手段の整備を一体的な事業として行うことで、生産性の向上、雇用創出及び学生の地域定着を図り、人口減少に歯止めをかける。	地方創生拠点整備交付金 地方創生推進交付金	第39回 H28.8.30	H29.5.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai43-2nintei/plan/y013.pdf	【軽微変更】 H30.3.30	http://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2018nendo/keibi/015.pdf	R3.3.31
北海道	江別市	有給インターンシップ等地域就職支援事業	江別市の全域	市内４大学の大学生が有給インターンシップに登録し、委託事業者が市内事業所とのマッチングを行い、複数年に亘り業種の異なる事業所でのインターンシップを行う。 また、学生自身に適性への目覚めを促し、市内事業所の良さを理解してもらうことで、市内企業へ就職する市内学生の定着モデルを構築することで、市内大学生の市内事業所への定着を推進するとともに、市内事業所の人材不足の解消及び潜在労働力の掘り起こしを目指す。	地方創生推進交付金	第43回（２） H29.5.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai43-2nintei/plan/a019.pdf	【軽微変更】 H31.3.29	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2019nendo/keibi/016.pdf	R2.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	江別市	観光振興計画推進事業	江別市の全域	前身事業において定めた江別の新たな観光像「すぐ近くにある歓びと発見。ここち好い江別」の実現を目指し、市民、事業者、行政など江別市の観光に関わる全ての人が役割を分担しながら連携し、一体となって取り組みを進めていく。 事業初年度は有識者等からなる検討組織を立ち上げ観光推進体制の設立に向けた検討を進め、次年度に組織体制を構築するほか、江別市の「食」と「農」の価値や認知度を高める取組、効果的な情報の拡散、観光プロモーション、市民や事業者などの観光意識の高揚、観光人材の育成を図る事業を推進する。	地方創生推進交付金	第51回 H31.3.29		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai51nintei/plan/a016.pdf	【軽微変更】 R3.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2021keibi01/plan/k007.pdf	R4.3.31
北海道	北海道江別市	江別版生涯活躍のまち推進事業	江別市の全域	江別市民が市外に転出することなく生涯にわたって暮らし続けられるまちづくりの実現を目指し、地域住民及び若年層や障がい者など多様な主体との交流による「共生のまち」を実現するとともに、江別の特色である4大学をはじめとする地域の特色ある社会資源を十分に活用することを目的とし、アクティブシニアや障がい者が就業、ボランティア等に携わり市内で活躍することを通じて、様々な地域課題の解決に寄与するような仕組みを構築しようとするもの。	地方創生推進タイプ	第51回 H31.3.29	R5.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai67nintei/plan/y0034.pdf			R6.3.31
北海道	江別市	共生のまち江別！ 江別版生涯活躍のまち	江別市の全域	江別版「生涯活躍のまち」構想の特徴である、市内のアクティブシニアをターゲットとした「近隣転居型」、現在誘致活動を進めている高等養護学校との相乗効果が期待でき、事業用地の整備やそこでの活動を中心として、徐々に周辺にある様々な社会資源（商店街、大学など）と連携することで、大麻地区全体の取り組みとして広げる「タウン型モデル」を推し進めるものである。	生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例 特定地域再生支援利子補給金 生涯活躍のまち形成事業計画によるサービス付き高齢者向け住宅の入居者要件の設定	第52回 R1.7.9	R5.8.17	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai68nintei/plan/y002.pdf			R9.3.31
北海道	北海道江別市	若者「えべつ愛」育成プロジェクト～「関係人口」の創出・拡大を目指して～	北海道江別市の全域	市内大学生の「江別の認知度」を向上させ、「江別への愛着」を高めるため、大学生を対象に、江別に関する情報発信や、地域交流会、江別認知度向上バスツアーなどを通じて地域の様々な分野で活躍する方々と交流する機会をつくる。こうした取組により、卒業転出後も江別市に関心を寄せてもらい、副業兼業や地域活動を通じて江別市との関わりを持続させることで「関係人口」の創出・拡大を図る。	地方創生推進タイプ	第55回（１） R2.3.30	R5.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai67nintei/plan/y0032.pdf			R7.3.31
北海道	北海道江別市	えべつ食のブランド海外展開促進計画	北海道江別市の全域	江別市は平成23年に国から指定を受けた「北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区」の目標を達成するため、これまで東南アジアをターゲットに、海外に輸出実績のある企業を中心に販路拡大支援に取り組んできた。こうした企業に加えて、海外輸出に興味があるものの実績がない企業、さらには輸出の考えを持ち合わせない企業に対し、江別市がそれぞれの取り組み状況（レベル）に応じた、きめ細やかなサポートを展開することにより、市内の食関連企業全体の底上げを図り、地域における「海外から稼ぐ力」を創生する。	地方創生推進タイプ	第55回（１） R2.3.30	R5.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai67nintei/plan/y0031.pdf			R7.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道江別市	江別市就労支援プログラム事業	北海道江別市の全域	女性・シニアを中心とした潜在的労働力が、市内への就労に結びつくよう、市内大型商業施設内に就労相談、各種研修、企業との交流ができる総合就労支援施設を設置する。さらに、市内企業が人材活用の幅を広げられるよう、企業向け支援セミナー等も実施することで、求職者と雇用者の双方を支援し、地域で活躍できる人材の育成・確保を目指す。介護分野では介護業務未経験者を対象に、入門的研修を実施することで介護人材の育成を図り、市内介護事業者への就労支援を行うことで介護人材の確保を図っていく。	地方創生推進タイプ	第55回（１） R2.3.30	R5.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai67nintei/plan/y0033.pdf	【軽微変更】 R6.3.28	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2024keibi01/plan/k005.pdf	R7.3.31
北海道	北海道江別市	江別市まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道江別市の全域	江別市内に４大学が立地し約10,000人の学生が在籍していることと、大都市札幌に隣接した立地を江別市の地域特性と捉え、これら特性を生かした地域再生を図る事業を展開し、市民の出産・子育ての希望の実現を図り自然増につなげるほか、子育て世代の移住や学生の卒業後の地域定住就業の促進などにより社会増を維持する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第55回（２） R2.3.31	R5.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai67nintei/plan/y0035.pdf			R7.3.31
北海道	北海道江別市	登録有形文化財北海道林木育種場旧庁舎のリノベーションによる企業誘致拠点施設整備事業計画	北海道江別市の全域	第２期江別市まち・ひと・しごと創生総合戦略の施策を具現化するため、江別市への企業誘致を推進し「しごと」を起点とした人口減少対策を実施する。市が国の登録有形文化財北海道林木育種場旧庁舎を企業誘致施設として再整備し、民間事業者に貸借することで、企業立地拠点として活用を図る。施設は近隣４大学の研究者や大学生の利用のほか、個人事業主等のビジネス利用を狙ったコミュニケーションスペースを整備する。また、歴史的建造物の雰囲気を生かした市民ギャラリー等を整備し文化イベントも開催する。	地方創生拠点整備交付金	第59回 R3.3.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai59nintei/plan/a013.pdf			R8.3.31
北海道	北海道江別市	江別市旧町村農場保存活用推進事業整備計画	北海道江別市の全域	江別市旧町村農場の目的である酪農の歴史を伝える展示機能の充実を図るとともに、ショップや休憩所、子ども達が遊べるスペースなど様々な機能を付加することで江別市が課題として捉えている周遊観光を促進する。	地方創生拠点整備タイプ	第67回 R5.3.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai67nintei/plan/a0002.pdf			R10.3.31
北海道	北海道江別市	江別市総合戦略関係交付金計画	北海道江別市の全域	江別市は、今後も少子高齢化を背景とした人口減少が継続すると考えられ、今後、地域経済活動が縮小するほか、公共サービス・社会基盤整備等の縮小など、市民生活に大きな影響を及ぼす可能性がある。 そのため、第３期江別市総合戦略を策定し、札幌市に隣接する地理的優位性を生かし、地域経済の活性化を図るほか、これまで以上に子育て支援策を充実させ、市民の出産・子育ての希望に応えていく取組の推進、さらには、子育て世代の転入者が多いという状況を今後も維持し続けていくための環境づくりを行っていく。	第２世代交付金（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 第２世代交付金（地域再生計画と連動した支援措置）	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0027.pdf			R12.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道江別市	江別市企業版ふるさと納税推進計画	北海道江別市の全域	第３期江別市総合戦略に規定した、札幌市に隣接する地理的優位性を生かし、地域経済の活性化を図るほか、これまで以上に子育て支援策を充実させ、市民の出産・子育ての希望に応えていく取組の推進、さらには、子育て世代の転入者が多いという状況を今後も維持し続けていくための環境づくりに関連した寄附を行った法人に対し、税制上の特例措置を適用する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0028.pdf			R12.3.31
北海道	赤平市	炭鉱遺産活用による観光地域づくりプロジェクト	赤平市の全域	市外からの集客は年２回の大きなイベントが主であり、人の流れ、地域経済にもたらす効果は一過性。そのため「炭鉱遺産」という地域資源を活用し、安定的な人の流れをつくる「炭鉱遺産公園ガイダンス施設」を整備。ガイドの活動拠点はもちろんのこと、炭鉱資料を展示し、観光客の呼び込みや産業歴史の学びの場とする。また、北海道と夕張市、三笠市などの空知産炭地、小樽市、室蘭市と連携し、「炭・鉄・港」のストーリー性を活かして産業遺産の日本登録を目指し、地域活性化、赤平市の地方創生に寄与するものとする。	地方創生拠点整備交付金	第41回 H29.2.24		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai41nintei/plan/a010.pdf			R3.3.31
北海道	北海道赤平市	赤平市しごと・ひと・まち創生推進計画	北海道赤平市の全域	赤平市は、市内で働く場があるという強みを活かし、「しごと」が「ひと」を呼び込み・定着し、魅力ある「まち」を形成するという考えから、「しごと」の優先性を活かした総合戦略としているため、「しごと・ひと・まち」と順序を入れ替えた戦略名称とし、第１期総合戦略からさらに人口減少対策に特化した「第２期赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略」は、４つの基本目標を掲げ、住み続けたいと思える持続可能なまちづくりを推進します。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第62回 R3.11.26		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai62nintei/plan/a006.pdf			R7.3.31
北海道	北海道赤平市	第２期赤平市しごと・ひと・まち創生推進計画	北海道赤平市の全域	赤平市には市内で働く場があるという強みを活かし、「しごと」が「ひと」を呼び込み、定着し、魅力ある「まち」を形成するという考えから、「しごと」の優先性を活かした地域再生計画としているため、「しごと・ひと・まち」と順序を入れ替えた名称としている。第１期の地域再生計画を基本的には継承しつつ、さらに人口減少対策に特化した事業を充実させた本計画にて、４つの基本目標を掲げ、住み続けたいと思える持続可能なまちづくりを推進する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0029.pdf			R12.3.31
北海道	紋別市	自然エネルギー活用植物工場（福祉型）整備計画	紋別市の全域	本市における障害者は増加傾向にある中、就労先や就労支援施設などが不足している。平成９年に開校した紋別高等養護学校は、他市町村出身の入学者が多く、在学中は寮生活をおくっているが、卒業後は本市には定住せず、他市町村や出身地で就労する割合が高い状況にあり、定住促進に向けた支援策が必要である。本市としては、障害者が活躍するまちづくりを目指して、就労先の確保や安心して生活ができる環境を整備することが重要であると認識しており、就労支援策の一環として就労支援施設となる太陽光型植物工場を整備するものである。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第38回 H28.8.2		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai38nintei/plan/a002.pdf			R2.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	紋別市	紋別版避暑地化構想推進計画	紋別市の全域	夏場の冷涼な気候を活かし、長期滞在者の拡大を図る避暑地化構想を推進する。紋別の避暑地化の実現により国内外からの人の流れを創出するとともに長期滞在者による域内消費活動により地域経済の活性化を図る。避暑地としての可能性を検討し、プロモーション、受入体制の整備により、国内のみならず、外国人観光客誘致事業と併せた国内外資本の投資を活用した外国人を含む避暑地利用、二地域居住の推進、さらには本格移住へ繋ぎ人口維持を目指す。	地方創生推進交付金	第39回 H28.8.30	H30.8.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai49nintei/plan/y001.pdf			H31.3.31
北海道	紋別市	外国人との共生にかかるプラットフォーム形成事業	紋別市の全域	紋別市はオホーツクの雄大な自然の恵みを受け、農林水産業及び水産加工業などの１次・２次産業を基盤に発展したが、鴻之舞金山の閉山、二百海里漁業規制、大学の移転などの社会要因があり、昭和40年代をピークに人口は減少の一途をたどっている。 本市人口ビジョンでは、2060年まで人口23,000人の維持と設定しているが、平成29年度末現在22,111ですでに下回っており、その対応は急務である。 このような状況の中、地域における産業の担い手不測が危惧され、外国人を含む新たな人材の確保が迫られている。	地方創生推進交付金	第51回 H31.3.29		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai51nintei/plan/a018.pdf			R4.3.31
北海道	北海道紋別市	流氷観光拠点施設整備計画	北海道紋別市の全域	第2期紋別市総合戦略の基本目標として、「もんべつの恵まれた豊かな資源を活かし、稼ぐ力を高め、人が集まるまちをつくる」と掲げ、具体的な施策としてフードコートの新設や待合スペースの拡充など、海洋交流館の整備に取組み、観光拠点施設や流氷・海洋研究施設としての機能充実により、流氷砕氷船「ガリンコ号Ⅲ」との最大限の相乗効果を発揮し、観光客や研究者、学生等の更なる交流人口の拡大により、人口減少下においても、将来にわたり地域経済を維持し、稼げるまちづくりを進めていきます。	地方創生拠点整備交付金	第55回（１） R2.3.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai55nintei/plan/a021.pdf			R7.3.31
北海道	北海道紋別市	紋別市まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道紋別市の全域	第2期紋別市総合戦略に掲げる、①「力強い産業を確立し、企業と働く人がともに輝けるまちをつくる」、②「もんべつの恵まれた豊かな資源を活かし、稼ぐ力を高め、人が集まるまちをつくる」、③「若い世代の結婚・出産の希望を叶え、健やかな子どもの育ちを支えるまちをつくる」、④「健康でいきいきと活躍できる共生社会を確立し、安心して住み続けられるまちをつくる」、⑤「地域を支える人を育み、住民参画による協働のまちをつくる」の5つの基本目標の達成により、将来にわたり地域を維持できるまちづくりを進める。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第55回（２） R2.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai5502nintei/plan/b009.pdf			R7.3.31
北海道	北海道紋別市	人の流れを生み出し、住みたい働きたいを実現するプロジェクト	北海道紋別市の全域	本市の人口は1962年をピークに、1966年から50年間以上減少傾向となっている。こうした背景を踏まえ、人口減少下においても地域経済を維持し将来にわたり持続可能なまちづくりの推進のため、都市部から地方への新たな人の流れを生み出し、安定した雇用の場と働く担い手の確保を目指している。特に高校生の地元定着やU・Iターンによる還流促進を図るほか、当市で培ってきた外国人共生社会のノウハウを活かし、日本人・外国人の両輪から「紋別に住みたい、紋別で働きたい」という希望を行政と民間企業が一体となり実現していく。	地方創生推進タイプ	第63回 R4.3.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai63nintei/plan/b009.pdf	【軽微変更】 R5.3.28	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2023keibi01/plan/k01.pdf	R7.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道紋別市	紋別市まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道紋別市の全域	本市の人口は1962年の42,524人をピークに減少し、2023年には19,937人に、また2045年の将来推計では12,867人まで減少すると見込まれている。第3期紋別市総合戦略では、地域が将来に向かって持続的に発展していくため、「流氷と大地の恵みを活かし人が輝き躍動するまち」を目指す姿に掲げ、地域のポテンシャルを活かし安定した雇用の場を確保するとともに、そこで働く人が集まり、安心して暮らせる環境を整備していくことで、まち・ひと・しごとの好循環を生み出し、活気あふれ選ばれるまちを目指す。	第２世代交付金（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 第２世代交付金（地域再生計画と連動した支援措置）	第74回（２） R7.9.5		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai74nintei/plan/z003.pdf			R12.3.31
北海道	北海道紋別市	第２期紋別市まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道紋別市の全域	本市の人口は1962年の42,524人をピークに減少し、2023年には19,937人に、また2045年の将来推計では12,867人まで減少すると見込まれている。第3期紋別市総合戦略では、地域が将来に向かって持続的に発展していくため、「流氷と大地の恵みを活かし人が輝き躍動するまち」を目指す姿に掲げ、地域のポテンシャルを活かし安定した雇用の場を確保するとともに、そこで働く人が集まり、安心して暮らせる環境を整備していくことで、まち・ひと・しごとの好循環を生み出し、活気あふれ選ばれるまちを目指す。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第74回（２） R7.9.5		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai74nintei/plan/z004.pdf			R12.3.31
北海道	士別市	ＩＣＴ農業推進事業（産学官連携による農業の雇用力再生プロジェクト）	士別市の全域	本事業では、自動車メーカーの生産管理方式を活かし、大規模農業経営における効率的な作業管理・経営が可能となるＩＣＴ営農支援システムの試験研究開発と、本システムを活用した現場作業及び経営を改善する仕組みの構築及び普及促進をめざすものであり、これによって、大規模経営の体質の強化と生産性の向上による「稼ぐ力」を高めるとともに、作業時間の短縮によるライフワークバランスを実現させ、新規雇用者の拡大と未来の地域農業を担う人材の育成を通じて、「農業」が成長産業となる基礎を構築するものである。	地方創生推進交付金	第40回（２） H28.12.13		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai40-2nintei/plan/a007.pdf	【軽微変更】 H30.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2018nendo/keibi/017.pdf	R3.3.31
北海道	北海道士別市	士別市まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道士別市の全域	第２期士別市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる、①「時代に合ったまち、機能的で持続可能な”コンパクトタウン”をつくる」、②「持続可能な足腰の強い農業・農村をつくる」、③「合宿の聖地をめざして」の達成により、将来にわたり地域を維持できるまちづくりをすすめる。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第56回 R2.7.3	R8.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/c009.pdf			R8.3.31
北海道	北海道士別市	士別市まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道士別市の全域	第２期士別市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる、①「時代に合ったまち、機能的で持続可能な”コンパクトタウン”をつくる」、②「持続可能な足腰の強い農業・農村をつくる」、③「合宿の聖地をめざして」の達成により、将来にわたり地域を維持できるまちづくりをすすめる。	地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画と連動した支援措置）	第74回（２） R7.9.5	R8.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/c008.pdf			R8.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道士別市	第２次士別市まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道士別市の全域	第２次士別市まちづくり総合計画に内包するまち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる、①「合宿の聖地共創」、②「農業の未らい共創」、③「未らいの士別共創」の達成により、全ての市民が元気でいきいきと、安全・安心な生活を送ることができるまちづくりを進める。	地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画と連動した支援措置）	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s005.pdf			R12.3.31
北海道	北海道士別市	第２期士別市まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道士別市の全域	本市の総合戦略を包含した「第２次士別市まちづくり総合計画」に掲げる①「合宿の聖地共創」、②「農業の未らい共創」、③「未らいの士別共創」を進めることで、本市の地方創生を推進する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s006.pdf			R12.3.31
北海道	名寄市	冬季スポーツ拠点化推進プロジェクト	名寄市の全域	名寄市は世界的にみても冬季スポーツに適した自然環境があり、スキーノルディック競技の施設も集約化されていることから、多くの冬季スポーツの大会を開催し競技力向上に寄与している。 これらの環境を活かしたまちづくりを推進する為、市民、地域、大学、金融機関、企業の横断的な組織をつくり、スポーツコミッションに発展させ自走可能な組織運営を目指す。 冬季スポーツによる文化の醸成と地域の賑わいの創出、効果的な情報発信によるブランディングを図ることで、交流人口の拡大、若者定住、雇用の創出等の地域経済への波及効果を狙う。	地方創生推進交付金	第39回 H28.8.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai39nintei/plan/a020.pdf			H31.3.31
北海道	名寄市	名寄市立大学を活用した地域のケア力向上プロジェクト	名寄市の全域	人口３万人程度の自治体で市立の大学を設置している市は全国で２市のみであり、地域の関係団体と連携し、協議会を設置・開催するとともにリカレント教育・復職支援、就職後のフォローの検討するほか、、受講者と地域事業者のマッチングの機会・仕組みを構築など専門職確保のための事業を展開する。 さらに、市立大学を中心に乳幼児や障がい者、その保護者など地域住民にとって安全安心な子育て・定住環境の充実を図る。	地方創生推進交付金 地方創生拠点整備交付金	第39回 H28.8.30	H30.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai47nintei/plan/y011.pdf			R3.3.31
北海道	北海道名寄市	地域資源を活用したスポーツ×交流イノベーションプロジェクト	北海道名寄市の全域	年間を通した交流関係人口を拡大し、安定した雇用につながるビジネスモデルを構築するため、冬季・夏季の各種スポーツツーリズム商品を開発し、インバウンドを中心とした新たな顧客（交流関係人口）を獲得する。 また、基幹産業である農業分野との連携として、担い手対策では冬季スポーツアスリートとのマッチングによるスポーツ移住を推進するとともに、スポーツフードの開発・販売を行う。さらに、中心市街地でのスポーツ・健康事業による賑わい創出及び商店街をはじめ他分野産業へ波及する取組を推進して人口減少に歯止めをかける。	地方創生推進交付金	第53回 R1.8.23		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai53nintei/plan/a006.pdf			R4.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道名寄市	名寄市まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道名寄市の全域	子どもを持ちたいと思う方々の希望を実現し出生率の向上を図るとともに、農業の担い手の確保や企業誘致、創業支援などにより地域産業の活性化や新たな雇用の創出を図るほか、広域連携・交流自治体との連携を拡大し、また、日本最北の公立大学である市立大学を有している優位性を最大限に活かし、地域力の強化を図るなどして、定住人口や交流人口、関係人口の拡大を図ることで人口の自然減と社会減の双方への対策を進め、人口減少を抑制し、将来にわたって自律的で持続的な地域社会を創生する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第55回（２） R2.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai5502nintei/plan/b010.pdf			R5.3.31
北海道	北海道名寄市	第２期名寄市まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道名寄市の全域	子どもを持ちたいと思う方々の希望を実現し出生率の向上を図るとともに、農業の担い手の確保や企業誘致、創業支援などにより地域産業の活性化や新たな雇用の創出を図るほか、広域連携・交流自治体との連携を拡大し、また、日本最北の公立大学である市立大学を有している優位性を最大限に活かし、地域力の強化を図るなどして、定住人口や交流人口、関係人口の拡大を図ることで人口の自然減と社会減の双方への対策を進め、人口減少を抑制し、将来にわたって自律的で持続的な地域社会を創生する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第67回 R5.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai67nintei/plan/z0001.pdf			R7.3.31
北海道	北海道名寄市	第３期名寄市まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道名寄市の全域	子どもを持ちたいと思う方々の希望を実現し出生率の向上を図るとともに、農業の担い手の確保や企業誘致、創業支援などにより地域産業の活性化や新たな雇用の創出を図るほか、広域連携・交流自治体との連携を拡大し、また、日本最北の公立大学である市立大学を有している優位性を最大限に活かし、地域力の強化を図るなどして、定住人口や交流人口、関係人口の拡大を図ることで人口の自然減と社会減の双方への対策を進め、人口減少を抑制し、将来にわたって自律的で持続的な地域社会を創生する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0030.pdf			R9.3.31
北海道	三笠市	岡山・萱野「幼・小・中の連携教育」推進計画	三笠市の区域の一部（岡山、萱野地区）	三笠市では「市民の誰もが住んでいて良かったと思えるまちづくり」を目指して、「三笠市振興開発構想」を策定し、構想の実現に向け「市民と協働のまちづくり」を掲げ、市民と行政が一丸となって取り組んでいるところである。このため、この構想に位置付けている幼稚園と保育園の連携を実現するため、農林水産関係補助施設を幼稚園として転用し、隣接する保育園との連携により、教育を中心とした幼児・児童と地域との交流を核として、地域の活性化を図る。これにより、北海道内有数の教育先進地へ発展させ、地域再生を目指す。	農林水産関係補助対象施設の有効活用	第08回 H19.11.22		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai8nintei/02toke.pdf			H24.3.31
北海道	三笠市	地域資源を活用した食による三笠ブランド確立事業	三笠市の全域	地元農産物を使って、食のスペシャリストを目指す市立三笠高校生が料理を提供する「高校生レストラン」を建設し、将来的に同レストランを核として周辺に複数の食の店舗を誘致して「食街道」を形成するとともに、農業体験ツアーや民間企業との連携による農産物及び特産品のＰＲを実施することにより、農産物等の販路拡大、新産業創出等をはじめとした地域経済の好循環を生み出し、「食」の地域ブランド確立を図る。	地方創生推進交付金 地方創生拠点整備交付金	第40回（２） H28.12.13	H30.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai47nintei/plan/y012.pdf			R3.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	三笠市	三笠市運動公園交流促進事業	三笠市の全域	三笠市の中心となる地域にある運動公園を食の情報発信拠点として位置付け、高校生レストランとの相乗効果をめざし、市内中心部の更なる賑わいを創出するとともに、バスツアーや観光客が休憩場所としても利活用できるような整備を行い、消費拡大や情報発信拠点として寄与することを目的とする。	地方創生拠点整備交付金	第51回 H31.3.29		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai51nintei/plan/a019.pdf			R6.3.31
北海道	北海道三笠市	三笠市農産物等販売促進拠点整備事業	北海道三笠市の全域	三笠の地域資源である農産物や商工業における産品等を活用し、地域活性化・住民所得の向上等を目指すため、農産物等販売促進拠点施設を整備する。開設以降、多くの人で賑わう「三笠高校生レストラン」に隣接して設置することで、高校生レストランの誘因効果を活用して市内産品の販路拡大を目指す。	地方創生拠点整備交付金	第55回（１） R2.3.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai55t1nintei/plan/a022.pdf			R7.3.31
北海道	北海道三笠市	三笠の特色ある資源を活用したまちの賑わい創出事業	北海道三笠市の全域	各施設と連携した特別展等の企画の充実や特色ある資源を更に磨き上げるため、展示品の充実により施設の魅力付けを図るとともに、「道の駅三笠」の集客を市内に循環させるため、各観光施設の「割引した共通入館引換券」を配付し、各施設のＰＲと入館促進を図ることで、各観光施設の入込み増加と市内施設や飲食店などへの集客につなげ、まちの賑わいを創出する。	地方創生推進交付金	第55回（１） R2.3.30	R4.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai63nintei/plan/y020.pdf			R5.3.31
北海道	北海道三笠市	三笠版ＤＭＯ造成による「住んで・訪れて・仕事をして良し」の観光地域づくり事業	北海道三笠市の全域	観光資源を活かして地域課題を解決するマネジメント組織及び専従人材がいない状況を打破するため、観光協会を主体とした、新たな観光地域づくり法人「三笠版DMO」を設立し、課題の解決に向けた取り組みを推進する。地域資源の磨き上げと観光商品化、DMO体制の整備やDMO体制を推進する事業、更には人材育成を含めた市民の気運醸成のための事業を行い、市民ぐるみで稼ぐ観光に向けた地域資源の魅力アップや地域課題解決の取り組みを行いながら、質の高い観光地域の実現を目指す。	地方創生推進タイプ	第55回（１） R2.3.30	R5.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai67nintei/plan/y0036.pdf			R7.3.31
北海道	北海道三笠市	三笠市まち・ひと・しごと創生総合推進計画	北海道三笠市の全域	地域特性を活かした経済・産業活性による安定した雇用の創出、三笠市へのつながりを築き、人口流入の促進・関係人口の創出、安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる環境の推進、安心して生き生きと暮らせる環境の推進を目指し、企業版ふるさと納税の活用を通じて、多くの企業に本市の取組を周知・PRし、本市に関わりを持つ企業を創出・拡大を図っていきます。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	第55回（２） R2.3.31	R5.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai67nintei/plan/y0038.pdf			2023年１月に申請した地域再生計画の変更の認定の日

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道三笠市	地域資源を活用したCO2排出量実質ゼロとなる水素製造による新たなしごと創生事業	北海道三笠市の全域	CO2排出量実質ゼロとなる水素製造の実現による新たな産業と雇用創出に向けて、地下ガス化の水素製造過程で発生するCO2を地下に固定する技術を確立や、市民・事業者等に対して普及啓発活動を行うことで、関連企業との連携や定住人口の増加など、新たなしごと創生の達成を目指す。	地方創生推進タイプ	第63回 R4.3.30	R8.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/c010.pdf			R9.3.31
北海道	北海道三笠市	第２期三笠市まち・ひと・しごと創生総合推進計画	北海道三笠市の全域	学習やスポーツ環境の充実を図り子育てしやすい環境の充実を進め人が育つまちを目指す。観光振興により起業・新産業の創出を図り、農業者や商業者の経営安定化等を進め人が元気で働けるまちを目指す。環境に優しいまちづくりを進める他、交通環境等の整備を進め人が快適に生活を楽しむまちを目指す。福祉社会の実現や医療体制の充実等を進め人が安心して暮らせるまちを目指す。地域文化を保存・伝承・活用し人と自然が共存できるまちを目指す。市民が積極的にまちづくりに参加できるような人が未来に向かって夢を育めるまちを目指す。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	第67回 R5.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai67nintei/plan/z0002.pdf			R7.3.31
北海道	北海道三笠市	三笠市郷土文化魅力創出・発信事業	北海道三笠市の全域	本市において、北海盆唄発祥の地として北海盆おどりを題材としたドラマの制作が北海道放送株式会社において計画されており、撮影地としてドラマ制作に係る側面的支援を行い、ドラマを通して市民の郷土文化に対する機運醸成を図るとともに地域の活性化を目指す。また、ドラマの宣伝・キャスト登壇の上映会を実施し、広く宣伝を行うことで、地方への人の流れを創出する。「三笠北海盆おどり」においても、更なる集客を目指した、新たな企画を実施するとともに、郷土文化の継承を目指し、市内芸能団体によるステージショー等を実施する。	地方創生推進タイプ	第70回（１） R6.3.28		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai70nintei/plan/a0007.pdf			R9.3.31
北海道	北海道三笠市	三笠市まち・ひと・しごと創生総合推進交付金計画	北海道三笠市の全域	学習やスポーツ環境の充実を図り子育てしやすい環境の充実を進め人が育つまちを目指す。観光振興により起業・新産業の創出を図り、農業者や商業者の経営安定化等を進め人が元気で働けるまちを目指す。環境に優しいまちづくりを進める他、交通環境等の整備を進め人が快適に生活を楽しむまちを目指す。福祉社会の実現や医療体制の充実等を進め人が安心して暮らせるまちを目指す。地域文化を保存・伝承・活用し人と自然が共存できるまちを目指す。市民が積極的にまちづくりに参加できるような人が未来に向かって夢を育めるまちを目指す。	第２世代交付金（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 第２世代交付金（地域再生計画と連動した支援措置）	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0031.pdf			R12.3.31
北海道	北海道三笠市	第３期三笠市まち・ひと・しごと創生総合推進計画	北海道三笠市の全域	学習やスポーツ環境の充実を図り子育てしやすい環境の充実を進め人が育つまちを目指す。観光振興により起業・新産業の創出を図り、農業者や商業者の経営安定化等を進め人が元気で働けるまちを目指す。環境に優しいまちづくりを進める他、交通環境等の整備を進め人が快適に生活を楽しむまちを目指す。福祉社会の実現や医療体制の充実等を進め人が安心して暮らせるまちを目指す。地域文化を保存・伝承・活用し人と自然が共存できるまちを目指す。市民が積極的にまちづくりに参加できるような人が未来に向かって夢を育めるまちを目指す。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0032.pdf			R10.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	根室市	地域資源を活かした産業担い手育成による雇用創造計画	根室市の全域	当市には、恵まれた魚介類をはじめとする素材があり、また、風蓮湖・春国岱のラムサール条約登録湿地などの環境に恵まれ、野鳥観察等を目的とする外国人来訪者が増加している。これらの潜在的な資源を戦略的に他地域に売り込むことで、振興が図られるよう、中核となる人材育成するとともに、地域の資源の活用や付加価値をつけるノウハウを根付かせ、当市の置かれている環境や素材を活かした起業や就業機会の増加を図り、新たな雇用の創出と産業間連携により、安定した産業基盤の構築を図る。	地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）	第04回 H18.7.3		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai4nintei/04toke.pdf			H21.3.31
北海道	北海道根室市	根室市企業版ふるさと納税推進計画	北海道根室市の全域	当市は、都市部に先行して生産年齢人口が減少し、経済の主力である中小企業等では、深刻な労働力不足が生じており、食品製造業、交通事業者、医療・福祉・介護、建設業、いずれの業界とも一貫して人手不足である。この40年余り、雇用環境に起因して、若者の市外流出に歯止めが掛かっていない現実があり、人口減少が招く労働力不足、生産活動の規模縮小等の課題に向き合うために、特に重要となる少子化や地域活性化などの政策を市民、企業や関係団体等と、現状や目指すべき方向、目標を共有し、官民挙げて地方創生を推進する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第58回 R2.11.6	R7.11.27	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai75nintei/plan/y001.pdf			R8.3.31
北海道	北海道根室市	根室市まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道根室市の全域	当市は、都市部に先行して生産年齢人口が減少し、経済の主力である中小企業等では、深刻な労働力不足が生じており、食品製造業、交通事業者、医療・福祉・介護、建設業、いずれの業界とも一貫して人手不足である。この40年余り、雇用環境に起因して、若者の市外流出に歯止めが掛かっていない現実があり、人口減少が招く労働力不足、生産活動の規模縮小等の課題に向き合うために、特に重要となる少子化や地域活性化などの政策を市民、企業や関係団体等と、現状や目指すべき方向、目標を共有し、官民挙げて地方創生を推進する。	第２世代交付金（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 第２世代交付金（地域再生計画と連動した支援措置）	第74回（２） R7.9.5		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai74nintei/plan/z006.pdf			R7.12.31
北海道	北海道根室市	第２期根室市まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道根室市の全域	当市は、都市部に先行して生産年齢人口が減少し、経済の主力である中小企業等では、深刻な労働力不足が生じており、食品製造業、交通事業者、医療・福祉・介護、建設業、いずれの業界とも一貫して人手不足である。この40年余り、雇用環境に起因して、若者の市外流出に歯止めが掛かっていない現実があり、人口減少が招く労働力不足、生産活動の規模縮小等の課題に向き合うために、特に重要となる少子化や地域活性化などの政策を市民、企業や関係団体等と、現状や目指すべき方向、目標を共有し、官民挙げて地方創生を推進する。	地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画と連動した支援措置）	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s007.pdf			R12.3.31
北海道	北海道根室市	第２期根室市企業版ふるさと納税推進計画	北海道根室市の全域	当市は、都市部に先行して生産年齢人口が減少し、経済の主力である中小企業等では、深刻な労働力不足が生じており、食品製造業、交通事業者、医療・福祉・介護、建設業、いずれの業界とも一貫して人手不足である。この40年余り、雇用環境に起因して、若者の市外流出に歯止めが掛かっていない現実があり、人口減少が招く労働力不足、生産活動の規模縮小等の課題に向き合うために、特に重要となる少子化や地域活性化などの政策を市民、企業や関係団体等と、現状や目指すべき方向、目標を共有し、官民挙げて地方創生を推進する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s008.pdf			R12.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道千歳市	千歳市まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道千歳市の全域	本市は、市制施行以来一貫して人口増加を続けており、北海道で人口増加を続けている数少ない都市であるが、国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来人口では、将来的には人口が減少すると推計されている。 人口減少は、まちの賑わいの喪失などの地域の存立基盤に関わる深刻な問題となることから、本市の人口に関する現状や課題を踏まえ、社会増の拡大や自然増の維持、交流人口の拡大・関係人口の創出などに寄与する事業を実施する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第58回 R2.11.6	R3.7.8	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai60nintei/plan/y001.pdf			R7.3.31
北海道	北海道千歳市	第２期千歳市まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道千歳市の全域	本市は、市制施行以来令和２年度までは人口増加を続けており、その後は横ばいの推移となっているが、国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来人口では、将来的には人口が減少すると推計されている。人口減少は、まちの賑わいの喪失などの地域の存立基盤に関わる深刻な問題となることから、本市の人口に関する現状や課題を踏まえ、社会増の拡大や自然増の維持、交流人口の拡大・関係人口の創出などに寄与する事業を実施する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0033.pdf			R13.3.31
北海道	北海道千歳市	千歳市まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道千歳市の全域	本市は、市制施行以来令和２年度までは人口増加を続けており、その後は横ばいの推移となっているが、国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来人口では、将来的には人口が減少すると推計されている。 人口減少は、まちの賑わいの喪失などの地域の存立基盤に関わる深刻な問題となることから、本市の人口に関する現状や課題を踏まえ、社会増の拡大や自然増の維持、交流人口の拡大・関係人口の創出などに寄与する事業を実施する。	地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画と連動した支援措置）	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s009.pdf			R13.3.31
北海道	滝川市	難病児自然体験施設を中核とする「みんなに優しいまち滝川」再生計画　～病気とたたかう子どもたちに夢のキャンプを～	滝川市の全域	難病児自然体験施設の実現は、病気とたたかう子どもたちに心から楽しめる場を提供するにとどまらず、地域内外から運営を担い難病児をサポートする人材が集まることで地域の活性化が期待できるほか、大学や医療機関との連携を推進により、双方が共に発展する好循環を形成することが可能となる。これらの一連の活動を広く情報発信することで支援の輪を広げ、難病児自然体験施設を中核とする優しいまちづくりに向けたムーブメントをおこす。それが市民意識の変化をもたらし、ノーマライゼーションのまちづくりを実現する契機となる。	市民活動団体等支援総合事業 農林水産関係補助対象施設の有効活用	第04回 H18.7.3	H19.7.4	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/070704/01keikaku.pdf			H23.3.31
北海道	北海道滝川市	滝川市まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道滝川市の全域	滝川市は、1983年の52,003人をピークに減少の一途を辿り、2040年には28,174人まで減少すると推計されている。「人口の縮小スパイラル」からの早期脱却が求められる中、「「雇用の創出」と「外からの需要の取り込み」に力点を置いた「人口減少問題の克服」、「広域連携」、「関係人口の創出・拡充と官民連携の推進」を基本に、将来に向けた成長力の確保を図りつつ、人口減少に対応したコンパクトな安全・安心なまちづくりを推進する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第56回 R2.7.3	R6.3.28	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai70nintei/plan/y0019.pdf			R7.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道滝川市	第２期滝川市まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道滝川市の全域	滝川市における人口の動向は、1985年の52,003人をピークに減少の一途を辿っており、2020年には39,490人まで減少している。今後も人口減少や少子高齢化が進むことで、地域における担い手不足やそれに伴う地域産業の衰退等、住民生活への様々な影響が懸念される。これらの課題に対応するため、市民の妊娠・出産・子育て等希望の実現を図り、自然増につなげる。また、関係人口の創出や拡大から移住を促進するとともに、安定した雇用の創出や地域を守り、活性化するまちづくり等を通じて、社会減に歯止めをかける。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0034.pdf			R12.3.31
北海道	砂川市	ふるさと名物「すながわスイーツ」を活用した観光振興	砂川市の全域	観光コンセプト策定のための勉強会やおもてなし観光を考えるワークショップを通じて、ふるさと名物「すながわスイーツ」を活用した観光コンテンツの発掘やスイーツの新商品開発などを実施することで、すながわスイーツのブランド力向上を図り、観光客を呼び込む体制を整備し観光振興を図る。	地方創生推進交付金	第43回（２） H29.5.30	H31.3.29	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai51nintei/plan/y008.pdf	【軽微変更】 H31.4.1	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2019nendo/keibi/017.pdf	R2.3.31
北海道	砂川市	ワーク・ライフ・バランスとキャリアデザインの推進による雇用創出事業	砂川市の全域	若者の人材育成などに積極的な企業の登録制度の新設や人づくりゼミナールの開催、企業の問題に応じた専門員の派遣などを行い、企業のワーク・ライフ・バランスの推進を図るとともに、地元高校生、札幌圏の大学生、若手従業員が企画・運営するジョブスタート事業の開催や企業の魅力を発信する冊子と動画を作成し活用することで若者のキャリアデザインを推進し雇用創出を図る。	地方創生推進交付金	第43回（２） H29.5.30	H31.3.29	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai51nintei/plan/y009.pdf	【軽微変更】 H31.4.1	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2019nendo/keibi/018.pdf	R2.3.31
北海道	北海道砂川市	砂川市まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道砂川市の全域	本市の人口は昭和33年末に31,920人とピークを迎えて以降減少が続いており、令和4年3月末現在の住民基本台帳による人口は16,011人とピーク時の5割程度となっている。この人口減少に歯止めをかけるため、総合戦略に掲げる4つの基本目標「安定した雇用を創出し、地域人材の活躍の場をつくる」「新しいひとの流れをつくる」「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「安心して暮らし続けることができる地域をつくる」に基づいた施策に対し企業版ふるさと納税を活用し、地方創生の取組を着実に推進する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第63回 R4.3.31	R7.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/y0008.pdf			R8.3.31
北海道	北海道砂川市	第２期砂川市まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道砂川市の全域	本市の人口は昭和33年末に31,920人とピークを迎えて以降減少が続いており、令和7年3月末現在の住民基本台帳による人口は15,105人とピーク時の５割を割っている。この人口減少に歯止めをかけるため、総合戦略に掲げる4つの基本目標「地域資源を活かした産業・雇用をつくる」「安心して暮らし続けることができる地域をつくる」「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「地域の魅力を高め、ひとの流れをつくる」に基づいた施策に対し企業版ふるさと納税を活用し、地方創生の取組を着実に推進する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s010.pdf			R13.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道歌志内市	歌志内市まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道歌志内市の全域	今後も人口減少や少子高齢化が進むと、労働力人口の減少による地域経済・地場産業の衰退や地域コミュニティ機能の低下による地域社会の崩壊など、様々な面に影響が懸念される。 これらの課題に対応するため、４つの基本目標をもとに取り組みを進めていく。 １．歌志内ならではの魅力ある産業をつくり、雇用を確保する、２．誰もが定住しやすい環境をつくる、３．子どもを産み、育てやすい環境をつくる、４．乳幼児から高齢者まで安全で安心して暮らせるコンパクトなまち（コンパクトシティ）をつくる	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第67回 R5.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai67nintei/plan/z0003.pdf			R7.3.31
北海道	北海道歌志内市	第２期歌志内市まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道歌志内市の全域	今後も人口減少や少子高齢化が進むと、労働力人口の減少による地域経済・地場産業の衰退や地域コミュニティ機能の低下による地域社会の崩壊など、様々な面に影響が懸念される。 これらの課題に対応するため、４つの基本目標をもとに取り組みを進めていく。 １．歌志内ならではの魅力ある産業をつくり、雇用を確保する、２．誰もが定住しやすい環境をつくる、３．子どもを産み、育てやすい環境をつくる、４．乳幼児から高齢者まで安全で安心して暮らせるコンパクトなまち（コンパクトシティ）をつくる	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第74回（２） R7.9.5		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai74nintei/plan/z007.pdf			R8.3.31
北海道	深川市	深川市移住・定住パワーアップ計画	深川市の全域	深川市内に（仮）深川市移住定住サポートセンターを開設し非常勤職員配置のもと、「仕事」や「住宅」情報等にウエイトを置いた移住相談や就労体験事業、就労促進事業等に取り組み、これまでのシニア世代に加えて、若年者やひとり親家庭など現役世代の移住定住の促進を図る。	地方創生推進交付金	第39回 H28.8.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai39nintei/plan/a024.pdf			H31.3.31
北海道	深川市	深川市文化・スポーツの合宿誘致による地域再生計画	深川市の全域	深川市の文化・スポーツに関する資産を有効に活用し、民間事業者による合宿という新しい事業の業態を実現することで、都市住民の潜在的なニーズを掘り起こし、合宿の企画立案、誘致活動、合宿所の運営に至る一体的な取組みを行う。また、閉校となった旧深川市立音江中学校を文化・スポーツ団体の合宿施設として整備し、宿泊可能数の増加、宿泊施設の魅力拡大、移住・定住の促進を図る。	地方創生推進交付金 地方創生拠点整備交付金	第39回 H28.8.30	H29.2.24	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai41nintei/plan/y07.pdf			R3.3.31
北海道	深川市	深川市公共交通整備等による活き活きライフ計画	深川市の全域	ICTを活用した路線バスの整備により、交通事業者の生産性の向上と公共交通利用者の利便性の向上を図る。 また、コンパクトなまちづくりを進めるとともに、にぎわいのある「まちなか」を創出するため、住環境の整備や中心市街地における起業支援・イベントなどを実施する。 これらの取り組みにより、「都市の再生」と「地域経済の活性化」の同時実現を目指す。	地方創生推進交付金	第40回（２） H28.12.13	H29.5.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai43-2nintei/plan/y014.pdf			H31.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	深川市	地域資源活用農畜産物処理加工施設整備計画	深川市の全域	地域資源を活用し、民会事業者のすでに構築された技術と販売力を有効に活用しながら、新たな商品誕生・販路の開拓・拡大、生産性の向上による「売れる商品の製造」「販売力の増加」で「儲かる」産業として、産業の育成・強化を図り、雇用の拡大などによる地場産業の発展・活性化を図る。	地方創生拠点整備交付金	第49回 H30.8.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai49nintei/plan/a001.pdf	【軽微変更】 H31.2.5	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2019nendo/keibi/k238.pdf	R5.3.31
北海道	深川市	深川市「学びと集いの郷」合宿施設及びトレーニング施設整備計画	深川市の全域	エフパシオでの合宿の際、各チームが希望する合宿環境となるよう、トレーニングルームの整備とエフパシオ施設の屋根の改善を行い、市内における合宿数の増を図ろうとするもの。 【具体的な整備内容】 ・「エフパシオ」にウエイトトレーニング施設を整備する ・「エフパシオ」の良好な景観と断熱効果を高め、宿泊者の快適な滞在環境を整えるため、屋根を二重屋根とする	地方創生拠点整備交付金	第51回 H31.3.29		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai51nintei/plan/a020.pdf			R6.3.31
北海道	北海道深川市	深川市まち・ひと・しごと創生寄附活用計画	北海道深川市の全域	深川市は、ソバが全国第2位、スターチスなどの切花が北海道第1位のほか、リンゴなどが豊富な農業都市であり、特にお米は、全国最高級の評価に輝く「ゆめぴりか」「ななつぼし」「ふっくりんこ」などを年間48万俵以上生産している日本を代表する米産地である。本計画により企業版ふるさと納税制度を活用することで、「第２期創生総合戦略」に掲げている各種地方創生施策を推進し地域を活性化させることで、「人口ビジョン」に掲げている「目指すべき人口の将来展望」の実現に向け、人口減少の速度を緩やかなものとする。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	第55回（２） R2.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai5502nintei/plan/b012.pdf			R7.3.31
北海道	北海道深川市	深川市まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道深川市の全域	深川市は、ソバが全国第2位、スターチスなどの切花が北海道第1位のほか、リンゴなどが豊富な農業都市であり、特にお米は、全国最高級の評価に輝く「ゆめぴりか」「ななつぼし」「ふっくりんこ」などを年間50万俵以上生産している日本を代表する米産地である。本計画により企業版ふるさと納税制度を活用することで、「第３期創生総合戦略」に掲げている各種地方創生施策を推進し地域を活性化させることで、「人口ビジョン」に掲げている「目指すべき人口の将来展望」の実現に向け、人口減少の速度を緩やかなものとする。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0035.pdf			R12.3.31
北海道	北海道深川市	深川市まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道深川市の全域	本市の人口は1970年の38,373人をピークに減少を続け、2024年には18,326人まで落ち込んでいる。今後も人口減少や少子高齢化が進むことで、地域における担い手不足やそれに伴う地域産業の衰退等、住民生活への様々な影響が懸念される。これらの課題に対応するため、「第3期深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、産業振興や移住促進、子育て支援、住環境整備などを通じて、持続可能で魅力と活力ある地域づくりとを目指し、人口減少の速度を緩やかなものとする。	第２世代交付金（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 第２世代交付金（地域再生計画と連動した支援措置）	第74回（２） R7.9.5		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai74nintei/plan/z008.pdf			R12.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	深川市並びに北海道雨竜郡妹背牛町、秩父別町、北竜町及び沼田町	北空知広域地場産農産物利活用計画	深川市並びに北海道雨竜郡妹背牛町、秩父別町、北竜町及び沼田町の全域	深川市並びに北海道雨竜郡妹背牛町、秩父別町、北竜町及び沼田町の北空知１市４町が基幹産業の農業を中心に、農産物とその加工品を試験栽培、試作をして、学校給食への供給を契機に、福祉・病院施設など今後の子育て支援や高齢化社会への対応を見越して、安定的な栽培技術の確立と新たな付加価値の創造に取組み、圏域外に販路を拡大し、さらにブランド化を図り、事業化を通して、雇用の創造と地域経済の活性化を図るものである。	地方創生推進交付金	第39回 H28.8.30	R2.8.21	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai57nintei/plan/y003.pdf			R3.3.31
北海道	富良野市	「長期滞在型ふらの観光」構築計画	富良野市の全域	富良野市は国内外から多くの観光客を受け入れているが、多種多様化している観光客のニーズに合う観光メニューを確立することが観光客の長期滞在及び今後における観光産業の安定につながると考えている。そこで、市や観光協会だけでなく、ＮＰＯ法人など地域が一体となり、長期滞在を軸とした観光振興計画を策定し、豊かな自然や美しい農村景観等の観光資源を活用した環境教育などの新たな分野の観光メニューを開発するとともに、長期滞在者と市民とのネットワークの形成により市民活動そのものを活発化し、地域の活性化を図る。	市民活動団体等支援総合事業	第07回（１） H19.7.4		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai7nintei/04toke.pdf			H23.3.31
北海道	富良野市	ふらの食農体験構想	富良野市の全域	廃校する校舎を食農体験や自然体験を主とする体験学習施設に利活用し、地域の憩いの場として、又、農村と消費者そして都市からの修学旅行生等の交流の場とすることにより、農業振興や経済への活性化を目指す。施設を貸付し事業展開する内容は、食農体験塾を開設し農業技術者・後継者等の育成、、新規就農者への支援、消費者や子供達の食農教育、農村、山間地域の活性化に向けたモデル事業の研究、安全安心な農産物の提供、さらに、周辺に位置する東大演習林を活用した自然体験や環境教育などの事業を通じ地域振興に寄与するものである。	補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化	第07回（１） H19.7.4		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai7nintei/03toke.pdf			H23.3.31
北海道	富良野市	フラノコンシェルジュを核とした雇用創出・人材確保プロジェクト	富良野市の全域	フラノコンシェルジュを核として、季節偏差のない平準的な通年型観光の受入体制を構築し、飲食業やホテル業など観光産業の雇用の安定化を図り、雇用の安定化による人材の呼び込みと確保を加速化させ、「住んで良し・訪れて良し」の地域を目指す。	地方創生推進交付金	第47回 H30.3.30	R2.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai5501nintei/plan/y014.pdf			R3.3.31
北海道	北海道富良野市	食・農の魅力を活かしたスマート旅行都市構築事業	北海道富良野市の全域	中国人旅行客を中心に海外からの誘客を拡大し、旅前の情報提供の充実や訪日季節を分散化させ、消費単価増に大きく寄与する宿泊客を増加させる。また、旅中の決済環境や情報提供を充実させることで、旅行しやすい環境づくりを進め、消費単価を増やす。特に、当市の強みである農産物や農産加工品の消費やお土産物購入を促し、アジア圏において安全で美味しい富良野の農産物・農産加工品のブランド浸透を図る。	地方創生推進交付金	第55回（１） R2.3.30	R4.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai63nintei/plan/y021.pdf			R5.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道富良野市	富良野市まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道富良野市の全域	人口減少対策による地方創生では、富良野に「しごと」をつくり、「しごと」があることで富良野に「ひと」を呼び込み、「ひと」の暮らしを支える富良野の「まち」が活性化する好循環による相乗効果を生み出すために、地方自ら主体的に創造していく。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第55回（２） R2.3.31	R3.8.19	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai61nintei/plan/y001.pdf			2021年６月に申請した地域再生計画の変更の認定の日
北海道	北海道富良野市	第２期富良野市まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道富良野市の全域	人口減少対策による地方創生では、既存資源を有効に活用しながら個性や魅力を磨き上げ、地域の活力を維持・向上させていく必要がある。元気な魅力ある「富良野」を創るため、市民と行政が共に考える「共創」によるまちづくりを進め、富良野に「しごと」をつくり、「しごと」があることで富良野に「ひと」を呼び込み、「ひと」の暮らしを支える富良野の「まち」が活性化する好循環による相乗効果を生み出すために、地方自ら主体的に創造していく。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第61回 R3.8.20	R7.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/y0009.pdf			R9.3.31
北海道	北海道富良野市	サステナブルなbonchi powderシティプロジェクト～住んでよし、訪れてよしのまちづくり	北海道富良野市の全域	全国的なスキー人口の減少と集客力の低下に伴う課題から、富良野盆地が生み出す良質なパウダースノーを"bonchi powder"としてブランディングし、国内外から誘客し、経済を維持する。"bonchi powder"の認知拡大と対外的な評価を高め、市民の親雪、利雪の機会を増やすことで、良質な雪を確保するためのゼロカーボンシティ運動にまちあげて取り組む中から、市民のシビックプライドの醸成と、こうした取組へ共感する人との交流／定住の拡大へつなげ、経済の循環と、経済規模の維持、雪国の生活文化の継承を図る	地方創生推進タイプ	第67回 R5.3.30	R6.3.28	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai70nintei/plan/y0020.pdf			R8.3.31
北海道	北海道富良野市	第２期富良野市まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道富良野市の全域	人口減少対策による地方創生では、既存資源を有効に活用しながら個性や魅力を磨き上げ、地域の活力を維持・向上させていく必要がある。元気な魅力ある「富良野」を創るため、市民と行政が共に考える「共創」によるまちづくりを進め、富良野に「しごと」をつくり、「しごと」があることで富良野に「ひと」を呼び込み、「ひと」の暮らしを支える富良野の「まち」が活性化する好循環による相乗効果を生み出すために、地方自ら主体的に創造していく1	第２世代交付金（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 第２世代交付金（地域再生計画と連動した支援措置）	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0036.pdf			R9.3.31
北海道	富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村	外国人観光客・長期滞在型観光推進計画	富良野市並びに北海道空知郡上富良野町、中富良野町及び南富良野町並びに勇払郡占冠村の全域	当地域（富良野広域圏）の観光課題は長期滞在型観光地化であり、外国人観光客の集客が重要である。現在、外国人観光客に対応できる専門性の高い人材が不足しており、従来以上に質の高いスキルとホスピタリティーを備えた「コンシェルジュ」的ガイドサービスの確立が急務であり、観光振興と国際化に必要な人材の確保による通年・長期滞在型国際観光地化の実現と地域雇用の拡大を目指す。また、地域の優れた農畜産物を活用し、ブランド化を推進するため新製品の導入や外国人観光客を意識したソフト面の整備や人材育成を実施する。	地域雇用創造推進事業	第11回 H20.11.11		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai1nintei/081111/plan/01a.pdf			H24.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	登別市	「観光を軸とした産業クラスターの形成」による雇用創造計画～市民と訪問者がともに幸せを共有できる観光地の人材育成～	登別の全域	登別市では、旧プログラムに基づく地域再生計画を推進していく中で、観光を軸に異業種間の交流が進み、新たな事業化に向けた動きが加速している。 本計画では、地域特性・資源のもつ潜在力を顕在化させ、地域雇用創造推進事業を通じ新たな観光の創造とそれを支える人材を輩出し、より強固な産業クラスターを形成することで、経済の活性化と雇用機会の創造を図る。これにより、市民が誇りを持てる地域資源を持続可能な形で訪問者に提供し地域の活性化に繋げ、市民と訪問者がともに幸せを共有できる新しい都市づくりを目指す。	地域雇用創造推進事業	第10回（１） H20.6.25		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai10nintei/04toke.pdf			H23.3.31
北海道	北海道登別市	登別市まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道登別市の全域	当市の人口は、昭和58年の59,481人をピークに年々減少しており、平成７年頃わずかに増加したものの、以降は減少が続いている。今後、人口は減少し続けると予測されており、令和27年には31,170人となり、昭和58年時点の半数程度にまで減少するとされている。これらの課題に対応するため、「このまちに住み続けたい、住んでみたいと思える魅力あるまち」の実現を目指して、当市の人口減少のスピードを鈍化させ、将来においては穏やかであったとしても上昇に転ずることを目標に地方創生の取組を行う。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第56回 R2.7.3	R7.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/y0011.pdf			R8.3.31
北海道	北海道登別市	登別市観光産業高付加価値化事業	北海道登別市の全域	登別市では人口減少や少子高齢化、働く場や交通への不安など地域課題は様々であり、特に観光産業の人手不足が深刻化している。人手不足解消に向け、より少ない人員、より高い高付加価値を生み出していく必要があり、雇用のあり方や働き方、デジタル化・DXによる労働生産性の向上を図る。観光産業の現状や課題を認識するため、オーブンデータを活用したエリアマーケティングと持続可能な観光地づくりに向けた提言を策定するとともに、満足度向上に向けた宿泊施設への支援、ターゲットを明確化にした国内外への誘客宣伝を実施する。	地方創生推進タイプ	第70回（１） R6.3.28	R7.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/y0010.pdf			R9.3.31
北海道	北海道登別市	第２期登別市まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道登別市の全域	当市の人口は、昭和58年をピークに年々減少しており、平成７年頃わずかに増加したものの、以降は減少が続いている。今後、人口は減少し続けると予測されており、令和32年には26,963人となり、昭和58年時点の半数以下にまで減少するとされている。当市が抱える現状及び将来の課題点等を踏まえ、目指すべき将来の方向性について、合計特殊出生率の向上や人口の流出抑制、移住促進を図るため、地方創生の取組を行う。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s011.pdf			R13.3.31
北海道	恵庭市	花のまち・恵庭『開花』プロジェクト	恵庭市の全域	本市はガーデニングや花苗生産が盛んなことから、「花のまち」として知られるようになったが、その認知度を高めるため、官民一体となり「花のまちづくり」を進めている。この取組みを推進するために、更なる「イメージづくり」、「特産品づくり」、「地域資源の連携」、「情報発信」による「恵庭ブランド」の構築を図り、パッケージ事業により、これらを成し得る人材育成を行う。これらにより、雇用創出を促進し、地域産業の活性化を図る。	地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）	第01回（２） H17.7.19		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai1nintei/04toke.pdf			H22.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道恵庭市	田園と都市の融合　ガーデンデザインプロジェクト　恵まれた庭のコンパクトなまちづくりへの挑戦	北海道恵庭市の全域	これまで恵庭市は市街化区域を拡大整備した結果、公共施設が点在したため、集中する更新費用、拡大する維持管理、行政サービスの効率化、利用者側の不便さや多世代間交流も課題。他方、花のまちやガーデニング等の地域資源は恵み野の一般住宅であり、隣接道の駅は、札幌市と新千歳空港の間に面し、年百万人の利用者がいるが、まちのイメージである花の拠点がなく、農畜産物直売所は駐車場があふれ交流人口を逃している。今後、公共施設総量抑制により、持続あるまちを形成し、観光産業を活性化し雇用増を図り、定住者・移住者を増やす。	地方創生推進交付金	第40回（２） H28.12.13	R2.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai55kai/plan/y015.pdf			R3.3.31
北海道	恵庭市	修学教育旅行・修学旅行等の学生の受け入れ促進を核とした将来の対恵庭観光・投資拡大推進事業	恵庭市の全域	恵庭市の持続的な発展に寄与するため、海外インバウンドの受入体制をまち全体として強化・整備する。そして海外の若者世代のうちから当市の文化・生活・産業・自然などを体験してもらい、当市の魅力を知ってもらうことで将来的な観光ボリューム層の獲得を狙うだけでなく、事業をきっかけに将来の投資に繋がるコネクションを作り、さらには若者世代のSNS等の情報発信力を用いた２次的・３時的な観光誘客、企業誘致を推進することで、地域経済の活性化、新規雇用創出等を行う。	地方創生推進交付金	第43回（２） H29.5.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai43-2nintei/plan/a022.pdf			R2.3.31
北海道	恵庭市	子育て支援、教育、観光を融合させた花のまちづくり拠点（センターハウス）整備事業	恵庭市の全域	「花のまち恵庭」として「花のまちづくり」を進めていく上で必要な取り組みのためのパブリックスペースとして整備し、花と触れ合い、花を感じられる施設とするとともに、来訪者との交流、オープンガーデンとの連携の機能を持たせた観光の拠点とするとともに、恵庭市総合戦略で掲げる子どもの遊び場も併せて整備することとし、花の拠点内に屋内と屋外が連携した通年利用を想定した子どもの遊び場を確保する。	地方創生拠点整備交付金	第51回 H31.3.29		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai51nintei/plan/a021.pdf			R6.3.31
北海道	恵庭市	「花ロードえにわ」（道の駅）と農畜産物直売所による農商工等連携拠点整備事業	恵庭市の全域	「花のまち恵庭」のブランド化のため、市が整備する花の拠点エリア内の新たな場所に農畜産物直売所を新設（移築）し、さらには、道の駅のレイアウトを変更する改修により厨房、物販スペースなどの狭隘化を解消するとともに、休憩スペース並びに授乳室新設やオムツ替えコーナーの確保により子育て中の家族が使いやすい施設とすることで更なる集客増をめざし、花の拠点における「核」施設の役割を明確化させる。	地方創生拠点整備交付金	第51回 H31.3.29		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai51nintei/plan/a022.pdf			R6.3.31
北海道	北海道恵庭市	外国人も暮らしやすく・活躍できる多文化共生のまちづくり事業	北海道恵庭市の全域	2016年以降、在住外国人が倍増しており、今後も増える傾向にある。急増の主な要因は、技能実習生を受け入れる企業や農家が増えてきていることだが、一方で、高度人材となる在留資格者も微増ながら増えてきている。国籍も、東南アジアを中心に多国籍化している。以上のことから、外国人も暮らしやすく・活躍できる多文化共生のまちづくりに取り組み、様々な文化が共生する豊かな地域社会を構築することにより、地域コミュニティの活性化、地域経済の安定的な発展等を図り、活気溢れ・魅力あるまちづくりを進める。	地方創生推進交付金	第55回（１） R2.3.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai55kai/plan/a026.pdf			R5.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道恵庭市	恵庭市創生推進計画	北海道恵庭市の全域	当市は、水と緑豊かな石狩平野の平坦な地形の中、快速で13分の「空の玄関・新千歳空港」と快速で24分の「道都・札幌市」の中間に位置し、一日３万台の交通量である国道36号線やJR４駅を有するなど、優れた立地環境を背景に田園都市として発展を続けてきました。今なお人口増加を続ける恵庭市の強みを伸ばし、食料品製造業等企業を有する利点を生かし、高齢者や女性、外国人材の活用を進めるとともに、通過されるまちの課題克服のため、全国都市緑化フェアの誘致を起爆剤として関係人口増加を目指します。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第55回（２） R2.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai5502nintei/plan/b014.pdf			R7.3.31
北海道	北海道恵庭市	新ガーデンデザインプロジェクト推進事業	北海道恵庭市の全域	本事業は、分野の異なる施策において、共通で使用できるアプリ「恵庭まるごとアプリ（仮称）」を開発して、多くの市民や市外の人が活用することにより、（1）観光に関する施策、（2）市民生活に関する施策、（3）経済に関する施策、（4）まちづくりに関する施策の４つの異なる分野の施策をつなげ、一体的な施策展開を進めることにより相乗効果を引き出す事業である。	地方創生推進タイプ	第59回 R3.3.30	R7.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/y0012.pdf			R8.3.31
北海道	北海道恵庭市	恵庭市文化・田園未来都市推進交付金計画	北海道恵庭市の全域	本市は、水と緑豊かな石狩平野の平坦な地形の中、「空の玄関・新千歳空港」と「道都・札幌市」の中間に位置し、国道36号やJR４駅を有する等、優れた立地環境を背景に田園都市として発展を続けてきた。今なお人口増加を続ける恵庭市の強みを伸ばし、食料品製造業等企業を有する利点を生かし、高齢者や女性、外国人材の活用を進めるとともに、通過されるまちの課題克服のため、自然、景観等「花・水・緑」をコンセプトに交流人口増加を目指し、雇用につながるような経済波及効果を高めます。	第２世代交付金（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 第２世代交付金（地域再生計画と連動した支援措置）	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0037.pdf			R11.3.31
北海道	北海道恵庭市	恵庭市まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道恵庭市の全域	当市は、水と緑豊かな石狩平野の平坦な地形の中、「空の玄関・新千歳空港」と「道都・札幌市」の中間に位置し、国道36号やJR４駅を有するなど、優れた立地環境を背景に田園都市として発展を続けてきた。今なお人口増加を続ける恵庭市の強みを伸ばし、食料品製造業等企業を有する利点を生かし、高齢者や女性、外国人材の活用を進めるとともに、通過されるまちの課題克服のため、自然、景観など「花・水・緑」をコンセプトに交流人口増加を目指し、雇用につながるような経済波及効果を高める。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0038.pdf			R11.3.31
北海道	北海道伊達市	伊達市企業版ふるさと納税推進計画	北海道伊達市の全域	若年層の転出による社会減や自然減に起因する人口減少に対応するため、企業版ふるさと納税制度の活用により、「健康産業を創造する事業」「定住促進のための環境を整備する事業」「生涯現役社会を実現する事業」を展開することで、定住人口減少の改善や関係人口の拡大を図り、持続可能なまちづくりを目指す。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第59回 R3.3.31	R6.3.28	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai70nintei/plan/y0022.pdf			R7.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道伊達市	伊達市地域資源活用型農業推進計画	北海道伊達市の全域	本市の基幹産業である農業における「担い手不足」という課題の解決を図るため、スマート農業技術である環境制御型農業の導入による農作業の省力化・効率化や、ＤＸを活用した遠隔指導栽培により新規就農者が参入しやすい環境を構築するとともに、地域資源である間伐材を原材料として生産する木質バイオマスを熱源として活用したカーボンニュートラルの取組を実践するため、地域資源活用型農業施設（ハウス施設）を整備することで、持続可能な農業スタイルを確立し、農業者人口の増加を図り、地域活性化を目指す。	地方創生拠点整備交付金	第63回 R4.3.25		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai63nintei/plan/a001.pdf			R9.3.31
北海道	北海道伊達市	第２期伊達市企業版ふるさと納税推進計画	北海道伊達市の全域	若年層の転出による社会減や自然減に起因する人口減少に対応するため、企業版ふるさと納税制度の活用により、「伊達市の地域の特色を活かした仕事を創出する事業」「伊達市の新しい人の流れ・賑わいをつくる事業」「伊達市の子どもが笑顔で健やかに育つ環境をつくる事業」「伊達市の誰もが安心して健康に住み続けられる環境をつくる事業」を展開することで、定住人口減少の改善や関係人口の拡大を図るとともに、あらゆる世代に選ばれる持続可能なまちづくりを目指す。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0039.pdf			R10.3.31
北海道	北広島市	きたひろマリッジ推進プロジェクト	北広島市の全域	結婚から妊娠・出産・子育て・再就職までの女性が活躍するライフステージに応じた切れ目のない支援を推進し、子育てに関する市民の満足度を高め、本市で子どもを産み、育てたいという気持ちにつなげられるよう、女性活躍応援プロジェクトを推進し、更なる子育て環境の充実を図り、もって合計特殊出生率の向上を図ることを目的とし、結婚希望者に対して意識向上セミナー・婚活イベント・アフター相談等の支援を実施することにより未婚化・晩婚化への対応、20～40歳代の定住人口や出生数の増加を図る。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第38回 H28.8.2		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai38nintei/plan/a003.pdf			R2.3.31
北海道	北広島市	知る・住む・働くプロジェクト	北広島市の全域	市の魅力を「知る」ための様々な手法による国内外への情報発信、本市に「住む」きっかけづくりとして移住体験や賃貸助成、開業支援等による「働く」後押し、この3つの施策を一体的に取り組むことにより、それぞれが効果を発揮するとともに、相乗効果が大いに期待でき、移住に際し抱く課題や不安を解消し、若い世代や子育て世代が安心して本市に移住し、快適な住環境において住み続けることにつながる。なお、本事業の推進主体として、市・地域の団体・企業等で構成する「定住促進協議会」を設立し、有効な事業や支援の仕組みを構築する。	地方創生推進交付金	第39回 H28.8.30	H30.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai47nintei/plan/y014.pdf			H31.3.31
北海道	北広島市	北広島団地フェニックスプロジェクト	北広島市の区域の一部（北広島団地地区）	戸建住宅がメインの北広島団地地区は造成開始から40年以上が経過し、高齢化とともに核家族化が進行している。このような状況のもとで、路線バスの利用者の減少、児童生徒数の減少による学校の統廃合、空き家の増加、高齢者と若者の住宅のミスマッチなど、人口減少や社会構造の変化による影響が如実に表れている。そこで団地再生を図るため、北広島団地フェニックスプロジェクトと銘打ち、行政、市民、民間企業、各種団体が地域一丸となって、住宅施策、公共交通施策など９つの事業を横断的に実施する。	地方創生推進交付金	第39回 H28.8.30	H29.5.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai43-2nintei/plan/y017.pdf	【軽微変更】 H30.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2018nendo/keibi/018.pdf	H31.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北広島市	北で広がる夢があるボールパーク構想と連携したまちづくり推進プロジェクト	北広島市の全域	本市はアクセスの良さや豊かな緑の環境等により住みよさランキングで5年連続全道１位を獲得した。また2018年10月にきたひろしま総合運動公園予定地が日本ハムファイターズのボールパーク建設地として決定し、2023年の開業が予定されている。一方、人口は2007年以降減少し、人口減少対策が必要である。そこで、開業前からボールパーク構想の機運を高めるとともに、ボールパーク構想と最大限連動させた人口減少対策、交流人口拡大対策に取り組むことで、市全体を活性化させ、人口減少の緩和や地域の活力の創出を目指す。	地方創生推進タイプ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第51回 H31.3.29	R5.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai67nintei/plan/y0042.pdf			R6.3.31
北海道	北海道北広島市	北広島市まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道北広島市の全域	本市は、豊かな自然に育まれた素晴らしい住環境や地理的な優位性を生かしながら、着実に成長し続けてきたが、右肩上がりで順調に増加してきた人口は、平成19（2007）年をピークに減少に転じている。これらの人口減少に歯止めをかけるため、総合戦略に掲げる4つの基本目標「子どもを産み育てたいという希望をかなえる」、「北広島市への新しい人の流れをつくる」、「時代に合った魅力的なまちをつくる」、「チャレンジできる環境をつくり、起業と雇用を促進する」に基づいた施策を着実に推進する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第56回 R2.7.3	R3.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai59nintei/plan/y009.pdf			R3.3.31
北海道	北海道北広島市	第２期北広島市まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道北広島市の全域	本市は、豊かな自然に育まれた素晴らしい住環境や地理的な優位性を生かしながら、着実に成長し続けてきたが、右肩上がりで順調に増加してきた人口は、平成19（2007）年をピークに減少に転じている。これらの人口減少に歯止めをかけるため、総合戦略に掲げる4つの基本目標「子どもを産み育てたいと思えるまちをつくる」、「北広島市への新しい人の流れをつくる」、「持続可能で住みやすい魅力的なまちをつくる」、「創業と雇用を促進し、安心して働けるまちをつくる」に基づいた施策を着実に推進する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第59回 R3.3.31	R7.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/y0013.pdf			R8.3.31
北海道	北海道北広島市	北広島市まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道北広島市の全域	本市は、豊かな自然に育まれた素晴らしい住環境や地理的な優位性を生かしながら、着実に成長し続けてきたが、右肩上がりで順調に増加してきた人口は、平成19（2007）年をピークに減少に転じている。これらの人口減少に歯止めをかけるため、総合戦略に掲げる4つの基本目標「未来に向かって歩む希望を」、「多様な人々の共創が生まれる交流を」、「価値と機会を感じられる成長を」、「新たな価値を生み出す挑戦を」に基づいた施策を着実に推進する。	地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画と連動した支援措置）	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s012.pdf			R13.3.31
北海道	北海道北広島市	第３期北広島市まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道北広島市の全域	本市は、豊かな自然に育まれた素晴らしい住環境や地理的な優位性を生かしながら、着実に成長し続けてきたが、右肩上がりで順調に増加してきた人口は、平成19（2007）年をピークに減少に転じている。これらの人口減少に歯止めをかけるため、総合戦略に掲げる4つの基本目標「未来に向かって歩む希望を」、「多様な人々の共創が生まれる交流を」、「価値と機会を感じられる成長を」、「新たな価値を生み出す挑戦を」に基づいた施策を着実に推進する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s013.pdf			R13.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	石狩市	道の駅を核とした地域資源の活用推進のための地域再生計画	石狩市の全域	平成30年に開設する、国の重点「道の駅」に選定された「（仮称）あったか・あいろーど」を核として、厚田公園キャンプ場、戸田記念墓地公園、濃昼山道、増毛山道、資料館やサケ、ニシン、タコなどの海産物、米、かぼちゃ、メロン、さくらんぼなどの農産物といった厚田・浜益の自然・歴史・食などの地域資源を磨き上げ、それらを活かした特産品や旅行商品を開発して物販収益や体験型旅行商品収益を増やし、交流人口の拡大や地域産業の振興を図り「稼ぐ力」を生むほか、地域住民の誇りや愛着を醸成し、地域コミュニティの活性化を図る。	地方創生推進交付金	第39回 H28.8.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai39nintei/plan/a027.pdf			H31.3.31
北海道	石狩市	交流のまち、人のつながり創出のための地域再生計画	石狩市の全域	石狩市では特に過疎地域の厚田区・浜益区において、人口の減少が著しく、地域活動へのマンパワー不足が生じ、地域コミュニティの維持が困難となっていることから、交流人口を増加する機会を設け、人を呼び、交流のまちづくりを通じてコミュニティの新たな活力を育む必要がある。交流のまちづくりは、地域全体を盛り上げ、地域の魅力の発信やサイクリング環境の充実を図るなどの事業を展開するとともに、地域の自然や食などを「地域の魅力」として人を呼び、人と人のつながりを創出する。	地方創生推進交付金	第51回 H31.3.29	R3.8.20	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai61nintei/plan/z003.pdf			R4.3.31
北海道	北海道石狩市	産業と共に成長するダイバーシティいしかり創生プロジェクト	北海道石狩市の全域	本市は少子高齢化や大都市への人口流出等により、成長基調から成熟・縮小の局面に入っている。一方で、石狩湾新港や石狩湾新港地域は発展を続けており、さっぽろ連携中枢都市圏などにおいても重要な役割を担い、本市の地域資源として大きな強みとなっている。そこで、この地域資源を活かし、地元産業の活性化に繋げることにより「はたらく場所づくり」や、四季を通じて誰もが快適に生活する環境を構築し「住みやすい環境づくり」を創出する。また、これらを一体的に進めることで、だれもが本市で住み続けられるまちづくりを目指す。	地方創生推進タイプ	第55回（１） R2.3.30	R5.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai67nintei/plan/y0044.pdf			R7.3.31
北海道	北海道石狩市	石狩市まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道石狩市の全域	本市では、全国的な社会背景と同様に、人口減少・少子高齢化の進行とそれに伴う地域コミュニティ崩壊の懸念や大都市への人口流出など、まちを取り巻く環境が大きく変化しており、成長基調から成熟・縮小の時代を迎え、まちづくりの次のステージに立っていることから、人口減少の緩和と地域経済発展性の向上、将来にわたる持続性の高い地域社会の構築を目指し、本市の特色や地域資源を活かした実現性の高い施策や事業を推進するとともに、新たな視点として、「関係人口」の創出・拡大や地方への資金の流れを強化することなどを取組みます。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第55回（２） R2.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai5502nintei/plan/b015.pdf			R7.3.31
北海道	北海道石狩市	石狩PRIDE（愛着×誇り×幸せな暮らし）向上プロジェクト	北海道石狩市の全域	本市は隣接する自治体との人口流動が多く、住民の定着が課題となっており、住民の本市への定着のため、地域でどのような活動が行われているのか、今まで地域と関わりを持っていなかった人が地域の活動を容易に知ることができる環境をつくり、地域コミュニティへの関わりを通じて生まれた、人のつながりによる街へ愛着を醸成し、居住者の定着に繋げていくことを目指す。 また、地域資源を活かした街の自慢となる特色を作り、住民の街への誇りや愛着を醸成するとともに、街に賑わいをつくり、住民の定着や新たな居住者の誘導を目指す。	地方創生推進タイプ	第63回 R4.3.30	R6.3.28	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai70nintei/plan/y0024.pdf	【軽微変更】 R8.2.24	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2026keibi01/plan/k002.pdf	R9.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道石狩市	石狩市創生総合戦略推進交付金計画	北海道石狩市の全域	本市は、人口減少・少子高齢社会への進行と、それに伴う地域コミュニティ崩壊の懸念や医療・介護などの社会保障費の増大、ＩＣＴの進化やネットワーク化による社会経済構造の変化など、まちを取り巻く環境が大きく変化し、成長基調から成熟・縮小の時代を迎えていることから、人口減少の緩和と地域経済発展性の向上、将来にわたる持続性の高い地域社会の構築を目指し、本市の特色や地域資源を活かした実現性の高い施策や事業を推進するとともに、デジタルを活用し「関係人口」の創出・拡大や地方への資金の流れを強化などを取組む。	第２世代交付金（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 第２世代交付金（地域再生計画と連動した支援措置）	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0040.pdf			R12.3.31
北海道	北海道石狩市	石狩市創生総合戦略推進計画	北海道石狩市の全域	本市は、人口減少・少子高齢社会への進行と、それに伴う地域コミュニティ崩壊の懸念や医療・介護などの社会保障費の増大、ＩＣＴの進化やネットワーク化による社会経済構造の変化など、まちを取り巻く環境が大きく変化し、成長基調から成熟・縮小の時代を迎えていることから、人口減少の緩和と地域経済発展性の向上、将来にわたる持続性の高い地域社会の構築を目指し、本市の特色や地域資源を活かした実現性の高い施策や事業を推進するとともに、デジタルを活用し「関係人口」の創出・拡大や地方への資金の流れを強化などを取組む。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0041.pdf			R12.3.31
北海道	北斗市	福祉職人材回帰マッチング事業	北斗市の全域	当市は、進学・就職により１８歳の転出超過が顕著となっており、若年層の移住・ＩＪＵターンの促進が課題であった。そこで、平成28年度から首都圏でのＰＲ活動やポータルサイトの構築といった移住・定住策に取り組んでいる。一方、「北斗市介護保険施設協議会」において、介護職人材の確保等に向けた取組を行っており、来年度からはこの協議会や市内の保育施設等と道内の福祉学校との協働により、施設でのインターンシップ等参加を通じて、勤務先として本市を選択し、卒業後に就職・移住してもらうという新たな人の流れを創出する。	地方創生推進交付金	第51回 H31.3.29	R2.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai55nintei/plan/y016.pdf			R4.3.31
北海道	北海道北斗市	北斗市まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道北斗市の全域	本市は、市内に大学がないことや雇用の場の選択肢が限られるなどの要因による人口減少と少子高齢化が進行しており、将来にわたって持続可能な地域社会を構築するため、SDGｓの理念に基づくまちづくりを進めることにより、地方創生の取組の一層の充実・深化につなげていく。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第58回 R2.11.6		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai58nintei/plan/a004.pdf			R7.3.31
北海道	北海道北斗市	北斗市まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道北斗市の全域	人口減少や少子高齢化が進むことで、地域における担い手不足やそれに伴う地域産業の衰退、さらには地域コミュニティの衰退等、住民生活への様々な影響が懸念される。 これらの課題に対応するため、市民の出会い・結婚・妊娠・出産・子育ての希望の実現を図り、自然増につなげる。また、移住を促進するとともに、国の新しい地方経済・生活環境創生交付金（第２世代交付金）を活用し、安定した雇用の創出や地域産業を守り、活性化するまちづくり等を通じて、社会減に歯止めをかける。	第２世代交付金（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 第２世代交付金（地域再生計画と連動した支援措置）	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0042.pdf			R12.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道北斗市	第２期北斗市まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道北斗市の全域	人口減少や少子高齢化が進むことで、地域における担い手不足やそれに伴う地域産業の衰退、さらには地域コミュニティの衰退等、住民生活への様々な影響が懸念される。これらの課題に対応するため、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）を活用し、市民の出会い・結婚・妊娠・出産・子育ての希望の実現を図り、自然増につなげるほか、移住を促進するとともに、安定した雇用の創出や地域産業を守り、活性化するまちづくり等を通じて、社会減に歯止めをかける。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0043.pdf			R12.3.31
北海道	北海道石狩郡当別町	当別町地域商社推進プロジェクト	北海道石狩郡当別町の全域	官民の出資による地域商社を設立し、地域経済の活発化に向けて地元農産品の高付加価値化と販路拡大を実現するため、地元農産品を活用した地域特産品を市場競争力のある商品へとブラッシュアップしながら、店頭販売のみならずＥＣサイトや輸出といった様々な販売チャネルを確保する。また、その商品を通じて地元への誘客を図る仕組みづくりを併せて行うことで、町への複層的な経済効果の波及を見込む。	地方創生推進交付金	第39回 H28.8.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai39nintei/plan/a028.pdf			H31.3.31
北海道	北海道石狩郡当別町	当別町総合戦略の推進に関する企業版ふるさと納税活用計画	北海道石狩郡当別町の全域	出生数の減少（自然減）や、当別町の基幹産業である農業をはじめとした町内産業の衰退による雇用機会の減少に伴う若者や子育て世帯の町外流出（社会減）等による人口減少に対応するため、町民の結婚・妊娠・出産・子育ての希望の実現を図り自然増につなげ、また、移住を促進するとともに、安定した雇用の創出や地域を守り活性化するまちづくり等を通じて、社会減に歯止めをかける。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	第55回（２） R2.3.31	R5.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai67nintei/plan/y0045.pdf			R7.3.31
北海道	北海道石狩郡当別町	当別町まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道石狩郡当別町の全域	出生数の減少（自然減）や当別町の基幹産業である農業をはじめとした町内産業の衰退による雇用機会の減少に伴う若者や子育て世帯の町外流出（社会減）等による人口減少に対応するため、時代の潮流をとらえながら、長期的展望に立ち、総合的かつ計画的なまちづくりを進めるため、まちの将来像やまちづくりの方向性を定め、さまざまな施策を実施する。	第２世代交付金（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 第２世代交付金（地域再生計画と連動した支援措置）	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0044.pdf			R9.3.31
北海道	北海道石狩郡当別町	当別町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道石狩郡当別町の全域	出生数の減少（自然減）や当別町の基幹産業である農業をはじめとした町内産業の衰退による雇用機会の減少に伴う若者や子育て世帯の町外流出（社会減）等による人口減少に対応するため、町民の結婚・妊娠・出産・子育ての希望の実現を図り自然増につなげ、また、移住を促進するとともに、安定した雇用の創出や地域を守り、活性化するまちづくり等を通じて、社会減に歯止めをかける。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0045.pdf			R9.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の終了年月日（和暦）
北海道	北海道石狩郡新篠津村	新篠津村まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道石狩郡新篠津村の全域	新篠津村の人口は1960年をピークに減少傾向で少子高齢化が進んでおり、出生数減や若者世代の転出超過が原因と考えられる。人口減少が進むことで主要産業である農業や地域コミュニティなどの担い手不足による衰退、経済規模の縮小化といった影響が懸念される。これらの課題に対応するため、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえることで自然増につなげ、また、移住や定住を促進するとともに、基幹産業である農業の振興や安定した雇用の創出、交流人口の増加等を通じて、社会減に歯止めをかける。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第67回 R5.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai67nintei/plan/z0004.pdf			R7.3.31
北海道	北海道新篠津村	地域日常生活買い物拠点の多機能化整備計画	北海道新篠津村の全域	新篠津村の総人口はピーク時の約半数に減少している。懸念される地域コミュニティの衰退や主要産業の農業、地域経済縮小化を留め、魅力向上によって地域を活性化させるため、「高レベルの地産地消の実現」「多様な形態による就業、雇用を実現」「コミュニティ活動を住民が進んで支える、持続可能な地域社会を創造」「日常生活で利便性が高い地域を実現」を目指す。この実現のための拠点として地域交流情報拠点を設置し、産業・住民活動を支援することでコミュニティの再生、産業経済活性化を図り、人口増の流れをつくっていく。	地方創生拠点整備タイプ	第70回（１） R6.3.28		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai70nintei/plan/a0009.pdf			R11.3.31
北海道	北海道石狩郡新篠津村	第２期新篠津村まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道石狩郡新篠津村の全域	新篠津村の人口は1960年をピークに減少傾向で少子高齢化が進んでおり、出生数減や若者世代の転出超過が原因と考えられる。人口減少が進むことで主要産業である農業や地域コミュニティなどの担い手不足による衰退、経済規模の縮小化といった影響が懸念される。これらの課題に対応するため、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえることで自然増につなげ、また、移住や定住を促進するとともに、基幹産業である農業の振興や安定した雇用の創出、交流人口の増加等を通じて、社会減に歯止めをかける。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第74回（２） R7.9.5		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai74nintei/plan/z0009.pdf			R12.3.31
北海道	北海道松前郡松前町	松前肉牛改良センター整備プロジェクト	北海道松前郡松前町の全域	松前町営牧場内に肉牛改良センターを整備し、人材の育成と農家へ子牛の安定供給と黒毛和種の改良を行うことにより、新規就農者畜の確保と畜産業の安定強化を図る。肉牛改良センターで生産された子牛は畜産農家に繁殖牛の安定供給を基本とするが、将来は肥育牛をイベント等に提供し、新鮮な魚介類のみならず、松前の魅力を観光協会等と連携し、全国各地に発信する。畜産業の人材育成による人口流出の抑制や都市部から就農希望者に加え、イベント等による人の流れによって、生産の拡大と消費の拡大が増加し、地域全体の活性化が図られる。	地方創生拠点整備交付金	第51回 H31.3.29	R3.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai59nintei/plan/y010.pdf			R6.3.31
北海道	北海道松前郡松前町	松前町肉牛改良センター　賃貸型牛舎等整備プロジェクト	北海道松前郡松前町の全域	人口減少と高齢化が急速に進む松前町では、現在、主産業である水産業の不振により、若者たちが町外へ転出している。第１期松前町創生総合戦略の検証も踏まえ、若者たちが「働ける」環境づくりと産業構造の構築が喫緊の課題となっている。町では、２０１９年度に整備した「松前町肉牛改良センター」の新規就農者支援と連携して、当町で就農を目指す若者等への就農環境づくりの拠点となる施設を整備し、町内での就農を町全体で支援することで、他地域の取組みと差別化を図りながら、松前町らしい畜産業の構築と人口減少の抑制を図る。	地方創生拠点整備交付金	第59回 R3.3.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai59nintei/plan/a0015.pdf			R8.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道松前郡松前町	松前町元気・やる気・笑顔創生推進計画	北海道松前郡松前町の全域	人口の減少に歯止めをかけることを念頭に置きつつも、一定の減少を想定し、当町が持つ歴史文化、豊かな自然資源などを有効活用しながら、生活・経済圏の維持、確保や生産性の向上などに取り組み、人口減少にある中でも持続的発展が可能なまちづくりを目指し事業を展開する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第60回 R3.7.9		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai60nintei/plan/a001.pdf			R7.3.31
北海道	北海道松前町	松前町肉牛改良センター　賃貸型繁殖肥育一貫牛舎整備プロジェクト	北海道松前町の全域	人口減少と高齢化が急速に進む松前町では、現在、主産業である水産業の不振により、若者たちが町外へ転出している。第１期松前町創生総合戦略の検証も踏まえ、若者たちが「働ける」環境づくりと産業構造の構築が喫緊の課題となっている。町では、２０１９年度に整備した「松前町肉牛改良センター」の新規就農者支援と連携して、当町で就農を目指す若者等への就農環境づくりの拠点となる施設を整備し、町内での就農を町全体で支援することで、他地域の取組みと差別化を図りながら、松前町らしい畜産業の構築と人口減少の抑制を図る。	地方創生拠点整備タイプ	第67回 R5.3.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai67nintei/plan/a0004.pdf			R10.3.31
北海道	北海道松前郡松前町	第２期松前町元気・やる気・笑顔創生推進計画	北海道松前郡松前町の全域	人口の減少に歯止めをかけることを念頭に置きつつも、一定の減少を想定し、当町が持つ歴史文化、豊かな自然資源などを有効活用しながら、生活・経済圏の維持、確保や生産性の向上などに取り組み、人口減少にある中でも持続的発展が可能なまちづくりを目指し事業を展開する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0046.pdf			R10.3.31
北海道	北海道松前郡松前町	松前町まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道松前郡松前町の全域	人口の減少に歯止めをかけることを念頭に置きつつも、一定の減少を想定し、当町が持つ歴史文化、豊かな自然資源などを有効活用しながら、生活・経済圏の維持、確保や生産性の向上などに取り組み、人口減少にある中でも持続的発展が可能なまちづくりを目指し事業を展開する。	地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画と連動した支援措置）	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s014.pdf			R10.3.31
北海道	北海道松前郡福島町	新たな陸上養殖技術の開発による「蝦夷アワビ」ブランド化計画	北海道松前郡福島町の全域	新たな養殖技術の確立により陸上での出荷までの体制を整備し地域の資源である蝦夷アワビの周年出荷体制を確立する。 陸上養殖では、安価な蝦夷アワビの生産と加工による特産品や地元飲食店などでの食材としての活用を目指し、「福島に来ればいつでもアワビ」をキャッチフレーズに、町の観光施設と結びつけた観光ルートを確立し雇用の場の確保と地域の活性化を図る。	地方創生拠点整備交付金 地方創生推進交付金	第41回 H29.2.24	H31.3.29	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai51nintei/plan/y012.pdf			R3.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道松前郡福島町	福島町岩部海岸わくわくクルーズプロジェクト	北海道松前郡福島町の全域	人為的に操作不能な資源に頼った仕事を主とする福島町にとって、新たに働く場所の確保と人口流出を抑制するには、今まで注目してこなかった手付かずの自然と、既存観光施設や歴史、産業との結び付きを強化して行かなければならない。魅力ある福島町を紹介できる事業を展開し、交流人口を増やし訪れる人が増えることにより既存産業を主とした新たな特産品などの需要の掘り起こしを図り、働く場所の拡大を図っていかなければならない。	地方創生推進交付金	第47回 H30.3.30	H31.3.29	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai51nintei/plan/y013.pdf	【軽微変更】 R2.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2020keibi01/plan/k005.pdf	R3.3.31
北海道	北海道福島町	福島町青少年交流・人材育成拠点施設整備事業	北海道福島町の全域	北海道の中でも人口減少や少子高齢化が加速度的に進展する厳しい状況下にあって、総合計画や総合戦略をまちづくりの基本として、こうした課題に取り組んできたが、人口減少傾向等に歯止めがかからない状況にある。この様な状況を克服するため、これまで取り組んできた子育て支援策を等を継続的に実施するとともに、本施設を整備することにより、全道・全国から若者を呼び込み、短期・中期的に生活してもらい、福島町の魅力を肌で感じ愛着を持ってもらうことで、町内就業や交流人口の拡大を図り、人口減少の鈍化を目指すものである。	地方創生拠点整備交付金	第63回 R4.3.25		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai63nintei/plan/a002.pdf			R9.3.31
北海道	北海道松前郡福島町	福島町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道松前郡福島町の全域	北海道の中でも人口減少や少子高齢化が加速度的に進展する厳しい状況下にあって、総合計画や総合戦略をまちづくりの基本として、こうした課題の解決に取り組んできたが、人口減少傾向に歯止めがかからない状況にある。このような状況を克服するため、生産年齢人口の確保に向けた取組や少子化対策などの効果的な取組を展開しながら、人口減少時代にも対応した持続可能なまちづくりを進める。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第67回 R5.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai67nintei/plan/z0005.pdf			R7.3.31
北海道	北海道松前郡福島町	福島町第３期まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道松前郡福島町の全域	北海道の中でも人口減少や少子高齢化が加速度的に進展する厳しい状況下にあって、総合計画や総合戦略をまちづくりの基本として、こうした課題の解決に取り組んできたが、人口減少傾向に歯止めがかからない状況にある。このような状況を克服するため、生産年齢人口の確保に向けた取組や少子化対策等効果的な取組を展開しながら、人口減少時代にも対応した持続可能なまちづくりを進める。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第74回（２） R7.9.5		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai74nintei/plan/z010.pdf			R12.3.31
北海道	北海道松前郡福島町	福島町第３期まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道松前郡福島町の全域	・事業の内容 ア　産業の再生による雇用を創出し、次世代を担うリーダー等を育成する事業 イ　若者等の定住を促進し、子育て環境を充実する事業 ウ　時代に合ったまちをつくり、町民の安心安全な暮らしを守るとともに、がん予防対策を充実する事業 エ　まちを訪れる人を増やし、交流や移住を促進する事業	地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画と連動した支援措置）	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s015.pdf			R12.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道上磯郡知内町	誰もが輝く定住・移住・交流のまち知内～地域産業創造プロジェクト～	北海道上磯郡知内町の全域	知内町は、農林水産業とこれら資源を活用した加工業が主力産業であるが、就労人口の高齢化や生産年齢人口の減少などによる地域産業への影響が懸念される。このため、27年度にものづくり産業振興条例を制定し、企業等の担い手確保・人材育成・新分野進出・規模拡大等を総合的に支援し、地域産業の維持・発展の好循環を創出し課題解決に取り組む。また、北海道新幹線の開業等を契機として、経済的に自立した観光地域づくりの受け皿となる組織（ＤＭＯ）を設立することにより、地域を牽引する産業を育成し、持続可能なまちを目指す。	地方創生推進交付金	第39回 H28.8.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai39nintei/plan/a029.pdf			H31.3.31
北海道	北海道上磯郡知内町	しりうち地域産業拠点整備プロジェクト	北海道上磯郡知内町の全域	人口減少を抑制し、持続可能な知内町を将来に引き継いで行くためには、安心して住み続けられるまちづくりとともに、雇用を生み出せる主力産業がしっかりしたまちづくりが必要である。このため、安定して地域産業を持続的に維持発展させるため、各種施策（雇用・担い手支援、人材育成支援、ものづくり支援など）の展開と併せて地域産業の拠点となる施設整備を通じて、担い手育成や新規雇用者の受入れを図り「しごと」と「ひと」の改善を進め、地域に活力を与えて地域経済の発展を持続的なものとし自主・自立のまちを目指す。	地方創生拠点整備交付金	第41回 H29.2.24		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai41nintei/plan/a012.pdf			R3.3.31
北海道	北海道上磯郡知内町	地域資源を活用したグルテンフリーのパン製造拠点整備プロジェクト	北海道上磯郡知内町の全域	人口減少を抑制し、持続可能な知内町を将来に引き継いでいくためには、安心して住み続けられるまちづくりとともに、雇用を生み出せる主力産業がしっかりしたまちづくりが必要である。このため、安定して地域産業を持続的に維持発展させるため、民間企業の経営ノウハウを活かした地域特産品の高付加価値化による新商品の開発・製造・販売を実施することにより、新たな雇用創出や地場産品の消費拡大・生産量増大を図り、地域全体の産業振興の発展につなげるとともに、「まち」に活力を取り戻し持続可能な自主・自立のまちを目指す。	地方創生拠点整備交付金	第47回 H30.3.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai47nintei/plan/a022.pdf	【軽微変更】 H30.9.19	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2018nendo/keibi/332.pdf	R5.3.31
北海道	北海道上磯郡知内町	地域特産品を活用した新名物生産拠点整備プロジェクト（牡蠣飯弁当の全国展開）	北海道上磯郡知内町の全域	人口減少を抑制し、持続可能な知内町を将来に引き継いでいくためには、安心して住み続けられるまちづくりとともに、雇用を生み出せる主力産業がしっかりしたまちづくりが必要である。このため、安定して地域産業を持続的に維持発展させるため、民間企業の経営ノウハウを活かした地域特産品の高付加価値化による新商品の開発・製造・販売を実施することにより、新たな雇用創出や地場産品の消費拡大・生産量増大を図り、地域全体の産業振興の発展につなげるとともに、「まち」に活力を取り戻し持続可能な自主・自立のまちを目指す。	地方創生拠点整備交付金	第47回 H30.3.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai47nintei/plan/a023.pdf			R5.3.31
北海道	北海道上磯郡知内町	知内町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道上磯郡知内町の全域	本町では、近年の社会情勢・経済の変化により、少子高齢化や若者の都市流出が加速化し、人口減少傾向が続いている状況であることから、生産年齢人口の確保に向けた取組や少子化対策など効果的な取組を展開しながら、人口減少時代にも対応した持続可能なまちづくりを進める必要がある。そのため、一人ひとりが豊かに、安心して、健康に住み続けられるまちづくりや地域産業の活性化による魅力あるまちづくり、人口減少や少子高齢化、情報化社会に対応した持続可能なまちづくりに資する事業を展開する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第58回 R2.11.6	R7.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/y0014.pdf			R8.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道上磯郡知内町	知内町まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道上磯郡知内町の全域	本町では、近年の社会情勢・経済の変化により、少子高齢化や若者の都市流出が加速化し、人口減少が続いている状況であり、生産年齢人口の確保に向けた取組や少子化対策など効果的な取組みを展開しながら、人口減少時代にも対応した持続可能なまちづくりを進める必要がある。そのため、一人ひとりが豊かに、安心して、健康に住み続けられるまちづくりや地域産業の活性化による魅力あるまちづくり、人口減少や少子高齢化、情報化社会に対応した持続可能なまちづくりに資する事業を展開する。	第２世代交付金（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 第２世代交付金（地域再生計画と連動した支援措置）	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0047.pdf			R8.3.31
北海道	北海道上磯郡知内町	第２期知内町まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道上磯郡知内町の全域	少子高齢化や人口減少が進行する中、本町では若者流出や産業の担い手不足、生活利便性の低下などが課題となっている。これまでの地方創生の成果を継承しつつ、拡大を前提とした発想から、人口減少社会への適応と質の向上へと転換することが求められる。本計画では、人口減少の進行を緩和するとともに、縮小社会に適応した持続可能な地域づくりを進め、一人ひとりの幸福感を高め、選ばれる知内町の実現を目指す。	地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画と連動した支援措置）	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s016.pdf			R16.3.31
北海道	北海道上磯郡知内町	第２期知内町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道上磯郡知内町の全域	少子高齢化や人口減少が進行する中、本町では若者流出や産業の担い手不足、生活利便性の低下などが課題となっている。これまでの地方創生の成果を継承しつつ、拡大を前提とした発想から、人口減少社会への適応と質の向上へと転換することが求められる。本計画では、人口減少の進行を緩和するとともに、縮小社会に適応した持続可能な地域づくりを進め、一人ひとりの幸福感を高め、選ばれる知内町の実現を目指す。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s017.pdf			R14.3.31
北海道	北海道上磯郡木古内町	木古内町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道上磯郡木古内町の全域	本町では、若年層の年流出、一次産業の高齢化・担い手不足等による生産性の低下、木材価格の低迷、郊外大型店の影響による中央商店街の衰退など、住民生活における経済状況は以前厳しい状態が続いている。そのため、本町の魅力と地域資源を活用しながら、「北の大地の玄関口」となる北海道新幹線木古内駅を活かし、人流・物流の拠点として、駅周辺部のにぎわいの創出や企業誘致を推進し、地域経済の活性化を目指す。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第66回 R4.11.11		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai66nintei/plan/a001.pdf			R7.3.31
北海道	北海道上磯郡木古内町	第２期木古内町まち・ひと・しごと創生総合戦略	北海道上磯郡木古内町の全域	本町では、若年層の年流出、一次産業の高齢化・担い手不足等による生産性の低下、木材価格の低迷、郊外大型店の影響による中央商店街の衰退など、住民生活における経済状況は以前厳しい状態が続いている。そのため、本町の魅力と地域資源を活用しながら、「北の大地の玄関口」となる北海道新幹線木古内駅を活かし、人流・物流の拠点として、駅周辺部のにぎわいの創出や企業誘致を推進し、地域経済の活性化を目指す。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第74回（２） R7.9.5	R7.11.27	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai75nintei/plan/y002.pdf			R9.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道亀田郡七飯町	道の駅ななえろ・ななえ活用推進事業	北海道亀田郡七飯町の全域	本町では、微減ながら人口が減少し、また少子高齢化にも伴い、農業従事者の減少が懸念される。また、農業の就業者は高齢者が大半を占めていることから、若い世代の新規就農者の確保・育成に取組むとともに、町の魅力を広く発信するために、道の駅ななえろ・ななえの活用を図る。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第45回 H29.11.7		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai45nintei/plan/a003.pdf			R2.3.31
北海道	北海道亀田郡七飯町	新野菜広域流通拠点施設整備プロジェクト	北海道亀田郡七飯町の全域	ＪＡ新はこだての４つの集荷施設及び老朽化した真空予冷施設を利便性の良い七飯町中島地区へ集約し、生産者に輸送時間・輸送コストの削減を図るとともに、野菜の品質向上・出荷量の安定的な確保に繋げ、更なる販路販売額の向上させ、生産者の所得向上を図るため集出荷予冷施設を整備する。また、ＪＡ新はこだてにおいても共撰場、資材事務所、営業事務所を集約し、高付加価値化した道南の青果物等を出荷する新野菜広域流通拠点施設整備を整備する。	地方創生拠点整備交付金	第47回 H30.3.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai47nintei/plan/a024.pdf			R5.3.31
北海道	北海道亀田郡七飯町	七飯町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道亀田郡七飯町の全域	当町は、将来的に人口の減少が想定され、高齢者への健康増進施策に推進や若年層の転出抑制、転入促進につながる施策など、総合的な施策の展開が喫緊の課題である。そのため、第2期七飯町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、転入者の増加による社会動態の改善や、出生率の向上による自然動態の改善を目指す「人口減少抑制戦略」と、人口減少社会を前提とした、効率かつ効果的な社会基盤を目指す「人口減少社会適応戦略」の2つを推進していくことで将来的な人口社会増を展望するとともに、地域の活性化を実現する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第56回 R2.7.3	R7.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/y0015.pdf			R8.3.31
北海道	北海道亀田郡七飯町	第２期七飯町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道亀田郡七飯町の全域	当町は、将来的に人口の減少が想定され、高齢者への健康増進施策に推進や若年層の転出抑制、転入促進につながる施策など、総合的な施策の展開が喫緊の課題である。そのため、第3期七飯町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、転入者の増加による社会動態の改善や、出生率の向上による自然動態の改善を目指す「人口減少抑制戦略」と、人口減少社会を前提とした、効率かつ効果的な社会基盤を目指す「人口減少社会適応戦略」の2つを推進していくことで将来的な人口社会増を展望するとともに、地域の活性化を実現する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s018.pdf			R13.3.31
北海道	北海道茅部郡鹿部町	鹿部町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道茅部郡鹿部町の全域	本町の人口減少と少子高齢化が今後も継続すると考えられることから、令和２年度に策定した第２期鹿部町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、①鹿部で「稼ぐ力」を高める事業、②鹿部に人を「集める力」を高める事業、③鹿部で子どもを育てる「魅力」を高める事業、④住民の安全・安心・健康を「守る力」を高める事業を基本目標とし事業を実施することで人口減少の抑制や地域経済の活性化に向けた地方創生の取り組みである。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第60回 R3.7.9	R7.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/y0016.pdf			R8.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道茅部郡鹿部町	第３期 鹿部町まち・ひと・しごと創生総合戦略	北海道茅部郡鹿部町の全域	本町の人口減少と少子高齢化が今後も継続すると考えられることから、「第３期鹿部町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、次の取組みを推進する。 ①地場産業の振興と安定した雇用の創出、②地域の魅力を生かし新しい人の流れの創出、③若い世代が希望を持って結婚・出産・子育てができる環境の構築、④誰もが安全・安心を実感して住み続けられるまちづくりの推進	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s019.pdf			R13.3.31
北海道	北海道茅部郡森町	森町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道茅部郡森町の全域	第２次森町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる、①「誇りある産業の更なる躍進と安定した雇用を創出する」、②「森町の魅力発信と”おもてなし”により交流を促進する」、③結婚・出産・子育ての希望をかなえるための支援を充実する」、④「誰もが健康で、安心して暮らすことが出来る環境を整備する」の４つの基本目標と、⑤「多様な人材の活躍推進と新しい時代の流れを力にする」の横断的な目標の達成により、人口減少を抑制し、将来にわたって安心して住み続けられる地域を維持できるまちづくりを進める。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第56回 R2.7.3	R6.3.28	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai70nintei/plan/y0026.pdf			R7.3.31
北海道	北海道茅部郡森町	第３期森町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道茅部郡森町の全域	第３次森町創生総合戦略に掲げる、「①森町に仕事を創る」、「②人の流れをつくる」、「③結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「④魅力的な地域をつくる」の４つの基本目標の達成により、人口減少を抑制し、将来にわたって安心してすみ続けられる地域を維持できるまちづくりを進める。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第74回（２） R7.9.5	R7.11.27	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai75nintei/plan/y003.pdf			R12.3.31
北海道	北海道茅部郡森町	森町まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道茅部郡森町の全域	第３次森町創生総合戦略に掲げる、「①森町に仕事を創る」、「②人の流れをつくる」、「③結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「④魅力的な地域をつくる」の４つの基本目標の達成により、人口減少を抑制し、将来にわたって安心してすみ続けられる地域を維持できるまちづくりを進める。	地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画と連動した支援措置）	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s020.pdf			R12.3.31
北海道	北海道二海郡八雲町	八雲町産業人材確保・育成計画	北海道二海郡八雲町の全域	当町は、少子高齢化や人口減少が進む結果となっており、主な産業である一次産業の後継者不足による労働力不足、生産力不足が大きな課題となっている。継続的な産業の発展に向けて人材確保と育成が急務となっているため、生産年齢人口及び年少人口を増やすよう、仕事の充実、子育て環境の整備、移住・定住を促進し、人材確保と育成を図る。	地方創生推進交付金	第39回 H28.8.30	H30.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai47nintei/plan/y016.pdf			H31.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道二海郡八雲町	産業人材確保・育成「ＲＩＰＭＯ」創設計画	北海道二海郡八雲町の全域	八雲町の強みであるバランスの良い産業構造を活かし、産業界全体においての課題共有と施策の相互補完によって、町全体で産業人材の確保と育成を行う新たな仕組みを構築する。この仕組みは自活を目標とし、そこに行政、産業・経済団体、関連企業等が連携して持続可能な運営を目指す。	地方創生推進交付金	第43回（２） H29.5.30	R1.8.23	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai53nintei/plan/y004.pdf			R2.3.31
北海道	北海道二海郡八雲町	八雲町産業活性化・雇用創出計画	北海道二海郡八雲町の全域	本町の人口は1960（昭和35）年の35,160人から減少を続けており、2015（平成27年国勢調査結果）年の人口は17,252人まで落ち込んでいる。国立社会保障・人口問題研究所によると、本町の人口は今後も減少し続け、2060年には約5,078人となる見込みである。これらの課題に対応するため、本町の人口減少を緩和するべく、合計特殊出生率の上昇と転出超過の抑制を目標とし、「雇用」「子育て」「移住定住」に関する取り組みを行うことが必要である。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第55回（２） R2.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai5502nintei/plan/b017.pdf			R7.3.31
北海道	北海道二海郡八雲町	地熱資源を活用した循環型産業の創出	北海道二海郡八雲町の区域の一部（八雲町熊石地区）	石油天然ガス金属鉱物資源機構の助成を受けて過去に掘削されたものの、発電能力不足で廃坑予定だった調査井の譲渡を受け、事業者と共同で地熱発電の事業化に取り組む。 それにより再生可能エネルギーの導入促進を試みるとともに、排出される熱源を二次利用することで、トラウトサーモンの陸上養殖やハウス栽培などを実施し、産業振興による地域活性化を目指す。	補助対象施設の有効活用	第62回 R3.11.26		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai62nintei/plan/a002.pdf			R8.3.31
北海道	北海道二海郡八雲町	八雲町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道二海郡八雲町の全域	本町の人口は1960年の35,160人から減少を続けており、2000年は21,433人（高齢化率21.3%）、2020年は15,826人（高齢化率36.2%）、2060年には6,182人（高齢化率53.5%）まで減少が見込まれ、少子高齢化が問題となっている。この課題に対応するため、人口減少の緩和を目的とした「産業の活性化・雇用の創出」と「健康寿命の延伸」を目標とし、「産業の活性化・雇用の創出」「結婚・子育ての支援」「医療・福祉の充実」「移住定住の推進」に関する取り組みを行う。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0048.pdf			R12.3.31
北海道	北海道二海郡八雲町	八雲町まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道二海郡八雲町の全域	本町の人口は1960年の35,160人から減少を続けており、2000年は21,433人（高齢化率21.3%）、2020年は15,826人（高齢化率36.2%）、2060年には6,182人（高齢化率53.5%）まで減少が見込まれ、少子高齢化が問題となっている。この課題に対応するため、人口減少の緩和を目的とした「産業の活性化・雇用の創出」と「健康寿命の延伸」を目標とし、「産業の活性化・雇用の創出」「結婚・子育ての支援」「医療・福祉の充実」「移住定住の推進」に関する取り組みを行う。	地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画と連動した支援措置）	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s021.pdf			R12.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道山越郡長万部町	産学官連携による再生可能エネルギーを活用した先進的アグリビジネスプロジェクト	北海道山越郡長万部町の全域	東京理科大学が有する先端技術や研究成果と民間事業者等が有する事業ノウハウ等の有益な経験・知見を活用した、産学連携の事業コンソーシアムの支援のもと、町民参画の「一般社団法人北海道おしゃまんべ」を設立し、同時に町内資源の温泉熱をはじめとする再生可能エネルギーを活用した発電事業(太陽光・小水力発電等)、廃熱利活用等を行い、低コスト化を実現する先進的アグリビジネス事業としての農業生産システムを整備し、周年で野菜・果物等の生産が可能な体制を構築し、そのブランド化と販路拡大により産業振興と雇用の創出を図る。	地方創生推進交付金	第43回（２） H29.5.30	H30.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai47nintei/plan/y017.pdf			R2.3.31
北海道	北海道山越郡長万部町	長万部町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道山越郡長万部町の全域	本町の人口は、昭和40（1965）年の15,349人をピークに減少を続け、令和2（2020）年国勢調査結果には5,109人とピーク時の4割に満たない水準となっており、国立社会保障・人口問題研究所によると、令和27（2045）年には2,750人まで減少すると予想されている。そのため、雇用の場の確保、移住定住の促進、少子化対策、町民が安心して暮らせる環境づくりなど、国や道の取り組みとの連携や各施策間の連携を十分留意し、取り組みを進める。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第63回 R4.3.31	R7.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/y0017.pdf			R8.3.31
北海道	北海道山越郡長万部町	第2期長万部町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道山越郡長万部町の全域	本町の人口は、昭和40（1965）年の15,349人をピークに減少を続け、令和2（2020）年国勢調査結果には5,109人とピーク時の3分の1となっている。国立社会保障・人口問題研究所によると、2045年には2,750人まで減少するよ予想されている。そのため、今後のまちづくりに向けて、雇用の場の確保、移住定住の促進、少子化対策、町民が安心して暮らせる環境づくりなど、国や道の取り組みとの連携や各施策間の連携を十分留意し、取り組みを進める。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s022.pdf			R13.3.31
北海道	江差町	江差町地場産業活性化による雇用創造計画	北海道檜山郡江差町の全域	地元農水産物を活用した新商品を開発（もったいないブランド化を含む）及び販路開拓・拡大することで、地域における農漁業、商業、観光業の活性化を促し雇用創出の拡大を図る。地域重点分野として、農業・水産業分野、地域産業振興分野(食料加工品等特産品開発)、商業振興分野(中心市街地活性化・空き店舗対策・インターネット販売)、観光振興分野(体験型観光業・ホテル等宿泊業)とし、人材育成を重点的に取り組むことにより、地域での雇用を毎年２０名程度、３ヶ年で６０名を目標とする。	地域雇用創造推進事業 地域雇用創造実現事業	第16回 H22.6.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai16nintei/plan/01a.pdf			H25.3.31
北海道	北海道檜山郡江差町	ＤＭＯを基盤とした『古くて新しいまち江差』創造プロジェクト	北海道檜山郡江差町の全域	北前船の交易港として、かつての港町としての繁栄により生み出された文化遺産を資源とし、伝統的な北前ブランドをもつ産品のブランド化の推進、歴史的建造物や空き家のリノベーションによる豊かな滞在体験の提供、さらにはマリンスポーツ等のアクティビティの体験を可能とする交流施設を整備し、滞在型・着地型観光プログラム（遊ぶ・食べる・泊まる・買う）の商品化を進め、ＤＭＯによる戦略的観光地域づくりを推進し、新たな港町・江差エコシステム（ヒト・モノ・カネの循環）を創造する。	地方創生推進交付金 地方創生拠点整備交付金	第43回（２） H29.5.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai43-2nintei/plan/a025.pdf	【軽微変更】 H30.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2018nendo/keibi/020.pdf	R4.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道檜山郡江差町	江差こども未来応援プロジェクト	北海道檜山郡江差町の全域	各分野で活躍する著名人等や多世代交流等を通じて、子供たちの意欲や意識の創生にアプローチし、将来の活躍の場や可能性を広げ、想像力・発想力豊かな人材の育成を図る。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第47回 H30.3.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai47nintei/plan/a025.pdf			R3.3.31
北海道	北海道檜山郡江差町	江差町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道檜山郡江差町の全域	本町の人口は昭和40年（1965）の15,380人が最大で、平成27年国勢調査では8,248人、令和２年８月の住民基本台帳では7,378人まで減少している。毎年の人口流出、とりわけ若者世代の流出により担い手が不足しており地域活動の継続が危ぶまれている。このため、地域ブランド開発や文化体験交流、起業創業支援等、若者の生活基盤を支える仕事づくりを進め、若者のＵＩＪターンしやすい環境を整備し、かつ、本町固有の文化や地域資源を継承していく人材を育てていくことで、将来にわたり持続あるまちづくりを目指す。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第58回 R2.11.6		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai58nintei/plan/a006.pdf			R7.3.31
北海道	北海道江差町	旧江光ビル跡地活用拠点施設整備	北海道江差町の全域	町民が「住みたいまち」を構築するための一つとして、町民生活の利便性とコミュニティの向上、そして商店街と中心市街地の活性化に繋げることを目的に「江差町の新しい顔」として「集い」「憩い」「交流」「学ぶ」拠点となるよう、町民の繋がりを深める施設を整備する。若者世代がより愛着の持てるまちづくりを進めるため、介護予防事業を行っているＮＰＯ法人の活動拠点や中高生が自由に活動できるスペースを設けるなど多世代が交流できる場所として利活用を図るため整備する。	地方創生拠点整備タイプ	第67回 R5.3.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai67nintei/plan/a0005.pdf			R10.3.31
北海道	北海道檜山郡江差町	江差町デジタル田園都市構想推進交付金計画	北海道檜山郡江差町の全域	重点的・分野横断的に取り組む目標として、江差ブランド製品づくり、江差文化体験交流、江差っ子チャレンジ支援、デジタル環境整備で持続可能な江差を目指す、この４つの項目を本計画期間における基本目標として掲げ、これらの施策を優先的・重点的に実施し、若者の生活基盤を支える仕事づくりを推し進め、若年層が本町へＵＩＪターンしやすい環境を整備し、固有の文化や風習、地域資源を維持・創造・継承していく人材を育てていくことで、将来にわたり持続あるまちづくりを進めていく。	第２世代交付金（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 第２世代交付金（地域再生計画と連動した支援措置）	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0049.pdf			R12.3.31
北海道	北海道檜山郡江差町	江差町デジタル田園都市構想推進計画	北海道檜山郡江差町の全域	重点的・分野横断的に取り組む目標として、江差ブランド製品づくり、江差文化体験交流、江差っ子チャレンジ支援、デジタル環境整備で持続可能な江差を目指す、この４つの項目を本計画期間における基本目標として掲げ、これらの施策を優先的・重点的に実施し、若者の生活基盤を支える仕事づくりを推し進め、若年層が本町へＵＩＪターンしやすい環境を整備し、固有の文化や風習、地域資源を維持・創造・継承していく人材を育てていくことで、将来にわたり持続あるまちづくりを進めていく。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0050.pdf			R12.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道檜山郡江差町、上ノ国町及び厚沢部町、爾志郡乙部町、奥尻郡奥尻町、瀬棚郡今金町並びに久遠郡せたな町	檜山管内７町と東京都特別区との連携による交流人口拡大及び特産品販路拡大事業	北海道檜山郡江差町、上ノ国町及び厚沢部町、爾志郡乙部町、奥尻郡奥尻町、瀬棚郡今金町並びに久遠郡せたな町の全域	檜山管内７町の総人口は、約39千人で１町当たりの人口規模は約８千人から３千人の町が点在する地域である。人口は10年間で約12千人減少し、急激に進行する人口減少により、交流人口の拡大、移住定住の促進及び産業の維持・創出が重要な課題となっている。このため、官民協働により地域が連携し、滞在型旅行商品の開発・販売及び地域の特産品の販路拡大を図り、各町の地域商社・民間事業者等に波及効果をもたらし産業全体の底上げによる地域経済の活性化目指す。	地方創生推進交付金	第43回（２） H29.5.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai43-2nintei/plan/a026.pdf	【軽微変更】 H31.3.29	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2019nendo/keibi/019.pdf	R2.3.31
北海道	北海道檜山郡上ノ国町	上ノ国町の魅力ある地域資源を活用した産業活性化及び交流人口拡大事業	北海道檜山郡上ノ国町の全域	本町の人口減少は著しく、昭和35年のピーク時に14,674いた人口が現在では5,000人を下回るなど、深刻な問題となっている。このため、地域の産業を活性化させるため、既存の組織を地域商社化し、地域資源を活用した新商品開発及び販路拡大の展開、交流人口増加のための着地型旅行商品の開発、移住定住の促進業務を一体的に進め、本町の情報の発信・収集の拠点形成を図り、産業全体の底上げによる地域経済の活性化を目指す。	地方創生推進交付金 地方創生拠点整備交付金	第40回（２） H28.12.13	H30.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai47nintei/plan/y018.pdf	【軽微変更】 H31.3.29	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2019nendo/keibi/020.pdf	R3.3.31
北海道	北海道檜山郡上ノ国町	上ノ国町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道檜山郡上ノ国町の全域	本町の人口は昭和35年の14,674人をピークに減少を続け、2040年には、2,409人までに減少すると推計されている。人口減少の主な要因は、少子高齢化による自然減と高校・大学入学などの進学や就職、基幹産業である一次産業の衰退による雇用の場の減少が考えられる。本計画は、地域経済の活性化による雇用や就業機会の創出、交流人口・関係人口の拡大による人の流れの強化や子育て環境の充実など、人口減少社会に立ち向かうために取り組むべき施策を推進するものである。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第58回 R2.11.6		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai58nintei/plan/a007.pdf			R7.3.31
北海道	北海道上ノ国町	サテライトオフィスを持った廃校ワイナリーによるワイン産地形成と地域価値向上を実現させて交流人口拡大を図るプロジェクト	北海道上ノ国町の全域	本町は基幹産業である一次産業が衰退しており、著しく人口流出と高齢化が進んでいる状況である。町が廃校となった小学校を改修工事後、町の魅力開発のため当町と協定締結した民間会社がワイン製造・販売及びサテライトオフィス事業の推進をして、６次産業化、地域交流、観光を連動させた幅の広い展開により経済活性化を図り、雇用の場の確保、関係人口の確保、関係人口の増加、交流人口の拡大、移住定住の促進を図る。	地方創生推進タイプ	第59回 R3.3.30	R6.3.28	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai70nintei/plan/y0027.pdf			R8.3.31
北海道	北海道檜山郡上ノ国町	旧湯ノ岱小学校の利活用によるワイナリー及びサテライトオフィス整備事業	北海道檜山郡上ノ国町の全域	本町が廃校となった小学校を改修工事し、町の魅力開発のため当町と協定締結した民間会社が、ワイン製造・販売及びサテライトオフィス事業を推進し、新たな特産ワインの販売収入の向上、消費拡大による収益の確保と雇用の場の確保、さらにサテライトオフィス事業の利用者増による関係人口及び交流人口を拡大し、移住定住の促進を図る。	地方創生拠点整備交付金	第59回 R3.3.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai59nintei/plan/a017.pdf			R8.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道檜山郡上ノ国町	上ノ国町まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道檜山郡上ノ国町の全域	本町の人口は1960年の14,674人をピークに減少を続け、2040年には、2,409人までに減少すると推計されている。人口減少の主な要因は、少子高齢化による自然減と高校・大学入学などの進学や就職、基幹産業である一次産業の衰退による雇用の場の減少が考えられる。本計画は、地域経済の活性化による雇用や就業機会の創出、交流人口・関係人口の拡大による人の流れの強化や子育て環境の充実など、人口減少社会に立ち向かうために取り組むべき施策を推進するものである。	第２世代交付金（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 第２世代交付金（地域再生計画と連動した支援措置）	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0051.pdf			R12.3.31
北海道	北海道檜山郡上ノ国町	第２期上ノ国町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道檜山郡上ノ国町の全域	本町の人口は1960年の14,674人をピークに減少を続け、2040年には、2,409人までに減少すると推計されている。人口減少の主な要因は、少子高齢化による自然減と高校・大学入学などの進学や就職、基幹産業である一次産業の衰退による雇用の場の減少が考えられる。本計画は、地域経済の活性化による雇用や就業機会の創出、交流人口・関係人口の拡大による人の流れの強化や子育て環境の充実など、人口減少社会に立ち向かうために取り組むべき施策を推進するものである。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0052.pdf			R12.3.31
北海道	北海道檜山郡厚沢部町	素敵な過疎のまちづくりによる生涯活躍のまちに関する地域再生計画	北海道檜山郡厚沢部町の全域	民間事業者が計画する自立型サービス付高齢者向け住宅の早期着工を目指し、地域包括ケアの核となる町立病院の経営改善・運営形態の早期見直しを図るとともに、重点道の駅を活用した就労場所の創出により移住希望者を確保し建設規模の適正化を図り民間事業者の自立した運営に繋げる。また、町内の子育て支援機能を集約し多世代協働を図ること及び新たに形成されるコミュニティに付加価値を与えるため、町内3カ所の保育所を認定こども園として統合し多世代交流を実現するとともに、総合給食センターとの連携を図る。	地方創生推進交付金 地方創生拠点整備交付金	第39回 H28.8.30	H29.5.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai43-2nintei/plan/y021.pdf	【軽微変更】 H30.3.30	http://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2018nendo/keibi/022.pdf	R3.3.31
北海道	北海道檜山郡厚沢部町	厚沢部町「農に生きる」創生事業に関する地域再生計画	北海道檜山郡厚沢部町の全域	「総合戦略」と農業発展計画「農に生きる」の数値目標を共有し、農業振興を地域活性化に結び付け、町民と民間が主体となり課題を解決し稼ぐ力を向上させる。移住施策との連携、官民連携の「農に生きる推進協議会」設立により、農業所得向上、新規就農希望者受入体制整備、都市部からの移住促進を図る。また、農業Iotを活用した生産量確保、品質安定化、ブランド化推進、関係人口拡大による販売額増加、事業の自立性・持続性確保のためのふるさと納税の活用、民間連携・外部人材確保・人材育成・都市部や企業へのアプローチを図る。	地方創生推進交付金	第55回（１） R2.3.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai5501nintei/plan/a028.pdf			R5.3.31
北海道	北海道檜山郡厚沢部町	厚沢部町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道檜山郡厚沢部町の全域	企業版ふるさと納税を活用し、町民の結婚・出産・子育ての希望の実現を図り自然増に繋げる。また、移住を促進するとともに、安定した雇用の創出や地域を守り活性化するまちづくり等を通じて、社会減に歯止めをかける。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第55回（２） R2.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai5502nintei/plan/b018.pdf			R7.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道厚沢部町	次の100年を創造する地域の家族と繋がりをつくる「保育園留学」に関する地域再生計画	北海道檜山郡厚沢部町の全域	総合戦略における「厚沢部町への新しい人の流れをつくる」ことを目的に、官民連携の「保育園留学推進協議会」を設立し、都市部で不足する資源（保育園、自然・生活体験）を本町の資源で賄う「保育園留学」に取り組んでいる。保育園留学を核としたワーケーションを推進することにより、都市部の子育て世代と経済の流入を図り、社会課題の解決に繋げた中で過疎地域の活性化を実現し、関係人口の拡大により「つながり選ばれるまち厚沢部」を目指し、そして「また来たい！ずっと住みたいまち」として移住定住人口の増加を図る。	地方創生推進タイプ	第63回 R4.3.30	R8.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/c011.pdf			R9.3.31
北海道	北海道厚沢部町	食と自然を体験する観光推進・発信事業に関する地域再生計画	北海道厚沢部町の全域	既存観光資源の魅力向上を図り、物産センター改修及びエリアマネジメントで販売機会を拡充、うずら温泉では宿泊者獲得、鶉ダムオートキャンプ場では旅行者の獲得につなげ、経済流入額及び旅先納税額を増加させる。友好協定を締結した台湾にPRや相互交流を図り、販路拡大やインバウンド誘致を実現し農業と観光の推進を目指す。メークイン発祥100年の記念イベント開催と地域振興商品開発により、農業の更なる活性化と関係人口拡大を図る。なお、委員会により事業の発展性を高め進捗管理を行い、自立性・持続性を高める。	地方創生推進タイプ	第70回（１） R6.3.28		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai70nintei/plan/a0010.pdf			R9.3.31
北海道	北海道厚沢部町	持続可能な地域生活拠点整備事業に関する地域再生計画	北海道厚沢部町の全域	本町鶉地区では令和４年に無店舗地域となり、雇用喪失、買物難民等の課題となった。新設のコンビニでは、宅配事業導入により雇用を創出し、脱炭素化により電気料金を軽減し安定経営を確保する。また、防災拠点機能を高めつつ、買物難民解消を図り採算性を向上させ、配送により定期的に安否確認し高齢者の見守り機能を果たす。また、健康づくり事業で付与するポイントをコンビニで使用できる体制を構築し、健康増進と売上増を図る。なお、本事業は協議会により進捗管理を行い、地域が主体となり自立性・持続性を高める。	地方創生推進タイプ	第70回（１） R6.3.28	R7.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/y0019.pdf			R9.3.31
北海道	北海道厚沢部町	「保育園留学の寮」整備事業再生計画	北海道厚沢部町の全域	「『保育園留学』のさらなる拡大から『保育園移住』へ地続きにつなぐ」をテーマに、保育園留学のニーズが高く受入住宅が不足していることからも、新たに中期～長期滞在向け・子育て世帯向け、かつ、移住希望者への賃貸も可能とする住宅を整備することで、子育てファミリー層の関係人口創出拡大から移住人口創出へとつなげる。	地方創生拠点整備タイプ	第70回（１） R6.3.28		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai70nintei/plan/a0012.pdf			R11.3.31
北海道	北海道檜山郡厚沢部町	厚沢部町まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道檜山郡厚沢部町の全域	人口減少や少子高齢化が進むことで、地域における担い手不足やそれに伴う地域産業の衰退、さらには地域コミュニティの衰退等、住民生活への様々な影響が懸念される。 これらの課題に対応するため、町民の結婚・妊娠・出産・子育ての希望の実現を図り、自然増につなげる。また、移住を促進するとともに、安定した雇用の創出や地域を守り、活性化するまちづくり等を通じて、社会減に歯止めをかける。 なお、これらに取組むに当たっては、本計画期間における基本目標を掲げ、地方創生に資する事業の実施を通して目標の達成を図る。	第２世代交付金（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 第２世代交付金（地域再生計画と連動した支援措置）	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0053.pdf			R12.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道檜山郡厚沢部町	第２期厚沢部町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道檜山郡厚沢部町の全域	企業版ふるさと納税を活用し、町民の結婚・出産・子育ての希望の実現を図り自然増に繋げる。また、移住を促進するとともに、安定した雇用の創出や地域を守り活性化するまちづくり等を通じて、社会減に歯止めをかける。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0054.pdf			R12.3.31
北海道	乙部町	コミュニケーションスキルを備えたＩＴ技術者の育成と雇用の創出	北海道爾志郡乙部町の全域	乙部町では、地場の産業構造が脆弱で雇用機会が少ないため、地域の若者や働き手が流出していることが大きな課題となっている。そこで、ＩＴ産業を新たな地域産業と位置付け、就業構造の改善を図る。近年はＩＴスキルだけではなくコミュニケーション・スキルのある技術者が求められているため、ＩＴ技術者の研修を実施するとともに、町民との交流を通じて「対人関係力」の高い技術者の育成を図る。また、ＩＴ企業の企業立地や企業誘致を推進することで、新たな雇用創造を実現する。	地域雇用創造推進事業	第07回（２） H19.9.20		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai7nintei_2/04toke.pdf			H22.3.31
北海道	北海道爾志郡乙部町	乙部町の魅力ある地域資源を活用した産業活性化事業	北海道爾志郡乙部町の全域	乙部町の人口減少は著しく、昭和25年のピーク時に9,266人いた人口が現在では4,000人を下回るなど、深刻な問題となっている。そこで、地域の産業を活性化させる取組として、地域商社を設立し、地域資源を活用した新商品開発及び販路拡大事業の展開、交流人口を増加させるための新たな観光ルートの開発、観光ガイドの育成、移住・定住情報を提供・管理する情報システムの構築など、地域商社にワンストップ窓口としての機能を持たせ、産業全体の底上げを図り、活力ある地域社会を形成する。	地方創生推進交付金	第39回 H28.8.30	H30.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai47nintei/plan/y019.pdf			H31.3.31
北海道	北海道爾志郡乙部町	交流人口の増大を目指す地域活性化プロジェクト	北海道爾志郡乙部町の全域	人口減少が著しい乙部町においては、産業活性化対策はもちろんのこと、観光振興や移住･定住といった、交流人口の増加対策も平行して進める必要があることから、人に優しいまちづくりを目指し、高齢者や障がい者でも、ちょっと暮らし体験ができる「バリアフリー移住体験住宅」を建設する。	地方創生拠点整備交付金	第41回 H29.2.24		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai41nintei/plan/a014.pdf			R3.3.31
北海道	北海道爾志郡乙部町	地域商社「おとべ創生株式会社」による産業活性化計画	北海道爾志郡乙部町の全域	平成28年10月に設立した地域商社「おとべ創生㈱」で開発した商品などを販売する拠点が町内にないことから、新たに特産品販売拠点を整備する。	地方創生拠点整備交付金	第41回 H29.2.24		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai41nintei/plan/a013.pdf			R3.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道爾志郡乙部町	地域商社と進出企業が連携したクラフトビール製造による地域活性化計画	北海道爾志郡乙部町の全域	乙部町に進出したミネラルウォーター工場と地域商社が連携し、乙部町の天然ミネラルウォーターと地場農産物を使用したクラフトビール製造を行うことにより、地域産業の活性化を図る。 また、地場産原料によるビール製造を目指すことから、大麦及び町内に自生するホップの試験栽培を行い、地域の一次産業の活性化にも寄与する取り組みとする。	地方創生拠点整備交付金	第43回（２） H29.5.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai43-2nintei/plan/a027.pdf			R4.3.31
北海道	北海道爾志郡乙部町	乙部町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道爾志郡乙部町の全域	本町では、昭和２５年をピークに人口減少が始まっており、今後も人口減少や少子高齢化が進むことで、地域における担い手不足やそれに伴う地域産業の衰退、さらには地域コミュニティの衰退など、住民生活への様々な影響が懸念される。 これらの課題に対応するため、町民の結婚・妊娠・出産・子育ての希望の実現を図り自然増につなげる。また、移住を促進するとともに、安定した雇用の創出や地域を守り活性化するまちづくり等を通じて、社会減に歯止めをかける。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第64回 R4.7.8		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai64nintei/plan/a001.pdf			R7.3.31
北海道	北海道爾志郡乙部町	第２期乙部町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道爾志郡乙部町の全域	本町では、昭和２５年をピークに人口減少が始まっており、今後も人口減少や少子高齢化が進むことで、地域における担い手不足やそれに伴う地域産業の衰退、さらには地域コミュニティの衰退など、住民生活への様々な影響が懸念される。 これらの課題に対応するため、町民の結婚・妊娠・出産・子育ての希望の実現を図り自然増につなげる。また、移住を促進するとともに、安定した雇用の創出や地域を守り活性化するまちづくり等を通じて、社会減に歯止めをかける。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0055.pdf			R10.3.31
北海道	北海道奥尻郡奥尻町	奥尻町ワークシェアリング推進事業	北海道奥尻郡奥尻町の全域	若年層や女性が働きやすい環境を整えるため、ワークシェアリング・テレワークの仕組みを奥尻島内で構築し、住民をはじめ転勤族などの配偶者の働き口を提供する。また、人材育成プログラムを施し、起業人材を育成すると同時に毎年度QOL調査を行い、調査結果をもとに、施策に反映しながら、島民QOLの向上を図る。	地方創生推進交付金	第45回 H29.11.7	R1.8.23	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai53nintei/plan/y005.pdf			R2.3.31
北海道	北海道奥尻郡奥尻町	奥尻町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道奥尻郡奥尻町の全域	奥尻町は、水産業と観光業が基幹産業であるが、人口や資源の減少、少子高齢化により地域経済の縮小が懸念される。さらに労働人口が流出し、人口減少と少子高齢化を加速させるおそれがある。これらの課題解決のため、獲る漁業からつくり育てる漁業を推進するとともに、担い手の育成や結婚から子育てまでの切れ目のない支援体制の充実、定住人口の増加のため移住定住を促進することにより、活力及び交流のある美しい循環型のまちづくりを進める。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第61回 R3.8.20	R7.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/y0020.pdf			R10.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道奥尻郡奥尻町	奥尻町まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道奥尻郡奥尻町の全域	奥尻町は、水産業と観光業が基幹産業であるが、人口や資源の減少、少子高齢化により地域経済の縮小が懸念される。さらに労働人口が流出し、人口減少と少子高齢化を加速させるおそれがある。これらの課題解決のため、獲る漁業からつくり育てる漁業を推進するとともに、担い手の育成や結婚から子育てまでの切れ目のない支援体制の充実、定住人口の増加のため移住定住を促進することにより、活力及び交流のある美しい循環型のまちづくりを進める。	第２世代交付金（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 第２世代交付金（地域再生計画と連動した支援措置）	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0056.pdf			R10.3.31
北海道	北海道瀬棚郡今金町	新たな産業の拠点づくりと人の流れ創出事業計画	北海道瀬棚郡今金町の全域	本町は、農業を基幹産業としてまちづくりを進めてきており、更には、障がい者・高齢者のケアをはじめとする福祉関連施策に手厚い支援をしており、人口の大きな幹になっている福祉の町である。過去１５度日本一きれいな川となった流域の豊かな自然環境を活用し、新たな産業市場の創造のため、障がい者も働ける環境を創ることにより誰もが働ける環境につながるとして、障がい者・高齢者を中心とした就労場の環境整備や人材育成体制を含めた一連の仕組みを構築することで、地域産業の振興や雇用機会の拡大を図る。	地方創生推進交付金 地方創生拠点整備交付金	第39回 H28.8.30	H29.2.24	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai41nintei/plan/y10.pdf			R3.3.31
北海道	北海道瀬棚郡今金町	多様な人材が活躍できるまちづくり推進事業計画	北海道瀬棚郡今金町の全域	本町には北海道立今金高等養護学校を有しているが、町内に就労先が少なく町外への転出を余儀なくされている状況のことから、障がい者の方が働き続けられる環境にすることは、誰もが安心して働けるまちづくりにつながると考え、卒業生を中心とした障がい者雇用やシニア世代の雇用など、新たな雇用創出や人材育成体制を含めた一連の仕組みを構築することを目指すものである。	地方創生推進交付金	第51回 H31.3.29		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai51nintei/plan/a027.pdf			R4.3.31
北海道	北海道瀬棚郡今金町	今金町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道瀬棚郡今金町の全域	第２次今金町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく本町の魅力を活かし、安心して働き、子育てができ、住み続けられるまちの実現のため、今回、新たに「今金町まち・ひと・しごと創生推進計画」を策定し、社会減・自然減に歯止めをかけ、総合戦略に基づく本町施策を推進するため、企業版ふるさと納税を活用して本町ゆかりの企業等から寄附を募っていく。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第59回 R3.3.31	R5.8.17	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai68nintei/plan/y007.pdf			R7.3.31
北海道	北海道瀬棚郡今金町	今金町デジタル田園都市国家構想推進交付金計画	北海道瀬棚郡今金町の全域	本町の人口は、一貫して減少傾向が続いており、今金町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、計画最終年度を2024年度にて迎えることとなり、新たな総合戦略の策定をすることとなった。計画としては４つの基本目標の項目を掲げ、新たに３つの重点的な柱を立て、デジタルの要素も取り込み「どこでも誰もが便利で快適に暮らせる地域づくり」を図り、町内において推進しつつ各種資源等を活用した６次化も目指した計画となる。	第２世代交付金（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 第２世代交付金（地域再生計画と連動した支援措置）	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0057.pdf			R12.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道瀬棚郡今金町	今金町デジタル田園都市国家構想推進計画	北海道瀬棚郡今金町の全域	本町の人口は、一貫して減少傾向が続いており、今金町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、計画最終年度を2024年度にて迎えることとなり、新たな総合戦略の策定をすることとなった。計画としては４つの基本目標の項目を掲げ、新たに３つの重点的な柱を立て、デジタルの要素も取り込み「どこでも誰もが便利で快適に暮らせる地域づくり」を図り、町内において推進しつつ各種資源等を活用した６次化も目指した計画となる。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0058.pdf			R12.3.31
北海道	北海道久遠郡せたな町	民間との連携による農業再生戦略	北海道久遠郡せたな町の全域	農業研修生用宿泊施設を活用した、長期研修や短期実習を展開すると伴に、学生層を狙いとしたワーキングステイを取り入れた移住対策を図る。 　また、農業塾を開催し町の基幹産業である農業の将来を担う優れた担い手の育成のために、若手農業者などを対象に生産技術や経営管理手法等の講習、先進地視察を実施することにより、力強いせたな町の農業を育む。 せたな町農業担い手受入協議会や農業塾の取り組みを強化し、農業実習や移住体験プログラムの構築、農業技術の磨き上げ、せたなブランドの開発などを展開する。	地方創生推進交付金	第43回（２） H29.5.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai43-2nintei/plan/a028.pdf			R2.3.31
北海道	北海道久遠郡せたな町	「観光」×「交通」まちづくり再生計画	北海道久遠郡せたな町の全域	交流人口の増加や地元の活性化を図るため、民間企業と包括連携協定を結び、せたな町をロケ地とした初の映画公開に向け、プロモーション活動の実施やロケ地巡り来訪者に向けてロケ地マップ等の作成を行い、せたな町への新しい人の流れをつくる。また、観光協会と連携を図り、映画でのツアー企画を運営し、滞在型観光へ向けた取り組みを展開する。併せて、路線の再編や新たな公共交通体系の構築に向けた実証運行を実施し、路線の再編や運行形態の見直しを行い、各区にある拠点施設などを結ぶ新たな交通ネットワークの整備を図る。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例 地方創生推進交付金（削除）	第47回 H30.3.30	H30.8.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai49nintei/plan/y002.pdf			R3.3.31
北海道	北海道久遠郡せたな町	せたな町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道久遠郡せたな町の全域	現在の人口減少及び少子高齢化等の人口動態が続くと、町全体の活力が失われ、さらに若い世代の転出が進み、人口減少が加速化して、町が衰退するという悪循環に陥ることが懸念される。これらを解決するため、第２次せたな町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、「稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする事業」、「地方とのつながりを築き、せたな町への新しいひとの流れをつくる事業」、「結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業」及び「ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる事業」を実施する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第63回 R4.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai63nintei/plan/c003.pdf			R7.3.31
北海道	北海道久遠郡せたな町	せたな町デジタル田園都市国家構想総合戦略推進計画	北海道久遠郡せたな町の全域	今後も人口減少及び少子高齢化等の人口動態が続くと、労働力不足、経済規模の縮小、税収減、公共施設の維持管理困難など住民生活への様々な影響が懸念される。これらの課題に対応するため、「地方に仕事をつくる」・「人の流れをつくる」・「魅力的な地域をつくる」の４項目を基本目標に町民の結婚・妊娠・出産・子育ての希望の実現を図り、自然増につなげる。また、関係人口・交流人口を増やすとともに、安定した雇用の創出や地域を守り、活性化するまちづくり等を通じて、社会減に歯止めをかける。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0059.pdf			R12.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道島牧郡島牧村	島牧村まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道島牧郡島牧村の全域	当村の人口は昭和30年をピークに減少し、昭和35年の国勢調査で4,900人であった人口が、以後毎年減少し、55年後の平成27年には1,499人・69.4%減となっている。加えて、少子・高齢化の進行、基幹産業の衰退など、村を取り巻く状況は非常に厳しく、基礎自治体としての将来像をとらえにくい状況にある中で、「島牧」が「島牧」であるために、村の資源を再確認し、多くの人々・地域と交流を深め、希望を持って村づくりを進めるための事業を推進する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第62回 R3.11.26		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai62nintei/plan/a003.pdf			R7.3.31
北海道	北海道島牧郡島牧村	第２期島牧村まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道島牧郡島牧村の全域	本村の人口は1955年をピークに減少し、1960年の国勢調査で4,900人であった人口が、以後毎年減少し、55年後の2015年には1,499人・69.4%減となっている。加えて、少子・高齢化の進行、基幹産業の衰退等、本村を取り巻く状況は非常に厳しく、基礎自治体としての将来像をとらえにくい状況にある中で、「島牧」が「島牧」であるために、本村の資源を再確認し、多くの人々・地域と交流を深め、希望を持って村づくりを進めるための事業を推進する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第75回（２） R7.11.28		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai75nintei/plan/z001.pdf			R9.3.31
北海道	北海道寿都郡寿都町	耕作放棄地ハウス再生による地域しごと創出及び農村活性化プロジェクト	北海道寿都郡寿都町の全域	農業者の高齢化及び担い手不足、さらには耕地面積が減少するなど構造的な問題を抱え、人口減少の要因となっている農業分野を再生するため、既存農業から脱却し、通年での施設栽培型農業を核とした次世代型施設園芸への転換と拡大推進を図り、新規就農者など雇用の創出と、周辺をグリーンツーリズムも可能な観光農園として整備し、交流人口の増加により農村活性化を図る。	地方創生拠点整備交付金	第51回 H31.3.29		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai51nintei/plan/a028.pdf			R6.3.31
北海道	北海道寿都郡寿都町	寿都町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道寿都郡寿都町の全域	第２期寿都町まち・ひと・しごと創生総合戦略において掲げている、「寿都町の強みである地域資源を活かした雇用創出と産業振興」、「地域資源の連携による多様な交流と文化の醸成」「しごとづくりと連携した移住・定住促進と地域力を活かした子育てしやすいまちづくりの推進」、「 健康で元気な住みよい環境づくりの推進」を基本とした事業実施により、人口減少や雇用創出など地域の課題解決に取組み、誰もが住みよいまちづくりを目指す。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第64回 R4.7.8		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai64nintei/plan/a002.pdf			R7.3.31
北海道	北海道寿都郡寿都町	第２期寿都町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道寿都郡寿都町の全域	第３期寿都町まち・ひと・しごと創生総合戦略において掲げている人口減少や雇用創出など地域の課題解決に取組み、誰もが住みよいまちづくりを目指す。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0060.pdf			R12.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道寿都郡黒松内町	新たな観光地域づくり・在宅福祉サービス・学習支援の充実推進プロジェクト	北海道寿都郡黒松内町の全域	新たな地域資源を掘り起こすなど、黒松内観光協会の組織強化を図り「黒松内版ＤＭＯ」として観光地域づくりのまとめ役的な役割を観光協会で担っていくことで、観光資源や様々な活動がつながり、交流人口の拡大に繋げていく。施設型サービスが主流になっていて、住み慣れた地域で安心して日常生活を送るためには、買い物支援対策やよろず相談事業や見守り活動などのきめ細かなサービス展開が必要になる。子どもの教育支援とふるさとを学び、人間力を高めるため、町営塾を設立して体系的な学習を子育て世代支援対策として行う。	地方創生推進交付金	第40回（２） H28.12.13		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai40-2nintei/plan/a012.pdf			H31.3.31
北海道	北海道寿都郡黒松内町	黒松内町生涯活躍のまちづくり推進プロジェクト	北海道寿都郡黒松内町の全域	「生涯活躍できる健康志向のまち」を実現するには、住民自身が健康づくりや予防についての正しい知識や最先端の事例を学び、行政や専門家と協働しながら誰もが活躍できる場やコミュニティを生み出すことが大切だと考えられる。さらに、食と健康について学び実践する生涯学習の場を拠点に都会のアクティブシニアを誘致することで、町民やまちの商店などの事業者といっしょに、健康づくりや予防について学び合いながら、医療福祉事業者とともに実践できる環境を構築し、生涯活躍のまちづくりの促進を図っていくものである。	地方創生推進交付金	第43回（２） H29.5.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai43-2nintei/plan/a029.pdf			R2.3.31
北海道	北海道寿都郡黒松内町	黒松内町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道寿都郡黒松内町の全域	本計画は、若者世代（出産適齢期の女性とパートナー）が定住したくなる環境を整えるとともに、子育て世代が移住・帰郷しやすい環境を整える社会増対策を進め、さらに、若者世代や子育て世代にまちに暮らし続けてもらうことで、自然増への取り組みへと繋げていく。また、「福祉のまち」の充実した医療福祉サービスを資源に、外国人介護人材を積極的に雇用し、福祉施設の定員確保対策にも繋げ、地域に世代や国籍を問わない仕事をつくり、人口減少に歯止めをかけるものである。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第56回 R2.7.3	R7.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/y0021.pdf			R8.3.31
北海道	北海道寿都郡黒松内町	第２期黒松内町まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道寿都郡黒松内町の全域	本計画は、若者世代（出産適齢期の女性とパートナー）が定住したくなる環境を整えるとともに、子育て世代が移住・帰郷しやすい環境を整える社会増対策を進め、さらに、若者世代や子育て世代にまちに暮らし続けてもらうことで、自然増への取り組みへと繋げていく。 また、「福祉のまち」の充実した医療福祉サービスを資源に、外国人介護人材を継続的に雇用し、福祉施設の定員確保対策にも繋げ、地域に世代や国籍を問わない仕事をつくり、人口減少に歯止めをかけるものである。	地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画と連動した支援措置）	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s023.pdf			R12.3.31
北海道	北海道寿都郡黒松内町	第２期黒松内町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道寿都郡黒松内町の全域	本計画は、若者世代（出産適齢期の女性とパートナー）が定住したくなる環境を整えるとともに、子育て世代が移住・帰郷しやすい環境を整える社会増対策を進め、さらに、若者世代や子育て世代にまちに暮らし続けてもらうことで、自然増への取り組みへと繋げていく。 また、「福祉のまち」の充実した医療福祉サービスを資源に、外国人介護人材を継続的に雇用し、福祉施設の定員確保対策にも繋げ、地域に世代や国籍を問わない仕事をつくり、人口減少に歯止めをかけるものである。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s024.pdf			R12.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道磯谷郡蘭越町	廃校を活用した地域活動拠点の整備による地域コミュニティ強化計画	北海道磯谷郡蘭越町の全域	本町三和地区は、それまで地域活動の中心となっていた三和小学校が閉校し、地域コミュニティの弱体化に拍車がかかり、高齢化や人口減少が進み、危機的な状況にある。各町内会の集合体である三和地区連合町内が主体となり、地区住民が住み慣れた地域で暮らし続けられる取組みが強く要望されていることから、地域住民にとってなじみ深く、地域の拠点として、住民が足を運びやすく、交流しやすい旧三和小学校校舎をリニューアルし、拠点施設として農業の振興と産業の振興に活用し、三和地区の未来を展望するものである。	地方創生拠点整備交付金	第51回 H31.3.29		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai51nintei/plan/a029.pdf			R6.3.31
北海道	北海道磯谷郡蘭越町	蘭越町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道磯谷郡蘭越町の全域	本町の人口は、過去半世紀にわたって人口減少が続いており、地区や集落におけるにぎわいや活力の低下、日常生活の利便性の低下等が課題となっている。これらに対応するべく「蘭越町まち・ひと・しごと創生推進計画」を策定することにより、人口減少の抑制や地域の創生を図ります。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第63回 R4.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai63nintei/plan/c004.pdf			R7.3.31
北海道	北海道磯谷郡蘭越町	第３期蘭越町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道磯谷郡蘭越町の全域	本町の人口は過去半世紀にわたって減少が続いており、地区や集落における賑わいや活力の低下、日常生活の利便性の低下等が課題となっている。これらに対応するべく「第３期蘭越町まち・ひと・しごと創生推進計画」を策定することにより、人口減少の抑制や地域の創生を図ります。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第74回（２） R7.9.5		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai74nintei/plan/z013.pdf			R12.3.31
北海道	ニセコ町	コミュニティビジネスの支援による地域産業活性化計画	北海道虻田郡ニセコ町の全域	農業と観光を主産業とするニセコ町の人口は、昭和55年から人口約4千5百人前後で推移していたが、平成13年頃から第３次産業を中心に若干の伸びを示している。一方で、商業や観光業では、高齢化等により、活動がマンネリ化し停滞傾向にある。町では第３次産業の伸びを好機と捉えて、地域振興につながる起業の支援に取り組んでいる。これに合わせて、廃校の再利用による特産物の開発・育成を始めとする起業支援の充実により、地域の資源を活用した商業・観光業等の活性化を図り、地域を再生する。	補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化 公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除	第09回（２） H20.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai9nintei/02toke.pdf			H25.3.31
北海道	北海道虻田郡ニセコ町	ローカルスマート交通構築事業	北海道虻田郡ニセコ町の全域	町内公共交通を乗客の目的や行先に合わせて最適化する方法を検討し、現行の公共交通を最適化した上でなお町内の公共交通ニーズに対応できていない空白部分を明らかにした上、自家用車を活用したボランティアライドシェアと観光客の周遊性を向上させるバス運行の導入を検討する。 本事業により、町内の交通手段を最適化することで、地域住民の定住環境の向上だけでなく、観光客の周遊性を向上させることで観光消費額単価を上げ、地域経済循環を強化する。	地方創生推進交付金	第40回（２） H28.12.13	H30.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai47nintei/plan/y020.pdf			H31.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道ニセコ町	ローカルスマート交通深化・展開事業	北海道ニセコ町の全域	ニセコ町の地域公共交通の最適化を更に深化させ、住民生活向上や観光・商業振興、環境負荷軽減（社会・経済・環境）の相乗効果を高め、地域の持続可能性の強化を目指す。	地方創生推進タイプ	第51回 H31.3.29	R5.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai67nintei/plan/y0049.pdf			R6.3.31
北海道	北海道虻田郡ニセコ町	持続可能な町を実現する「ＮＩＳＥＫＯ生活・モデル地区」構築事業	北海道虻田郡ニセコ町の全域	ニセコ町の基盤たる環境を住民自らが守り・生かし、地域を豊かにする経済が循環し、豊かな生活を実現して、住むことが誇りに思える、住民自治意識の高い地域を目指す。 そのために、①NISEKO・生活モデル地区での街区づくり事業、②地域商社事業、を実施する。	地方創生推進交付金	第51回 H31.3.29		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai51nintei/plan/a031.pdf	【軽微変更】 R2.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2020keibi01/plan/k007.pdf	R4.3.31
北海道	北海道虻田郡ニセコ町	ニセコ町自治創生推進計画	北海道虻田郡ニセコ町の全域	全国的な人口減少が進んでいる中にあって、ニセコ町にも遠からずその影響が及び、将来的には人口減少へ転じることが見込まれている。このため、中・長期的な人口動向を踏まえるとともに、ニセコ町が直面すると想定される当面の課題に的確に対応し、ニセコ町が「町民が環境を生かすまち」を掲げて目指すべき将来の方向を整理し,安心して心豊かに暮らし続けることのできるまちづくりを町民が主体となって進める.	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第55回（２） R2.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai5502nintei/plan/b019.pdf			R7.3.31
北海道	北海道ニセコ町	『共感』がつなぐ多様な連携による持続可能なまちづくり推進事業	北海道ニセコ町の全域	全国初の自治基本条例に基づく住民自治のまちづくりの実践、「環境モデル都市」や「SDGs未来都市」の取組など、ニセコ町がこれまで取り組んできたまちづくりに対し、町民に加え、町外のニセコファン・ふるさと住民や企業からいただいている『共感』について、モデル・先導となる環境を中心とした多様な連携事業の積み重ね・発信によりその価値を高め、さらなる『共感』による多様な連携が自発的に創発され、好循環に結び付けることを目指す。	地方創生推進タイプ	第63回 R4.3.30	R7.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/y0022.pdf			R9.3.31
北海道	北海道ニセコ町	持続可能な「ニセコ共生循環の森林づくり」を実現する地域商社推進事業	北海道ニセコ町の全域	ニセコ町森林ビジョンで掲げる「ニセコ共生循環の森林づくり」を目指し、これを実現する中核組織として地域商社を設立し、町民や関係者とともに持続可能な森林経営に向けた取組を推進していく。その際、コロナウイルスによる暮らし方の変化や脱炭素社会、ウッドショックなどによる森林・木材に対する関心の高まりに合わせて、木材供給に限らず、域内経済循環・森林価値を高める取組を多角的に展開していく。また、デジタルコミュニティ通貨との連携など、本事業を通じた関係・共感人口の創出を図っていく。	地方創生推進タイプ	第63回 R4.3.30	R7.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/y0023.pdf			R9.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道ニセコ町	産業DX × シェアリング × 地域ポテンシャルによる持続する地域づくりニセコモデル構築事業	北海道ニセコ町の全域	観光業を中心・牽引役として町産業全体の活性化・稼ぐ力の強化を図り、その効果・恩恵を地域に還元し再投資していくことで、ニセコ町で働くこと、暮らすことの魅力を向上させ、安定した雇用や人口を確保しその質を高め、さらなる産業振興につなげるという好循環を構築する。その好循環により、地域全体での活力を保持・向上させ、持続する地域の実現を目指す。	地方創生推進タイプ	第70回（１） R6.3.28	R7.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/y0024.pdf			R9.3.31
北海道	北海道虻田郡ニセコ町	ニセコ町自治創生推進交付金計画	北海道虻田郡ニセコ町の全域	全国的な人口減少が進んでいる中にあって、ニセコ町にも遠からずその影響が及び、将来的には人口減少へ転じることが見込まれている。このため、中・長期的な人口動向を踏まえるとともに、ニセコ町が直面すると想定される当面の課題に的確に対応し、ニセコ町が持つ美しい自然環境を未来に継承し、子どもたちが健やかに育つ環境を目指しつつ、安心して心豊かに暮らし続けることのできるまちづくりを町民が主体となって進める。	第２世代交付金（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 第２世代交付金（地域再生計画と連動した支援措置）	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0061.pdf			R12.3.31
北海道	北海道虻田郡ニセコ町	第２期ニセコ町自治創生推進計画	北海道虻田郡ニセコ町の全域	全国的な人口減少が進んでいる中にあって、ニセコ町にも遠からずその影響が及び、将来的には人口減少へ転じることが見込まれている。このため、中・長期的な人口動向を踏まえるとともに、ニセコ町が直面すると想定される当面の課題に的確に対応し、ニセコ町が持つ美しい自然環境を未来に継承し、子どもたちが健やかに育つ環境を目指しつつ、安心して心豊かに暮らし続けることのできるまちづくりを町民が主体となって進める。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0062.pdf			R12.3.31
北海道	北海道虻田郡真狩村	若者移住・定住促進計画	北海道虻田郡真狩村の全域	真狩村は羊蹄山の南麓に所在し、農業を基幹産業としているが、少子高齢化に伴い農業ヘルパーが不足していることから、冬のリゾートで働く若者を夏の農業ヘルパーへ結び付ける取組を進めているが、長期滞在に必要な住宅を提供できないことが最大の課題となっている。 そのため、地域内にある研修センターを通年滞在可能なシェアハウスへリノベーションすることで、若者の通年雇用化による長期滞在を図り、本村への移住・定住を促進する。	地方創生拠点整備交付金	第43回（２） H29.5.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai43-2nintei/plan/a030.pdf			R4.3.31
北海道	北海道虻田郡真狩村	真狩村まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道虻田郡真狩村の全域	真狩村の人口は減少傾向が長期的に続いており、近年は、減少のスピードも鈍化し、人口増減がプラスになる年も見られますが、減少傾向は継続しています。生産年齢人口の減少は、農業をはじめとした地域産業の担い手不足、税収の減少などをもたらし、本村の経済や財政運営に大きな影響を与えます。また、子育て世代の減少は出生数の減少につながり、再び人口減少のスピードを早めることとなり.人口減少、少子化・高齢化が進む現在の状況をできるだけ改善し、人口減少を抑制していくことが必要です。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第55回（２） R2.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai5502nintei/plan/b020.pdf			R7.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道虻田郡真狩村	第２期真狩村まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道虻田郡真狩村の全域	真狩村の人口は、1955年の5,567人をピークに急激に減少が進み2020年には2,045人になるなど、この65年間で半数以下になった。とくに生産年齢人口の減少は、基幹産業である農業をはじめ子育て世代の出生数の減少につながり、再び人口減少のスピードを早めることとなる。そのため、本計画を通して近年増加傾向にある若い世代の転入（流出抑制）をさらに進め、出産・子育て世代の人口増加と出生数の増加につなげていく。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0063.pdf			R13.3.31
北海道	北海道虻田郡留寿都村	留寿都村まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道虻田郡留寿都村の全域	第２期留寿都村人口ビジョン・総合戦略に掲げる、「農業をはじめとする力強い産業と雇用の場をつくる」、「観光を振興し、留寿都村へのひとの流れをつくる」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「時代に合った地域をつくり、住み続けたい生活環境を整え、安心なくらしを守る」、「外国人の受け入れ体制の整備と住民同士の支え合い活動拠点をつくる」を基本とした事業実施により、人口減少や雇用創出など地域の課題解決に取り組み、だれもが住みよいまちづくりを目指す。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第67回 R5.3.31	R7.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/y0025.pdf			R9.3.31
北海道	北海道虻田郡喜茂別町	喜茂別町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道虻田郡喜茂別町の全域	本町では、少子高齢化による人口減少が顕著に見られ、特に若年層の町外流出対策が重要な課題となっている。本町が有する札幌を中心とした道央経済圏とのアクセスの良さ・立地条件の良さ等の特性を活かして、安定した雇用の創出や周辺地域との関係人口の拡大、しいては定住促進を図り、地域の創生を目指すものである。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第61回 R3.8.20		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai61nintei/plan/a005.pdf			R7.3.31
北海道	北海道虻田郡喜茂別町	第２期喜茂別町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道虻田郡喜茂別町の全域	第３期喜茂別町総合戦略において掲げている「子どもが豊かに育つ喜茂別の実現」などに向けて、地域課題解決に取り組み、喜茂別町で感じられる幸せを次世代に引き継げる施策を推進する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第74回（２） R7.9.5		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai74nintei/plan/z014.pdf			R12.3.31
北海道	北海道虻田郡京極町	京極町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道虻田郡京極町の全域	「京極町人口ビジョン」で示しているとおり、人口減少は直接的・間接的に地域コミュニティや地域経済、地方財政等に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。「京極町まち・ひと・しごと創生推進計画」は、人口減少を克服するため、これまでにない危機感をもって問題意識を町民と共有しながら、「産官学金労言」等が連携し、戦略的な施策を総合的に推進するために策定します。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第56回 R2.7.3	R7.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/y0026.pdf			R9.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道虻田郡京極町	京極町まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道虻田郡京極町の全域	「京極町人口ビジョン」で示しているとおり、人口減少は直接的・間接的に地域コミュニティや地域経済、地方財政等に大きな影響を及ぼすことが懸念されている。「京極町まち・ひと・しごと創生推進交付金計画」は、人口減少を克服するため、これまでにない危機感をもって問題意識を町民と共有しながら、「産官学金労言」等が連携し、戦略的な施策を総合的に推進するために策定する。	地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画と連動した支援措置）	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s025.pdf			R9.3.31
北海道	倶知安町	国際リゾート都市“くっちゃん”の確立	北海道虻田郡倶知安町の全域	近年の本町ではスキーリゾートエリアに外国資本が参入し、外国人（特にオーストラリア人）観光客が急増しており、本格的な国際リゾート地として期待が寄せられている。そこで、こうした地域特性や資源を活かし、外国人観光客へのホスピタリティ向上のための事業などを全町的に展開していく。これにより、人材育成及び雇用の拡大を図り、地域経済を活性化し、豊かなまちづくりを目指す。	地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）	第01回（２） H17.7.19		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai1nintei/05toke.pdf			H20.3.31
北海道	北海道虻田郡倶知安町	倶知安町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道虻田郡倶知安町の全域	外国人観光客が多く訪れる国際リゾートを抱える本町は、今後、北海道新幹線倶知安駅の開業、高速道路の開通等により、大きな転換点を迎える、交流人口が増加し、様々な文化や価値観を持った人との交流が生まれ、住民の生活は今まで以上に多様性を持つことになる。これらをしっかりと捉えるとともに、国の総合戦略の基本的な考え方により、デジタルの力も活用しながら、人口減少の抑制と倶知安町の創生に向けた取組みを計画的に推進していく。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第56回 R2.7.3	R8.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/c013.pdf			R10.3.31
北海道	北海道倶知安町	ニセコひらふ地区シンボルゲート形成を起点とした持続可能な観光地づくりプロジェクト計画	北海道虻田郡倶知安町の全域	観光の平準化、交流・広場空間機能整備、エリアマネジメント、２次交通対策、景観形成といった課題解決に資するべく、シンボルゲートを起点とした持続可能な観光地づくりの形成を図るとともに、デジタルネイティブ世代へ対応するスマートリゾート化について取り組む。また、行政、地域団体、住民、民間事業者の連携によりシンボルゲートを起点とした魅力的なリゾート形成・空間形成を継続し、地域が一体となった観光地づくりに資する効果的なエリアマネジメントの推進を図る。	地方創生推進タイプ	第63回 R4.3.30	R8.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/c012.pdf			R9.3.31
北海道	北海道岩内郡共和町	共和町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道岩内郡共和町の全域	今後も人口減少や少子高齢化が進むことで、基幹産業である農業で担い手不足やそれに伴う産業の衰退や地域コミュニティの衰退など住民生活への様々な影響が懸念される。これら課題の対応のため、４つの基本目標を掲げ、町民の結婚・出産・子育ての希望の実現を図り自然増につなげる。また、住み慣れた地域で安心して生活できる環境を整備し、転出抑制を図るとともに、基幹産業の農業を中心に雇用環境の確保を図り、若年者が安心して働ける基盤整備を行い、社会減に歯止めをかけ、道の駅の整備により関係人口・交流人口の増加を目指す。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第64回 R4.7.8	R7.9.4	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai74nintei/plan/y004.pdf			R11.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道岩内郡共和町	共和町まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道岩内郡共和町の全域	今後も人口減少や少子高齢化が進むことで、基幹産業である農業で担い手不足やそれに伴う産業の衰退や地域コミュニティの衰退など住民生活への様々な影響が懸念される。これら課題の対応のため、４つの基本目標を掲げ、町民の結婚・出産・子育ての希望の実現を図り自然増につなげる。また、住み慣れた地域で安心して生活できる環境を整備し、転出抑制を図るとともに、基幹産業の農業を中心に雇用環境の確保を図り、若年者が安心して働ける基盤整備を行い、社会減に歯止めをかけ、道の駅の整備により関係人口・交流人口の増加を目指す。	第２世代交付金（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 第２世代交付金（地域再生計画と連動した支援措置）	第73回 R7.3.31	R7.9.4	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai74nintei/plan/y003.pdf			R11.3.31
北海道	北海道岩内郡岩内町	岩内町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道岩内郡岩内町の全域	本町の人口も1975年の25,823人をピークに13,042人（2015年国勢調査結果）に減少している。人口の減少は、出生数の減少や、雇用機会の減少による若者の町外への流出などが原因と考えられる。これらの課題に対応するため、町民の結婚・妊娠・出産・子育ての希望の実現を図り自然増につなげ、移住を促進し、安定した雇用の創出や地域を守り活性化するまちづくり等を通じて、社会減に歯止めをかける。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第55回（２） R2.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai5502nintei/plan/b021.pdf			R7.3.31
北海道	北海道岩内郡岩内町	公営住宅の空き住戸を活用した関係人口の滞在拠点整備計画	北海道岩内郡岩内町の区域の一部（岩内町字宮園）	岩内町では、住民基本台帳人口で毎年200人から300人の人口減少が進んでおり課題となっているため第３期人口ビジョン・総合戦略を定め「移住・定着」のに取り組んでいるが、町内に一定期間滞在可能な施設が不足している。一方、町内の公営住宅は、人口減少や高齢者向け設備の不足等により高層階を中心に未利用住戸が多数存在する。このような状況から公営住宅の未利用住戸を移住・定着を推進するための「関係人口用の滞在拠点」として整備活用し、移住を希望する方へ利用していただくことで、公営住宅未利用住戸の有効活用を図る。	公営住宅における目的外使用承認の柔軟化	第74回（１） R7.9.4		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai74nintei/plan/a001.pdf			R12.3.31
北海道	北海道岩内郡岩内町	第２期岩内町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道岩内郡岩内町の全域	本町の人口は、1975年の25,823人をピークに11,648人（2020年国勢調査結果）に減少している。人口の減少は、出生数の減少や、雇用機会の減少による若者の町外への流出などが原因と考えられる。これらの課題に対応するため、町民の結婚・妊娠・出産・子育ての希望の実現を図り自然増につなげ、移住を促進するとともに、安定した雇用の創出や地域を守り活性化するまちづくり等を通じて、社会減に歯止めをかける。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第74回（２） R7.9.5		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai74nintei/plan/z015.pdf			R12.3.31
北海道	北海道岩内郡岩内町	岩内町まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道岩内郡岩内町の全域	本町の人口は、1975年の25,823人をピークに11,648人（2020年国勢調査結果）に減少している。人口の減少は、出生数の減少や、雇用機会の減少による若者の町外への流出などが原因と考えられる。これらの課題に対応するため、町民の結婚・妊娠・出産・子育ての希望の実現を図り自然増につなげ、移住を促進するとともに、安定した雇用の創出や地域を守り活性化するまちづくり等を通じて、社会減に歯止めをかける。	地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画と連動した支援措置）	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s026.pdf			R12.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道岩内郡岩内町並びに古宇郡泊村及び神恵内村	とる漁業から育て・稼ぐ漁業への転換による持続可能な地域産業の創出・所得増大計画	北海道岩内郡岩内町並びに古宇郡泊村及び神恵内村の全域	積丹地域の３町村が連携し、販路開拓においては、生産者ではなく流通のプロによる地域商社を設立して地域を代表する水産資源（ナマコやウニ）のマーケティングや産地証明（トレーサビリティ）によるブランド化を進めるとともに、生産においては、ナマコを地域全体で海洋放流した養殖方法に取り組み、安定的に供給する体制を整備していく。こうした地域商社による販路開拓と漁師による生産の分業体制によって、地域経済の復活を目指す。	地方創生推進交付金	第39回 H28.8.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai39nintei/plan/a034.pdf			R3.3.31
北海道	北海道古宇郡泊村	泊村まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道古宇郡泊村の全域	近年の社会情勢等の変化により、少子高齢化、若者の村外流出が加速し、人口が減少傾向であるなか、本村ではこれらの問題に対応するため、第２期泊村まち・ひと・しごと創生総合戦略で「水産業を活かし、安心して働ける場をつくる」「泊村へ新しい人の流れをつくる」「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「安心して幸せに暮らすことができる魅力的な地域をつくる」を基本目標として掲げ、地域の特性を活かした諸施策を展開することにより、持続可能な地域社会の形成を目指す。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第62回 R3.11.26	R7.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/y0030.pdf			R8.3.31
北海道	北海道古宇郡神恵内村	神恵内村まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道古宇郡神恵内村の全域	近年の社会情勢・経済の変化により、少子高齢化や 若者の都市流出が加速化し、人口減少傾向が続いている状況のなか、本村の人口減少と地域経済の縮小に歯止めをかけるため、第２期神恵内村まち・ひと・しごと創生総合戦略で掲げる４つの基本目標「持続可能で安定した雇用を創出する」「新しい人の流れをつくる」「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守る」に取り組み、将来にわたって安心して住み続けられるまちづくりを進める。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第59回 R3.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai59nintei/plan/b008.pdf			R7.3.31
北海道	北海道古宇郡神恵内村	神恵内村デジタル田園都市国家構想推進計画	北海道古宇郡神恵内村の全域	近年の社会情勢・経済の変化により、少子高齢化や若者の都市流出が加速化し、人口減少傾向が続いている状況のなか、本村の人口減少と地域経済の縮小に歯止めをかけるため、第３期神恵内村まち・ひと・しごと創生総合戦略で掲げる４つの基本目標「稼ぐ地域をつくり、安定した雇用を創出する」「神恵内村への新しい人の流れをつくる」「子育てしやすい村をつくる」「安心して暮らすことのできる魅力的な地域をつくる」に取り組み、将来にわたって安心して住み続けられるまちづくりを進める。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0065.pdf			R12.3.31
北海道	積丹町	１次産業と観光産業の連携による積丹町の地域振興と雇用創造事業～未来へつなぐ積丹町の「ひとづくり」「まちづくり」～	北海道積丹郡積丹町の全域	１次産業及び観光関連産業の強化と雇用の拡大を図るため、積丹半島の豊かな自然環境のもとで安全安心な食糧を提供してきた漁業、農業と、国定公園に指定された海岸線などの自然景観と食が多くの訪問者を和ませてきた観光関連産業など、多様な地域特性と地域資源を活かして、「１次産業関連分野」と「観光関連産業分野」の総合的な「６次産業化」を図るための事業を推進し、新たな雇用を創出するとともに持続的な産業を創造し地域の再生を図る。	実践型地域雇用創造事業	第23回 H24.11.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai23nintei/plan/plan1.pdf			H27.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道積丹郡積丹町	積丹の気候風土を活かした「スピリッツ開発」によるしごと創生計画	北海道積丹郡積丹町の全域	スコットランドのシェトランド諸島では、香り付けにかかせないジュニパーベリやボタニカルを栽培し、世界でも有数の蒸留酒（スピリッツ）であるジンを生産している。現在、国内にあるジンのそのほとんどが輸入品であり、国内産のジンもジュニパーベリは輸入している現状にあることから、気候風土も似ている当町の農地において栽培し、純国内産のジンを開発する。　また、広域観光の推進に向け、近隣の余市町のニッカウィスキー工場やワイナリーとの相乗効果による、「スピリッツ等街道」として新たな広域観光ルートを確立する。	地方創生推進交付金	第39回 H28.8.30	H29.6.27	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai44nintei/plan/y002.pdf			H31.3.31
北海道	北海道積丹郡積丹町	積丹版「健康食」と運動プログラム開発によるしごと創生計画	北海道積丹郡積丹町の全域	高齢者のための健康づくりとして、地場の農水産物や野草等を活用した健康食の開発や個々の健康運動プラグラムに基づく健康増進事業を展開するほか、少子高齢化対策として、当該健康運動プログラミングを推進するためのコンシェルジュ（健康運動指導士等）の招聘、移住体験事業、保育環境の充実や放課後児童の預かり体制の確立から移住定住を促進する。	地方創生推進交付金	第39回 H28.8.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai39nintei/plan/a035.pdf			H31.3.31
北海道	北海道積丹郡積丹町	積丹町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道積丹郡積丹町の全域	本町のもつ地域資源を農山漁村の『価値の発見』から『価値の創生』につなげ、「基幹産業の魅力を高め、地域経済を活性化させる」「地域資源を活かし、新しい人の流れをつくる」「子どもを育てやすい環境を整える」「いつまでも住み続けられる暮らしの場をつくる」の４つの基本目標を掲げて、地域特性を活かした持続可能な地域づくりを推進し人口減少の抑制につなげる。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第59回 R3.3.31	R8.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/c014.pdf			R8.8.31
北海道	北海道古平郡古平町	古平町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道古平郡古平町の全域	第２期古平町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる、①「人口減少下においても安心して暮らせるまちの実現」、②「古平町の産業振興を図り、所得の安定をめざす」、③「出産・子育て環境の整備と医療・福祉の充実」、④「古平町への新しい人の流れをつくる」の４つの基本目標の達成により、人口減少を和らげる取組とともに、人口減少社会に適応したまちの下地づくりを進めていく。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第64回 R4.7.8		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai64nintei/plan/a004.pdf			R7.3.31
北海道	北海道古平町	古平町ローカルスタートアップ創出・育成事業	北海道古平町の全域	強い産業づくりを担う人材や事業者（ローカルスタートアップ）を持続的に生み出し、そのローカルスタートアップが古平町において町の地域資源や地域課題を活用したビジネスにチャレンジできる環境を整え、強い産業づくりと雇用の創出を実現することで移住定住者を増やすことを目的に、創造的かつ新たな価値観で既存の漁業や観光ビジネス等を支えられる小さくても地域内外で経済を回していけるようなローカルスタートアップやその候補人材を発掘・育成の基盤を構築するものである。	地方創生推進タイプ	第70回（１） R6.3.28		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai70nintei/plan/a0014.pdf			R9.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道古平郡古平町	古平町デジタル田園都市構想推進計画	北海道古平郡古平町の全域	本町では人口減少や超高齢社会などの課題に対応するため、「多様な職業が選択でき、やりがいを持って働き続けられるまち」、「充実した子育て支援によって、地域を担う人材を育てることができるまち」、「住み慣れた地域で生涯を過ごすことができるまち」、「まちの魅力が高まり、持続的な公共サービスを受けられるまち」を基本目標に「しごと」の創生、「ひと」の創生及び「まち」の創生を同時かつ一体的に取組んでいく。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0066.pdf			R11.3.31
北海道	北海道余市郡仁木町	仁木町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道余市郡仁木町の全域	本計画は、「元気な産業・雇用を支援する」「関係人口を創出し、人口流出に歯止めをかける」「児童人口維持のため、安心した子育て環境を提供する」「住みやすい環境をつくる」の４つを基本目標に掲げ、これから産まれてくる子どもたちが本町で希望をもって成長し、安心して生活することができるよう、行政だけではなく、企業、民間団体、そしてさまざまな世代の町民が一体となったまちづくりを通し、持続的な発達を目指すものである。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第56回 R2.7.3		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai56nintei/plan/a015.pdf			R7.3.31
北海道	北海道余市郡仁木町	第２期仁木町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道余市郡仁木町の全域	本計画は、「稼ぐ産業と安定した雇用をつくる」「魅力を発信し、人の流れをつくる」「子どもを産み育てやすい環境をつくる」「活力にあふれ、住み続けたくなるまちをつくる」の４つを基本目標に掲げ、これから産まれてくる子どもたちが本町で希望をもって成長し、安心して生活することができるよう、行政だけではなく、企業、民間団体、そしてさまざまな世代の町民が一体となったまちづくりを通し、持続的な発達を目指すものである。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31	R7.9.4	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai74nintei/plan/y005.pdf			R12.3.31
北海道	北海道余市郡仁木町	仁木町まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道余市郡仁木町の全域	本計画は、「稼ぐ産業と安定した雇用をつくる」「魅力を発信し、人の流れをつくる」「子どもを産み育てやすい環境をつくる」「活力にあふれ、住み続けたくなるまちをつくる」の４つを基本目標に掲げ、これから産まれてくる子どもたちが本町で希望をもって成長し、安心して生活することができるよう、行政だけではなく、企業、民間団体、そしてさまざまな世代の町民が一体となったまちづくりを通し、持続的な発達を目指すものである。	地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画と連動した支援措置）	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s027.pdf			R12.3.31
北海道	北海道余市郡仁木町及び余市町	余市・仁木ワインツーリズムプロジェクト推進による地域ブランド力強化計画	北海道余市郡仁木町及び余市町の全域	質・量ともに高水準のワイン用ぶどう生産を背景として、エリア交流人口の増加、及び生産基盤への還元といった地域経済の好循環を生み出すことを目的とし、推進主体が中心となって地域資源とも結びついたワインツーリズムプロジェクトを実施することで、地域ブランド力の強化を図る。	地方創生推進交付金	第39回 H28.8.30	H31.3.29	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai51nintei/plan/y014.pdf			R2.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道余市郡余市町	余市町生涯活躍のまち形成事業	北海道余市郡余市町の全域	「余市町生涯活躍のまち構想」の実現に向けて、関係者とも連携、協力しながら取り組むことで、アクティブシニアが充実した生活を送りながら地域に溶け込み、地域住民にとっても開かれたコミュニティとなるような事業の検討、推進を図る。	地方創生推進交付金	第43回（２） H29.5.30	H31.3.29	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai51nintei/plan/y015.pdf			H31.3.31
北海道	北海道余市町	食の都よいち、フルコースプロジェクト	北海道余市郡余市町の全域	余市町を含む北後志地域では前菜からデザートまで、そして酒類と地域だけでフルコースを作れる可能性が秘められていることから、札幌という大消費地及びニセコというインバウンド拠点まで近いという地の利を最大限に活用し、また食の可能性を十分に引き出すことで食の都としてのブランディング、地位を確立し、生産者やサービス事業者等の所得の向上、インバウンド含む来訪者数の増加を目指し、それにより移住・定住者の促進につなげ活力のある地域の確立を目指す。	地方創生推進タイプ	第51回 H31.3.29	R5.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai67nintei/plan/y0052.pdf			R6.3.31
北海道	北海道余市町	よいち地域まるごとマリアージュ推進プロジェクト(6次産業化の推進による観光振興及び関係人口創出事業)	北海道余市郡余市町の全域	前身事業の成果・分析を踏まえ、けん引役となるワイン産業を核としながらも、6次産業化の推進等によるさらなる一次産業の魅力向上と生産基盤の拡大、関係人口の創出による新たな一次産業の担い手を確保し、持続可能な一次産業の基盤を整備するとともに、観光客が直接ワイナリーを訪問する“ワインツーリズム”以外の新しい観光コンテンツの開発と、特産品を町内で楽しむことのできる環境整備を行うことで、一次産業の魅力向上、交流人口の拡大を図り、豊かで暮らしやすい地方を実現し、地方への新たな人の流れを創出する。	地方創生推進タイプ	第55回（１） R2.3.30	R5.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai67nintei/plan/y0053.pdf			R7.3.31
北海道	北海道余市郡余市町	余市町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道余市郡余市町の全域	余市町まち・ひと・しごと創生推進計画は、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけることにより、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、及び地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保、さらには地域における魅力ある多様な就業機会の創出を一体的に推進する計画です。「産業振興と雇用の確保」、「交流人口の増加」、「町民の安心と子育て支援」、「官民協働・広域連携の推進」の４つを主要な施策とし、実施状況の効果検証は客観的な指標を設定し、毎年度外部有識者により行います。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第55回（２） R2.3.31	R7.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/y0033.pdf			R12.3.31
北海道	北海道余市町	世界に誇る美酒と美食のまち、よいちガストロノミーツーリズムプロジェクト	北海道余市郡余市町の全域	食の産地としての特性を最大限発揮し、特産品である食と酒と文化を有機的に一体のストーリーとして分かりやすく結びつけて、高付加価値化された「美酒と美食」に昇華させる。この地だからこそ味わえる・楽しめるといったオンリーワン的な食環境を整備・提供することにより、余市町のガストロノミー（食・食文化）を確立させ、特に富裕層や海外旅行者の誘致を行う。同時に、来訪者が気軽に地域の食及びその背景にある文化、歴史、自然環境等を楽しめるガストロノミーツーリズムの環境整備を推進することで、持続可能な観光地づくりを図る。	地方創生推進タイプ	第70回（１） R6.3.28	R8.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/c015.pdf			R9.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道余市郡赤井川村	日本で最も美しい村づくり推進による赤井川村活性化プロジェクト	北海道余市郡赤井川村の全域	赤井川村に魅力を感じ国内外から多くの人々が訪れることは本村の強みであり、強みを活かした取り組みが地方創生の考え方や「日本で最も美しい村」の理念に沿った効果的な取り組みであると考えられる。 この交流人口を活かす施策を展開するため、地域資源である美しい景観を活かした取り組みを進め、観光客や都市圏との二地域移住を拡大し滞在の促進を図るとともに、移住定住施策による交流人口から定住人口の増加へ繋がる環境づくりを進め、将来に渡って持続可能なむらづくりを推進していくことのできる体制を整える。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第44回 H29.6.27		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai44nintei/plan/a003.pdf			R2.3.31
北海道	北海道余市郡赤井川村	赤井川村まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道余市郡赤井川村の全域	急激な人口減少・超高齢化の進行により、生産・消費など経済活動の深刻な停滞、税収減による公共サービス・投資余力の著しい低下など本村の社会・経済を支える重要な状況に陥ることが想定される。本村の生き残りをかけた、先送りのできない課題に対し、子どもを生み育てたいという希望をかなえ、住みたいと思える環境を整え、農業と観光を柱にした力強い産業と雇用の場を創出し地域資源を最大限活用して、ひと・しごとを呼び込む村づくりを推進する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第58回 R2.11.6	R7.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/y0034.pdf			R8.3.31
北海道	北海道赤井川村	赤井川村の強い産業づくりを担う中核プレーヤー発掘・育成・ステップアップ計画	北海道赤井川村の全域	赤井川村は、農業と観光業が主産業であるが、人口減少が急速に進み経済・産業活動の衰退・縮小による村全体の活力低下が懸念されている。 そのため、村内で強い産業づくりを担う中核プレーヤーを持続的に生み出し、創造的かつ新しい価値観で村の地域資源を活用できる環境を整え、強い産業づくりと雇用の創出を実現することで移住定住者を増やすことを目的に、中核プレーヤーの発掘・育成の基盤となる民間版「まちづくり団体」を設置し、既存の農業や観光ビジネスを支え、地域内外で経済を回せるプレーヤーを発掘・育成・輩出を目指す。	地方創生推進タイプ	第67回 R5.3.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai67nintei/plan/a0006.pdf			R8.3.31
北海道	北海道余市郡赤井川村	赤井川村まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道余市郡赤井川村の全域	本計画は、自然・農村風景を赤井川村の「基盤資本」として保全・活用し、顔の見える関係性や見守りといった小規模自治体の特性を踏まえながら、生活基盤の充実を図ることにより、定住・移住の促進と持続可能な地域形成を目指すものである。農業・観光・教育等の分野横断的な連携により、しごとと人の流れを創出し、地域資源を活かした地方創生を推進するとともに、「自然とともに暮らし、人とつながり、美しく穏やかな村」の将来像の実現を目指す。	地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画と連動した支援措置）	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s028.pdf			R13.3.31
北海道	北海道空知郡南幌町	なんぽろ暮らしデザインプロジェクト～誘客交流拠点施設整備と連動したエリアマネジメントの推進～	北海道空知郡南幌町の全域	南幌町の地域課題である「子育て環境の整備」と「人口減少・人口構造」対策として、子どもがいつでも安心して遊べる室内遊戯施設と三世代が交流し、地域内、地域間交流できる機能を併せ持った誘客交流拠点施設の整備と合わせて、施設と施設を整備する公園内を活用した賑わいを創出する。「地域団体や人材」「施設の運営企業」「公共」が中心となり、エリアー帯の賑わいと住民主体の「南幌らしい暮らしをデザイン」するエリアマネジメントの推進活動に繋げる。	地方創生推進交付金	第55回（１） R2.3.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai55Onintei/plan/a030.pdf			R5.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道空知郡南幌町	南幌町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道空知郡南幌町の全域	平成初期の団地造成に伴う転入者の増加により、今後高齢化率が急激に増加するという脆弱な人口構造を改善する対策が喫緊の課題となっている。札幌市や新千歳空港からのアクセスの良さ、隣接自治体に開業する北海道ボールパーク（Fビレッジ）との周遊や子育て環境の充実というメリットを活かし、2023年５月に開業する南幌町誘客交流拠点施設（子ども室内遊戯施設）と連携した各種事業を実施する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第55回（２） R2.3.31	R5.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai67nintei/plan/y0054.pdf			R7.3.31
北海道	北海道南幌町	南幌町子ども室内遊戯施設整備事業	北海道南幌町の全域	南幌町の地域課題である「子育て環境の整備」と「人口減少・人口構造」対策として、子育て環境の充実化を図るため、子ども達がいつでも安心して遊べる室内遊戯施設を本町市街地に位置する都市公園内に整備する。札幌市近郊という地理的優位性を活かし、町民だけでなく町外からも多くの誘客が見込まれ、本町の知名度向上や子育て環境のPRにより、子育て世代の移住促進を図ることで、地域課題の解決による地方創生の実現を目指す。	地方創生拠点整備交付金	第63回 R4.3.25	R4.8.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai65nintei/plan/y003.pdf			R9.3.31
北海道	北海道南幌町	南幌温泉整備計画	北海道南幌町の全域	「新しい人の流れをつくる」を重点に、政策目標である「観光入り込み客数を４１万人にする」ことを実現するため、特に観光の拠点施設として知名度が高く集客力のある「南幌温泉」を中心として、２０２３年春にオープンした子ども室内遊戯施設「はれっぱ」や隣接する北広島市のボールパーク、近隣市町村の観光拠点を結ぶ周遊策により南幌町の知名度向上と地域経済の活性化を目指す魅力ある観光地づくりを進める。	地方創生拠点整備タイプ	第70回（１） R6.3.28		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai70nintei/plan/a0016.pdf			R11.3.31
北海道	北海道空知郡南幌町	南幌町まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道空知郡南幌町の全域	1999年以降、本町の総人口は減少していたが、2016年から人口増に結びつける子育て施策の展開により、総人口は2022年から増加に転じている。本計画では、今後においても定住人口を維持し、人口増加を促進するまちづくりとして、子育て施策や雇用の創出、デジタル技術を活用したまちづくりの活性化等、喫緊の課題に取り組む。	第２世代交付金（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 第２世代交付金（地域再生計画と連動した支援措置）	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0068.pdf			R12.3.31
北海道	北海道空知郡南幌町	第３期南幌町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道空知郡南幌町の全域	1999年以降、本町の総人口は減少傾向にあったが、2022年から人口増に結びつける各種施策の展開により総人口は増加に転じている。今後においても人口増加に対応できるまちづくりとして、高齢者福祉施策の充実に加え、子ども子育て支援施策やデジタル技術を活用した行政サービスの強化が喫緊の課題となっている。また、なんぽろ温泉やその周辺施設の整備を推進し、南幌町子ども室内遊戯施設「はれっぱ」とも連携した各種事業により、交流人口や観光入込数を増加させ、時代に合った魅力的なまちづくりを進める。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0069.pdf			R12.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道空知郡奈井江町	奈井江町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道空知郡奈井江町の全域	本町の人口は、昭和35年の18,458人をピークに、人口が減少し、令和２年度末には5,191人まで落ち込み、生産年齢人口の減少による労働力不足や、消費力低下による地域経済の縮小、さらには、税収減による財政状況悪化等の課題が生じることが懸念されている。このため、若者世代の雇用創出と安定した雇用環境の創出、人材確保を図るほか、健やかに産み・育て、安心して子育て・教育ができる生活環境の整備、地域資源を活かした関係人口の創出・拡大を図るなど、持続可能なまちづくりの実現に向けた施策を着実に実施する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第61回 R3.8.20		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai61nintei/plan/a006.pdf			R7.3.31
北海道	北海道奈井江町	誰もが躍動し　寄り添い集う　全世代共奏のまちづくりプロジェクト	北海道奈井江町の全域	少子高齢化や人口減少をはじめ、コロナ禍などを背景に、地域コミュニティの希薄化や衰退が進み、それが地域力の減退にも繋がっている状態となっている。 そのため、空いた時間で仕事を選んで行う「しごとコンビニ」事業や空き店舗の活用した起業支援などのしごとを通したコミュニティや地域資源を活かした音楽や健康などを通したコミュニティ、新たな人材の発掘や流入を目的とした関係人口づくりや空き家対策などを通じ、全世代・全員を対象にした新たな共奏コミュニティを形成する奈井江版「生涯活躍のまち」を推進する。	地方創生推進タイプ	第63回 R4.3.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai63nintei/plan/b016.pdf	【軽微変更】 R7.4.1	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2025keibi01/plan/k009.pdf	R9.3.31
北海道	北海道空知郡奈井江町	第３期奈井江町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道空知郡奈井江町の全域	本町の人口は、昭和35年の18,458人をピークに人口減少し、令和2年の国勢調査では、5,120人まで落ち込み、生産年齢人口の減少による労働者不足や、消費力低下による地域経済の縮小、さらには税収減による財政状況悪化等の課題を生じることが懸念されている。 このため、若者世代の雇用創出と安定した雇用環境の創出、人材確保を図るほか、健やかに産み・育て、安心して子育て・教育ができる生活環境の整備、地域資源を活かした関係人口の創出・拡大を図るなど、持続可能なまちづくりの実現に向けた施策を着実に実施する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0070.pdf			R12.3.31
北海道	北海道空知郡上砂川町	シニアパワーを活用した子育て世代の就労支援創出プロジェクト	北海道空知郡上砂川町の全域	地域で暮らす子育て中の母親の社会参加を支援するためのセミナーの開催や高齢者による子育て見守り支援が提供できる場として多世代交流拠点施設を整備する。 また、開業を希望する方へ専門アドバイザーによるビジネスレクチャーの展開や施設内にコワーキングスペースやサテライトオフィスお試し体験スペースを整備する。	地方創生拠点整備交付金	第41回 H29.2.24		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai41nintei/plan/a015.pdf			R3.3.31
北海道	北海道空知郡上砂川町	上砂川町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道空知郡上砂川町の全域	本町の人口は昭和27年の32,103人をピークに減少し、令和３年度末には2,660人となり、特に高齢化率が50.9%と少子高齢化が進んでいる。この課題に対応するため、若い世代が町に住み、安心して働き、希望どおり結婚・妊娠・出産・子育てを実現し、高齢者がより活躍できる地域づくりの実現に向け、５つの基本構想である「健康でいきいきと暮らせるまち」、「あらゆる世代が豊かな心を育むまち」、「安全で生活環境が整ったまち」、「魅力と活力があふれるまち」、「みんなで創るまち」に基づく施策を実施し、地方創成の実現を図る。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第66回 R4.11.11		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai66nintei/plan/a002.pdf			R7.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道空知郡上砂川町	第２期上砂川町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道空知郡上砂川町の全域	本町の人口は昭和27年の32,103人をピークに減少し、令和６年９月末には2,360人となり、特に高齢化率が51.3%と少子高齢化が進んでいる。この課題に対応するため、若い世代が町に住み、安心して働き、希望どおり結婚・妊娠・出産・子育てを実現し、高齢者がより活躍できる地域づくりの実現に向け、４つの基本構想である「健康で心豊かに暮らせるまち」「活気とにぎわいがあふれるまち」「生活環境が整った住みよいまち」「次世代につなげるまち」に基づく施策を実施し、地方創生の実現を図る。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0071.pdf			R12.3.31
北海道	北海道空知郡上砂川町	上砂川町まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道空知郡上砂川町の全域	本町の人口は昭和27年の32,103人をピークに減少し、令和６年９月末には2,360人となり、特に高齢化率が51.3%と少子高齢化が進んでいる。この課題に対応するため、若い世代が町に住み、安心して働き、希望どおり結婚・妊娠・出産・子育てを実現し、高齢者がより活躍できる地域づくりの実現に向け、４つの基本構想である「健康で心豊かに暮らせるまち」「活気とにぎわいがあふれるまち」「生活環境が整った住みよいまち」「次世代につなげるまち」に基づく施策を実施し、地方創生の実現を図る。	地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画と連動した支援措置）	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s029.pdf			R12.3.31
北海道	北海道夕張郡由仁町	由仁町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道夕張郡由仁町の全域	本町の人口は、1957（昭和32）年の13,404人をピークに減少の一途をたどり、令和４年では4,842人となっている。今後も人口減少に歯止めがかからない状況が続けば、地域経済は負のスパイラルへ陥り、地域を支える人材の確保が困難となるなど様々な影響が懸念される。これらの課題に対応するため、安定した雇用の創出、新しい人の流れの創出、結婚から子育てまでの切れ目のない支援、安心・安全な暮らしの確保など、地域を活性化するまちづくりに取組み、本町の人口減少について緩和を目指す。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第64回 R4.7.8	R7.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/y0035.pdf			R12.3.31
北海道	北海道夕張郡由仁町	由仁町まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道夕張郡由仁町の全域	本町の人口は、1957（昭和32）年の13,404人をピークに減少の一途をたどり、令和４年では4,842人となっている。今後も人口減少に歯止めがかからない状況が続けば、地域経済は負のスパイラルへ陥り、地域を支える人材の確保が困難となるなど様々な影響が懸念される。これらの課題に対応するため、安定した雇用の創出、新しい人の流れの創出、結婚から子育てまでの切れ目のない支援、安心・安全な暮らしの確保など、地域を活性化するまちづくりに取組み、本町の人口減少について緩和を目指す。	第２世代交付金（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 第２世代交付金（地域再生計画と連動した支援措置）	第74回（２） R7.9.5		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai74nintei/plan/z016.pdf			R12.3.31
北海道	北海道夕張郡由仁町	（第３期）由仁町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道夕張郡由仁町の全域	本町の人口は、1957（昭和32）年の13,404人をピークに減少の一途をたどり、令和４年では4,842人となっている。今後も人口減少に歯止めがかからない状況が続けば、地域経済は負のスパイラルへ陥り、地域を支える人材の確保が困難となるなど様々な影響が懸念される。これらの課題に対応するため、安定した雇用の創出、新しい人の流れの創出、結婚から子育てまでの切れ目のない支援、安心・安全な暮らしの確保など、地域を活性化するまちづくりに取組み、本町の人口減少について緩和を目指す。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第74回（２） R7.9.5		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai74nintei/plan/z017.pdf			R12.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道夕張郡長沼町	長沼町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道夕張郡長沼町の全域	本町では人口減少により、地域住民の生活に不可欠な生活サービスの確保が難しくなる等の課題が生じ、それが更に人口減少を加速させるという悪循環が引き起こされることが予測される。人口減少の原因として出生数の減少と若者や働き盛りの世代の町外への転出が考えられる。これらの課題に対応するため、安定した雇用の創出事業、新しい人の流れをつくる事業、子ども・子育て支援の充実事業、安全・安心な暮らしを守る事業の４つの事業を行う。効果については、KPIを用いて外部有識者による検証を行い翌年度以降の取組方針を決定する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第56回 R2.7.3		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai56nintei/plan/a016.pdf			R7.3.31
北海道	北海道夕張郡長沼町	第２期長沼町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道夕張郡長沼町の全域	本町では人口減少や少子高齢化が進むことにより、地域における担い手不足やそれに伴う地域産業の衰退、さらには地域コミュニティの衰退等の住民生活への様々な影響が懸念される。これらの課題に対応するため、安定した雇用の創出事業、新しい人の流れをつくる事業、子ども・子育て支援の充実事業、魅力的な地域をつくる事業の４つの事業を行う。効果については、KPIを用いて外部有識者による検証を行い翌年度以降の取組方針を決定する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0072.pdf			R12.3.31
北海道	北海道夕張郡長沼町	長沼町まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道夕張郡長沼町の全域	本町では人口減少や少子高齢化が進むことにより、地域における担い手不足やそれに伴う地域産業の衰退、さらには地域コミュニティの衰退等の住民生活への様々な影響が懸念される。これらの課題に対応するため、安定した雇用の創出事業、新しい人の流れをつくる事業、子ども・子育て支援の充実事業、魅力的な地域をつくる事業の４つの事業を行う。効果については、KPIを用いて外部有識者による検証を行い翌年度以降の取組方針を決定する。	地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画と連動した支援措置）	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s030.pdf			R12.3.31
北海道	北海道夕張郡栗山町	ものづくりＤＩＹ工房を拠点としたクリエイター地域定着	北海道夕張郡栗山町の全域	町内外の若者・子育て世代をメインターゲットに認知度や愛着度の向上、地域ブランドイメージの確立を図るため、仕事の場所を選ばないクリエイターを呼び込み、地域課題解決や自発的な地域貢献につながる企画立案と実践を行いながら定着化（移住）を図る。また、創作活動と支援、地域定着促進の拠点施設として地域特性に合った「ものづくりＤＩＹ工房」の開設・運営を目指し（後年にハード整備）、具体的計画の策定、工房の試行運営、担い手の確保・育成を進めながら、クリエイターに対して創作活動環境を提供して誘引と定着化を図る。	地方創生推進交付金	第43回（２） H29.5.30	H31.3.29	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai51nintei/plan/y016.pdf	【軽微変更】 R1.8.2	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2019nendo/keibi/k239.pdf	R2.3.31
北海道	北海道夕張郡栗山町	御大師山（おだいしやま）環境教育ツーリズム構想　総合案内拠点施設「いきものの里ふれあいプラザ」整備	北海道夕張郡栗山町の全域	国蝶オオムラサキの発見を機とした自然環境保護・保全活動など、これまでに培われた本町固有のフィールドや歴史文化を連携させた「御大師山環境教育ツーリズム構想」の実現に向け、既存施設を利活用し、国蝶オオムラサキを公開・保護している別施設の機能を統合して、新たな総合案内拠点施設「いきものの里ふれあいプラザ」を整備するほか、利用者の滞在・再訪につながる機能を備え、施設利用者数の増加と交流人口の拡大を図る。また、施設運営を行う町内ＮＰＯ法人の収益性を高めながら、経営の自立化や新たな担い手の確保・育成を行う。	地方創生拠点整備交付金	第43回（２） H29.5.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai43-2nintei/plan/a032.pdf			R4.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道夕張郡栗山町	栗山町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道夕張郡栗山町の全域	本町の総人口は,本町独自の将来人口推計によると、令和42（2060）年には4,693 人と、現状人口の約４割以下まで減少すると見通される。本町においては、少子高齢化による核家族化の進行や産業構造の変化等による若年層の都市圏への流出などにより、自然増減数と社会増減数ともにマイナスの状況が続いている。これらの課題に対応するため、結婚から子育てまでの切れ目のない支援、安全な暮らしの確保などを通じて自然増につなげる。また、安定した雇用の創出、地方移住や就労の推進を図り社会減に歯止めをかける。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第56回 R2.7.3	R6.11.14	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai72nintei/plan/y002.pdf			R7.3.31
北海道	北海道栗山町	福祉・介護分野における人材育成によるまちづくり事業	北海道栗山町の全域	本町では、公立の介護福祉士養成校として北海道介護福祉学校を昭和６３年に開校し、福祉のまちづくりを掲げてその充実・深化に努めてきた。 近年、介護人材の養成は国全体としても必要とされつつも、介護福祉士を目指す学生は減少の一途をたどり、町としては積極的に若い世代を他地域から呼び込み、地域に定着してもらい、地方への人の流れを作ることが重要と考える。介護分野の中核を担う新たな人材養成プログラムを行いつつ、まちに若者が定着し、様々な産業との連携を図りながら魅力的なまちづくりを行い、移住・定住に繋げていく。	地方創生拠点整備タイプ	第70回（１） R6.3.28		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai70nintei/plan/a0017.pdf			R11.3.31
北海道	北海道夕張郡栗山町	第２期栗山町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道夕張郡栗山町の全域	本町における人口は令和42年（2060年）には4,441人現状人口まで減少すると見通される。今後も人口減少や少子高齢化が進むことで、住民生活への様々な影響が懸念される。これらの課題に対応するため、町民の結婚から子育てまでの切れ目のない支援、安全な暮らしの確保等 を通じて自然増につなげ、安定した雇用の創出、地方移住や就労の推進を図り、活性化するまちづくり等を通じて、社会減に歯止めをかける。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31	R8.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/c016.pdf			R10.3.31
北海道	北海道夕張郡栗山町	第２期栗山町まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道夕張郡栗山町の全域	本町における人口は令和42年（2060年）には4,441人現状人口まで減少すると見通される。今後も人口減少や少子高齢化が進むことで、住民生活への様々な影響が懸念される。これらの課題に対応するため、町民の結婚から子育てまでの切れ目のない支援、安全な暮らしの確保等 を通じて自然増につなげ、安定した雇用の創出、地方移住や就労の推進を図り、活性化するまちづくり等を通じて、社会減に歯止めをかける。	地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画と連動した支援措置）	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s031.pdf			R10.3.31
北海道	北海道夕張郡栗山町	栗山高校魅力化支援事業計画	北海道夕張郡栗山町の全域	本町における人口は令和42年（2060年）には4,441人現状人口まで減少すると見通される。今後も人口減少や少子高齢化、特に若年層の流出が進むことで、住民生活への様々な影響が懸念される。これらの課題に対応するため、栗山高校女子野球部支援による高校入学生徒数の増加および若年層の定着を図る。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s032.pdf			R10.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	月形町	～地域に活力と賑わいを～廃校校舎等を活用した「ちらいおつ遊び塾」の開校	北海道樺戸郡月形町の全域	人口の減少や高齢化の進行に加え、コミュニティ意識の希薄化や地域活力の減退が、月形町全体の活力を損じる要因となっている。そこで、本町では、廃校校舎等を有効活用した地域づくりに取り組んでいるところである。本計画は、平成１８年３月に閉校した町立知来乙小学校の跡施設をＮＰＯ法人に無償貸与し、ＮＰＯ法人が廃校校舎周辺の良好な自然環境や地域資源を生かし、地域住民の協力と連携のもと、幼児・学童の教育活動や文化的な交流事業を展開することにより、地域コミュニティ意識を高めるとともに地域の活性化を図るものである。	補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化	第07回（１） H19.7.4		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai7nintei/05toke.pdf			H29.3.31
北海道	北海道樺戸郡月形町	月形町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道樺戸郡月形町の全域	本町の人口減少と地域経済の縮小に歯止めをかけるため、第２期月形町創生総合戦略に掲げる４つの基本目標「①産業を元気にして雇用を育むことにより、月形町に『にぎわい』を創る」「②移住定住と交流により新たな人の流れを生み、月形町を『えがお』にする」「③安心できる子育て環境をつくることにより、若い世代の『きぼう』をかなえる」「④快適で安心な暮らしを確保することにより、月形町で『ゆとり』を実感する」に取り組み、将来にわたって安心して住み続けられるまちづくりを進める。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第58回 R2.11.6	R4.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai63nintei/plan/y028.pdf			R7.3.31
北海道	北海道樺戸郡月形町	月形町第３期まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道樺戸郡月形町の全域	本町の人口減少と地域経済の縮小に歯止めをかけるため、第３期月形町創生総合戦略に掲げる５つの目標「①産業を元気にして雇用を育むことにより、月形町に『にぎわい』を創る」「②移住定住と交流により新たな人の流れを生み、月形町を『えがお』にする」「③安心できる子育て環境をつくることにより、若い世代の『きぼう』をかなえる」「④快適で安心な暮らしを確保することにより、月形町で『ゆとり』を実感する」「⑤デジタルの力と広域連携による活性化」に取り組み、将来にわたって安心して住み続けられるまちづくりを進める。	第２世代交付金（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 第２世代交付金（地域再生計画と連動した支援措置）	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0074.pdf			R12.3.31
北海道	北海道樺戸郡月形町	月形町第３期まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道樺戸郡月形町の全域	本町の人口減少と地域経済の縮小に歯止めをかけるため、第３期月形町創生総合戦略に掲げる５つの目標「①産業を元気にして雇用を育むことにより、月形町に『にぎわい』を創る」「②移住定住と交流により新たな人の流れを生み、月形町を『えがお』にする」「③安心できる子育て環境をつくることにより、若い世代の『きぼう』をかなえる」「④快適で安心な暮らしを確保することにより、月形町で『ゆとり』を実感する」「⑤デジタルの力と広域連携による活性化」に取り組み、将来にわたって安心して住み続けられるまちづくりを進める。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0075.pdf			R12.3.31
北海道	北海道樺戸郡浦臼町	ワインの郷プロジェクト～「美酒と美食のまち浦臼」（産業・観光推進グランドデザイン）	北海道樺戸郡浦臼町の全域	本事業は、基幹産業である農業の活性化を図るため、有害鳥獣対策を活用した事業の推進や農産物のブランド化を進めながら、一方で「ワインの郷」と「道の駅」などがある「鶴沼地区」を交流拠点に、農業体験プログラムの提供や農畜産物や加工品の開発、販売機能の充実を図り、基幹産業である農業と観光を結びつけながら、新たな雇用の場を創出し人口減少を抑制するとともに、交流人口の拡大により地域産業の活性化を図るものである。	地方創生推進交付金	第43回（２） H29.5.30	R2.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai55Onintei/plan/y017.pdf			R2.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道樺戸郡浦臼町	浦臼町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道樺戸郡浦臼町の全域	本町の人口減少と若年層の転出は基幹産業である農業の深刻な担い手不足や高齢化を引き起こし、地域経済の衰退や更なる人口減少を招いている。これらの課題に対応するため、第２期浦臼町総合戦略に掲げる「地域資源を生かした雇用確保・産業育成」、「浦臼町ファンを作り、人・モノの流れをつくる」、「若者の家族づくりを支援する」、「高齢者や移住者が住みやすい地域づくりの推進」に取り組み、安定した雇用の創出や誰もが安全で安心して住み続けられるまちづくりを推進する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第68回 R5.8.18		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai68nintei/plan/z001.pdf			R7.3.31
北海道	北海道樺戸郡浦臼町	浦臼町総合戦略推進交付金計画	北海道樺戸郡浦臼町の全域	第３期浦臼町総合戦略において定める４つの基本目標である「地域資源を生かした雇用確保・産業育成」「浦臼町ファンを作り、人・モノの流れをつくる」「若者の家族づくりを支援する」「高齢者や移住者が住みやすい地域づくりの推進」に沿った事業を実施することにより、関係人口や交流人口、住定住者の増加、農商工業への支援、雇用の創出等を図り、誰もが安心して住み続けられるまちづくりを目指す。	第２世代交付金（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 第２世代交付金（地域再生計画と連動した支援措置）	第74回（２） R7.9.5		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai74nintei/plan/z018.pdf			R12.3.31
北海道	北海道樺戸郡浦臼町	浦臼町総合戦略推進計画	北海道樺戸郡浦臼町の全域	第３期浦臼町総合戦略において定める４つの基本目標である「地域資源を生かした雇用確保・産業育成」「浦臼町ファンを作り、人・モノの流れをつくる」「若者の家族づくりを支援する」「高齢者や移住者が住みやすい地域づくりの推進」に沿った事業を実施することにより、関係人口や交流人口、住定住者の増加、農商工業への支援、雇用の創出等を図り、誰もが安心して住み続けられるまちづくりを目指す。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第74回（２） R7.9.5		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai74nintei/plan/z019.pdf			R12.3.31
北海道	北海道新十津川町	特別豪雪地帯における寒冷地向けドローン技術開発とドローンパイロット等人材育成・交流計画	北海道新十津川町の全域	北海道新十津川町には農業用ドローンが農家全体の40%普及しており町民のドローンに対するリテラシーベースがある。人口減少、少子高齢化、農業の担い手不足、買い物弱者・交通弱者対策といった町の抱える課題を解決するため町の新たな魅力、触媒として「ドローン」に着目し「ドローン」を核としたまちづくりを進める。	地方創生推進タイプ	第67回 R5.3.30	R7.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/y0036.pdf			R8.3.31
北海道	北海道樺戸郡新十津川町	新十津川町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道樺戸郡新十津川町の全域	新十津川町の第２期まち・ひと・しごと創生総合戦略で定める４つの基本目標「安定した就業創出プロジェクト」、「まちに人を引き寄せる創生プロジェクト」、「子育てしたい環境創出プロジェクト」、「安心して暮らし続ける地域プロジェクト」に沿った事業を実施することで、人口減少の抑制や地域経済の活性化に向けた地方創生の取組を推進する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第67回 R5.3.31	R7.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/y0037.pdf			R9.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道雨竜郡妹背牛町	妹背牛町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道雨竜郡妹背牛町の全域	人口減少さらには、少子高齢化に歯止めがかからず、地域社会に大きな影響が出ている状況である。そこで、企業版ふるさと納税を活用し、将来にわたって暮らしやすく、暮らし続けたいまちづくりを行うため、次の４つの事業に取り組む。 ①妹背牛町における安定した雇用を創出する事業 ②妹背牛町への新しいひとの流れをつくる事業 ③結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業 ④ひとが集う、安心して暮らすことができるまちをつくる事業	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第63回 R4.3.31	R7.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/y0038.pdf			R8.3.31
北海道	北海道雨竜郡妹背牛町	第２期妹背牛町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道雨竜郡妹背牛町の全域	人口減少さらには、少子高齢化に歯止めがかからず、地域社会に大きな影響が出ている状況である。そこで、企業版ふるさと納税を活用し、将来にわたって暮らしやすく、暮らし続けたいまちづくりを行うため、次の４つの事業に取り組む。 ①妹背牛町における安定した雇用を創出する事業 ②妹背牛町への新しいひとの流れをつくる事業 ③結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業 ④住んで良かったと実感できる持続可能なまちをつくる事業	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s033.pdf			R13.3.31
北海道	北海道雨竜郡秩父別町	秩父別町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道雨竜郡秩父別町の全域	「第２期秩父別町人口ビジョン」の将来展望で掲げた2025年の総人口2,216人を維持することを直近の総合目標とし、人口減少と地域経済縮小を克服し、町の創生を総合的に推進するため『第２期秩父別町まち・ひと・しごと創生総合戦略』に掲げる「しごとをつくり、安心して働けるようにする」、「新しい人の流れをつくり、転入者を増やし、人の流出を防ぐ」、「結婚・出産・子育てを安心してできるようにする」、「将来にわたり安心して暮らせるまちづくり」の４つの基本政策を推進する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第63回 R4.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai63nintei/plan/c006.pdf			R7.3.31
北海道	北海道雨竜郡秩父別町	秩父別町創生推進計画	北海道雨竜郡秩父別町の全域	人口減少と地域経済縮小を克服し、町の創生を総合的に推進するため『第３期秩父別町創生総合戦略』に掲げた「しごとをつくり、安心して働けるようにする」、「新しい人の流れをつくり、転入者を増やし、人の流出を防ぐ」、「結婚・出産・子育てを安心してできるようにする」、「将来にわたり安心して快適に暮らせるまちにする」の４つの基本目標の達成を図る。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0076.pdf			R12.3.31
北海道	北海道雨竜郡雨竜町	子育て世代に魅力あるまちづくり計画	北海道雨竜郡雨竜町の全域	現在、実施している医療費助成、保育料無料化、公設民営塾、社会教育事業に加え、雨竜町のメモリアルパークを活用した『キッズエリアの活性化事業』と『定住促進事業』を一体のプロジェクトとして実施することで、町内の子育て環境の充実化を図り、子育て世代に魅力あるまちづくりを行う。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第47回 H30.3.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai47nintei/plan/a027.pdf			R3.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道雨竜郡雨竜町	雨竜町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道雨竜郡雨竜町の全域	人口の減少による経済的規模の縮小や人材不足を招き、将来的に地域社会における様々な生活基盤の維持が困難となることが危惧されることから、「産業振興による足腰の強いまちづくり事業」、「雨竜町の新たなブランドづくりと魅力あるまちづくり事業」、「若者・子育て世代が安心して生活できるまちづくり事業」、「豊かで安心な暮らしを守るまちづくり事業」に基づき、人口減少と地域の衰退を克服し、活力あるまちづくりを推進する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第67回 R5.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai67nintei/plan/z0008.pdf			R7.3.31
北海道	北海道雨竜郡雨竜町	第２期雨竜町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道雨竜郡雨竜町の全域	人口の減少による経済的規模の縮小や人材不足を招き、将来的に地域社会における様々な生活基盤の維持が困難となることが危惧されることから、「産業振興による足腰の強いまちづくり事業」、「雨竜町の新たなブランドづくりと魅力あるまちづくり事業」、「若者・子育て世代が安心して生活できるまちづくり事業」、「豊かで安心な暮らしを守るまちづくり事業」に基づき、人口減少と地域の衰退を克服し、活力あるまちづくりを推進する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0077.pdf			R8.3.31
北海道	北海道雨竜郡雨竜町	第３期雨竜町創生推進計画	北海道雨竜郡雨竜町の全域	人口減少と少子高齢化に歯止めをかけるため、国が示す地方創生2.0基本構想を踏まえつつ、本町を取り巻く社会情勢の変化を考慮し、人口が減少しても経済を成長させつつ人口減少のペースを緩める適応策に取り組み、若者や女性にも選ばれるまちづくりを図るため、「安心して働き、暮らせる生活環境の創生事業」、「付加価値創出型の新しい地方経済の創生事業、「都市と地方の交流等の創生事業」、「新時代のインフラ整備とAI・デジタル等の新技術による創生事業」の４つの基本目標を設定し、達成に向けて取り組む。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s034.pdf			R13.3.31
北海道	北海道雨竜郡北竜町	地域資源を企業と連携し活用した新たな産業振興プロジェクト	北海道雨竜郡北竜町の全域	北竜町の財産であります１．「日本一のひまわりの里」のまちであること、２．「国民の命と健康を守る安全な食糧生産の町」であること、そして、３．「新たな地域資源」を活かした「産業と観光の連携」を図る為に、１．新たな企業や大学や研究機関と協働し技術の開発と確立を行い、２．企業との連携による確かなものづくりを通して、３．購買も含めた交流による人づくりを行い、移住定住を図る。	地方創生推進交付金	第43回（２） H29.5.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai43-2nintei/plan/a035.pdf			R2.3.31
北海道	北海道雨竜郡北竜町	地域資源を企業と連携し活用した新たな産業振興プロジェクト	北海道雨竜郡北竜町の全域	北竜町の財産であります１．「日本一のひまわりの里」のまちであること、２．「国民の命と健康を守る安全な食糧生産の町」であること、そして、３．「新たな地域資源」を活かした「産業と観光の連携」を図る為に、１．新たな企業や大学や研究機関と協働し技術の開発と確立を行い、２．企業との連携による確かなものづくりを通して、３．購買も含めた交流による人づくりを行い、移住定住を図る。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第44回 H29.6.27		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai44nintei/plan/a004.pdf			R2.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道雨竜郡北竜町	ひまわりを活用した新たなまちづくりプロジェクト	北海道雨竜郡北竜町の全域	「ひまわりのように明るく 健康長寿のまち 北竜町」を目指すために、ひまわりによる観光の競争力強化による関係人口の増加を図り、農業及び観光を主軸とした雇用の拡大を促進し、雇用安定化のために婚姻促進と出産・子育てへの支援を行い、移住・定住促進に向けた住環境の整備を図る。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第56回 R2.7.3		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai56nintei/plan/a018.pdf			R7.3.31
北海道	北海道北竜町	未来に咲きほこる「北竜ひまわり商社」（仮称）構築プロジェクト	北海道北竜町の全域	北竜町は、北海道のやや中央にあり、ひまわりは全国一を誇り、日本農業賞大賞を受賞した「ひまわりライス」は町の主要産業である。「安全な食料生産体制」「ひまわり観光」等の地域資源の磨き上げやプロモーションを行い、観光拠点や産直施設の収益性の向上を目指し、来訪者や町内消費を拡大させる施策を展開する事で広く町民の雇用機会の拡大を図り持続可能な稼げる地域となることを目指す。町民全てが一丸となり本プロジェクトに取り組むことで、「未来に咲きほこる北竜町」を実現する。	地方創生推進タイプ	第63回 R4.3.30	R6.3.28	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai70nintei/plan/y0034.pdf	【軽微変更】 R7.4.1	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2025keibi01/plan/k010.pdf	R9.3.31
北海道	北海道雨竜郡北竜町	北竜町まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道雨竜郡北竜町の全域	人口減少や少子高齢化が進み、地域における担い手不足や地域産業の衰退、地域コミュニティの衰退等、住民生活への様々な影響が懸念される。これらの課題に対応するため、魅力ある働き方、職場・人づくりを起点とした地域社会の変革により、楽しく働き・暮らせる場所として、「若者・女性にも選ばれる地方」となることで、町民の結婚・妊娠・出産・子育ての希望の実現を図り自然増につなげる。また、関係人口の創出・拡大、移住を促進するとともに、仕事の創出や地域を守り、活性化するまちづくり等を通じて、社会減に歯止めをかける。	第２世代交付金（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 第２世代交付金（地域再生計画と連動した支援措置）	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0078.pdf			R12.3.31
北海道	北海道雨竜郡北竜町	北竜町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道雨竜郡北竜町の全域	人口減少や少子高齢化が進み、地域における担い手不足や地域産業の衰退、地域コミュニティの衰退等、住民生活への様々な影響が懸念される。これらの課題に対応するため、魅力ある働き方、職場・人づくりを起点とした地域社会の変革により、楽しく働き・暮らせる場所として、「若者・女性にも選ばれる地方」となることで、町民の結婚・妊娠・出産・子育ての希望の実現を図り自然増につなげる。また、関係人口の創出・拡大、移住を促進するとともに、仕事の創出や地域を守り、活性化するまちづくり等を通じて、社会減に歯止めをかける。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第74回（２） R7.9.5		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai74nintei/plan/z020.pdf			R12.3.31
北海道	北海道雨竜郡沼田町	沼田町農村型コンパクトエコタウン構想	北海道雨竜郡沼田町の全域	当町では、人口減少や少子高齢化、産業の衰退などが進み、また町内の様々な施設が老朽化による建て替えの時期を迎えている。中でも老朽化した沼田厚生クリニックは、早急に整備が必要であるにも関らず、外来者、入院患者の減少、年間多額の赤字を町が補てんしていることなどから、町内の医療・福祉体制の見直しが課題となっている。地域包括ケアシステムと妊娠出産子育て包括支援を充実させ、同時に、買い物や住宅、移動など、雪国の小規模自治体が抱える様々な課題を解決し、住民主体で自分らしく暮らし続けられるまちづくりを進める。	（地域再生戦略交付金） 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制	第32回 H27.6.30	H29.6.27	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai44nintei/plan/y003.pdf			R2.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道雨竜郡沼田町	沼田町まるごと自然体験プロジェクト	北海道雨竜郡沼田町の全域	地域資源を活かして、地域ブランドの醸成と発信を担う窓口、コーディネート機能、そしてあらゆる世代の町民や地域外の人々が集い、学び合う交流滞在拠点となる「ノマド自然学校」を設立する。自然体験活動の企画運営の経験があり、ノマドワーカーの受入れをコーディネートできる人材を招聘し、３年かけて現地コーディネート人材の育成と組織運営の手法を学ぶ。自然学校では地域住民が学び合うとともに、地域住民だけでなく、都市部の住民にも地域づくりの担い手として交流、活躍してもらい交流人口の増加を目指す。	地方創生推進交付金	第55回（１） R2.3.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai5501nintei/plan/a031.pdf			R5.3.31
北海道	北海道雨竜郡沼田町	第２期沼田町総合戦略推進計画	北海道雨竜郡沼田町の全域	本町の人口も1955年の19,362人をピークに減少しており、3,181人（2015年国勢調査結果）まで落ち込んでいる。国立社会保障・人口問題研究所によると2040年には2015年比で総人口が約46%となる見込みである。 人口の減少は、少子高齢化や雇用の機会が減少したことで、若者が町外へ流出したことなどが原因と考えられる。 これらの課題を解決するため、子育て環境の充実、高齢者が活躍できる場を創出し自然増につなげるとともに、雇用の場を創出し持続可能なまちづくりを目指す。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	第55回（２） R2.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai5502nintei/plan/b024.pdf			R7.3.31
北海道	北海道沼田町	沼田町クラフトビール工場整備事業	北海道沼田町の全域	日本初の公設クラフトビール醸造所となり、全国的に沼田町の取組みを発信できるとともに、クラフトビールによるまちづくりによる町内の食産業の活性化や新規参入事業者の誘致など、多様な食産業の展開と、観光客の満足度を上げる産品の獲得と、関係人口や交流人口の増加も期待される。	地方創生拠点整備タイプ	第70回（１） R6.3.28		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai70nintei/plan/a0018.pdf			R11.3.31
北海道	北海道雨竜郡沼田町	第３期沼田町総合戦略推進計画（第２世代交付金）	北海道雨竜郡沼田町の全域	子育て環境の充実、高齢者が活躍できる場を創出し自然増につなげるとともに、雇用の場を創出し持続可能なまちづくりを目指すものである。	第２世代交付金（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 第２世代交付金（地域再生計画と連動した支援措置）	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0079.pdf			R12.3.31
北海道	北海道雨竜郡沼田町	第３期沼田町総合戦略推進計画	北海道雨竜郡沼田町の全域	子育て環境の充実、高齢者が活躍できる場を創出し自然増につなげるとともに、雇用の場を創出し持続可能なまちづくりを目指すものである。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0080.pdf			R12.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道上川郡鷹栖町	ライフステージに応じた希望が叶うまちづくり計画	北海道上川郡鷹栖町の全域	鷹栖町版ＣＣＲＣ構想の実現に向けた移住定住施策の取組を推進する。移住では、サ高住等の施設整備により高齢者を市街地へ誘導し、住み替えによる空き家を移住希望者へ斡旋できる仕組みの構築により空き家の流通促進を図り、アクティブシニア世代や子育て世代の移住希望者のニーズに応じた受け皿の確保を目指す。定住では「健康づくり」「子育て」「教育」の施策を重点化するとともに、移住者の活躍の場を創出し、定住者確保により人口流出を抑止する。重点化された施策を地域の魅力として磨き上げ、新たな人の流れを生み出す計画である。	地方創生推進交付金	第39回 H28.8.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai39nintei/plan/a039.pdf			R3.3.31
北海道	北海道上川郡鷹栖町	地域資源を発見・発信「オール鷹栖で産業・雇用再生計画」	北海道上川郡鷹栖町の全域	北海道第二の都市である旭川市に隣接していることもあり、仕事・雇用については依存している部分が強くある。その影響により、根本的な商工業力の低さが積年の課題であるうえ、町内商工業者における後継者・担い手の不足が課題となり、地域経済の衰退が危ぶまれている。地域に眠る資源を掘り起こし、販路・消費拡大の施策を展開することで、商工業力の底上げ・魅力向上を推進し、しごと・雇用の創出を図る。また、移住関連施策との連携により、移住を希望するアクティブシニア世代等が、農業や商工業分野で活躍できる場を実現する。	地方創生推進交付金 地方創生拠点整備交付金	第39回 H28.8.30	H29.5.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai43-2nintei/plan/y024.pdf			R4.3.31
北海道	北海道上川郡鷹栖町	あらゆる世代の希望が実現する生涯活躍のまち推進計画	北海道上川郡鷹栖町の全域	本事業は、前進事業の成果を引き継ぎ、鷹栖町版CCRC構想のコンセプトである「あらゆる世代の希望が叶うまち」を実現し、持続させるために、地域と移住希望者双方の課題解決により一層資する移住施策を構築、展開するとともに、ターゲットの関心が高く、たかす暮らしの強みとしても明確化した、「交流、教育、健康、安心」といったまちの強みを磨き上げ、住民力を生かして持続可能な地域社会を創出するための取り組みである。	地方創生推進交付金	第51回 H31.3.29		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai51nintei/plan/a033.pdf			R4.3.31
北海道	北海道上川郡鷹栖町	地域資源総活躍による農村コミュニティ再生計画	北海道上川郡鷹栖町の全域	本事業は、効率化を図る農業施策と人口減少に歯止めをかけたいコミュニティ施策との間に生じるジレンマや、多様な農産物が生産可能な地域の潜在力を十分に活用しきれていないという課題を解決するため、地域資源をフルに生かした仕事を創出し、移住者など多様な人材の農への関わりを促進することで、力強い産業構造と持続可能な農村生活基盤を創出するものである。	地方創生推進交付金	第51回 H31.3.29		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai51nintei/plan/a034.pdf			R4.3.31
北海道	北海道上川郡鷹栖町	鷹栖町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道上川郡鷹栖町の全域	人口減少と少子高齢化の進行が今後さらに見込まれるなか、新たな地域課題と社会的ニーズに的確に対応し、人口減少に適応した地域づくりを進めるため、幸せな暮らしを実現するまちを未来へ持続する事業、子育て世代の希望を実現する事業、新たな人の流れをつくる事業、地域資源を生かしてしごとをつくる事業に取り組みます。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第58回 R2.11.6		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai58nintei/plan/a010.pdf			R7.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道鷹栖町	地方創生人材の確保・育成を柱とした全世代全員活躍のまち推進計画	北海道鷹栖町の全域	鷹栖町がかねてから進めてきた、全世代全員活躍型の生涯活躍のまちづくりを起点とした、「まち」「ひと」「しごと」が互いに高め合う好循環の創出に向け、教育福祉環境の充実や移住促進、人材育成などの従来事業の成果を生かしつつ、社会状況への適応やイノベーションに向けたリソースの確保などの新たに生じた課題に対し、ＩＣＴ技術活用や農林水産分野、関係人口、官学連携の強化などの多様な政策分野との連携により、事業成果の質的転換と最大化を図りつつ、持続可能な仕組みづくりを進め、地方創生の高度化を実現するものである。	地方創生推進タイプ	第63回 R4.3.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai63nintei/plan/b018.pdf	【軽微変更】 R5.3.28	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2023keibi01/plan/k04.pdf	R7.3.31
北海道	北海道鷹栖町	オール鷹栖による持続可能な地域づくり拠点形成計画	北海道鷹栖町の全域	本町では2020年度から３年間をかけて、小さな拠点形成の必要性に関する説明会や、地域の課題や将来について住民同士が協議するワークショップを繰り返し実施した成果として、住民の当事者意識が醸成され、住民主体の活動を継続していくための基盤が構築された。本事業は、この住民組織による主体的な課題解決活動のスタート期を支援し、広域による複数拠点間の連携や町内外を含めた地域間の連携を活発化し、民間事業者や関係人口といった域外人材の積極的な関わりを仕組み化していくものである。	地方創生推進タイプ	第67回 R5.3.30	R6.3.28	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai70nintei/plan/y0035.pdf			R10.3.31
北海道	北海道鷹栖町	e-あったかファーム　次世代型施設園芸農業への進化による地域再生プロジェクト	北海道鷹栖町の全域	本事業は、担い手の減少により産地の維持が厳しい状況となったきゅうり産地を活性化するため、10年後の産地の目指すべき姿を設定し、地域ぐるみの支援体制による移住就農者の募集・受け入れ・育成による担い手の確保、栽培面積の拡大等を図り地域の活性化につなげ、地方への新たなひとの流れを創出するものである。本町の施設園芸農業は「超高収量・高品質化」「超省力化・省エネルギー化」「高付加価値化」による進化を遂げ、若者が夢や希望を叶えることができる持続可能な産業として飛躍的な発展を目指すものである。	地方創生推進タイプ	第67回 R5.3.30	R5.8.17	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai68nintei/plan/y009.pdf			R8.3.31
北海道	北海道上川郡鷹栖町	鷹栖町まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道上川郡鷹栖町の全域	人口減少と少子高齢化の進行が今後さらに見込まれるなか、新たな地域課題と社会的ニーズに的確に対応し、人口減少に適応した地域づくりを進めるため、幸せな暮らしを実現するまちを未来へ持続する事業、子育て世代の希望を実現する事業、新たな人の流れをつくる事業、地域資源を生かしてしごとをつくる事業に取り組みます。	第２世代交付金（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 第２世代交付金（地域再生計画と連動した支援措置）	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0081.pdf			R10.3.31
北海道	北海道上川郡鷹栖町	鷹栖町地方創生2.0推進計画	北海道上川郡鷹栖町の全域	人口減少と少子高齢化の進行が今後さらに見込まれるなか、新たな地域課題と社会的ニーズに的確に対応し、人口減少に適応した地域づくりを進めるため、幸せな暮らしを実現するまちを未来へ持続する事業、子育て世代の希望を実現する事業、新たな人の流れをつくる事業、地域資源を生かしてしごとをつくる事業に取り組みます。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0082.pdf			R10.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道上川郡東神楽町	東神楽ブランド創出産業支援事業	北海道上川郡東神楽町の全域	新たに制作するまちのロゴデザインを活用して、東神楽ブランドを確立し、まちの価値の向上を図り、多くの関係者を巻き込みながら、農畜産物等の地域資源を活用し磨き上げるとともに、地域商社の設立を目指し、シティプロモーションの実施とあわせてまちの稼ぐ力を高め産業の発展と地域経済の活性化を図る。	地方創生推進交付金	第40回（２） H28.12.13		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai40-2nintei/plan/a014.pdf			H31.3.31
北海道	北海道上川郡東神楽町	東聖ひじり野地区コミュニティ拠点施設整備事業計画	北海道上川郡東神楽町の区域の一部（東聖ひじり野地区）	地区公民館であるふれあい交流館の増築及び改修により、地域住民の活動拠点や子供たちの学習の場となる寺子屋の整備のほか、地産地消の促進や交流イベントを開催するにぎわい交流広場を設けることで「人と人」、「人と地域」を繋ぐ地域住民の主体的な活動の場の創出と、行政サービスの拡充と簡易郵便局の誘致や地域公共交通拠点となるバス待合所を整備することにより、利便性の高い生活基盤を確立するための複合施設として交流拠点となる「まちの駅」を整備し、多世代にわたり住みつづけられる地域づくりを構築する。	地方創生拠点整備交付金	第41回 H29.2.24	H29.11.7	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai45nintei/plan/y002.pdf			R3.3.31
北海道	北海道東神楽町	創業とブランディングによる町のにぎわい創出事業	北海道東神楽町の全域	地域経済を支える産業を活性化させるため、新規創業者支援制度を策定するとともに、民間事業者や地域金融機関、商工会・観光協会といった地域団体など官民金全アクターが一体となった相談・支援体制を整備する。また、第三次産業のにおおける労働者一人当たりの付加価値額を高めるため、農産物や加工品などの地域名産品を「東神楽の種と実セレクト」としてブランド化し、インフルエンサーや民間事業者と協働のもと高付加価値化を進める。	地方創生推進タイプ	第51回 H31.3.29	R5.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai67nintei/plan/y0057.pdf			R6.3.31
北海道	北海道東神楽町	ＩＣＴ技術を活用した食生活改善の「見える化」を軸にした総合的健康食育タウン事業	北海道東神楽町の全域	北海道大学発のベンチャー企業と連携し、ＩＣＴ技術を駆使して運動量のみならず食生活改善の見える化及び健康情報一元化システムを構築する。また、健康ポイント事業に関連した歩数計測運動イベントや健康メニューコンテスト等を開催することにより、「運動量」「食生活」の両面からの健康情報の見える化と健康増進インセンティブ方策を講じ、健康のまちづくりを推進する。	地方創生推進タイプ	第51回 H31.3.29	R5.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai67nintei/plan/y0056.pdf			R6.3.31
北海道	北海道上川郡東神楽町	東神楽町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道上川郡東神楽町の全域	全国的に多くの自治体の人口が減少する中、東神楽町の人口は増加傾向で推移してきた。 しかし、近年の人口の推移は、平成28（2016）年をピークに人口は減少に転じている。 今後は、人口の維持を目標とし、交流人口や関係人口など東神楽町に関わる人たちと協力して地域を活性化させ、さらにはSDGsを原動力とする地方創生への取り組みや、Society5.0に向けた新技術など新たな視点を加え、全世代・全員が安心して生活を営める魅力あるまちづくりに取り組む。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第58回 R2.11.6		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai58nintei/plan/a011.pdf			R7.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道上川郡東神楽町	第２期東神楽町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道上川郡東神楽町の全域	東神楽町地域再生計画は、人口減少や少子高齢化に対応し、持続可能なまちづくりを目指すものである。「雇用創出」「人の流れの創出」「子育て支援」「生活環境の整備」を基本目標とし、地場産業振興、観光誘客、全世代が活躍できる地域づくりを推進する。企業版ふるさと納税を活用し、多様な事業を展開し、交流人口や定住希望者を増加させることで地域活性化を図る。また、SDGsを基盤に、Society5.0を活用した住みやすい町の実現を目指す。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0083.pdf			R12.3.31
北海道	北海道上川郡東神楽町	東神楽町まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道上川郡東神楽町の全域	東神楽町地域再生計画は、人口減少や少子高齢化に対応し、持続可能なまちづくりを目指すものである。「雇用創出」「人の流れの創出」「子育て支援」「生活環境の整備」を基本目標とし、地場産業振興、観光誘客、全世代が活躍できる地域づくりを推進する。企業版ふるさと納税を活用し、多様な事業を展開し、交流人口や定住希望者を増加させることで地域活性化を図る。また、SDGsを基盤に、Society5.0を活用した住みやすい町の実現を目指す。	地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画と連動した支援措置）	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s035.pdf			R12.3.31
北海道	当麻町	木でつなぐ輝くわがまち創造計画	北海道上川郡当麻町の全域	当麻町の財産である豊かな森林資源を活用し、循環型の森林整備による林業の振興を進めているが、その効果が最大限発揮できるよう、地域の木材を地域で加工する木工技術者など新たな雇用の場を創出し、産学官連携により多角的な発想で付加価値を高める加工品開発・ブランド化を進めると共に、「木育」の視点を取り入れた当麻町ならではのプロモーションにより、まちのにぎわい創出、また、木とふれあえる木製遊具コーナー、木育体験プログラム実施などにより交流人口の拡大を目指す。	（地域再生戦略交付金）	第31回 H27.3.27		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai31nintei/plan/a002.pdf			R2.3.31
北海道	北海道上川郡当麻町	未来へつなぐ５０年循環型林業サイクル構築計画	北海道上川郡当麻町の全域	森林面積が約13,000ヘクタールで町全体の65%を占める当麻町では、森林は雨水を吸収して水源を保ち、あわせて河川の流量を調節するための重要な役割を担っている。しかし、森林整備・保全には適切な木の伐採、その後の植樹作業など、バランスのとれた循環型林業サイクルが欠かせない。日本古来から受け継がれてきた守り育てる林業は、日本が誇る木の文化であり、当麻町では、この重要な文化を正しく理解することで「地材地消」の意識を高める「木育」推進活動をまちづくりの基軸に据え、植林から伐採までを循環させる取組を積極的に進めていく。	地方創生推進交付金	第39回 H28.8.30	H29.5.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai43-2nintei/plan/y025.pdf			H31.3.31
北海道	北海道上川郡当麻町	当麻町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道上川郡当麻町の全域	本計画を通じて「企業版ふるさと納税」を活用し、本町の特徴である住みやすい環境や子育て環境をさらに充実させ、結婚・出産・子育ての希望をかなえることで人口の自然増につなげる。また、当麻町ならではの地域資源をいかした産業活性化から雇用の創出を図るとともに、地域産業の好循環から”とうまの魅力”をいかした新しいひとの流れを創造することにより、継続した社会増へとつなげる。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第59回 R3.3.31	R7.11.27	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai75nintei/plan/y004.pdf			2025年９月に申請した地域再生計画の変更の認定の日

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道上川郡当麻町	第２期当麻町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道上川郡当麻町の全域	本町がすすめる三育（食育・木育・花育）や恵まれた地域資源・地域特性をいかし、本計画を通じた「企業版ふるさと納税」の活用から、町民の結婚・妊娠・子育ての希望を実現し、人口の自然増へとつなげる。また、移住を促進するとともに安定した雇用の創出から「活性化するまちづくり」を通じ、人口の社会増を継続的なものとし更なる拡大を図る。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第75回（２） R7.11.28		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai75nintei/plan/z002.pdf			R12.3.31
北海道	北海道上川郡当麻町	当麻町まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道上川郡当麻町の全域	本町がすすめる三育（食育・木育・花育）や恵まれた地域資源・地域特性をいかし、本計画を通じた「企業版ふるさと納税」の活用から、町民の結婚・妊娠・子育ての希望を実現し、人口の自然増へとつなげる。また、移住を促進するとともに安定した雇用の創出から「活性化するまちづくり」を通じ、人口の社会増を継続的なものとし更なる拡大を図る。	地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画と連動した支援措置）	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s036.pdf			R12.3.31
北海道	北海道上川郡比布町	比布町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道上川郡比布町の全域	人口減少という本町が直面する最大の課題に対し、本町の魅力・資源を活かした自律的で持続的な社会を創生するため、単に移住政策をだけを進めるのではなく、今、本町に暮らす町民が生涯健康に生活できるまちづくりを進めるために、「安心して子どもを産み育てることができるまちづくり」「働く人を応援するまちづくり」「快適に住み続けることができるまちづくり」「いつまでも安心して比布町に暮らし続けることができるまちづくり」を目標に向けた政策を進める。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第59回 R3.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai59nintei/plan/b011.pdf			R7.3.31
北海道	北海道上川郡比布町	比布町まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道上川郡比布町の全域	人口減少という本町が直面する最大の課題に対し、本町の魅力・資源を活かした自律的で持続的な社会を創生するため、単に移住政策だけを進めるのではなく、今、本町に暮らす町民が生涯健康に生活できるまちづくりを進めるために、「子どもたちの成長を支えるまちづくり」「働く人を応援するまちづくり」「快適に住み続けることができるまちづくり」「安心して暮らすことができるまちづくり」を目標に向けた政策を進める。	第２世代交付金（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 第２世代交付金（地域再生計画と連動した支援措置）	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0084.pdf			R11.3.31
北海道	北海道上川郡比布町	第２期比布町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道上川郡比布町の全域	人口減少という本町が直面する最大の課題に対し、本町の魅力・資源を活かした自律的で持続的な社会を創生するため、単に移住政策をだけを進めるのではなく、今、本町に暮らす町民が生涯健康に生活できるまちづくりを進めるために、「子どもたちの成長を支えるまちづくり」「働く人を応援するまちづくり」「快適に住み続けることができるまちづくり」「安心して暮らすことができるまちづくり」を目標に向けた政策を進める。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0085.pdf			R11.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道上川郡愛別町	第２期愛別町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道上川郡愛別町の全域	本町の直面する人口減少問題は、地域経済や地域社会、地域住民の生活に大きな影響を与える極めて深刻な問題である。人口減少を最小限に抑制するため、結婚から子育てまでの支援体制や子どもの教育体制の充実、農業の維持と新たな展開や林業・商工業の活性化、雇用機会の確保と地元雇用の促進、「あいべつ」ファンの拡大や住宅の確保、定住・移住の促進、消防・防災体制の充実や公共交通の維持・充実、情報化の推進、コミュニティの活性化など「子どもの笑顔かがやく恵みの大地あいべつ」をテーマに人口減少対策を強力に推進していく。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第59回 R3.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai59nintei/plan/b012.pdf			R7.3.31
北海道	北海道上川郡愛別町	第３期愛別町創生推進計画	北海道上川郡愛別町の全域	本町の直面する人口減少問題は、地域経済や地域社会、地域住民の生活に大きな影響を与える極めて深刻な問題である。人口減少を最小限に抑制するため、結婚から子育てまでの支援体制や子供の教育体制の充実、農業の維持と新たな展開や林業・商工業の活性化、雇用機会の確保と地元雇用の促進、「あいべつ」ファンの拡大や住宅の確保、定住・移住の促進、消防・防災体制の充実や公共交通の維持・充実、情報化の推進、コミュニティの活性化など「子どもの笑顔かがやく恵みの大地あいべつ」をテーマに人口減少対策を強力に推進していく。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第74回（２） R7.9.5		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai74nintei/plan/z021.pdf			R12.3.31
北海道	北海道上川郡愛別町	第３期愛別町創生推進交付金計画	北海道上川郡愛別町の全域	本町の直面する人口減少問題は、地域経済や地域社会、地域住民の生活に大きな影響を与える極めて深刻な問題である。人口減少を最小限に抑制するため、結婚から子育てまでの支援体制や子供の教育体制の充実、農業の維持と新たな展開や林業・商工業の活性化、雇用機会の確保と地元雇用の促進、「あいべつ」ファンの拡大や住宅の確保、定住・移住の促進、消防・防災体制の充実や公共交通の維持・充実、情報化の推進、コミュニティの活性化など「子どもの笑顔かがやく恵みの大地あいべつ」をテーマに人口減少対策を強力に推進していく。	地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画と連動した支援措置）	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s037.pdf			R12.3.31
北海道	上川町	大雪山麓の豊かな自然と環境を活用した新たな健康サービス産業の振興による地域活力再生構想	北海道上川郡上川町の全域	本町を代表する層雲峡温泉は、過去300万人の入込客があったが、近年減少が続いており、そこに携わる雇用の場も減少している。近年、農業・商業・観光の連携を図ってきており、新たな魅力を創設するため町内観光スポットと体験メニューの開発を促進している。その中で旭ヶ丘地区は畑作・放牧地ではあるが、景観に恵まれ、町が旭ヶ丘地区活性化計画を基に開発、整備を進めている。この支援措置を活用し人材の育成を図り、観光客の増加、町内経済の発展と雇用の安定に向けた地域づくりを推進する。	地域雇用創造推進事業	第18回 H23.3.25		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai18nintei/plan/3a.pdf			H25.3.31
北海道	北海道上川郡上川町	地域優位性と来訪滞在価値創造による滞在拠点化事業	北海道上川郡上川町の全域	官民多産業で構成された「上川町まちづくりイノベーション推進協議会」を事業主体に、観光滞在拠点化等の推進のためタウンプロモーションを積極的に推進する。又、フラッグシップ施設の育成の取組として、ガーデンヨガ等のソフト事業に加え、特産品展示販売などもできる体験交流型の施設と、一体的に利用可能で施設機能や魅力をより高めるための交流広場整備を行う。	地方創生推進交付金 地方創生拠点整備交付金	第40回（２） H28.12.13	H30.8.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai49nintei/plan/y003.pdf			R4.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道上川郡上川町	未来を担う地域人材育成とコミュニティ創造事業	北海道上川郡上川町の全域	「大雪アカデミー」を開催、様々なクラスのアカデミーの開催を通じ、上川町の魅力を町民自らが「再発見」していくことで、都市部への人材に流出を抑制し、「外貨を稼ぐことができる町」を担う人材を確保することで町の賑わい（コミュニティ）を創造することを目的とする。	地方創生推進交付金	第40回（２） H28.12.13		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai40-2nintei/plan/a015.pdf			H31.3.31
北海道	北海道上川郡上川町	コワーキング施設(移住者向けシェアハウス併設型)整備事業	北海道上川郡上川町の全域	中心市街地に、地元中小企業や起業家向けのコワーキング施設を整備し特に子育て中の女性やトライアル移住者が働きやすい環境をつくる。また、移住相談窓口や移住者向け家具付きシェアハウス(半年～数年単位で貸出)を併設することで移住を促進する。	地方創生拠点整備交付金	第47回 H30.3.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai47nintei/plan/a029.pdf			R5.3.31
北海道	北海道上川郡上川町	トライアル移住とローカルベンチャー支援を核にした移住定住促進プロジェクト	北海道上川郡上川町の全域	都市部に住む現役世代をターゲットにした移住促進のために、体験型移住ツアーやシェアリングカーの実証、ローカルベンチャー創出に対する支援、週末移住のための活動拠点施設の整備、各種プロモーションなどを総合的に実施していく	地方創生推進交付金	第47回 H30.3.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai47nintei/plan/a030.pdf			R3.3.31
北海道	北海道上川郡上川町	人づくりによる地域生産性革命を目指すモノ・ヒト・シゴト創生レジデンス整備事業	北海道上川郡上川町の全域	地域経済の活性化に資する人づくりを目的に、現在、都市圏で暮らし地方での起業や就業を希望している方等を対象にした実践型研修拠点施設(トライアル起業・就業施設)を町内の廃校を活用して整備。当施設において、コミュニティカフェの運営、地元食材を使ったスイーツ(お土産)や着地型観光商品の開発や実証などを専門家の助言のもと実際に行ってもらい起業や就業のチャレンジを促進。	地方創生拠点整備交付金	第47回 H30.3.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai47nintei/plan/a028.pdf			R5.3.31
北海道	北海道上川郡上川町	世界に誇る通年型山岳リゾートタウン実現プロジェクト	北海道上川郡上川町の全域	上川町版DMOにおける、人材育成・体制強化および地域商社機能強化の取り組みを行う。また通年型山岳リゾートタウン実現に向けた調査・計画策定を行うとともに、ワークショップと連動するような商品開発を行う。 施設としては、町有キャンプ場の整備やバンガローを新築するなど、通年型アウトドア拠点施設の整備を実施する。	地方創生推進交付金	第49回 H30.8.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai49nintei/plan/a002.pdf			R5.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道上川郡上川町	第２期　上川町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道上川郡上川町の全域	人口の減少を最小限に抑制し、町としての活力を将来にわたって維持していくために、地域の資源や特性を活かした関係人口の創出・拡大やSocity5.0の実現に向けた未来技術の活用など、社会情勢の変化に応じた新しい視点を取り入れながら、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえ、地域における安定した雇用を創出するなど、魅力と活力にあふれるまちづくりに総合的に取り組む。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第56回 R2.7.3	R7.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/y0040.pdf			R10.3.31
北海道	北海道上川町	交流×関係×定住による持続可能な地域経済・暮らしの構築～ニューノーマルを切り拓くローカルイノベーション推進プロジェクト～	北海道上川郡上川町の全域	観光客の長期滞在化や地域資源を活用した魅力ある特産品や体験コンテンツの開発、また、それらに伴う若者にとって魅力ある雇用の創出など山積する地域課題の解決に向けたさまざまなプロジェクトを通じて、都市部で暮らし働くクリエイティブ人材や大学生、企業人などを「関係人口」として巻き込むための、受け皿やシステムを構築することで、地域内外のステークホルダーの手により持続可能な地域経済と暮らしが構築されていく全国でも先駆的な地域となることを目指していく。	地方創生推進タイプ	第59回 R3.3.30	R5.8.17	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai68nintei/plan/y010.pdf			R8.3.31
北海道	北海道上川町	風土水×地方×都市が育むWell-beingなライフスタイル推進プロジェクト～未来の上川人育成推進事業～	北海道上川郡上川町の全域	これからの社会を生きる人材を育み、そして将来に渡り持続可能な地域や暮らしを構築していくために地域全体で学びを深化させる環境づくりが必要である。特に、個人と社会全体のウェルビーイングの実現を念頭に置きつつ、学習者主体の視点を強く意識した「人材育成」を展開する。そのためにICT機器を活用した個別最適な学びと協働的な学びを一体的に実施し、学習者の主体的・対話的で深い学びを実現できるよう、地域全体が学びの改善をしていくことが必要である。本事業を通して多様で多彩な切れ目のない人材育成プログラムを展開する。	地方創生推進タイプ	第63回 R4.3.30	R6.3.28	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai70nintei/plan/y0036.pdf			R7.3.31
北海道	北海道上川郡上川町	上川町まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道上川郡上川町の全域	人口の減少を最小限に抑制し、町としての活力を将来にわたって維持していくために、地域の資源や特性を活かした関係人口の創出・拡大や未来技術の活用など、社会情勢の変化に応じた新しい視点を取り入れながら、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえ、地域における安定した雇用を創出するなど、魅力と活力にあふれるまちづくりに総合的に取り組む。	地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画と連動した支援措置）	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s038.pdf			R10.3.31
北海道	東川町	東川町観光地活性化雇用創造計画	北海道上川郡東川町の全域	東川町は、大雪山系最高峰の旭岳をはじめ、天人峡等の温泉地、食味に優れた農産物加工品及び木工業の盛んな観光地であるが、観光宿泊客の減少、商品開発、販路拡大及び就農への人材不足などにより、地域経済全体への悪循環が生じており、その改善のため、持続可能な雇用システムの早期確立が求められている。 そこで、本支援措置を活用しながら、観光・商工・農業分野において、人材育成、産業振興等を図るとともに、観光地としての魅力向上により交流人口を増加させ、地域経済の持続的な発展と雇用創出の増大を目指す。	地域雇用創造推進事業 地域雇用創造実現事業	第13回（１） H21.6.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai13nintei/plan/02a.pdf			H24.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道上川郡東川町	冬季観光誘客による地方創生推進プロジェクト	北海道上川郡東川町の全域	東川町が有する美しい自然環境や良質な雪、スキー場をはじめとする観光資源、立地条件を活かし、写真の町の取り組みや多様な国際交流により本町が独自に形成したネットワークと協力企業のイメージやネットワークを活用し、ウィンタースポーツの振興と冬期間における海外誘客拡大による観光産業の再興を基点に、将来的には雇用機会の創出や定住促進につなげ地方創生を図る。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第38回 H28.8.2		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai38nintei/plan/a004.pdf			R2.3.31
北海道	北海道上川郡東川町	多様なヒトの流れを活用した東川町生涯活躍のまち構築計画	北海道上川郡東川町の全域	日本語学校事業やデザインスクールを活用し、アクティブシニア層の活躍の場を創出することでこれら階層の流入拡大を図るとともに、誰もが安心して生活できる生涯活躍のまちを構築する。また、いきいきとしたまちづくり土台として経済の好循環を発現させるため、さらなるヒトの流れを創出する。	地方創生推進交付金 地方創生拠点整備交付金	第39回 H28.8.30	H29.5.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai43-2nintei/plan/y027.pdf			R4.3.31
北海道	北海道上川郡東川町	子育て世代女性の社会活躍の場創出支援事業	北海道上川郡東川町の全域	コミュニティカフェの運営を通じ、時間が制約される子育て期間中の母親たちの、雇用の場の創出につなげ、所得の向上のほか、活躍の場と仲間づくりによる女性の生きがい創出により、生活の安定と安心した子育てや出産環境の創出につなげ人口の維持・減少緩和を図る。	地方創生推進交付金	第40回（２） H28.12.13		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tikisaisei/dai40-2nintei/plan/a017.pdf			H31.3.31
北海道	北海道上川郡東川町	地方創生人材育成サイクル構築プロジェクト	北海道上川郡東川町の全域	外国人の消費ニーズや地域に蓄積された外国との交流ネットワーク、地域特有の生活と労働が一体となったゆとりあるライフスタイルを活かし、東川町で育つ子どもたちの海外派遣や国際交流の推進、学習環境の整備等を通じて、国際感覚やデザイン等に関する洗練されたセンスを身につけるとともに、起業化と移住支援により、一度地域を離れ経験を積んだ者が地域回帰するサイクルを構築することにより、人口の維持・減少緩和に資することを目的に実施する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第42回 H29.3.28	H31.3.29	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tikisaisei/dai51nintei/plan/y017.pdf			R2.3.31
北海道	北海道上川郡東川町	循環型林業育成事業	北海道上川郡東川町の全域	育林環境の整備と木材の高質化を図り、林業従事者の所得向上を図る。また、地元家具業者と協力し、安定した産業への育成を図る。	地方創生推進交付金	第43回（２） H29.5.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tikisaisei/dai43-2nintei/plan/a036.pdf			R2.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道上川郡東川町	東川型外国人観光客誘客事業	北海道上川郡東川町の全域	地方創生の実現における構造的な課題を解決し、成果が出つつある地方創生の動きを更に深化させるため、地域経済牽引計画に基づき、本町が擁する観光資源や人的資源、海外とのネットワークを活用した外国人観光客向けのワンストップ型の受入対応組織を構築し、外国人観光誘客及び受入体制の確立を図るとともに、自立した取組みへと育成する。	地方創生推進交付金	第47回 H30.3.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai47nintei/plan/a031.pdf			R3.3.31
北海道	北海道上川郡東川町	“選好”をキーワードにした新しいまちづくり、『コンステレーションタウン』構築プロジェクト	北海道上川郡東川町の全域	① まちづくりの中で蓄積された各地域資源を統合強化し、「生活文化東川スタイル」として自治体ブランドの育成になる仕組みを構築する ② 第二次産業の基幹である木工産業を起点とした地域経済の切れ目ない連関を各指標を用いて分析し、産業の発展及びしごとについての個人の希望と安心をかなえる環境を構築する ③ 総合的なインナーブロモーションを展開し、まちづくりを担う人材を育成し町内外の “選好民ネットワーク”を構築する 〇次世代人材を育て、自発的な取り組みによるまちづくりを推進する	地方創生推進交付金	第49回 H30.8.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai49nintei/plan/a003.pdf			R5.3.31
北海道	北海道上川郡東川町	多文化・多世代共生のまちづくり“東川版生涯活躍のまち”	北海道上川郡東川町の全域	文化の発信により転入者を惹きつけてきた本町の魅力を強化・発展させ、町民と転入住民の好循環を生むために、地域再生推進法人を活用した官民連携により、転入者や外国人を含めた住民の力を引き出す仕組みづくりを行い、多文化・多世代の共生により持続可能な“東川版生涯活躍のまち”を実現する事業を行う。	地方創生推進タイプ 生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例 生涯活躍のまち形成事業計画によるサービス付き高齢者向け住宅の入居者要件の設定	第51回 H31.3.29		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai51nintei/plan/a037.pdf	【軽微変更】 R5.3.28	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2023keibi01/plan/k05.pdf	R6.3.31
北海道	北海道上川郡東川町	写真文化を軸とした「複層型関係人口」創出拠点整備プロジェクト	北海道上川郡東川町の全域	写真展示機能に限定される東川町文化ギャラリーを東川町写真文化プレイス（仮称）として増築・模様替により多機能複合拠点化し、多様な関係人口増による相乗効果を生む複層型関係人口の創出、交流・関係人口の拡大、転入増による人口増加、地方創生人材の育成、ロケ等の誘致受入による経済活性化、情報発信や認知度向上等を図る ・展示及び収蔵機能の強化・写真を軸とした交流ラウンジの整備 ・スタジオ、ミーティングルームの整備・写真文化を支える人材育成の閲覧・学習室の整備 ・既存棟の屋根形状変更、更新による模様替	地方創生拠点整備交付金	第55回（１） R2.3.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai55nintei/plan/a032.pdf			R7.3.31
北海道	北海道東川町	文化を起点とした価値連鎖のまちづくり事業	北海道上川郡東川町の全域	大雪山文化や地下水生活文化、農民彫刻文化、家具クラフト文化といった、東川町固有の特色ある文化資本を確保・蓄積し、経済的価値を持つコンテンツに転換、文化経済の循環を実現し、文化観光、文化関係人口・関係資金の拡大、転入人口増の維持といった価値連鎖を生み出す、人口（ヒト）と経済（モノ・カネ）の好循環を構築する。「文化価値創出センターの設置及び仕組みの構築、国内外への販売・発信、文化観光誘客」、「文化商品販売・発信拠点の旭川空港内への設置・運営」、「各種文化体験や販売、文化資源毎の町内拠点の体制整備」。	地方創生推進タイプ	第55回（１） R2.3.30	R6.3.28	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai70nintei/plan/y0037.pdf			R7.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道上川郡東川町	東川町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道上川郡東川町の全域	今後想定される人口減少に対応するため次の事業を実施し、東川町民の結婚・妊娠・出産・子育ての希望の実現を図り自然増につなげる。また、移住を促進するとともに、安定した雇用の創出や地域を守り活性化するまちづくり等を通じて、社会減に歯止めをかける。①人々が集う写真文化首都の創造事業、②豊かな暮らしと文化を生み出すしごとづくり事業、③こどもの笑顔あふれるまちづくり事業、④誰もが安心して生活できるまちづくり事業、⑤多様な人材の活躍を推進する事業、⑥新しい時代の流れを力にする事業	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第55回（２） R2.3.31	R5.11.16	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai69nintei/plan/y001.pdf			R7.3.31
北海道	北海道上川郡東川町	「脱・箱」のモデル空間整備プロジェクト	北海道上川郡東川町の全域	「箱からの脱却」など旧来型の都市や建築のあり方の課題提起をする、建築家隈研吾氏設計により、新たなワーク・ライフ・スタイルを体現するオフィス周辺空間を整備する。 （モデル空間として低層分散型の４棟のオフィス、歩きたくなる（ウォーカブルな）まちづくりに向けた周辺空間の一体整備） 東川町の持つ特有の魅力を世界的建築家が手がけるモデル空間にて実現、発信により、アフターコロナ社会における新たなモデルを提示し、本町の都市部連携、地域資源の利用拡大、町内経済の活性化等を図ることにより人々の来町を促す。	地方創生拠点整備交付金	第59回 R3.3.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai59nintei/plan/a019.pdf			R8.3.31
北海道	北海道東川町	「適疎ワーキング」による企業等との関係人口創出・拡大事業	北海道上川郡東川町の全域	過密を回避し適疎な環境で、都市部と東川町の二地域や東川町内で暮らし働く、東川町「適疎ワーキング」を、町全域で推進する。「にんにく一番プロジェクト」として、どこでも、誰でも、いつでも「フリーアドレス施設」の利用可能デスクを、2,291（本町所在北海道最高峰旭岳の標高）を目指し環境整備、一元的な情報提供を行う。また、「株主制度」「オフィシャルパートナー制度」等の独自の関係人材や資金を活用するための仕組みを構築、活用した、固有の関係人口、人材活用型イノベーションを地域文化、景観を活用し創出する。	地方創生推進タイプ	第59回 R3.3.30	R5.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai67nintei/plan/y0060.pdf			R8.3.31
北海道	北海道東川町	東川版「学生関係人口」構築プロジェクト	北海道上川郡東川町の全域	学生を「未来の地方創生人材」と捉え、継続的な関係構築や、人材育成、活躍の場創出により、関係人口増やUIJターン促し、人口増の維持、地域内経済循環、担い手確保、コミュニティ形成や若者の地域参画など、学生を軸とした本町の好循環を実現する。「本町の魅力発信、現地受入のための相談や受付などを行う学生受入体制構築」、「人数分散型やオンライン等によるポストコロナを見据えた人材育成プログラムの開発や学生に対する提供」、「地元インターンの受入や、本町と共に地域課題解決等の事業を学生と連携して実施」	地方創生推進タイプ	第61回 R3.8.20	R6.3.28	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai70nintei/plan/y0038.pdf			R8.3.31
北海道	北海道上川郡東川町	「全世代共生型“交流×活躍×健康”プラザ」（仮称）整備プロジェクト	北海道上川郡東川町の全域	誰でも入りやすく、一人で過ごす居場所とすることも、交流することもでき、多様な活躍・しごと・健康づくり等のために使うことができ、オープンで、参加しやすい全世代共生型かつ都市部等の企業人材も含めた、交流×活躍×健康の相乗効果でウェルビーイングを高める複合型施設を整備することにより、多くの人が集い、一人ひとりが個性と多様性を尊重され、それぞれの持つ能力を発揮し、誰もが生き生きと暮らすことができる「生涯活躍のまち」を実現し、今後も人口を維持し、将来にわたり活力のあるまちづくりを進めていく。	地方創生拠点整備交付金	第63回 R4.3.25		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai63nintei/plan/a004.pdf			R9.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道東川町	子どもをまんなかにつながる　「東川スタンス」　拡大プロジェクト	北海道東川町の全域	子ども・子育て世帯へのきめ細やかな子育て支援、「東川スタンス」を浸透させるための気運醸成、地域が自然体で子どもを守り育てるしくみの構築、男性の育児参加や機会の拡大、多様な働き方・ワークインライフの充実、若い世代が町で子どもと幸福に暮らすPRなど、あらゆる施策を“こどもまんなか”視点で、総合的に展開し、少子化を克服する“こどもまんなか東川”の実現するとともに、「東川スタンス」を広く発信することで、この理念に共感し、東川町で自分らしい豊かな暮らしを望む人の移住定住による人口の維持増加を図っていく。	地方創生推進タイプ	第70回（１） R6.3.28		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai70nintei/plan/a0019.pdf			R9.3.31
北海道	北海道上川郡東川町	東川町まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道上川郡東川町の全域	今後想定される人口減少に対応するため次の事業を実施し、東川町民の結婚・妊娠・出産・子育ての希望の実現を図り自然増につなげる。また、移住を促進するとともに、安定した雇用の創出や地域を守り活性化するまちづくり等を通じて、社会減に歯止めをかける。 ①人々が集う写真文化首都の創造事業②豊かな暮らしと文化を生み出すしごとづくり事業③こどもの笑顔あふれるまちづくり事業④誰もが安心して生活できるまちづくり事業⑤多様な人材の活躍を推進する事業⑥新しい時代の流れを力にする事業	第２世代交付金（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 第２世代交付金（地域再生計画と連動した支援措置）	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0086.pdf			R11.3.31
北海道	北海道上川郡東川町	第２期東川町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道上川郡東川町の全域	今後想定される人口減少に対応するため次の事業を実施し、東川町民の結婚・妊娠・出産・子育ての希望の実現を図り自然増につなげる。また、移住を促進するとともに、安定した雇用の創出や地域を守り活性化するまちづくり等を通じて、社会減に歯止めをかける。 ①人々が集う写真文化首都の創造事業②豊かな暮らしと文化を生み出すしごとづくり事業③こどもの笑顔あふれるまちづくり事業④誰もが安心して生活できるまちづくり事業⑤多様な人材の活躍を推進する事業⑥新しい時代の流れを力にする事業	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0087.pdf			R11.3.31
北海道	美瑛町	美瑛町地域活性化雇用創造計画	北海道上川郡美瑛町の全域	美瑛町の観光客を通過型から滞在型へと展開することが課題であり、取組みとして二地域居住事業を実施している。 就農に係る研修等人材育成、地域特産物を活用した地場産品開発や専門性の高い人材育成、二地域居住推進や冬期の観光振興を推進し、地域の活性化、雇用促進・安定化を図る。 本支援措置を活用し、観光・商工・農業分野において、人材育成、産業振興を図り、観光地としての魅力を向上させ交流人口を増加させることにより、地域経済の持続的発展と雇用増加を推進する。	地域雇用創造推進事業 地域雇用創造実現事業	第16回 H22.6.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai16nintei/plan/02a.pdf			H25.3.31
北海道	北海道上川郡美瑛町	日本で最も美しい村づくり推進による美瑛町活性化プロジェクト	北海道上川郡美瑛町の全域	美瑛町に魅力を感じ国の内外から多くに人びとが訪れることは本町の強みであり、強みを活かした取り組みが地方創生の考えや「日本で最も美しい村」の理念に沿った効果的な取り組みであると考えられる。 この交流人口を活かす施策を展開するため、地域資源である美しい景観を活かした取り組みを進め、長期滞在の観光客や都市圏との二地域居住を拡大し滞在の促進を図るとともに、移住定住施策による交流人口から定住人口の増加へと繋がる環境づくりを進め、将来に渡って持続可能なまちづくりを推進していくことのできる町の体制を整える。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第40回（１） H28.11.29		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai40-1nintei/plan/a002.pdf			R2.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道上川郡美瑛町	地域資源を活用したまちの魅力向上による地方創生推進計画	北海道上川郡美瑛町の全域	大地に育まれた火山と共生する美しい丘のまちといった「ジオパーク」の推進や、地域学である美瑛学の充実、交流人口の拡大による地域の活性化に向け、地域資源が集まる白金地区の整備を実施する。これによりスポット型観光から滞在交流型観光へと転換を図り、満足のできる観光地域づくりを進める。 また、美瑛ファンを移住定住につなげる施策として、空き家バンクの運営等の空き家対策を進め、廃校となった学校の教員住宅を定住促進住宅として整備するなど、移住希望者への環境整備や移住後の子育てに適した環境づくりに取り組む。	地方創生推進交付金 地方創生拠点整備交付金	第40回（２） H28.12.13	H31.3.29	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai51nintei/plan/y018.pdf			R3.3.31
北海道	北海道上川郡美瑛町	市街地における観光拠点の整備による町内滞在型観光の創出計画	北海道上川郡美瑛町の全域	市街地観光拠点の再整備を実施し、町内に点在している観光スポットを巡る動機付けや観光客の町内滞留の仕組みを創出することにより、滞在時間の延長に伴う経済効果の向上、美瑛ファンの創出による地域ブランド価値の向上を図る。地方創生に向けた他の事業との連携を図った事業展開をすることで、将来にわたって持続可能な地域づくりを推進する。	地方創生拠点整備交付金	第41回 H29.2.24		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai41nintei/plan/a017.pdf			R3.3.31
北海道	北海道上川郡美瑛町	地域資源を活用した地域経済の活性化による地方創生推進計画	北海道上川郡美瑛町の全域	農業の営みにより生まれた本町の美しい農村景観は、国内外から多くの観光客を集めており、観光業にとっても欠かせない重要な地域資源となっている。働き手世代を中心とする人口減少に伴い地域経済が縮小していく中、この資源を強みとして活用することで交流人口の増加を図り、持続可能で自立的なまちづくりを推進する。具体的な取組みとして、美瑛版観光ＤＭＯを設立し、農業と観光業の重要性について住民理解を醸成しながら、地域内の多様な資源を組み合わせることにより、地域主体となるツーリズムを展開する。	地方創生推進交付金	第49回 H30.8.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai49nintei/plan/a004.pdf			R5.3.31
北海道	北海道上川郡美瑛町	美瑛町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道上川郡美瑛町の全域	本町の人口は、1960年をピークに減少を続けており、進学・就職を理由にした若年層の都市部への流出や出生数等が低く推移していることが大きな要因として考えられる。今後は、若者にとって魅力ある仕事を創り若い世代の転出を抑えるとともに、町外からの転入者を増やし、女性が安心して仕事と生活の調和を図ることにより、子どもを産み育てる環境を整えていくことが課題となっていることから、本町の地域資源を最大限に活用して、ひと・しごとを呼び込む循環をつくり、誰もが住み続けたいと感じられるまちづくりを推進していく。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第55回（２） R2.3.31	R3.11.25	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai62nintei/plan/y002.pdf			R7.3.31
北海道	北海道美瑛町	関係人口の創出・拡大からひと・しごとを呼び込む循環づくり	北海道美瑛町の全域	人口減少に伴う地域産業の衰退を課題に据え、人を呼び込むための仕事づくりを目的にした事業を推進する。関係人口の創出と拡大を図りながら、その多様性をまちづくりに活用しつつ、テレワークの普及が進む機を活かした定住人口の獲得に結び付ける。また、町の外郭団体の事業により、地域経済の循環を生み出しながら、各産業間の連携を促し、安定的で魅力的な仕事を生み出す取り組みを推進する。それぞれの取り組みが相乗的に働くことで、誰もが住みたい「丘のまちびえい」の創造を目指してく。	地方創生推進タイプ	第59回 R3.3.30	R6.3.28	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai70nintei/plan/y0039.pdf			R8.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道美瑛町	通年の誘客と滞在型観光の推進により経済の好循環と雇用創出を目指す美瑛魅力向上プロジェクト	北海道美瑛町の全域	本事業においては、大きな目標として「通年の観光客の増加」「滞在型観光の推進による宿泊者数の増加」、それらの効果による「地域経済の活性化や雇用の創出」、「転入者数の増加」を目指す。	地方創生推進タイプ	第70回（１） R6.3.28	R7.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/y0041.pdf			R9.3.31
北海道	北海道上川郡美瑛町	第３期美瑛町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進交付金計画	北海道上川郡美瑛町の全域	就学のため転出した学生が就職等を機に町に帰ってきたくなるようなまちづくりや幼少期・児童期において郷土愛を育む施策を推進するとともに、様々なライフスタイルが生まれている現代においても子を望む方々が安心して子供を産み育てられる環境を整えることで、誰もが住みたくなる地域の実現を目指す。	第２世代交付金（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 第２世代交付金（地域再生計画と連動した支援措置）	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0088.pdf			R12.3.31
北海道	北海道上川郡美瑛町	美瑛町まち・ひと・しごと創生総合推進計画	北海道上川郡美瑛町の全域	町民の結婚・妊娠・出産・子育ての希望の実現を図り、自然増につなげる。また、移住を促進するとともに、安定した雇用の創出や地域を守り、活性化するまちづくり等を通じて、社会減に歯止めをかける。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0089.pdf			R12.3.31
北海道	北海道空知郡上富良野町	活火山の恵みと脅威を活力に～「十勝岳」魅力再発見プロジェクト～	北海道空知郡上富良野町の全域	十勝岳連峰を不動のシンボルとして意識し四季折々の恵みを活かした魅力ある観光コンテンツを提供することで、交流人口を増加させ地域の活性化を目指す。 〇十勝岳及び上富良野を舞台とした著名作家の代表作の映画化による地域の活性化を図る『十勝岳「泥流地帯」映像化・地域活性化事業』、〇個別に行われてきた四季ごとの十勝岳関連イベントを横断的に展開し拡充を図る『十勝岳四季彩イベント推進事業』　の２事業を軸に地域の再生を図る。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第45回 H29.11.7	H31.3.29	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai51nintei/plan/y019.pdf			R2.3.31
北海道	北海道上富良野町	大地の恵みを強みに変える　かみふらのブランド創造・地域の活力創出事業	北海道上富良野町の全域	「大地の恵みを新たな力に　魅力創造プロジェクト」「大地の恵みで人をひきつけ呼び込む　定住・移住・関係・交流人口創出プロジェクト」「大地の恵みを稼ぐ力に　産業持続化・活性化プロジェクト」を柱に、地域活性化のバックボーンとなる地元愛の醸成を図るため、まちの象徴である「十勝岳」を核とした「大地の恵み」をテーマとした地域のブランディング、まちづくりを進めるとともに、十勝岳がもたらす多様な恩恵を農業、商工業に派生させることで産業振興と仕事の確保につなげ、定住・移住の促進、関係・交流人口の拡大を図る。	地方創生推進タイプ	第55回（１） R2.3.30	R6.3.28	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai70nintei/plan/y0040.pdf			R7.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道空知郡上富良野町	上富良野町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道空知郡上富良野町の全域	町の特性・資源として総合計画に掲げる「十勝岳に代表される雄大で美しい自然環境・景観」「特色ある農業の営みと豊富な食資源」「多彩で魅力ある観光・交流資源」「安心して暮らせる充実した健康・福祉環境」「自衛隊駐屯地・演習場の存在」「愛町心の強い町民、進められる協働のまちづくり」をあらためて深く認識し、活かしていくとともに、町の魅力をさらに高めていく意識と行動により、多くの人をひきつけ、行き交うまち、将来にわたって町民が安心して暮らし続けられるまちづくりをめざす。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第55回（２） R2.3.31	R7.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/y0042.pdf			R11.3.31
北海道	北海道中富良野町	中富良野町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道中富良野町の全域	本町の人口は、１９５５年の１１，１０５人をピークに減少傾向にあり、５，０６９人（Ｈ２７国勢調査結果）まで落ち込んでいる。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、２０４５年時点では２，７４９人となる見込みである。国の人口推計を上回る人口を維持していくため、安定した財政運営の確保と生活サービスの機能の充実を確保することにより、町の魅力を向上し、地方創生、人口減少の克服という構造的課題解決を図ることを目指す。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第55回（２） R2.3.31	R3.7.8	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai60nintei/plan/y003.pdf			2021年５月に申請した地域再生計画の変更の認定の日
北海道	北海道中富良野町	第２期中富良野町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道中富良野町の全域	本町の人口は、１９５５年の１１，１０５人をピークに減少傾向にあり、５，０６９人（Ｈ２７国勢調査結果）まで落ち込んでいる。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、２０４５年時点では２，７４９人となる見込みである。国の人口推計を上回る人口を維持していくため、安定した財政運営の確保と生活サービスの機能の充実を確保することにより、町の魅力を向上し、地方創生、人口減少の克服という構造的課題解決を図ることを目指す。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第60回 R3.7.9	R7.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/y0043.pdf			R8.3.31
北海道	北海道中富良野町	中富良野町地域商社による持続可能な強い農業を中心とした地域産業創造事業	北海道中富良野町の全域	町内の農産品を中心に取り扱う地域商社機能を町内に構築し、そこで価値に応じた価格で取引できる販路の戦略的な拡大によって収益性を改善させて担い手を確保し、その担い手による収益性の高い産品の収量増加、加工による新商品開発支援等を行うことで、農業の収益性を向上させる。また、農業と観光、他の産業と結び付けることで、農業振興への相乗効果、農業を核とした交流人口・関係人口の増加、移住・定住を促進させることで、町内に新しい人の流れを生み出し、誰もが住みたくなる、住み続けたくなる、訪れたくなる町を目指す。	地方創生推進タイプ	第65回 R4.8.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai65nintei/plan/a001.pdf	【軽微変更】 R5.3.28	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2023keibi01/plan/k06.pdf	R7.3.31
北海道	北海道中富良野町	サテライトキャンパス誘致による地域活性化事業	北海道中富良野町の全域	地域の食材の活用などにより食の価値を高めることは、地域独自の資源を楽しみたい旅行客への訴求力となり、宿泊業等の付加価値向上になると同時に地域経済への裨益効果を増大させることに繋がる。そのため、地域の農産物等の開発等を産官学連携により、農業・観光といった分野を横断した政策を進めることで、学術的視点と若年層である学生の視点で町内農産物を利用した料理レシピおよび加工品を継続的に開発する仕組みをつくり、観光客の呼び込みや雇用機会の創出等を推進し、まちを活性化させることを目指す。	地方創生推進タイプ	第68回 R5.8.17		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai68nintei/plan/a005.pdf			R8.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道中富良野町	中富良野町まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道中富良野町の全域	観光情報発信やインバウンドを含む観光案内、滞在型観光や旅行消費の拡大などの機能を有する観光拠点施設の整備、既存観光資源の充実と四季を通じた新たな観光資源の掘り起こし、観光関連産業の持続的発展を促す仕組みを構築し、通年型の観光地づくりを進めていくことで交流人口や関係人口の新しい人の流れを生み出し、地域の多様な関係者が連携した雇用促進と地域経済の活性化を図り、観光産業と花を核としたまちづくりの持続的発展を目指す。	第２世代交付金（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 第２世代交付金（地域再生計画と連動した支援措置）	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0090.pdf			R8.3.31
北海道	北海道空知郡中富良野町	第２期中富良野町まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道中富良野町の全域	観光情報発信やインバウンドを含む観光案内、滞在型観光や旅行消費の拡大などの機能を有する観光拠点施設の整備、既存観光資源の充実と四季を通じた新たな観光資源の掘り起こし、観光関連産業の持続的発展を促す仕組みを構築し、通年型の観光地づくりを進めていくことで交流人口や関係人口の新しい人の流れを生み出し、地域の多様な関係者が連携した雇用促進と地域経済の活性化を図り、観光産業と花を核としたまちづくりの持続的発展を目指す。	地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画と連動した支援措置）	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s039.pdf			R13.3.31
北海道	北海道空知郡中富良野町	第３期中富良野町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道空知郡中富良野町の全域	本町の人口は、1960年の10,801人をピークに減少しており、2020年（令和２年）時点では4,733人となっている。国立社会保障・人口問題研究所の2023年推計によると、2050年時点では2,708人となる見込みである。人口推計を上回る人口を維持していくため、安定した財政運営の確保と生活サービスの機能の充実を確保することにより、町の魅力を向上し、地方創生、人口減少の克服という構造的課題解決を図ることを目指す。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s040.pdf			R13.3.31
北海道	南富良野町	企業誘致による地域活性化プラン	北海道空知郡南富良野町の区域の一部（金山地区）	廃校校舎等を有効利用して農機具開発に実績のある機械メーカーに無償で貸与し、屋内体育館を農機具保管庫、製造・メンテナンス整備工場、校舎を歴代農機具の保管庫・管理事務室等、屋外運動場をテスト圃場やテストコースとして活用し、雇用の創設・定住者の拡大を図る。併せて、地域の有志で組織する「金山の未来」魅力を伝える会と連携し、郷土資料保管庫として活用を図り、平成２３年度を目処に農林業体験によるグリーンツーリズムを展開し地域活性化を図る。	補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化	第05回 H18.11.16		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai5nintei/01toke.pdf			H27.3.31
北海道	北海道空知郡南富良野町	道の駅に賑わいを創出し、地域の稼ぐ拠点とする商工業の振興計画	北海道空知郡南富良野町の区域の一部（幾寅地区）	地方創生の実現における構造的な課題を解決するため、本町が有する観光資源や人的資源を活用し、道の駅をアウトドア体験観光の推進拠点として観光客の誘客を図ることで、賑わいを創出し、将来的に事業収益により自立して自走できる仕組みを構築する。	地方創生推進交付金	第49回 H30.8.31	R1.8.23	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai53nintei/plan/y007.pdf			R2.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道空知郡南富良野町	道の駅を核としたまちの賑わい拠点施設整備事業	北海道空知郡南富良野町の区域の一部（幾寅地区）	人口減少による地域経済の縮小や災害からの復興を目指すため、南富良野町の強みである観光産業を促進し、域内消費の拡大が期待できる滞在型観光に向けた取り組みの実施に向け、道の駅をアウトドア観光の振興と生活機能の維持を図る拠点として機能を見直し、道の駅に道路利用者（通過客）と観光客と地域住民の３つの消費を取り込み、観光で稼ぎ、地域経済活性化により地域振興の解決を図る地方創生の拠点として道の駅を活用し、地域経済活性化と雇用創出等地域内外への高い経済的波及効果を図る。	地方創生拠点整備交付金	第59回 R3.3.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai59nintei/plan/a022.pdf			R8.3.31
北海道	北海道空知郡南富良野町	南富良野町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道空知郡南富良野町の全域	若年層の転出超過は、基幹産業である農林業や商工業者の担い手不足、高齢化を引き起こし地域経済の衰退を招いている。また、高齢化により医療費や介護給付費の負担は増加する一方である。 　これらの課題に対応するため、以下の事項を本計画の基本目標に掲げ、関係人口、交流人口、移住・定住者を増やすとともに、安定した雇用の場の創出や地域を守り活性化するまちづくり等を通じて、社会減に歯止めをかける。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第59回 R3.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai59nintei/plan/b013.pdf			R7.3.31
北海道	北海道空知郡南富良野町	南富良野町まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道空知郡南富良野町の全域	本町の人口は1965年の11,029人をピークに減少を続け、2020年には2,376人となった。このまま人口減少が続けば町民生活の活力低下、地域コミュニティの低下を招くほか、地域経済や町財政へも大きな影響を及ぼし、町の存続に関わる極めて深刻な問題となっている。これらの課題を解決するため、第２世代交付金を活用して取り組む地方創生事業について本計画を策定する。	第２世代交付金（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 第２世代交付金（地域再生計画と連動した支援措置）	第73回 R7.3.31	R7.9.4	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai74nintei/plan/y006.pdf			R12.3.31
北海道	北海道空知郡南富良野町	第２期　南富良野町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道空知郡南富良野町の全域	本町の人口は1965年の11,029人をピークに減少を続け、2020年には2,376人となった。このまま人口減少が続けば町民生活の活力低下、地域コミュニティの低下を招くほか、地域経済や町財政へも大きな影響を及ぼし、町の存続に関わる極めて深刻な問題となっている。これらの課題を解決するため、町の施策等に興味をお持ちいただいた企業やご協力いただける企業から起業版ふるさと納税制度を活用いただけるよう本計画を策定する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31	R7.9.4	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai74nintei/plan/y007.pdf			R12.3.31
北海道	北海道勇払郡占冠村	「狩猟的価値」発現による林業六次産業化の推進	北海道勇払郡占冠村の全域	地域商社を立ち上げ、これまでの林業にはない「銘木データベース」を作成し、差別化を図りたい設計事務所などを対象に、ネット販売などの新たなビジネスモデルの確立にチャレンジするとともに、地域商社がコーディネーター役となり、「狩猟的価値」を活かした商品開発やセット販売等による村内産業への波及を実現し、さらに「しむかっぷの森のファンづくり」による資金獲得などに取り組む。加えて、独自の育成プログラムを作成し、将来の中核人材の確保・育成に取り組む。	地方創生推進交付金	第40回（２） H28.12.13	H30.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai47nintei/plan/y024.pdf			R2.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道勇払郡占冠村	トマム地区における子育て世帯の移住促進	北海道勇払郡占冠村の区域の一部（トマム地区）	移住のためのコンテンツづくりとして、地域資源が活用できるクライミングに着目し、村内のリゾート関係者との交流のきっかけづくりや地域活動の担い手への誘導とともに、リゾート関係者の力を借りながら、体験内容のブラッシュアップや住民主体の移住者支援の体制づくりを行った上で、村外へのアピールを展開する段階的な取組を進める。これらの取組を通じ、クライマーの増加などにより、地域カフェの販売拡大による自主財源の確保、体験メニューの提供による観光ビジネスへの波及にもつなげていく。	地方創生推進交付金	第43回（２） H29.5.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai43-2nintei/plan/a037.pdf			R2.3.31
北海道	北海道勇払郡占冠村	占冠村まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道勇払郡占冠村の全域	自然減少（出生数の減少・転入者の減少）や高齢化が進行することにより、人口減少がこのまま進むと、税収減よる行政サービスの低下、産業の衰退や日常生活に必要なサービス機能の維持が困難になっていくことが予想される。この問題を解決するために、安定した雇用の確保、新しい人の流れ、出産子育て支援、時代に合った地域づくりなど取組を継続することにより人口の減少に歯止めをかける。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第67回 R5.3.31	R8.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/c018.pdf			R9.3.31
北海道	北海道勇払郡占冠村	第２期占冠村創生総合戦略推進交付金計画	北海道勇払郡占冠村の全域	自然減少（出生数の減少・転入者の減少）や高齢化が進行することにより、人口減少がこのまま進むと、税収減による行政サービスの低下、産業の衰退や日常生活に必要なサービス機能の維持が困難になっていくことが予想される。この問題を解決するために、安定した雇用の確保、新しい人の流れ、出産子育て支援、時代に合った地域づくりなど取組を継続することにより人口の減少に歯止めをかける。	地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画と連動した支援措置）	第73回 R7.3.31	R8.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/c017.pdf			R9.3.31
北海道	北海道上川郡和寒町	小説の舞台「塩狩峠」を核とした観光振興事業	北海道上川郡和寒町の全域	知名度の高い塩狩峠を観光の核とした周辺整備を進め、魅力の高いツアーの企画・商品化や近辺の「夫婦岩」といった観光地への人の流れをつくり、魅力ある広範な観光ルートの構築、観光のみならず基幹産業である農業振興や雇用の創出をめざす。 さらに近隣の市町村と広域の着地型観光推進協議会を構成し、「食と観光」によるオンリーワンの観光周遊ルートの策定等、１市３町を核とする道北地域への更なる観光客の誘引を図り、訪日外国人観光客へのプロモーション活動、受入体制整備について、関係団体と連携した取り組みを行う。	地方創生推進交付金	第43回（２） H29.5.30	H31.3.29	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai51nintei/plan/y020.pdf			R2.3.31
北海道	北海道上川郡和寒町	南瓜の里「和寒町」ペポカボチャプロジェクト	北海道上川郡和寒町の全域	ペポカボチャの販路拡大を進めるとともに果肉やわたの有効活用、機能性の検証など付加価値を高める取り組みを進め、関連事業の雇用創出、農業者所得の向上、担い手の確保を図る。また、併せて南瓜のまちとしての知名度向上につなげ、交流人口の増加を図る。	地方創生推進交付金	第43回（２） H29.5.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai43-2nintei/plan/a038.pdf			R2.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道上川郡和寒町	和寒町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道上川郡和寒町の全域	本町の人口は、昭和31年の国勢調査人口11,736人をピークとなるが、令和２年には3,192人まで減少、生産年齢人口の減少による労働力不足や、後継者不足、消費力の低下による地域経済の縮小、税収減による財政状況悪化等の課題が生じることが懸念される。将来にわたって「活力ある地域社会」を実現するため、安定した雇用環境の創出、ひとの流れや人材確保、健やかに産み・育て、安心して子育て・教育ができる生活環境の整備、安心して住みつづけられるまちづくりをめざす。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第63回 R4.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai63nintei/plan/c007.pdf			R7.3.31
北海道	北海道上川郡和寒町	第２期和寒町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道上川郡和寒町の全域	本町の人口は、1956年の国勢調査人口11,376人をピークに、2020年には3,192人まで減少、生産年齢人口の減少による労働力不足や後継者不足、消費力の低下による地域経済の縮小、税収減による財政状況の悪化等の課題が生じることが懸念される。将来にわたり「活力ある地域社会」を実現するため、安定した雇用環境の創出、ひとの流れや人材確保、健やかに生み・育て、安心して子育て・教育ができる生活環境の整備、安心して住みつづけられるまちづくりを目指す。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第74回（２） R7.9.5		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai74nintei/plan/z022.pdf			R12.3.31
北海道	北海道上川郡剣淵町	絵本の里けんぶち観光地域づくり推進プロジェクト	北海道上川郡剣淵町の全域	インバウンドと本町の観光資源とのマッチングに重点を置き、町のシンボルである道の駅絵本の里けんぶちを中心に情報発信、パーク＆ライドや滞在型観光メニュー展開の拠点を目指す。道の駅が道北観光の拠点となり、バスツアーなどの誘客施策が見えることで、地域施設や地域住民、地域協議会との連携をスムーズにし、町全体の機運を高めるだけでなく、国際観光地としての環境整備・人材育成、まちの賑わい創出にもつなげる。本町のみならず１市２町（士別市・和寒町・幌加内町）広域の特産品を販売することで、地域の稼ぐ力を強化する。	地方創生推進交付金	第40回（２） H28.12.13		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai40-2nintei/plan/a021.pdf			H31.3.31
北海道	北海道上川郡剣淵町	剣淵町農業ブランド化推進プロジェクト	北海道上川郡剣淵町の全域	医福食農連携、農商工連携及び官民協働の取組により地域ブランドを確立し、商品販売力を高めて農家所得や知的障がい者施設利用者工賃の向上、健康食の提供により外食業の売上を増加させ、地域経済を活性化させる。機能性・栄養価が高くかつ希少とされる穀物キヌアの産地化を図り、健康テーマにキヌアの加工品開発や食づくりに取組むことにより、高齢者、妊婦・乳幼児やアレルギー性疾患者など高栄養必要者の健康づくりを支援する。また、地域商社がキヌアを中心に農産物・加工品を販売し、地域ブランドによる物流をつくり雇用を創出する。	地方創生推進交付金	第40回（２） H28.12.13		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai40-2nintei/plan/a020.pdf			H31.3.31
北海道	北海道上川郡剣淵町	桜岡宿泊研修施設多機能型整備計画	北海道上川郡剣淵町の全域	剣淵温泉レークサイド桜岡に、インバウンドを含む滞在型観光の旅行者のみならず、本町では未整備の移住・定住体験施設や農業体験実習受入施設の機能を新たに持たせる。さらには、交流のある企業との連携による社員研修受入など、様々な機能を兼ね備えた宿泊施設へと模様替えする。また、移住・定住体験や農業・就業体験実習の相談・受入窓口、地域商社が取組む物流の確立や６次産業化の拠点などの機能を有する事務室を新たに整備する。	地方創生拠点整備交付金	第41回 H29.2.24		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai41nintei/plan/a018.pdf			R3.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道上川郡剣淵町	剣淵町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道上川郡剣淵町の全域	剣淵町では今後、人口減少と少子化・高齢化が進むことで地域における担い手不足やそれに伴う地域産業の衰退等、町民の生活に大きな影響を及ぼすことが懸念されている。これらの課題に対応するため、町民への結婚応援事業等を行い自然増につなげる。また、移住を促進するための情報発信・相談体制の充実とともに、商工業者やＵＩＪターン者の就業支援等による安定した雇用を創出し、社会減に歯止めをかける取り組みを行う。取り組みに当たっては基本目標を掲げ目標の達成を図る。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第69回 R5.11.17		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai69nintei/plan/a001.pdf			R7.3.31
北海道	北海道上川郡剣淵町	剣淵町新しい地方経済・生活環境創生交付金推進計画	北海道上川郡剣淵町の全域	剣淵町では今後、人口減少と少子化・高齢化がすすむことで地域における担い手やそれに伴う地域産業の衰退等、町民の生活に大きな影響を及ぼすことが懸念されているため、町立剣淵高校のPR事業・剣淵高校卒業生の町内就業支援を図り自然増につなげる。また、だれもが住みやすい、住んでみたい暮らしの場にするための情報発信・相談体制の充実とともに、特に若者や子育て世代が気兼ねなく交流できる環境づくり、子どもの成長に伴う経済的な負担軽減により、子育ての場として魅力的なまちを創出し、社会減に歯止めをかける取組を行う。	第２世代交付金（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 第２世代交付金（地域再生計画と連動した支援措置）	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0094.pdf			R12.3.31
北海道	北海道上川郡剣淵町	第３期剣淵町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道上川郡剣淵町の全域	剣淵町では今後、人口減少と少子化・高齢化が進むことで地域における担い手やそれに伴う地域産業の衰退等、町民の生活に大きな影響を及ぼすことが懸念されている。これらの課題に対応するため、町民への結婚応援事業等を行い自然増につなげる。また、移住を促進するための情報発信・相談体制の充実とともに、商工業者やUIJターン者の就業支援等による安定した雇用を創出し、社会減に歯止めをかける取組を行う。取組に当たっては基本目標を掲げ目標の達成を図る。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0095.pdf			R12.3.31
北海道	下川町	小さくてもきらりと輝く町・しもかわ再生計画	北海道上川郡下川町の全域	本町は、農林業を基幹産業とし、環境に配慮した町づくりを進めてきたが、厳しい社会経済情勢の中、地域がこれまで以上に発展していくためには、基幹産業の進展はもとより、新たな産業等の創出や産業間のクラスター的な連携により雇用の創出や拡大を図り、産業振興を行っていく必要がある。そこで、これまでの町独自の取組みと合わせて、地域提案型雇用創造促進事業に取り組むことにより、産業振興を図り、雇用の創出と拡大を実現し、地域の再生を目指す。	地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業） 地域再生に資するＮＰＯ等の活動支援	第01回（２） H17.7.19	H18.7.3	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai4nintei/78toke.pdf			H22.3.31
北海道	下川町	しもかわ経済自立発展モデル～持続可能な産業の構築による良質なくらしづくり～	北海道上川郡下川町の全域	農業、林業・林産業の基盤をもとに、自立した地場産業の構築を図る。具体的には、森林資源を最大効率で活用できる林業・林産システムの構築、集住化等の取組を柱にパッケージで農村集落の課題を解決する足腰の強い農業基盤の構築、エネルギーを自給することにより富みの域内循環の構築により、持続可能な地域社会を形成する。また、都市から地方への移住・定住者の増加を図り、地域活力を増強させるため、地域における豊かな暮らしを実現しながら、都市との窓口になる中間支援機能の構築や、生活環境の質の向上等の複合的事業を行うもの。	地域再生戦略交付金	第30回 H27.1.22	H27.10.2	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai33nintei/plan/y01.pdf			R2.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道上川郡下川町	下川タウンプロモーション推進計画	北海道上川郡下川町の全域	地域経済産業共通の課題として、事業主・従事者の高齢化による高齢を理由とした廃業や技術の不承継、労働力不足、移住希望があっても住宅不足で提供が不可、豪雪地域が故の雇用の夏冬分断、雇用の維持・拡大、地域のブランド力向上が課題となっている。そのため、これまでの産業分野ごとのプロモーションから全産業横連携による総合的なプロモーション活動へと展開することで、分野横断的な課題の解決や相乗効果により構造的課題の解決を図り、地域経済の活性化と雇用の維持・創出を図るもの。	地方創生推進交付金	第39回 H28.8.30	H29.6.27	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai44nintei/plan/y004.pdf			H31.3.31
北海道	北海道上川郡下川町	農村集落型集住化モデル計画	北海道上川郡下川町の全域	町外からの新規農業参入者の定住を円滑にするため、後継者のいない高齢農業者と農業研修生が集住する共同住宅を建設して移住を促し、研修生と既存農家とのコミュニティを形成することで、相互の信頼関係の構築、高齢者の生活不安の解消、農業技術の伝承、新規就農者の農地と住宅確保の円滑化を図ることを目的としている。	地方創生推進交付金 地方創生拠点整備交付金	第39回 H28.8.30	H29.2.24	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai41nintei/plan/y13.pdf	【軽微変更】 H30.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2018nendo/keibi/024.pdf	R3.3.31
北海道	北海道上川郡下川町	ＳＤＧｓを取り入れた「経済×社会×環境＝持続可能なしもかわ」創造計画	北海道上川郡下川町の全域	「誰ひとり取り残されず、しなやかに強く、幸せに暮らせる持続可能なまち」を実現するため、2030年ビジョンの7目標①みんなで挑戦しつづけるまち②誰ひとり取り残さないまち③人も資源もお金も循環するまち④みんなで思いやれる家族のようなまち⑤引き継がれた文化や資源を尊重し、新しい価値を生みだすまち⑥世界標準のまち⑦子どもたちの笑顔と未来世代の幸せを育むまち、とそれを達成するための打ち手（事業）で構成され、町内外にかかわらず多様な人々が連携して取組みを推進する。	地方創生推進交付金	第51回 H31.3.29		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai51nintei/plan/a038.pdf			R4.3.31
北海道	北海道上川郡下川町	ＳＤＧｓを取り入れた地域創造計画	北海道上川郡下川町の全域	長期的、複眼的な視点でまちづくりを進めるため「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」を取り入れ、下川町で暮らすことが幸せと感じる幸福度の高い地域「誰ひとり取り残されず、しなやかに強く、幸せに暮らせる持続可能なまち」の実現し、町民主体による「2030年における下川町のありたい姿（下川版ＳＤＧｓ）」の実現を目指す。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第58回 R2.11.6	R3.7.8	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai60nintei/plan/y004.pdf			2021年５月に申請した地域再生計画の変更の認定の日
北海道	北海道上川郡下川町	下川版ＳＤＧｓによる地域創造計画	北海道上川郡下川町の全域	長期的、複眼的な視点でまちづくりを進めるため「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」を取り入れ、下川町で暮らすことが幸せと感じる幸福度の高い地域「誰ひとり取り残されず、しなやかに強く、幸せに暮らせる持続可能なまち」の実現し、町民主体による「2030年における下川町のありたい姿（下川版ＳＤＧｓ）」の実現を目指す。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第60回 R3.7.9	R7.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/y0045.pdf			R8.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道下川町	地方創生人材確保・育成計画	北海道下川町の全域	本計画では、住まいからライフプランまでの総合的にサポートを行う移住施策による人材の確保及び地域における長期的・戦略的な人材育成を一体的に展開し、地域課題解決の担い手不足の解消を目指す。	地方創生推進タイプ	第63回 R4.3.30	R5.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai67nintei/plan/y0065.pdf	【軽微変更】 R6.3.28	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2024keibi01/plan/k006.pdf	R7.3.31
北海道	北海道上川郡下川町	下川町まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道上川郡下川町の全域	人口減少の鈍化・抑制を図るため、「①しごと創り（地域経済産業振興事業）」、「②まち創り（人にやさしい社会システム構築事業）」、「③ひと創り（未来人材育成事業）」、「④ひとや団体を”つなぎ”、”ささえ”、”つくる”中間支援機構創設」に取り組む。	第２世代交付金（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 第２世代交付金（地域再生計画と連動した支援措置）	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0096.pdf			R8.3.31
北海道	北海道上川郡下川町	第２期下川町まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道上川郡下川町の全域	人口減少の鈍化・抑制を図るため、「①しごと創り（地域経済産業振興事業）」、「②まち創り（人にやさしい社会システム構築事業）」、「③ひと創り（未来人材育成事業）」、「④ひとや団体を”つなぎ”、”ささえ”、”つくる”中間支援機構創設」に取り組む。	地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画と連動した支援措置）	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s041.pdf			R13.3.31
北海道	北海道上川郡下川町	第２期下川版ＳＤＧｓによる地域創造計画	北海道上川郡下川町の全域	長期的、複眼的な視点でまちづくりを進めるため「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」を取り入れ、下川町で暮らすことが幸せと感じる幸福度の高い地域「誰ひとり取り残されず、しなやかに強く、幸せに暮らせる持続可能なまち」の実現し、町民主体による「2030年における下川町のありたい姿（下川版ＳＤＧｓ）」の実現を目指す。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s042.pdf			R13.3.31
北海道	北海道中川郡美深町	チョウザメを核とした産学官連携による地域活性化計画	北海道中川郡美深町の全域	本町におけるチョウザメ養殖について施設の整備を行い、産学官連携により更なる技術力の向上を図り、チョウザメ魚肉及びキャビアを良質かつ安定的に生産する体制の構築と、チョウザメ関連の新製品の開発を促進し、美深町特産品としての定着を図るとともに、雇用を促進する。 また、北海道大学水産学部との連携協定を基に、美深町のフィールドを活用した大学生の実習受入れにより、研究者の育成と人材確保にも取り組み、雇用、観光、人材育成、移住・定住を一体的に進める	地方創生拠点整備交付金	第43回（２） H29.5.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai43-2nintei/plan/a040.pdf			R4.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道中川郡美深町	チョウザメを核とした産学官連携による産業創出計画	北海道中川郡美深町の全域	チョウザメ養殖や新たな商品開発などにより新たな産業創出、チョウザメの観光資源活用により誘客促進を図り、将来的に事業収益により自走化できる仕組みを構築する。北海道大学との連携協定に基づく実習受入やチョウザメ飼育・管理の民間委託による飼育データ活用による更なる飼育技術の向上を図り、将来の人材確保・研究者育成につなげる。また、新商品の開発の促進、チョウザメ事業のブランド化や販売戦略検討、観光資源としての活用に向けた検討・実践など、新たな産業化につなげ雇用を図る。	地方創生推進交付金	第51回 H31.3.29	R2.8.21	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai57nintei/plan/y004.pdf			R4.3.31
北海道	北海道中川郡美深町	美深町まち･ひと･しごと創生推進計画	北海道中川郡美深町の全域	美深町の地方創生総合戦略で定める4つの基本目標（「まちの特性を活かした産業振興と魅力ある雇用の場の確保・創出、拡大」、「美しい自然環境、豊かな地域資源を活かし、新しい人の流れをつくる」、「若い世代の結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなえられる」、「安全安心で快適な生活を守り、絆の強い地域をつくる」）に基づき、子どもから高齢者まで健康で明るく安心、安全に暮らし、活力ある産業が根付き、町外からの新たな人の流れが生まれる「豊かな自然に調和した輝きあふれるまち」を実現する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第67回 R5.3.31	R7.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/y0046.pdf			R8.3.31
北海道	北海道中川郡音威子府村	おといねっぷ美術工芸高等学校卒業生移住定住Uターン促進計画	北海道中川郡音威子府村の全域	おといねっぷ美術工芸高等学校の卒業生をUターンさせ移住定住に繋げる環境を整えるため働く場の確保・場づくり支援、起業化を促進する。村民とUターン者の交流施設を整備し地域力の維持強化を図るため地域づくりマスタープランを策定しこれを実行する人材確保育成を図り持続可能な地域づくりを実現する。	地方創生推進交付金	第40回（２） H28.12.13		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai40-2nintei/plan/a022.pdf			H31.3.31
北海道	北海道中川郡音威子府村	音威子府村企業版ふるさと納税推進計画	北海道中川郡音威子府村の全域	北海道で1番小さな村である音威子府村が抱えている人口減少、人口問題に対応すべく、本村の最大の強みである、村立高校「北海道おといねっぷ美術工芸高等学校」を軸とした取り組みについて、交流人口の拡大や関係人口創出の観点から、企業版ふるさと納税を活用した事業展開を目指す。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第58回 R2.11.6		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai58nintei/plan/a013.pdf			R7.3.31
北海道	北海道中川郡音威子府村	音威子府村まち・ひと・しごと創生交付金計画	北海道中川郡音威子府村の全域	北海道で一番小さな村である音威子府村が、本村の一番の強みである「北海道おといねっぷ美術工芸高等学校」を軸とした取り組みを行い、「高校の機能強化」「雇用の場の創出」「関係人口の創出」「安心して暮らせるまちづくり」等の事業を、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金（地方創生型））を活用し事業展開を目指す。	第２世代交付金（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 第２世代交付金（地域再生計画と連動した支援措置）	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0097.pdf			R12.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道中川郡音威子府村	音威子府村まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道中川郡音威子府村の全域	北海道で一番小さな村である音威子府村が、本村の一番の強みである「北海道おといねっぷ美術工芸高等学校」を軸とした取り組みを行い、「高校の機能強化」「雇用の場の創出」「関係人口の創出」「安心して暮らせるまちづくり」等の事業を、企業版ふるさと納税を活用し事業展開を目指す。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0098.pdf			R12.3.31
北海道	北海道中川町	中川町地域商社と東京都世田谷区サテライトスペース連携事業	北海道中川町の全域	中川町に設立される地域商社と、東京都世田谷区に設置されたサテライトスペースが連携しつつ、移住者の獲得、地域の稼ぐ力の向上、関係人口の増加を図っていく。農林業生産物を原料とした特産品をサテライトスペースを拠点に首都圏におけるテストマーケティングをしながら開発し、町内における製造業や小売業の振興、間接的には農林業の振興を行い雇用創出を図る。あわせて住環境整備とタウンプロモーションを行い、相乗効果によって地方創生を達成する。	地方創生推進タイプ	第55回（１） R2.3.30	R6.3.28	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai70nintei/plan/y0041.pdf			R7.3.31
北海道	北海道中川郡中川町	企業版ふるさと納税を活用した地域商社とサテライトスペース連携推進計画	北海道中川郡中川町の全域	中川町で深刻化する都市部での人口流出や少子高齢化による地域の担い手不足や地域経済の衰退に、住民、企業、団体、行政が一体となって取り組んでいくため、中川町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、将来に渡って元気で活力のある町、子育て世代から働く町、さらには高齢となり退職しても安心・安全で豊に暮らすことができる町づくりを目指し、効果的な施策を体系化し加速化していくための計画です。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第55回（２） R2.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai5502nintei/plan/b029.pdf			R7.3.31
北海道	北海道中川郡中川町	中川町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道中川郡中川町の全域	本町の人口は、都市部への人口流出や少子高齢化により減少を続け最も多かった人口の約4分の1となった。 今後も社会全体の人口減少が続くと考えられておりこれらの諸課題の解決に向けて、住民、企業、団体などあらゆる主体が問題意識を共有しながら、乳幼児から働く世代、高齢者まで、すべてのライフステージにおける施策を着実に実行し、人口減少社会に対応した持続可能な地域を目指す。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第62回 R3.11.26		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai62nintei/plan/a005.pdf			R7.3.31
北海道	北海道中川町	空き家とDXを活用した関係人口創出計画	北海道中川郡中川町の全域	本計画によって、町内で不足する宿泊・滞在施設を、空家の改修によって、空家を解消しながら潜在的観光客や移住希望者等の滞在場所を確保し、関係人口と移住者を増加させる。中川町の知名度や魅力が不足しているため、情報発信体制の強化や来訪動機を創出するために、特設サイトや専用SNSの制作、メルマガの配信、DIYワークショップの開発等による魅力化を図る。また、地域の店舗と体験提供者への支払いに利用可能なデジタルポイント制度の構築を図り、滞在満足度の向上や利便性の向上を図る。	地方創生推進タイプ	第70回（１） R6.3.28	R8.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/c019.pdf			R9.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道中川郡中川町	中川町まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道中川郡中川町の全域	都市部を中心に北海道全体でオーバーツーリズムが顕著になっており、開発余地のある観光地として、北海道北部への注目度が高まっている。中川町は旭川圏から道北地域への中継地点にあたり、観光的には「秘境」に準えられる地勢や交通の不便さなどを逆手にとり、「中川町周辺エリア」を「奥道北」と銘打つことで、「わざわざ足を運ぶべき場所」としてデスティネーション性を獲得する。観光誘客や関係人口拡大、移住促進を目的として、既存住民と来訪者を融和させ、将来的に広域化も視野に入れた「奥道北」ブランドの構築を目指す。	第２世代交付金（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 第２世代交付金（地域再生計画と連動した支援措置）	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0099.pdf			R12.3.31
北海道	北海道中川郡中川町	第２期中川町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道中川郡中川町の全域	本町の人口は、都市部への人口流出や少子高齢化により減少を続け最も多かった人口の約5分の1となった。 今後も社会全体の人口減少が続くと考えられておりこれらの諸課題の解決に向けて、住民、企業、団体などあらゆる主体が問題意識を共有しながら、乳幼児から働く世代、高齢者まで、すべてのライフステージにおける施策を着実に実行し、人口減少社会に対応した持続可能な地域を目指す。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第74回（２） R7.9.5		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai74nintei/plan/z023.pdf			R12.3.31
北海道	北海道雨竜郡幌加内町	幌加内町介護人材確保計画	北海道雨竜郡幌加内町、群馬県多野郡上野村、兵庫県神崎郡神河町及び島根県浜田市の全域	町内の介護事業所に就労することが決定しており、中学生以下のお子さんがいるシングルペアレント（ひとり親）、または、幌加内高校を卒業し、同様に介護事業所に就職していることが決定している生徒を対象に研修委託、子どもの養育費や住宅費助成など官民一体となった包括的な支援を実施し、不足している介護サービス人材の確保を図る。	地方創生推進交付金	第43回（２） H29.5.30	H31.3.29	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai51nintei/plan/y021.pdf	【軽微変更】 R2.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2020keibi01/plan/k008.pdf	R3.3.31
北海道	北海道雨竜郡幌加内町	日本一の蕎麦の里・観光拠点ブランディング事業計画	北海道雨竜郡幌加内町の全域	日本一の蕎麦生産地である本町において、蕎麦関連産業の衰退は雇用機会の減少につながり、町内唯一の観光客向け特産品売場のある道の駅の販売額の減少は、地域産業衰退につながっている。そのため、道の駅の蕎麦処、特産品売場、道内一の積雪量をいかした露天風呂を整備し、「本格的な手打蕎麦が食べられる道の駅」へと再生を図り、蕎麦加工製品及び飲食・観光部門等へ波及させることで、蕎麦関連産業の雇用創出を図り、地域企業が取組む物流の販路拡大、6次産業化の確立、稼ぐ観光地づくりを目指す。	地方創生拠点整備交付金	第51回 H31.3.29		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai51nintei/plan/a040.pdf			R6.3.31
北海道	北海道雨竜郡幌加内町	幌加内町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進計画	北海道雨竜郡幌加内町の全域	幌加内町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進計画の各種事業に対して、企業版ふるさと納税制度を活用して基本目標の達成を図る。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第55回（２） R2.3.31	R7.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/y0047.pdf			R12.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道雨竜郡幌加内町	幌加内町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道雨竜郡幌加内町の全域	幌加内町地域再生計画は、地域の活性化を目指す包括的戦略です。主な目標は、仕事創出や若者の定住促進です。具体的には、地域内での新な雇用機会を創出し、地元企業の支援強化等で経済の活性化を図ります。また、地元高校の魅力化を進め、若い世代が学びやすい環境を整えることで、地域への新しい人の流れを生み出し、関係人口の増大を図りながら地域の人口減少に歯止めをかけることを目指していきます。更なる地域連携を強化し、住民や企業、行政が一体となって取り組み持続可能な地域社会の実現を目指します	第２世代交付金（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 第２世代交付金（地域再生計画と連動した支援措置）	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0100.pdf			R12.3.31
北海道	北海道増毛郡増毛町	生涯現役の町を実現する人材育成健康寿命延伸事業	北海道増毛郡増毛町の全域	漁業や農業，水産加工業が盛んな増毛町は６５歳から７４歳の前期高齢者の約半数が給与収入を得ており、高齢者が現役で活躍できる町となっている。 この特長を活かすため、町民の健康寿命を延ばすために運動習慣を普及、継続させる人材を育成し、健康寿命延伸することによって町の経済的な活力を維持する。 また、生涯現役で働き続けられる町を実現することで、将来的に都市部の定年者を迎えることを目指す。	地方創生推進交付金	第40回（２） H28.12.13		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai40-2nintei/plan/a023.pdf			H31.3.31
北海道	北海道増毛郡増毛町	増毛駅を拠点とした地域ブランド形成プロジェクト	北海道増毛郡増毛町の全域	鉄道廃線後の増毛駅を地域ブランドの核になる施設として、自然と歴史、建造物、景観や多種の特産品などの観光資源の情報発信、交流人口の拡大よるまちの賑わいを創出するための拠点として整備する。増毛駅と増毛駅周辺のふるさと歴史通りや増毛港を一体として地域資源を活用した観光振興、特産品のPR・販売等による産業振興、雇用創出へとつなげることを目指す。	地方創生拠点整備交付金	第41回 H29.2.24		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai41nintei/plan/a019.pdf			R3.3.31
北海道	北海道増毛郡増毛町	ましけ　まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道増毛郡増毛町の全域	本町は近年、出生数の減少や、進学、就職によって人口減少が急速に進行しており、20年後には現在の人口が半減する見込みである。このため、高血圧対策を中心とした健康推進事業やＵＩＪターン移住者の呼び込み、空き家等の活用、気候を活かした農業振興、藻場再生・資源増殖による漁業振興、「食」「歴史」「自然」を活かした観光、高齢者や障害者にも優しい住生活環境づくりにより社会減に歯止めをかけ、費用助成や豊かな自然環境を活かした、結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる環境づくりにより自然増につなげる。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第55回（２） R2.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai5502nintei/plan/b031.pdf			R7.3.31
北海道	北海道増毛郡増毛町	ましけ　まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道増毛郡増毛町の全域	本町の人口は、鰊景気により昭和30年に１万７千人台に達したが、鰊漁の衰退と共に減少し、令和17年には３千人を下回る見込みである。人口減による担い手不足が全産業で深刻化し、現状のままでは地域再生に支障を来すため、二地域居住、ワーケーションの推進により若者や女性を呼び込み、定住を促す。また、最北の酒蔵、最北の果樹園群を活かした施策や、海と大地の豊富な「食材」と北海道遺産の「増毛の歴史的建物群」を代表とする「歴史」、暑寒別天売焼尻国定公園からなる「自然」を連携させた施策により、地域課題の解消を目指す。	第２世代交付金（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 第２世代交付金（地域再生計画と連動した支援措置）	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0101.pdf			R12.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道増毛郡増毛町	第２期ましけ　まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道増毛郡増毛町の全域	本町の人口は、鰊景気により昭和30年に１万７千人台に達したが、鰊漁の衰退と共に減少し、令和17年には３千人を下回る見込みである。人口減による担い手不足が全産業で深刻化し、現状のままでは地域再生に支障を来すため、町民の健康を保持増進する施策や、二地域居住、ワーケーションを推進する。また、最北の酒蔵、最北の果樹園群を活かした施策や、海と大地の豊富な「食材」と北海道遺産の「増毛の歴史的建物群」を代表とする「歴史」、暑寒別天売焼尻国定公園からなる「自然」を連携させた施策により、地域課題の解消を目指す。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0102.pdf			R12.3.31
北海道	北海道小平町	おびら和牛の和(ﾊｰﾓﾆｰ)と輪(ﾈｯﾄﾜｰｸ)で広がる小平の未来と活力創造プロジェクト	北海道小平町の全域	おびら和牛繁殖センターの整備により、繁殖管理を分業化した新たな生産体系への抜本的な転換による畜産農家の労力負担軽減と飼育頭数の拡大のほか、良質な素牛生産や新規参入の促進による担い手の確保など、農家所得の向上と生産基盤の強化を図る。関連作業の増大に対応する新たな仕事の創出や『おびら和牛』を組み込んだ新たな観光・地域振興の展開など、幅広い人・分野・地域を巻き込んだ新たな経済・社会の好循環による活力と可能性あふれる地域づくりの拠点となることを目指す。	地方創生拠点整備交付金	第59回 R3.3.30	R4.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai63nintei/plan/y032.pdf			R8.3.31
北海道	北海道留萌郡小平町	小平町総合戦略推進計画	北海道留萌郡小平町の全域	本町では人口減少や超高齢社会などの課題に対応するため、「多様な職業が選択でき、やりがいを持って働き続けられるまち」「充実した子育て支援によって、地域を担う人材を育てることができるまち」「住み慣れた地域で生涯を過ごすことができるまち」「まちの魅力が高まり、持続的な公共サービスを受けられるまち」を基本目標に「しごと」の創生、「ひと」の創生、「まち」の創生を同時かつ一体的に取組んでいくこととする。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第62回 R3.11.26		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai62nintei/plan/a006.pdf			R7.3.31
北海道	北海道小平町	おびら和牛の和(ﾊｰﾓﾆｰ)と輪(ﾈｯﾄﾜｰｸ)で広がる小平の未来と活力創造プロジェクトⅡ	北海道小平町の全域	おびら和牛繁殖センターに、分娩や哺乳など新たな機能を整備し、繁殖雌牛の通年預託による一元集中管理システムの導入により、地域全体で高品質・効率的な和牛生産の実現や畜産農家の労力軽減を図るとともに、新たな雇用の創出など地域再生の足掛かりとなることを目指す。	地方創生拠点整備交付金	第63回 R4.3.25	R5.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai67nintei/plan/y0067.pdf			R9.3.31
北海道	北海道小平町	おびら和牛の和(ﾊｰﾓﾆｰ)と輪(ﾈｯﾄﾜｰｸ)で広がる小平の未来と活力創造プロジェクトⅢ	北海道小平町の全域	おびら和牛繁殖センターに新たに育成・繁殖牛舎や飼料保管庫を整備することにより、繁殖雌牛の妊娠・分娩からその産まれた子牛の繁殖供用までの一連の工程を一年を通じ一元的に集中管理できるようにし、地域全体で高品質・効率的な和牛生産の実現や畜産農家の労力軽減を図るとともに、新たな雇用の創出など地域再生の足掛かりとなることを目指す。	地方創生拠点整備タイプ	第67回 R5.3.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai67nintei/plan/a0010.pdf			R10.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道留萌郡小平町	小平町まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道留萌郡小平町の全域	本町では人口減少や超高齢社会などの課題に対応するため、「多様な職業が選択でき、やりがいを持って働き続けられるまち」、「充実した子育て支援によって、地域を担う人材を育てることができるまち」、「住み慣れた地域で生涯を過ごすことができるまち」、「まちの魅力が高まり、持続的な公共サービスを受けられるまち」を基本目標に「しごと」の創生、「ひと」の創生及び「まち」の創生を同時かつ一体的に取組んでいく。	第２世代交付金（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 第２世代交付金（地域再生計画と連動した支援措置）	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0103.pdf			R12.3.31
北海道	北海道留萌郡小平町	第２期小平町総合戦略推進計画	北海道留萌郡小平町の全域	本町では人口減少や超高齢社会などの課題に対応するため、「多様な職業が選択でき、やりがいを持って働き続けられるまち」、「充実した子育て支援によって、地域を担う人材を育てることができるまち」、「住み慣れた地域で生涯を過ごすことができるまち」、「まちの魅力が高まり、持続的な公共サービスを受けられるまち」を基本目標に「しごと」の創生、「ひと」の創生及び「まち」の創生を同時かつ一体的に取組んでいく。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0104.pdf			R12.3.31
北海道	苫前町	風かおり笑顔があふれる住みよいまちづくり	北海道苫前郡苫前町の全域	地方創生汚水処理施設整備推進交付金により、古丹別地区の未整備区域において特定環境保全公共下水道事業に取り組むとともに、苫前町全域を対象とした下水道計画区域を除く地域においては浄化槽設置による整備を行う。これにより公共用水域の水質汚濁や悪臭などが解消され自然環境が守られ町民が衛生的でうるおいのある生活を営むことができる。 　また、関連事業として、下水道接続の普及促進に向けた水洗化助成制度について、パンフレット，苫前町ホームページ等を活用したＰＲを行う。	地方創生汚水処理施設整備推進交付金	第38回 H28.8.2		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai38nintei/plan/a096.pdf			R3.3.31
北海道	北海道苫前郡苫前町	苫前町移住定住受入体制づくり　再生計画	北海道苫前郡苫前町の全域	少子高齢化や若者等の都市部への流出などにより人口が減少しており、そのため第一次産業等の労働者が不足している。そのため移住定住を進めるとともに、移住定住者がいない時期などに空き家等を活用した外国人観光客などの受け入れも行い、そこから体験労働などを経て中・長期労働へ結びつけることで労働者不足の一助とすることができるとともに、その受け入れなどのＰＲを行いながら中・長期の滞在を行うことで町内で使ってもらうお金を増やし、商店街の活性化やまちのにぎわいづくりへと広範囲に波及させていくことで更なる深化を図る。	地方創生推進交付金	第39回 H28.8.30	H30.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai47nintei/plan/y025.pdf			H31.3.31
北海道	北海道苫前郡苫前町	苫前町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進計画	北海道苫前郡苫前町の全域	本町は、昭和30年の総人口11,696人をピークに人口減少が続いており、平成30年には約３分の１以下の3,193人にまで減少、65歳以上が占める割合が増加し高齢化が進行、平成30年の高齢化率が40.8%まで上昇し、自然・社会増減もマイナスで推移している。出生数の減少や、進学・就職を機に本町を離れざるを得ないことが発生しており、本町においても、「人口減少」と「地方創生」に向き合い、実効性が期待できる施策に取り組み、本町の特色・強みを生かした、自立した地域社会の実現を目指す。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第59回 R3.3.31	R7.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/y0048.pdf			R8.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道苫前町	とままえの未来を担うGX・BX・DXローカルベンチャー創出事業	北海道苫前町の全域	風力発電など町の特徴を活かすGX・BX及び町の新時代を担うDXを推進できるローカルベンチャーを生み出し続けるエコシステムを構築し、北海道留萌地域を牽引するローカルベンチャー拠点として、「いつまでも暮らしていける苫前に！」の実現を目指す。そのため、官民連携の事業推進体制を構築し、新たな価値観で地域資源を利活用したビジネスにチャレンジできる環境を整備するとともに、地域に根付いて地域の将来を担うビジネスを展開するローカルベンチャーの担い手発掘から育成までの一貫した支援を行う。	地方創生推進タイプ	第67回 R5.3.30	R6.3.28	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai70nintei/plan/y0043.pdf			R8.3.31
北海道	北海道苫前町	「ふるさと苫前」の関係人口創出・拡大による地場産品振興プロジェクト	北海道苫前町の全域	町外に転出した後も「ふるさと苫前」に興味・関心を持ち、当町の成長・発展に寄与する取組・活動を行う団体の育成及び運営等に係る支援を行い、また、地場産品の購入等を通じて本町との関わりが生まれた方々もそれら団体に加えつつ、「ふるさと苫前」のサポーターとしての活躍の場を提供するとともに、経済産業施策、環境施策及び観光施策と連携させた町の魅力向上やプロモーションに取り組むことで、関係人口の創出・拡大による地場産品の振興を目指す。	地方創生推進タイプ	第68回 R5.8.17	R6.3.28	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai70nintei/plan/y0042.pdf			R8.3.31
北海道	北海道苫前郡苫前町	苫前町まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道苫前郡苫前町の全域	本町は、昭和30年の総人口11,696人をピークに人口減少が続いており、平成30年には約３分の１以下の3,193人にまで減少、65歳以上が占める割合が増加し高齢化が進行、平成30年の高齢化率が40.8%まで上昇し、自然・社会増減もマイナスで推移している。出生数の減少や、進学・就職を機に本町を離れざるを得ないことが発生しており、本町においても、「人口減少」と「地方創生」に向き合い、実効性が期待できる施策に取り組み、本町の特色・強みを生かした、自立した地域社会の実現を目指す。	第２世代交付金（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 第２世代交付金（地域再生計画と連動した支援措置）	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0105.pdf			R8.3.31
北海道	北海道苫前郡苫前町	第３期苫前町まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道苫前郡苫前町の全域	本町では、1955年をピークに人口減少が続き、少子高齢化や自然減・社会減が進行している。今後、担い手不足や地域産業・コミュニティの衰退など、住民生活への多面的な影響が懸念される。このため、結婚・出産・子育ての希望実現による自然増と、移住促進や安定した雇用創出による社会減の抑制を図る。地域産業の競争力強化、人材育成、生活基盤の整備、持続可能な地域形成を基本目標に掲げ、関係人口の拡大も視野に入れながら、将来にわたり活力ある地域社会の実現を目指す。	地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画と連動した支援措置）	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s043.pdf			R13.3.31
北海道	北海道苫前郡苫前町	第３期苫前町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道苫前郡苫前町の全域	本町では、1955年をピークに人口減少が続き、少子高齢化や自然減・社会減が進行している。今後、担い手不足や地域産業・コミュニティの衰退など、住民生活への多面的な影響が懸念される。このため、結婚・出産・子育ての希望実現による自然増と、移住促進や安定した雇用創出による社会減の抑制を図る。地域産業の競争力強化、人材育成、生活基盤の整備、持続可能な地域形成を基本目標に掲げ、関係人口の拡大も視野に入れながら、将来にわたり活力ある地域社会の実現を目指す。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s044.pdf			R13.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道苫前郡羽幌町	シングルペアレント移住雇用計画	北海道苫前郡羽幌町の全域	本町の課題である企業等の労働力不足・少子化・若年層の流出（特に女性）が掲げられるが全国的に増加傾向にあるシングルペアレントに対し当該者が望む就労や居住環境、子育てしやすい環境を提供することにより介護施設等における労働力不足、子供を産み育てる世代となる若年女性の流出に伴う出生者減等による少子化など、これらの課題解決に効果が高いとされるシングルペアレントを積極的に誘致するものとして関係企業等や町民の理解・協力のもと受入体制の構築を図り当該者が居住しやすい環境づくりを行う。	地方創生推進交付金	第40回（２） H28.12.13	H30.8.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai49nintei/plan/y004.pdf			H31.3.31
北海道	北海道苫前郡羽幌町	羽幌町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道苫前郡羽幌町の全域	本町の人口は昭和40年をピークに年々減少しており、昭和45年の羽幌炭鉱閉山以後は一貫して転出超過の状態が続いている。急速に進む人口減少や高齢化社会に歯止めをかけるため、本町への新しい人の流れの創出や地域の魅力向上を目指した「まちの活性化」と「人口減少を克服する」ための各種施策に取り組むもの。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第56回 R2.7.3	R4.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai63nintei/plan/y033.pdf			R7.3.31
北海道	北海道苫前郡羽幌町	第２期羽幌町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道苫前郡羽幌町の全域	本町の人口は昭和40年をピークに年々減少しており、昭和45年の羽幌炭鉱閉山以後は一貫して転出超過の状態が続いている。急速に進む人口減少や高齢化社会に歯止めをかけるため、本町への新しい人の流れの創出や地域の魅力向上を目指した「まちの活性化」と「人口減少を克服する」ための各種施策に取り組むもの。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0106.pdf			R12.3.31
北海道	北海道苫前郡初山別村	初山別村まち・ひと・しごと創生総合戦略推進計画	北海道苫前郡初山別村の全域	本村の人口は昭和35年をピークに年々減少しており、鰊漁業の衰退による漁家の転業・転出、開拓農家の離村といった産業の歴史的変遷と、高度経済成長下における若者の都市への流出により一貫して転出超過の状況が続いている。急速に進む人口減少や高齢化社会に歯止めをかけるための各種施策にに取り組む。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第62回 R3.11.26		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai62nintei/plan/a007.pdf			R7.3.31
北海道	北海道苫前郡初山別村	第２期初山別村まち・ひと・しごと創生総合戦略推進計画	北海道苫前郡初山別村の全域	本村の人口は昭和35年をピークに年々減少しており、鰊漁業の衰退による漁家の転業・転出、開拓農家の離村といった産業の歴史的変遷と、高度経済成長下における若者の都市への流出により一貫して転出超過の状況が続いている。急速に進む人口減少や高齢化社会に歯止めをかけるための各種施策に取り組む。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0107.pdf			R8.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道苫前郡初山別村	第３期初山別村まち・ひと・しごと総合戦略推進計画	北海道苫前郡初山別村の全域	本村の人口は昭和35年をピークに年々減少しており、鰊漁業の衰退による漁家の転業・転出、開拓農家の離村といった産業の歴史的変遷と、高度経済成長下における若者の都市への流出により一貫して転出超過の状況が続いている。急速に進む人口減少や高齢化社会に歯止めをかけるための各種施策に取り組む。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s045.pdf			R13.3.31
北海道	北海道天塩郡遠別町	生涯活躍のまち　遠別創生包括プロジェクト事業	北海道天塩郡遠別町の全域	過疎化が著しい本町では、地域福祉力の向上をめざし、高齢者の生涯学習及び交流事業を展開し、さらには老人ホーム施設の整備を行ってきましたが、全国的にも共通している介護員等の確保が困難な状態であるため、高齢者対策として事業展開が硬直している状態です。高齢化率が４割に近づいていることから地域包括ケアシステムの構築を図るため、受ケ入れ体制（しごと、すまい、）を計画的に展開し、人口減少に歯止めをかけ、地域住民も移住希望者にも安心して豊かな生活を送ることができるまちづくりを目指すものです。	地方創生拠点整備交付金 地方創生推進交付金	第39回 H28.8.30	H29.5.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai43-2nintei/plan/y029.pdf			R3.3.31
北海道	北海道天塩郡遠別町	遠別町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道天塩郡遠別町の全域	「しごとづくり」、「ひとの交流」、「結婚・出産・子育て」及び「まちづくり」の各分野を幅広くカバーし、「しごと」の創生、「ひと」の創生、「まち」の創生を同時かつ一体的に行い、テレワークやワーケーションの取組を推進し、関係・交流人口の拡大を図り、魅力あるまちづくりによる「自立的かつ持続的な好循環」を生み出す取組みを計画的に推進する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第62回 R3.11.26	R7.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/y0049.pdf			R8.3.31
北海道	北海道天塩郡遠別町	第２期遠別町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道天塩郡遠別町の全域	「しごとづくり」、「ひとの交流」、「結婚・出産・子育て」及び「まちづくり」の各分野を幅広くカバーし、「しごと」の創生、「ひと」の創生、「まち」の創生を同時かつ一体的に行い、テレワークやワーケーションの取組を推進し、関係・交流人口の拡大を図り、魅力あるまちづくりによる「自立的かつ持続的な好循環」を生み出す取組みを計画的に推進する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s046.pdf			R18.3.31
北海道	天塩町	酪農郷「天塩」の手塩にかけた地域産業ひとづくり地域再生プロジェクト	北海道天塩郡天塩町の全域	天塩町は、農業・漁業が基幹産業であり、中でもシジミは大粒で高い評価を受けている。また、観光は、中核的な施設の整備により取組の強化を図っているところである。しかしながら、近年、農業は離農が進んでおり優良な農地の維持・活用や新規就業者の確保等の課題が顕在化してきている。この度、大規模な肉牛生産が開始されたことにより、今後まとまった雇用創出が見込められることから、研修を行い、高度技術者の確保を支援する。併せて、漁業及び観光業においては、独創的なナショナルブランド化、特産品・名物食の開発などの中心となる人材を育	地域雇用創造推進事業	第08回 H19.11.22		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai8nintei/03toke.pdf			H22.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道天塩郡天塩町	天塩町シェアリングコミュニティ構築プロジェクト	北海道天塩郡天塩町の全域	シェアリングエコノミーの仕組みを地域に根付かせ働き方改革を行うと伴に、拠点となる施設を整備し、過疎地域が抱えている問題を解決することを目指す。	地方創生推進交付金 地方創生拠点整備交付金	第40回（２） H28.12.13	H29.2.24	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai41nintei/plan/y15.pdf			R3.3.31
北海道	北海道天塩郡天塩町	天塩國眠れる食資源活用プロジェクト	北海道天塩郡天塩町の全域	地元「産官学金労言」が一丸となり「天塩國協議会」を組織し、地域商社設立を目指しながら、眠れる食資源から、新たに高コンテンツの製品を開発する。	地方創生推進交付金	第40回（２） H28.12.13	H29.11.7	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai45nintei/plan/y004.pdf			H31.3.31
北海道	北海道天塩郡天塩町	天塩町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進計画	北海道天塩郡天塩町の全域	人口減少が加速すると、労働力不足、地域における各種サービスの維持困難、地域経済の縮小等といった課題が生じる恐れがあることから、若年層が将来に希望を持てる環境づくりと人口流出を緩和し移住・定住を促進する魅力づくりが重要となります。そのためには、子育て対策や若者の雇用を拡大、各産業の振興、起業支援、観光振興、多文化共生、地域づくり等の各施策を推進して相乗効果を生み出すことで、地域コミュニティの活性化と魅力あるまちづくりを実現し、人口減少の緩和と地域のにぎわいの創出を目指します。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第62回 R3.11.26		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai62nintei/plan/a009.pdf			R7.3.31
北海道	北海道天塩郡天塩町	天塩町デジタル田園都市構想総合戦略推進計画	北海道天塩郡天塩町の全域	人口減少が加速する中、労働力不足、地域における各種サービスの維持困難、地域経済の縮小等といった課題が生じる恐れがあり、次代を担う若年層が将来に希望を持てる環境づくりと人口流出を緩和し移住・定住を促進する魅力づくりが重要となる。そのためには、子育て対策や若者の雇用を拡大、各産業の振興、起業支援、観光振興、多文化共生、地域づくり等の各施策やデジタル技術を活用した施策を推進して相乗効果を生み出すことで、地域コミュニティの活性化と魅力あるまちづくりを実現し、人口減少の緩和と地域のにぎわいの創出を目指す。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0108.pdf			R12.3.31
北海道	北海道天塩郡天塩町	天塩町まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道天塩郡天塩町の全域	人口減少が加速する中、労働力不足、地域における各種サービスの維持困難、地域経済の縮小等といった課題が生じる恐れがあり、次代を担う若年層が将来に希望を持てる環境づくりと人口流出を緩和し移住・定住を促進する魅力づくりが重要となる。そのためには、子育て対策や若者の雇用を拡大、各産業の振興、起業支援、観光振興、多文化共生、地域づくり等の各施策やデジタル技術を活用した施策を推進して相乗効果を生み出すことで、地域コミュニティの活性化と魅力あるまちづくりを実現し、人口減少の緩和と地域のにぎわいの創出を目指す。	地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画と連動した支援措置）	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s047.pdf			R12.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道宗谷郡猿払村	猿払村まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道宗谷郡猿払村の全域	いま、日本全国では人口減少・少子高齢化社会を迎えつつあり、現在本村においてはその波は比較的緩やかですが、今後その懸念は深刻さを増していくことが予想されています。そこで、猿払村まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、「誰にでもやさしいまちづくり」を推進していくため、観光施策等を展開することにより、関係人口を創出するほか、移住定住につなげていくとともに、高齢者が活躍できる場の創出、医療制度の充実等を図る事業を展開していきます。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第55回（２） R2.3.31	R7.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/y0050.pdf			R8.3.31
北海道	北海道枝幸郡浜頓別町	来て！魅て！泊って！滞在から移住へ温泉付きコテージ整備事業	北海道枝幸郡浜頓別町の全域	本町では人口減少対策として、「北オホーツク１００ｋｍマラソン大会」を行い、毎年１，０００名程度の交流人口を創出している他、「道の駅北オホーツクはまとんべつ」が開業し更なる観光客の増加が見込まれている。 そのため、地域資源を活かした体験型観光を新たに創出し、より地域との交流を重視した滞在型の観光のきっかけを作るほか、道内大学との連携による地域振興や教育・研究活動の充実を図り、本町に訪れた方が町民とふれあい、地域の魅力を知ってもらうことで移住定住につなげ地域の活性化を図る。	地方創生拠点整備交付金	第55回（１） R2.3.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai55nintei/plan/a036.pdf			R7.3.31
北海道	北海道枝幸郡浜頓別町	浜頓別町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道枝幸郡浜頓別町の全域	本町の人口は、昭和39年に8,767人とピークを迎えましたが、その後、人口の流出が始まり、現在に至るまで長期的に人口減少が続いており、このまま人口減少が続くことで、地域における担い手不足やそれに伴う地域産業の衰退、さらには地域コミュニティの衰退など、住民生活への様々な影響が懸念されます。これらの課題に対応するため、安心して子どもを産み育てられる子育て環境の整備を図り自然増につなげます。また、人口流出の抑制と新たな人口流入促進、観光産業を核とした交流人口の増加を図り、社会減に歯止めをかけます。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第63回 R4.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai63nintei/plan/c008.pdf			R7.3.31
北海道	北海道枝幸郡浜頓別町	第２期浜頓別町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道浜頓別町の全域	本町の人口は、昭和39年に8,767人とピークを迎えたが、その後、人口の流出が始まり、現在に至るまで長期的に人口減少が続いており、このまま人口減少が続くことで、地域における担い手不足やそれに伴う地域産業の衰退、さらには地域コミュニティの衰退など、住民生活への様々な影響が懸念される。これらの課題に対応するため、安心して子どもを産み育てられる子育て環境の整備を図り自然増につなげる。また、人口流出の抑制と新たな人口流入促進、観光産業を核とした交流人口の増加を図り、社会減に歯止めをかける。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0109.pdf			R12.3.31
北海道	北海道枝幸郡中頓別町	地域産業創出による雇用促進強化事業	北海道枝幸郡中頓別町の全域	平成２８年度中に「中頓別町観光振興計画」の策定に取り組み、観光振興の在り方を根本的に議論して交流人口の拡大に努めることとしている。 コテージ、ふるさと生活体験館の新築、改築を行うことにより、地域イメージの統一によるブランド化を図り、観光振興の中核的施設として、宿泊も兼ねた体験メニューの提供を図っていくことにより、観光入込や収益の増加を目指す。	地方創生推進交付金	第40回（２） H28.12.13	H29.5.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai43-2nintei/plan/y030.pdf			H31.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道枝幸郡中頓別町	中頓別町シェアリングコミュニティ実践事業	北海道枝幸郡中頓別町の全域	地域にある様々な既存資源を有効活用するため、喫緊の課題となっている交通分野をはじめ、子育て支援や高齢者支援などの福祉分野など、様々な分野における活用可能な資源を洗い出し、これらをシェアリングする仕組みを構築することで人口減少社会に適応したまちづくりを進める。	地方創生推進交付金	第40回（２） H28.12.13	H30.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai47nintei/plan/y026.pdf			H31.3.31
北海道	北海道枝幸郡中頓別町	過疎地域における“働き方改革”プロジェクト	北海道枝幸郡中頓別町の全域	中頓別町は、人口約1,700人と小規模自治体で、長年に渡り人口減少が進んでいる状況にあり、これに伴い地域の担い手が減少してきている。これは、後継者不足による事業閉鎖等に直結する問題であり、産業の衰退は地域社会の衰退に繋がることから、喫緊の課題となっている。このため、地域の担い手創出を単純に外部からの移住者のみに頼るのではなく、既に働いている者の副業・兼業や首都圏の企業や人材との交流により当町での遠隔地勤務を可能とするなどの仕組みを構築し、将来にわたり持続できる地域づくりを目指す。	地方創生推進交付金	第51回 H31.3.29		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai51nintei/plan/a041.pdf			R4.3.31
北海道	北海道中頓別町	中頓別町版コモンズ形成計画	北海道中頓別町の全域	小規模自治体ならではの特性を活かして、人口が減少しても快適に生活できるようにするために住民相互の「共助の仕組み」を構築することや、小規模自治体の強みを活かして、個人や事業者・団体などが気軽に行政や他の町民に相談やお願いごとができる仕組みをつくることなどを通じて、「中頓別町版コモンズ」を形成し、町民の誰もが安心して暮らせる持続可能な町となることを目指す。	地方創生推進タイプ	第63回 R4.3.30	R6.3.28	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai70nintei/plan/y0044.pdf			R7.3.31
北海道	北海道枝幸郡中頓別町	地域公共交通確保対策プロジェクト	北海道枝幸郡中頓別町の全域	「“働きたい”“暮らしたい”まちとして選ばれる中頓別」を実現するため、地域の拠点病院や大型の商業施設などがある都市部や隣町にある最寄りの高校への交通手段として欠かせない路線バスである「天北宗谷岬線」の代替輸送手段として、町主体のデマンドバス及びスクールバスを整備し、子育て世代や高齢者を含めて町民が安心して生活できるよう地域交通を確保する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第64回 R4.7.8		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai64nintei/plan/a006.pdf			R7.3.31
北海道	北海道枝幸郡中頓別町	中頓別町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道枝幸郡中頓別町の全域	日本最北エリアに位置する本町における総人口は、1950年の7,592人をピークに減少が続いており、2018年12月の国立社会保障・人口問題研究所が推計した2040年時点の人口は818人と人口減少が進行すると推計されている。今後も人口減少や少子高齢化が進むことで、地域における担い手不足やそれに伴う地域産業の衰退、さらには地域コミュニティの衰退など、住民生活への様々な影響が懸念される。本計画における基本目標の達成を図り、これらの課題に対応していく。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第70回（２） R6.3.29	R7.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/y0051.pdf			R10.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道枝幸郡中頓別町	中頓別町まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道枝幸郡中頓別町の全域	日本最北エリアに位置する本町における総人口は、1950年の7,592人をピークに減少が続いており、2018年12月の国立社会保障・人口問題研究所が推計した2040年時点の人口は818人と人口減少が進行すると推計されている。今後も人口減少や少子高齢化が進むことで、地域における担い手不足やそれに伴う地域産業の衰退、さらには地域コミュニティの衰退など、住民生活への様々な影響が懸念される。本計画における基本目標の達成を図り、これらの課題に対応していく。	第２世代交付金（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 第２世代交付金（地域再生計画と連動した支援措置）	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0110.pdf			R10.3.31
北海道	北海道枝幸郡枝幸町	地域住民が主体となった「小さな拠点づくり」事業	北海道枝幸郡枝幸町の区域の一部（歌登地区）	枝幸町歌登地区の人口減少は著しく、平成18年の合併時から10年間で21%も減少しており、深刻な問題となっている。そこで、地域住民が率先して地域産業や資源を活用する取組を展開するため、住民主体による運営組織を設立し、道休施設を効率的に活用し、子育て支援をサポートする拠点、生活サービスや福祉サービスの提供、地域資源を活用した新商品開発及び販路拡大、体験型プログラムによる新たな観光ルートの開発などのあらゆる機能を担い、ワンストップ化で活用できる「小さな拠点」を形成し、活力ある地域社会を醸成する。	地方創生推進交付金	第40回（２） H28.12.13		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai40-2nintei/plan/a029.pdf			H31.3.31
北海道	北海道枝幸郡枝幸町	「心とからだの子育てサポート」推進プロジェクト	北海道枝幸郡枝幸町の全域	本町の未婚率は、全国・全道平均は下回るが、人口1,000人当たりの出生率は低く、夫婦共働きの割合が51.1%で水産加工業に就業する女性の割合が非常に高い。本計画は、養成した「枝幸版子育てコーチ」が主体的に活動できる拠点施設を整備し、子育て世代が求めている支援や幅広い年齢層が集える交流の場の提供から働き方改革を実践する。これにより創出される「まちの魅力」を町内外に発信することで、地域で子育てを温かく支援する機運の醸成、ＵＩターンの促進を一体的なプロジェクトとして実施し、人口減少に歯止めをかける。	地方創生拠点整備交付金	第41回 H29.2.24		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai41nintei/plan/a020.pdf			R3.3.31
北海道	北海道枝幸郡枝幸町	新しい人の流れを生みだす「しごと」創生プロジェクト	北海道枝幸郡枝幸町の全域	特色あるスポーツ資源を軸にスポーツ合宿による交流促進を図るため、官民協働によるスポーツ合宿の一元的な受入体制を整備するとともに、スポーツ交流事業の企画・実施、地域資源を活用した各種プログラムの造成、トレーニング機器等の導入など、継続的に発展・マネジメントできる受入環境を官民協働で整備することで、「雇用の場の創出」、「若者の定住促進」、「安定的な労働力の確保」に繋げ、「新しい人の流れを生む」一体的なプロジェクトとして実施し、将来にわたり活力ある地域づくりを進める。	地方創生推進交付金	第43回（２） H29.5.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai43-2nintei/plan/a042.pdf			R2.3.31
北海道	北海道枝幸郡枝幸町	しごと×くらし総合支援推進プロジェクト	北海道枝幸郡枝幸町の全域	枝幸町では「産業経営基盤の安定強化」を図るため、特に基幹産業や中小企業の働き手を確保する移住定住の環境整備や地域ブランド「オホーツク枝幸」構築による稼ぐ地域づくりなど、豊富な地域資源を最大限に活用した施策を推進している。 　三笠山展望閣は従来、主要観光施設に位置づけられてきたが、地方創生施策を着実に推進し、施設の有効活用を図るため、まちの「しごと」や、ひとの「くらし」の情報交流拠点として整備し、しごとと雇用のマッチングを進め、一次産業や中小企業者らの経営の安定化と生産性の向上を図る。	地方創生拠点整備交付金	第47回 H30.3.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai47nintei/plan/a032.pdf			R5.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道枝幸郡枝幸町	高校と地域が連携した「ふるさと教育」推進プロジェクト	北海道枝幸郡枝幸町の全域	町内唯一の高校である北海道立枝幸高等学校への進学率が低く、現況の推計では令和８年に現在の１学年２学級から１学級へ減少し、将来的には高校配置の存続が危ぶまれる状況にある。そのため高校生が地域コミュニティや地方創生に活力を与える重要なプレーヤーであり、さらには生きる力を育む土台となっている共助が、高校の学力や社会性の向上に重要な社会基盤であることの意義を共有し、地域とつながりを持ったふるさと教育の推進からグローバル人材の育成を図るとともに、ふるさと回帰ネットワークを構築し、地域の担い手を確保する。	地方創生推進交付金	第53回 R1.8.23		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai53nintei/plan/a007.pdf			R4.3.31
北海道	北海道枝幸郡枝幸町	枝幸町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道枝幸郡枝幸町の全域	自然豊かな枝幸町の魅力積極的に情報発信することによる潜在的な転入希望者の掘り起こし、ＵＩターンしやすいような住まい・仕事の確保、地域に溶け込みやすい環境づくり、町民が安心してずっと住み続けたいと思うような魅力的な地域づくりに取り組み、新たな人の流れをつくり若い世代の定住を促進する	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第56回 R2.7.3	R7.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/y0052.pdf			R8.3.31
北海道	北海道天塩郡豊富町	豊富町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道天塩郡豊富町の全域	本町の人口は1953年の11,425人をピークに人口が減少し、2045年には2,051人まで減少すると推計されている。人口減少の課題に対応するため、「地域資源を活かした産業振興を図り、安定した雇用を創出する」「豊富町の魅力を発信し、新しい人の流れをつくる」「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「時代にあった地域づくりを進め、安全安心な暮らしを守る」という４つの基本目標に向けて事業を展開し、持続可能な地域づくりを目指す。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第72回（２） R6.11.15	R7.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/y0053.pdf			R8.3.31
北海道	北海道礼文郡礼文町	「最北れぶん留学」滞在・学習支援拠点施設増築事業	北海道礼文郡礼文町の全域	「最北れぶん留学」事業の継続性を確保するとともに、新設する学習室や既存の食堂・交流スペースを活用して、地元の漁師やＮＰＯ法人礼文島自然情報センター、地元ツアーガイド、町学芸員などを講師に地域の特色を生かした礼文の漁業、自然、歴史の学びの場を提供し、集団生活の中で礼文の魅力を体験し、自然豊かな本町への新しい移住定住の流れを作り出すための「最北れぶん留学」の拠点施設とするものです。	地方創生拠点整備交付金	第59回 R3.3.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai59nintei/plan/a024.pdf			R8.3.31
北海道	北海道礼文郡礼文町	礼文町移住定住・人材交流推進計画	北海道礼文郡礼文町の全域	本町へ新しいひとの流れをつくるためには、移住定住の推進が必要不可欠であり、「ワンストップ窓口」や「移住定住コーディネーター」を配置するなど、総合的に移住・定住の支援を行う体制を構築するとともに、環境整備を行う事が必要となる。 また、本町は四方を海に囲まれた離島という地理的な条件から、地元住民との交流が主体となっている背景があるため、都市部など環境の異なる地域人材との交流は極めて重要であると認識しており、関係人口の創出拡大を図るための仕組みづくりが必要となる。	地方創生拠点整備交付金	第59回 R3.3.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai59nintei/plan/a025.pdf			R8.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道礼文郡礼文町	礼文町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道礼文郡礼文町の全域	本町の人口は1955年の9,874人をピークに減少に転じており、2045年には1,100人となる見込みである。この人口減少に歯止めをかけるため、第２期総合戦略に掲げる４つの基本目標「島における安定した雇用を創出する」、「島への新しいひとの流れをつくる」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する」に基づいた施策に対し企業版ふるさと納税を活用し、本町における地方創生の取組を着実に推進する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第69回 R5.11.17		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai69nintei/plan/a002.pdf			R7.3.31
北海道	北海道礼文郡礼文町	第３期礼文町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道礼文郡礼文町の全域	本町の人口は1955年の9,874人をピークに減少に転じており、2050年には1,391人となる見込みである。この人口減少に歯止めをかけるため、第３期総合戦略に掲げる４つの基本目標「島における安定した雇用を創出する」、「島へのあたらしいひとの流れをつくる」、「若い世代の結構・出産・子育ての希望をかなえる」、「時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する」に基づいた施策に対し企業版ふるさと納税を活用し、本町における地方創生の取組を着実に推進する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第74回（２） R7.9.5		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai74nintei/plan/z024.pdf			R12.3.31
北海道	利尻町	自信と誇りで豊かな島暮らし	北海道利尻郡利尻町の全域	漁業と文化を融合させた、植物における「押し花」や「押し葉」と同様のアート性や作品作りを楽しむことができる「海藻おしば事業」の拡大により、「利尻昆布」に引けを取らない、もう一つの「利尻スタンダード」を創出する。これらを中心に、漁業体験や自然観察等を体験するエコツーリズムやブルーツーリズムを導入することによって、地域の魅力を増大させ、地域の人々の自信と誇りを取り戻すとともに、地域資源を活かした観光関連産業の育成による雇用創出と、それに伴う定住者の促進を図り、地域の再生を目指す。	地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）	第01回（２） H17.7.19		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai1nintei/07toke.pdf			H20.3.31
北海道	北海道利尻郡利尻町	利尻町まち・ひと・しごと創生推進交付金	北海道利尻郡利尻町の全域	利尻町では、人口減少の進行と地域社会の縮小に直面する中、一人ひとりが可能性を発揮し、地域が有するポテンシャルを最大限に活用して、将来にわたり持続可能な発展を確かなものとするため、官民が一体となり実効性のある取り組みを進める。自然減、社会減の両面から取り組み、人口減少のスピードを緩和するとともに、人口減少社会への適応を図る。豊かな自然環境や地域資源を活かし、観光振興や地域産業の活性化、移住促進を進めると同時に、住民が安心して住み続けられる地域社会の実現を目指す。	第２世代交付金（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 第２世代交付金（地域再生計画と連動した支援措置）	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0111.pdf			R8.3.31
北海道	北海道利尻郡利尻町	利尻町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道利尻郡利尻町の全域	利尻町の地方創生総合戦略「第2期利尻町まち・ひと・しごと創生総合戦略」で定める4つの基本目標（「安定した仕事を創出する産業振興と次代の担い手育成」、「関係人口創出・拡大と町への新しい人の流れをつくる」、「人生のライフステージを支える定住環境の整備・維持」、「安心して暮らすことができるコミュニティの創出・運営」）に資する事業を、応援税制に基づく企業からの寄附金を活用しながら実施する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第74回（２） R7.9.5		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai74nintei/plan/z025.pdf			R8.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道利尻郡利尻富士町	地域で支える子育てと女性の就労サポート計画	北海道利尻郡利尻富士町の全域	子供が健やかに生まれ育つ地域づくりを目指し、安心して産み育てられる環境を充実させることで、子育て世帯が安心して就労できる環境を作るため、一時預かり事業を展開し、雇用の場の創出を図るとともに、子育て世代の地域での活躍を後押しすることで、地域の活性化を推進する。	地方創生推進交付金	第39回 H28.8.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai39nintei/plan/a046.pdf			H31.3.31
北海道	北海道利尻郡利尻富士町	漁業担い手育成・確保推進計画	北海道利尻郡利尻富士町の全域	町の基幹産業である水産業は、近年担い手不足や資源の減少などにより非常に厳しい経営環境にあって、漁業就業者の安定的な所得確保による経営体質の強化及び、未来の漁業を支える担い手の育成・確保が大きな課題となっている。これらの課題を解決するため、漁業者をはじめ関係機関や団体等と一層連携を深め、資源増大対策や漁業担い手の育成・確保に取り組むことで、漁業の再興を起点とした労働人口の流入につなげ、高齢化及び人口減少に歯止めをかけることを目的とする。	地方創生拠点整備交付金	第41回 H29.2.24		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai41nintei/plan/a021.pdf			R3.3.31
北海道	北海道利尻郡利尻富士町	移住・定住促進計画	北海道利尻郡利尻富士町の全域	当町では、過疎化及び少子高齢化が進み人口減少が加速しており、都市部への人口流出等定住人口の減少が著しい状況にある。今後のまちづくりには「住まい・ケア・活躍・コミュニティ・移住」等の要素が必要となるが、「ケア・活躍・移住・コミュニティ」については、国の交付金を活用等しながら取組んでいる一方、「住まい」については、島外からの移住者の受入れに必要な住宅が著しく不足していることから、本事業により受入体制を強化し各事業を一体的に実行することにより、労働人口の流入や人口減少対策の強化を図ることを目指す。	地方創生拠点整備交付金	第51回 H31.3.29		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai51nintei/plan/a042.pdf			R6.3.31
北海道	北海道利尻郡利尻富士町	利尻富士町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道利尻郡利尻富士町の全域	本町の人口は1955年の11,234人をピークに減少に転じており、2045年には1,112人となりピーク時の10%を割り込む見込みである。この人口減少に歯止めをかけるため、第2期総合戦略に掲げる4つの基本目標「地域特性を活かした産業を育て、安定した雇用を創出する」「本町の魅力を発信し、新しいひとの流れをつくる」「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「安全で安心な住み続けたいまちをつくる」に基づいた施策に対し企業版ふるさと納税を活用し、本町における地方創生の取組を着実に推進する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第61回 R3.8.20	R7.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/y0054.pdf			R8.3.31
北海道	北海道天塩郡幌延町	酪農担い手・起（企）業者移住支援計画	北海道天塩郡幌延町の全域	まちづくり機能を有する団体が「移住情報ＰＲ支援センター」で移住情報発信・移住体験等サービスを一元的に提供し、新規起（企）業支援・貸事務所・乳製品加工施設等を集積する「産業振興支援センター」等の展開で生産年齢人口の誘導を図り、移住者の「しごと」を創出するための起（企）業誘致促進・商工業雇用促進助成、地域資源ブランディングチャレンジ支援などのソフト事業を創設するとともに、定着定住性のため移住支援住宅等や空き家バンク、新築取得改修等助成事業など、ソフトハード両面で地方創生移住サイクルを構築する。	地方創生拠点整備交付金	第43回（２） H29.5.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai43-2nintei/plan/a043.pdf			R4.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道網走郡美幌町	美幌町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道網走郡美幌町の全域	本町は、農業を主産業とした人口約19,000人の町である。人口減少は、1985年の26,865人から既に始まっており、全国的な傾向とほぼ同じ状況にある。主な要因は、出生数の減少（自然減）のほか、基幹産業である農林業の担い手の減少、雇用機会の減少による若者の町外流出（社会減）があげられる。 これらの課題に対応するため、結婚から子育ての希望の実現を図るとともに、産業振興、移住促進や安定雇用の創出などにより、町民の満足度を高めるとともに人口減少に歯止めをかける。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第55回（２） R2.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai5502nintei/plan/b033.pdf			R7.3.31
北海道	北海道美幌町	美幌みどりの村再整備による滞在型観光推進計画	北海道美幌町の全域	本町における滞在型観光の拠点として、「美幌みどりの村」エリアー帯を再整備してエリアの価値向上に取り組み、地域資源を活用した新たな客層誘致を行うとともに、ワーケーションなど中長期的に滞在できる環境整備等の取り組みにより、更なる観光誘客と交流人口、関係人口の増加を図り、観光振興の強化による地域経済の好循環や地域産業の活性化へ繋げていく。	地方創生拠点整備タイプ	第70回（１） R6.3.28		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai70nintei/plan/a0022.pdf			R11.3.31
北海道	北海道網走郡美幌町	美幌町まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道網走郡美幌町の全域	本町は、農林業を主産業とした人口約18,000人の町である。人口減少は、1985年の26,686人から既に始まっており、全国的な傾向とほぼ同じ状況にある。主な原因は、出生数の減少（自然減）や、基幹産業である農林業の担い手の減少、雇用の機会が減少したことで、若者が町外へ流出（社会減）したことが考えられる。 これらの課題に対応するため、結婚から子育ての希望の実現を図るとともに、産業振興や移住促進、安定雇用の創出等により、人口減少に歯止めをかける。	第２世代交付金（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 第２世代交付金（地域再生計画と連動した支援措置）	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0112.pdf			R12.3.31
北海道	北海道網走郡美幌町	第２期美幌町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道網走郡美幌町の全域	本町は、農林業を主産業とした人口約18,000人の町である。人口減少は、1985年の26,686人から既に始まっており、全国的な傾向とほぼ同じ状況にある。主な原因は、出生数の減少（自然減）や、基幹産業である農林業の担い手の減少、雇用の機会が減少したことで、若者が町外へ流出（社会減）したことが考えられる。これらの課題に対応するため、結婚から子育ての希望の実現を図るとともに、産業振興や移住促進、安定雇用の創出等により、人口減少に歯止めをかける。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0113.pdf			R12.3.31
北海道	北海道網走郡津別町	津別町コンパクトシティ推進計画	北海道網走郡津別町の全域	本計画においては、公共施設等の建設を軸にコンパクトシティ化を進め、再生可能エネルギーの利活用により施設への熱供給等を実施する。加えて効果的なソフト事業を絡め、林業、農業、商業、観光、福祉、生活環境といった、各分野の課題を政策横断的に解決し、町内の人口減少・地域経済縮小の負の連鎖をポジティブスパイラルへと転換させる。好循環により町の賑わいを創出することで地方創生につなげていく。	地方創生推進交付金	第40回（２） H28.12.13		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai40-2nintei/plan/a030.pdf			R3.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道網走郡津別町	高付加価値化された観光を活用した人づくり・生産性向上計画	北海道網走郡津別町の全域	質の高い観光サービスを提供できる人材育成を行い、地域の特性に観光を掛け合わせることで生み出す新たな価値を持った観光産業の確立を目指す。それにより交流人口の拡大、地域ブランド化、地域産業担い手育成、雇用の創出、地域事業者の生産性向上へ波及させ持続可能な観光地域づくりを推進する。	地方創生拠点整備交付金	第47回 H30.3.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai47nintei/plan/a033.pdf	【軽微変更】 H30.8.17	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2018nendo/keibi/302.pdf	R5.3.31
北海道	北海道網走郡津別町	津別とつながる地域拠点創出による移住・起業・エリアリノベーション誘発プロジェクト	北海道網走郡津別町の全域	本事業では、町内外の人的資本や情報を集積し滞留させる「場所（ハード）」「仕組み（ソフト）」「人材（ソフト）」を整備し、訪問者に本町との継続的な関わりを持ってもらい、津別町に「住み続けたい」「帰ってきたい」「新たに移り住みたい」という動機を持ってもらう仕組みを構築し、さらには、そのような動機を持ってくれた人が実際に住み続けられるように、就きたい仕事、住みたい家等の個々のニーズに合った生活環境を空き家等の今ある資源を最大限に活用して提供することで、本町に移住者や起業者等の新しい人の流れを作る。	地方創生推進交付金	第47回 H30.3.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai47nintei/plan/a034.pdf			R3.3.31
北海道	北海道網走郡津別町	津別プレミアムチーズ工房＆カフェレストラン「津別フードホール　ｐｅｔｉｔ（仮称）」プロジェクト	北海道網走郡津別町の全域	町民・観光客交流の拠点となるチーズ工房兼カフェレストラン「津別フードホール petit（仮称）」を整備・運営し、地元産の牛乳を原料としたチーズ工房を核とした６次産業化の推進、物販・観光マネジメントの総合的コーディネートを行い、周辺の観光施設からの人の流れをつくり、町内外問わず人が集い滞留する場所としていくことで地元特産品の売り上げ増加を目指す。 また、「津別フードホール petit（仮称）」を訪れた観光客等が町内の既存商店へ流れる仕組み作りも合わせて行い、地元経済の活性化を促進する。	地方創生拠点整備交付金	第53回 R1.8.23		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai53nintei/plan/a008.pdf			R6.3.31
北海道	北海道網走郡津別町	津別町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道網走郡津別町の全域	地域資源を活用したコンパクトなまちづくりに取り組み、子育て世代や高齢者が安心してくらせる環境整備と雇用の場を創出することによって、かつてのＤＩＤを中心とした「まちなか地区」を再生し、現在の「まちなか地区」の人口を１０年後においても可能な限り維持する。また、これと並行して、既に過疎・高齢化が進み、今後も人口減少のスピードが加速すると予測される「周辺地区」については、基礎的な生活関連サービスを維持するとともに、学校跡地等を利用し３つの拠点を設置し、各地区の特徴を生かした生活と仕事の場を確保する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第55回（２） R2.3.31	R7.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/y0055.pdf			R7.8.31
北海道	北海道津別町	地域・文化交流＋交通拠点整備でまちなかの賑わい創出プロジェクト	北海道津別町の全域	津別町における地方創生を実現するために、地域資源を活用したコンパクトなまちづくりに取り組み、子育て世代や高齢者が安心してくらせる環境整備と雇用の場を創出することによって、かつてのＤＩＤを中心とした現在の「まちなか地区」の人口を可能な限り維持する。 豊かな自然環境と地域資源を活かし、津別町で働き、暮らしたいと思える活力あるまちづくりや、自然豊かな生活環境を次世代へ継承するとともに、誰もが安心して暮らせる地域社会を目指すため、地方創生事業の一つである「まちなか再生事業」として本施設整備に取り組む。	地方創生拠点整備交付金	第63回 R4.3.25		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai63nintei/plan/a006.pdf			R9.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道津別町	都市圏大学生によるひとづくり・まちづくり事業	北海道津別町の全域	町外の大学生が津別町を舞台として自らの企画する事業を展開し、町外の若者目線で津別町について考えることで、大学生は町を深く知ることができる。また、事業を通して得た知見や魅力について、大学内外の津別町とは離れた場所でのイベント参加、大学生の発信力を活かし、SNS等で本事業の取組みをＰＲすることで関係人口の創出・拡大に繋げる。さらに、地元高校と連携（高大連携）し、津別高校の探求学習「つべつ学」の一部を担うことで、大学生と高校生の相互のスキルアップを図り、次世代を担う人材の育成へと繋げる。	地方創生推進タイプ	第70回（１） R6.3.28		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai70nintei/plan/a0023.pdf			R9.3.31
北海道	北海道津別町	移住支援＋買い物＋ヘルスケア拠点施設整備によるまちなか賑わいプロジェクト	北海道津別町の全域	津別町における地方創生を実現するために、まち・ひと・しごとの観点より地元産業の担い手確保、観光の誘致、都市圏との相互な交流や移住定住の促進するためのその拠点となる施設を整備し、定住人口の維持・増加やこれまで取り込めなかった観光客等を取り込むことで、交流人口・関係人口の創出を図り移住人口を増加させるとともに、定住人口の維持・増加に繋げていく。その中で、津別町に住み続けたい、働きたい、暮らしたいと思える活力あるまちづくりや、生活環境を次世代へ継承するとともに、誰もが安心して暮らせる地域社会を目指す。	地方創生拠点整備タイプ	第70回（１） R6.3.28		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai70nintei/plan/a0024.pdf			R11.3.31
北海道	北海道網走郡津別町	第３期津別町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進交付金計画	北海道網走郡津別町の全域	地域資源を活用したコンパクトなまちづくりに取り組み、子育て世代や高齢者が安心してくらせる環境整備と雇用の場を創出することによって、かつてのＤＩＤを中心とした「まちなか地区」を再生し、現在の「まちなか地区」の人口を１０年後においても可能な限り維持する。また、これと並行して、既に過疎・高齢化が進み、今後も人口減少のスピードが加速すると予測される「周辺地区」については、基礎的な生活関連サービスを維持するとともに、学校跡地等を利用し３つの拠点を設置し、各地区の特徴を生かした生活と仕事の場を確保する。	地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画と連動した支援措置）	第73回 R7.3.31	R8.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/c020.pdf			R9.3.31
北海道	北海道網走郡津別町	第２期津別町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道網走郡津別町の全域	地域資源を活用したコンパクトなまちづくりに取り組み、子育て世代や高齢者が安心してくらせる環境整備と雇用の場を創出することによって、かつてのＤＩＤを中心とした「まちなか地区」を再生し、現在の「まちなか地区」の人口を１０年後においても可能な限り維持する。また、これと並行して、既に過疎・高齢化が進み、今後も人口減少のスピードが加速すると予測される「周辺地区」については、基礎的な生活関連サービスを維持するとともに、学校跡地等を利用し３つの拠点を設置し、各地区の特徴を生かした生活と仕事の場を確保する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第75回（２） R7.11.28	R8.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/c021.pdf			R9.3.31
北海道	北海道斜里郡斜里町	地域の安心を支える介護人材育成・確保プロジェクト	北海道斜里郡斜里町の全域	将来的な斜里町版ＣＣＲＣを目指す上でも、人材が確保できなければ実現しないことから、町内介護従事者の担い手確保のため、地元高校生向けの介護職員初任者研修や介護技術研修会の開催し、また、学卒者の知床休暇付き有休インターシップの受入れや専門学校・福祉系大学とのタイアップによるオープンキャンパスを実施し、さらに、移住者に対して農業・観光等とタイアップした新たな働き方の提供及びその体制整備を図り、これらの総合的な対策を行うことにより、介護従事者の人材を安定期に確保する。	地方創生推進交付金	第39回 H28.8.30	H29.5.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai43-2nintei/plan/y032.pdf			H31.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道斜里郡斜里町	「しれとこ創生合宿」を基軸にしたテレワーク移住交流プロジェクト	北海道斜里郡斜里町の全域	昨年度の総務省の委託事業である「ふるさとテレワーク推進事業」や、加速化交付金を活用した事業を通じて、当町が目指す「地方創生」は、「企業人（テレワーカー）と地域人の交流による、まちづくり」であると位置づけ、滞在型交流人口の増加、新しい発想による地元産業の活性化、テレワーカーの移住促進を実現する。	地方創生推進交付金	第40回（２） H28.12.13	H30.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai47nintei/plan/y027.pdf			H31.3.31
北海道	北海道斜里郡斜里町	クリエイティブ・プラットホーム安定・拡大運営・法人化準備事業	北海道斜里郡斜里町の全域	平成27年度には観光振興計画に基づく独自事業として一流クリエイターチームとともにブランディング構築を行い、ロゴ、ポスターなどの見直しを進め、また、加速化交付金事業でも、ブランディングやプラットホーム形成を加速的に進めている。 このような段階と実績を踏まえ、本事業において、クリエイティブの力を活用し、知床のブランド力を向上させ、地域経営の視点からマーケティングを行う、「クリエイティブ・プラットホーム」の安定化と拡大運営、並びにプラットホームのＤＭＯ化（法人化）を目指していくものである。	地方創生推進交付金	第40回（２） H28.12.13	H29.5.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai43-2nintei/plan/y031.pdf			H31.3.31
北海道	北海道斜里郡斜里町	つなげる・つながる子育て拠点整備事業	北海道斜里郡斜里町の全域	本事業は、当町において、児童館を整備し、テラスや小上がりスペース、調理室等の改修をすることで、日常的に使用できる交流スペースの確保を図り、また、テレワーカー事業により来町する子育て世帯やその他町内外の子育て世帯へ対し、「自然豊かな斜里らしさ」を体感できるような施設づくりを行い、さらに、高齢者や体の不自由な利用者でも使いやすい安全性、利便性を確保することで、異世代交流の拠点となる施設、どの世代も活躍できる拠点づくりを目指す。	地方創生拠点整備交付金	第41回 H29.2.24		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai41nintei/plan/a022.pdf			R3.3.31
北海道	北海道斜里郡斜里町	まちなか研修施設再構築事業	北海道斜里郡斜里町の全域	高齢化や若者の流出などの人口減少による労働力不足・後継者不足が、農業・漁業よりも商工業では深刻な問題となっており、それが事業拡大への支障であるなど、事業が好調であっても後継者がいない事業者では廃業せざるを得ない状況であるため、産業会館内に新たな研修室・ワーキングスペースを整備することで、町内事業者や就労希望者の研修機会を増やし、従業員や就労希望者への人材育成や雇用のマッチングを行う他、事業承継に係る人材育成の新たなる拠点としての展開を図る。	地方創生拠点整備交付金	第47回 H30.3.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai47nintei/plan/a035.pdf			R5.3.31
北海道	北海道斜里郡斜里町	子どもと一緒に多様な働き方わくわくテレワークプロジェクト（移住拠点併設）	北海道斜里郡斜里町の全域	本事業は、当町における観光業や福祉施設等の人手不足という深刻な課題の解決の一つの方法として、働き方改革につながるテレワーク機能と、女性が安心して働くことができる子育て環境機能を現在の地域コミュニティ拠点施設に整備するもの。	地方創生拠点整備交付金	第49回 H30.8.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai49nintei/plan/a006.pdf			R5.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道斜里郡斜里町	「しれとこテレワーク」地域ビジネス化プロジェクト	北海道斜里郡斜里町の全域	「しれとこテレワーク」の魅力を強化し、新しいテレワーク導入企業へアピールしつつ、地域の新しいビジネスモデルを実践し収益化を目指す。	地方創生推進交付金	第51回 H31.3.29	R2.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai55Inintei/plan/y018.pdf			R4.3.31
北海道	北海道斜里郡斜里町	「ＳＨＩＲＥＴＯＫＯ！　ＳＵＳＴＡＩＮＡＢＬＥ」プラットフォーム＆エリアクラブ構築運営事業	北海道斜里郡斜里町の全域	クリエイティブの力を活用したエリアブランディングを継続し、「地域のクラブ」化を意識しながら、商品・サービスの販売を重ね財源として確保するなど、地域経営の視点からマーケティングを行う、「クリエイティブ・プラットフォーム」の安定化と拡大運営、並びに法人化による自立化・自走化を目指す。	地方創生推進交付金	第51回 H31.3.29	R2.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai55Inintei/plan/y019.pdf			R4.3.31
北海道	北海道斜里郡斜里町	職種、世代をこえて知床でつながる。知床世界自然遺産ボランティア拠点施設再整備プロジェクト	北海道斜里郡斜里町の全域	築50年を経過した施設を断熱防寒対策などの改修を行い、冬期も含めた通年利用可能な施設にすることにより、早朝夜間の野外での調査活動や作業などの多様な目的で知床に滞在する利用者や、職種、年齢、国籍の異なる利用者などとの交流、情報交換などができる新たな人的ネットワーク形成を図る拠点とすることで、通年での個人・企業のボランティアの受入拡大が期待でき、テレワーカー関連事業との連携において、地方創生の人材確保や移住を促進し、新たな地方への人の流れを創出する。	地方創生拠点整備交付金	第51回 H31.3.29		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai51nintei/plan/a045.pdf			R6.3.31
北海道	北海道斜里郡斜里町	斜里町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道斜里郡斜里町の全域	人口減少及び少子高齢化に対応するため、「斜里町まち・ひと・しごと創生推進計画」を策定する。 世界自然遺産に認定された豊かな自然に恵まれた当町の観光資源、農業や漁業などの産業資源といった利点を生かし、雇用の創出を図るとともに、テレワーク事業の実績を基に、新たな交流等の拡大に取り組み、町外企業との連携や交流による地域経済の活性化を目指す。 少子高齢化による人口減少が進みつつある中でも、誰もが健康で安全に暮らしていける地域社会の構築を図り、社会環境の変化に対応した事業展開を進める。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第58回 R2.11.6		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai58nintei/plan/a014.pdf			R7.3.31
北海道	北海道斜里郡斜里町	斜里町創生推進交付金計画	北海道斜里郡斜里町の全域	本町は世界自然遺産である知床半島を有し、その特異な生態系と豊かな自然環境は地域の宝である。町の基本理念である「みどりと人間の調和を求めて」をまちづくりの指針とし、若い世代の流出対策や少子化対策と並行して地域ブランディングのイメージを広く発信することで、長期的な視点で知床・斜里町の価値に共感する人々や企業を増やすとともに、観光、ビジネス、デジタルを通じた多様な関係人口ネットワークを創出することにより、町の持続的な発展を目指す。	第２世代交付金（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 第２世代交付金（地域再生計画と連動した支援措置）	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0115.pdf			R12.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道斜里郡斜里町	斜里町創生推進計画	北海道斜里郡斜里町の全域	本町は世界自然遺産である知床半島を有し、その特異な生態系と豊かな自然環境は地域の宝である。町の基本理念である「みどりと人間の調和を求めて」をまちづくりの指針とし、若い世代の流出対策や少子化対策と並行して地域ブランディングのイメージを広く発信することで、長期的な視点で知床・斜里町の価値に共感する人々や企業を増やすとともに、観光、ビジネス、デジタルを通じた多様な関係人口ネットワークを創出することにより、町の持続的な発展を目指す。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0116.pdf			R12.3.31
北海道	北海道斜里郡清里町	きよさと魅力発信、移住・定住、仕事発掘プロジェクト	北海道斜里郡清里町の全域	本町は、知床半島のつけ根に位置する緑豊かな町であり、日本初のじゃがいも焼酎を醸造しています。この資源の活用を図り移住定住者の獲得を図ることを目的とし、まずは本町を知ってもらうため、首都圏の若手デザイナーによる清里ブランドの構築を、知ってもらった次には訪れていただくため、資源を生かしたグリーンツーリズムの促進を、最終的には移住定住に繋げるため、清里町に合った就業情報を提供する清里版ハローワークを設立し、町内の雇用と移住定住者の就業をマッチングを図り、安定した生活環境を提供します。	地方創生推進交付金	第39回 H28.8.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai39nintei/plan/a048.pdf	【軽微変更】 H30.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2018nendo/keibi/025.pdf	H31.3.31
北海道	北海道清里町	清里町地域交流拠点施設整備計画	北海道清里町の全域	阿寒摩周国立公園と知床国立公園を結ぶ幹線である道道１１１５号沿いの清里市街地に地地域の特産品や物販スペース、清里町を訪れる来訪者や地域住民の様々な相談や要望に対応したコミュニティスペースの機能を有する拠点施設の整備を行い、交流人口の増加に伴う地域消費の拡大を図り活気あるまちづくりを目指す。 また、地域の交通拠点としてデマンドバス等の待合機能を施設内に持たせることにより、周辺の公共の利便性向上を図る。	地方創生拠点整備タイプ	第67回 R5.3.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai67nintei/plan/a0012.pdf			R10.3.31
北海道	北海道斜里郡清里町	清里町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道斜里郡清里町の全域	人口減少や少子高齢化が進み、担い手不足や地域産業の衰退、雇用機会の減少、地域内消費の減少、地域経済の縮小、地域コミュニティの衰退等、様々な影響が懸念される。これらの課題に対応するため、地域や人とのつながりを感じながら住み続けられるまち事業、未来を切り拓く力を育む生涯学習推進のまち事業、みんなの気持ちと行動でまちづくりに取り組むまち事業、地域の産業で活力と活気を生み出すまち事業等に取り組み、定期的な効果検証を行いながら、自然減の緩和と社会増につながるような施策展開を目指すものである。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第72回（２） R6.11.15	R7.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/y0056.pdf			R8.3.31
北海道	北海道斜里郡小清水町	農業担い手対策による基幹産業の発展とバードウォッチングを核とした新たな観光への挑戦	北海道斜里郡小清水町の全域	小清水町の基幹産業である農業の持続性を担保するため、小清水町農業担い手育成プロジェクト事業を実施することで農業の多様な担い手確保を進める。バードウォッチングの聖地として知られる濤沸湖を活用した新たな観光対策としてBWを起爆剤とした欧州インバウンド受入プロジェクト事業を進め、交流人口の増、雇用の場の確保を通じた人口減少対策をすすめる。	地方創生推進交付金 地方創生拠点整備交付金	第39回 H28.8.30	H29.5.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai43-2nintei/plan/y033.pdf			R3.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道斜里郡小清水町	農＋観＋福で紡ぐ「稼ぐ力」向上プロジェクト	北海道斜里郡小清水町の全域	四季を通じた「しごと」づくりが最大の課題となっており、これを解決するため、「農業で創る」、「観光で創る」、「福祉で創る」をテーマとした”稼ぐ力”向上プロジェクトを実施するものである。農作業支援員の「しごと」、障がい者の通年雇用の場の創出、更には観光施策で高い効果が出ている訪町者向けへの観光農園での農業体験ツアーの実施や訪町者を「こしみずファン」として繋ぎ留める仕組みづくりにより農業分野との結び付けなどを図るものである。	地方創生推進交付金	第51回 H31.3.29		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai51nintei/plan/a046.pdf			R4.3.31
北海道	北海道斜里郡小清水町	農＋観＋福で紡ぐ"稼ぐカ"向上プロジェクト拠点施設整備事業	北海道斜里郡小清水町の全域	本町の基幹産業である農業の担い手、労働力不足が課題としてあり、その解消のために実施している「農業担い手育成プロジェクト」の中核事業となる農作業支援組織、農業担い手養成学校、農福連携を実施するための拠点施設、通年での安定した「しごと」と「収益」を確保するための特産品加工施設と地域資源である温泉熱を活用した園芸ハウスを、平成30年3月に閉校した北海道小清水高等学校の跡地に町が一体的に整備する。	地方創生拠点整備交付金	第59回 R3.3.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai59nintei/plan/a026.pdf			R8.3.31
北海道	北海道小清水町	「ワタシノ」居場所創造によるまちの活力創造事業	北海道小清水町の全域	本町は、人口減少、少子高齢化、地元商店の衰退により町の活力が失われつつある。加えて、基幹産業である農業がしっかりしている故、新規就業する場がない。また、観光施策により、増加傾向のある交流人口をまちの活力増進にうまく取り込めていない状況になる。そのため、まずはまちの活力の増進を図るため、住民がいつまでも健康で元気に生活することが必要であるため、賑わいの空間を設置し、加えて、新たなまちづくり人材の確保、関係人口の人材、資金のまち全体への波及を促す仕組みの構築を目指すものである。	地方創生推進タイプ	第63回 R4.3.30	R5.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai67nintei/plan/y0069.pdf			R7.3.31
北海道	北海道斜里郡小清水町	小清水町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道斜里郡小清水町の全域	人口減少や少子高齢化が進み、産業の担い手や労働力不足、地域産業の衰退や雇用の場の減少、教育環境の変化、地域コミュニティの衰退など様々な影響が懸念されている。これらの課題に対応し、新しい人の流れ・定住促進事業、結婚・出産・子育て推進事業、雇用の創出事業、地域間連携事業に取組み、定期的な効果検証を行いながら、自然減の緩和と社会増につながるような施策展開を目指すものである。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第67回 R5.3.31	R6.8.16	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai71nintei/plan/y010.pdf			R7.3.31
北海道	北海道斜里郡小清水町	小清水町まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道斜里郡小清水町の全域	人口減少及び少子高齢化が進み、産業の担い手や労働力不足をはじめ、地域産業の衰退、雇用の場の減少、教育環境の変化、地域コミュニティの衰退など地域社会への様々な影響が懸念されている。本計画はこれらの課題に対応するための基本目標に「地方に仕事をつくる」、「人の流れをつくる」、「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「魅力的な地域をつくる」を掲げ、その実現に向けて計画が定める施策を展開しながら必要な関連事業に取り組み、達成状況に関する客観的指標の検証を通じ、人口の自然減緩和と社会増を目指すものである。	地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画と連動した支援措置）	第73回 R7.3.31	R8.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/c022.pdf			R12.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道斜里郡小清水町	小清水町デジタル田園都市構想推進計画	北海道斜里郡小清水町の全域	人口減少及び少子高齢化が進み、産業の担い手や労働力不足をはじめ、地域産業の衰退、雇用の場の減少、教育環境の変化、地域コミュニティの衰退など地域社会への様々な影響が懸念されている。本計画はこれらの課題に対応するための基本目標に「地方に仕事をつくる」、「人の流れをつくる」、「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「魅力的な地域をつくる」を掲げ、その実現に向けて計画が定める施策を展開しながら必要な関連事業に取り組み、達成状況に関する客観的指標の検証を通じ、人口の自然減緩和と社会増を目指すものである。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第74回（２） R7.9.5		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai74nintei/plan/z026.pdf			R12.3.31
北海道	北海道常呂郡訓子府町	訓子府町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道常呂郡訓子府町の全域	訓子府町の人口は1960年（昭和35）の10,903人をピークに減少し、2020年（令和２年）には4,809人となっており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2040年（令和２年）の総人口は3,127人になり、2060年（令和42年）には1,865人となる見込みである。この人口減少問題の課題に対応し「将来にわたり、魅力的で持続可能なまち」の実現をめざす。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	第64回 R4.7.8		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai64nintei/plan/a007.pdf			R7.3.31
北海道	北海道常呂郡訓子府町	第２期訓子府町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道常呂郡訓子府町の全域	人口減少や少子高齢化が進むことによる様々な課題に対し、３つの基本目標【基本目標１　力強い産業を創る　基本目標２　安心して子どもを産み、育てることができる環境を創る　基本目標３　健康で安心して住み続けることができる環境と人のながれを創る】を掲げ、「将来にわたり魅力的で持続可能なまち」の実現を目指す。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0118.pdf			R9.3.31
北海道	北海道常呂郡訓子府町	訓子府町まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道常呂郡訓子府町の全域	人口減少や少子高齢化が進むことによる様々な課題に対し、３つの基本目標【基本目標１　力強い産業を創る　基本目標２　安心して子どもを産み、育てることができる環境を創る　基本目標３　健康で安心して住み続けることができる環境とひとの流れを創る】を掲げ、「将来にわたり魅力的で持続可能なまち」の実現を目指す。	第２世代交付金（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 第２世代交付金（地域再生計画と連動した支援措置）	第74回（２） R7.9.5		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai74nintei/plan/z027.pdf			R9.3.31
北海道	北海道常呂郡置戸町	置戸町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道常呂郡置戸町の全域	置戸町の地方創生総合戦略「第2期置戸町まち・ひと・しごと創生総合戦略」で定める4つの基本目標「地域経済を活性化し、雇用を創出する」、「人口流出を抑制し、流入を促進する」、「子どもを産み育てる環境を整える」、「ふるさとづくりを推進する」に資する事業を応援税制に基づく企業からの寄附金を活用しながら実施する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第72回（２） R6.11.15		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai72nintei/plan/z003.pdf			R7.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道常呂郡置戸町	置戸町まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道常呂郡置戸町の全域	置戸町の地方創生総合戦略「第3期置戸町まち・ひと・しごと創生総合戦略」で定める4つの基本目標「地域経済を活性化し、雇用を創出する」、「人口流出を抑制し、流入を促進する」、「子どもを産み育てる環境を整える」、「ふるさとづくりを推進する」に資する事業をまち・ひと・しごと創生交付金（地域未来交付金（地域未来推進型））を活用しながら実施する。	地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画と連動した支援措置）	第73回 R7.3.31	R8.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/c023.pdf			R12.3.31
北海道	北海道常呂郡置戸町	第２期置戸町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道常呂郡置戸町の全域	置戸町の地方創生総合戦略「第２期置戸町まち・ひと・しごと創生総合戦略」で定める４つの基本目標「地域経済を活性化し、雇用を創出する」、「人口流出を抑制し、流入を促進する」、「子どもを産み育てる環境を整える」、「ふるさとづくりを推進する」に資する事業を応援税制に基づく企業からの寄附金を活用しながら実施する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0120.pdf			R8.3.31
北海道	北海道常呂郡置戸町	第３期置戸町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道常呂群置戸町の全域	置戸町の地方創生総合戦略「第３期置戸町まち・ひと・しごと創生総合戦略」で定める４つの基本目標「地域経済を活性化し、雇用を創出する」、「人口流出を抑制し、流入を促進する」、「子どもを産み育てる環境を整える」、「ふるさとづくり推進をする」に資する事業を応援税制に基づく企業からの寄附金を活用しながら実施をする。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s048.pdf			R12.3.31
北海道	佐呂間町	サロマ湖水産加工の振興と地域の活性化構想	北海道常呂郡佐呂間町の区域の一部（幌岩地区）	サロマ湖から水揚げされるホタテなどの水産物は、加工品としての需要も多く、本地域の主要産業であるが、過疎化、高齢化の影響により、地域在住の加工場労働者が減少している。そのため、近年では中国等からの外国人研修生が増加している状況にある。 そこで、本地域再生計画を活用し、平成１８年の学校再編により廃校となった旧幌岩小学校を研修生の研修施設として活用することで、地場産業の発展に寄与するとともに、地域の人との交流施設としても利用することで、地域の国際化、並びに活性化が図られる。	補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化	第04回 H18.7.3		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai4nintei/06toke.pdf			H23.3.31
北海道	佐呂間町	地域間交流を通じた地域コミュニティの再生	北海道常呂郡佐呂間町の区域の一部（知来地区）	佐呂間町知来地区は酪農を中心とした農業集落であるが、集落の拠点となっていた知来小学校が廃校となり、地域コミュニティ活動の衰退が懸念されている。そこで、廃校となった小学校校舎を活用し、ふるさと会（同地区出身者で結成する郷土会）を通じた地域間交流事業を展開し地域の活性化を図る。また、学校や郷土資料等の展示による地域文化と歴史の保存に努めながら、地区住民が廃校校舎を自ら管理し、自治会事業等にも活用することにより、地域活動拠点を復活させ、地域コミュニティの再生を図る。	補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化	第06回 H19.3.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai6nintei/02toke.pdf			H24.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道常呂郡佐呂間町	佐呂間町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道常呂郡佐呂間町の全域	第２期佐呂間町地域創生総合戦略に掲げる、「地域産業の振興により、多様な雇用を創出する」、「地域の魅力を生かし、新たな人の流れをつくる」、「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「安心して住み続けることができる地域をつくる」の４つの基本目標の達成により、将来にわたり持続可能な地域づくりを進める。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第63回 R4.3.31	R7.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/y0057.pdf			R8.3.31
北海道	北海道紋別郡遠軽町	観光産業による交流人口拡大・雇用再生計画	北海道紋別郡遠軽町の全域	遠軽町の基幹産業であるグリーンツーリズムと、白滝ジオパークをはじめ、自然環境をテーマにしたさまざまな体験型の観光プログラムを連携したメニューの開発や自然環境を生かした新たなプログラムの調査・開発により、ボラバイトや交流人口の拡大を推進するとともに、各プログラムのガイドとしての雇用の創出と移住・定住の促進を目指す。	地方創生推進交付金	第39回 H28.8.30	H30.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai47nintei/plan/y028.pdf			H31.3.31
北海道	北海道紋別郡遠軽町	遠軽町持続可能な農業確立計画	北海道紋別郡遠軽町の全域	専門相談員や農業生産法人、女性農業者団体などからなる遠軽農業担い手支援協議会（えんがぁる就農お助け隊）を新たに設立し、研修や実習の受入のみならず、経営の安定化対策、担い手対策、魅力ある農業に創出などを多面的にサポートすることで、農村環境の保全、地域コミュニティの維持活性化、職業選択の一つとしての農業を確立し、新規就農による移住・定住を図る。	地方創生推進交付金	第43回（２） H29.5.30	H31.3.29	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai51nintei/plan/y022.pdf			R2.3.31
北海道	北海道紋別郡遠軽町	「道の駅」を拠点とした健康ツーリズムによる地域再生計画	北海道紋別郡遠軽町の全域	高規格道路の延伸により開通する遠軽IC周辺に整備しているスキー場と道の駅を併設する「道の駅遠軽森のオホーツク」の附帯施設として足湯施設を整備することで、運転者や旅行者の疲労回復を図ることはもとより、足湯とスキー場の森林資源を活用した健康ツーリズムの展開により、町民等の健康増進を図るとともに道の駅への集客を目指す。	地方創生拠点整備交付金	第51回 H31.3.29		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai51nintei/plan/a047.pdf			R6.3.31
北海道	北海道紋別郡遠軽町	遠軽町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道紋別郡遠軽町の全域	本町では、平成２７年１２月に「“縁（えん）があるまち”遠軽町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、「令和２２年の総人口約１５，０００人」を維持することを将来展望に掲げ、人口減少の抑制に向けた対策を進めてきたが平成３０年１１月には、本町の人口は２０，０００人を下回り、依然として減少が進んでいることから、人口減少の現状を直視しつつ、時代の流れとともに変遷する様々な状況を捉えながら、本町の創生に向けた施策を総合的に推進することで「しごと」と「ひと」に縁（えん）がある「まち」遠軽町を目指す。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第55回（２） R2.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai5502nintei/plan/b035.pdf			R7.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道遠軽町	遠軽町スローライフ等推進計画	北海道遠軽町の全域	本町には、豊かな自然環境、災害の少なさ、交通の利便性、比較的恵まれている商業・サービス業、医療、教育環境などの生活基盤と増えつつある空き店舗、空き家などの活用資源が存在することから、これらを活用し、住んでみたいと思わせるまちを目指す。 トップセールスによる地元企業のＰＲイベントの開催により、地域における人材を確保するとともに、恵まれた環境と資源を生かし、サテライトオフィスを整備する企業の誘致や関係人口を創出する事業を実施することで、移住・定住人口の拡大を目指す。	地方創生推進交付金	第59回 R3.3.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai59nintei/plan/a027.pdf			R6.3.31
北海道	北海道紋別郡遠軽町	遠軽町まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道紋別郡遠軽町の全域	遠軽高等学校生徒用下宿施設建設１棟（26人収容） 下宿整備事業の目的は施設整備による地域への人の流れの創出であるが、更に本質的な目的は遠軽高等学校の学級数を維持することによる地域の教育環境・子育て環境の維持である。 一定規模の高等学校が町内にあることで、子育て世代の方が安心して子どもを育てられる地域を実現したい。既に官民連携による連携体制は他地域にはないフレームが生まれていることから、引き続き連携を強めて既存取組を推進し、更なる高等学校の魅力向上と地域への人の流れ、若者の定着を図っていく。	第２世代交付金（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 第２世代交付金（地域再生計画と連動した支援措置）	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0121.pdf			R12.3.31
北海道	北海道紋別郡遠軽町	第２期遠軽町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道紋別郡遠軽町の全域	本町では、令和７年３月に「第3期“縁（えん）があるまち”遠軽町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定予定し、「令和３２年の総人口約１３，０００人」ｔｐすることを将来展望に掲げ、人口減少の抑制に向けた対策を進めてきたが、平成３０年１１月には、本町の人口は２０，０００人を下回り、依然として減少が進んでいることから、人口減少の現状を直視しつつ、時代の流れとともに変遷する様々な状況を捉えながら、本町の創生に向けた施策を総合的に推進することで「しごと」と「ひと」に縁（えん）がある「まち」遠軽町を目指す。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0122.pdf			R12.3.31
北海道	北海道紋別郡湧別町	湧別町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道紋別郡湧別町の全域	本町は、第１次産業を主産業とした人口約8,000人の町である。人口は、1950年の25,505人をピークに減少に転じ、2060年には現在の半数以下に減少することが見込まれる。主な要因は、出生数の減少（自然減）のほか、就学や雇用機会の減少による若者の町外流出（社会減）があげられる。これらの課題に対応するため、結婚から子育ての希望の実現を図るとともに、産業振興、移住促進や雇用の創出などにより、湧別町に住んでいてよかった、湧別町に住んでみたいと思われる「人と自然が輝くオホーツクのまち」を目指す。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第56回 R2.7.3	R7.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/y0058.pdf			R8.3.31
北海道	北海道紋別郡湧別町	eスポーツを通じた活気ある湧別まちづくり事業計画	北海道湧別町の全域	様々な年代や思考、地域と人々を結びつけるジェンダーに囚われないツールとしてｅスポーツを活用し、楽しみながら町民みんながつながりやすい環境を創出することで、生きがいを感じ元気な人・地域の輪を広げるとともに、新たな価値観や新たなサービスや産業創設の期待感を醸成し、都市部の人材や若者を呼び込むことで「町民みんなが未来に希望が持てる湧別町」の創造の実現を目指す。	地方創生推進タイプ	第68回 R5.8.17	R7.9.4	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai74nintei/plan/y009.pdf			R8.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道紋別郡湧別町	第２期湧別町まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道紋別郡湧別町の全域	人口減少と少子高齢化が進む中、子どもを産み育てる環境整備と合わせて、雇用の確保と所得向上に力を注ぎ、年少・生産年齢人口の減少に歯止めをかける必要がある。本町の基幹産業である農林水産業の推進のみならず、それぞれ産業の知識や技術を共有して連携するとともに、外部人材やノウハウ、人の流れを内部資源に結びつけて内発的な発展を促し、持続的な発展を確かなものにしていくことで、湧別町に住んでいてよかった、湧別町に住んでみたいと思われる「人と自然が輝くオホーツクのまち」を目指す。	第２世代交付金（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 第２世代交付金（地域再生計画と連動した支援措置）	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0123.pdf			R8.3.31
北海道	北海道紋別郡湧別町	第３期湧別町まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道紋別郡湧別町の全域	急速な人口減少と少子高齢化が地域の活力低下を招く中、暮らしと働く場の双方を充実させることが不可欠である。子育て支援の充実に加え、安定して働ける環境を整え、収入面の不安を軽減することで、若い世代の定着と流入を図る。本町では農林水産業を核としつつ、分野を越えた連携により技術や知見を循環させ、外部から得た人材や知識を地域の力として取り込む。こうした取組を積み重ね、持続可能で魅力ある地域を築き、町民一人ひとりが誇りを持てる「人と自然が輝くオホーツクのまち」の実現を目指す。	地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画と連動した支援措置）	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s049.pdf			R13.3.31
北海道	北海道紋別郡湧別町	第３期湧別町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道紋別郡湧別町の全域	本町は、第１次産業を主産業とした人口約7,900人の町である。人口は、1950年の25,505人をピークに減少に転じ、2050年には総人口が4,211人に減少する見込みである。主な要因は、出生数の減少、就学や就労のためによる人口流出があげられる。これらの課題に対応するため、こどもを産み育てる環境の整備と併せ雇用の場の確保と所得の向上に力を注ぎ、企業誘致、産業振興等による経済活性化を図り、総合計画が示す「人と自然が輝くオホーツクのまち」を将来像としたまちづくりを推進することで湧別町の創生を目指す。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s050.pdf			R13.3.31
北海道	滝上町	「農・林・観」連携による地場産業振興計画	北海道紋別郡滝上町の全域	本町では、生産人口の減少によって農業・地場産業経営が厳しい状況におかれ、また、観光入り込み客数も頭打ちの状態にある。そこで、本「農・林・観」連携による地場産業振興計画によって、それぞれの課題を官民一体となって解決していく。これにより、本町の基幹産業である農業・林業・観光の資源を活用した、地域の実情に沿った地場産業振興策を効率的に推進することで、本町の経済活性化と雇用の拡大を図り、活力あるまちづくりを目指す。	地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）	第01回（２） H17.7.19		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai1nintei/08toke.pdf			H19.3.31
北海道	北海道紋別郡滝上町	滝上町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道紋別郡滝上町の全域	人口減少に歯止めをかけ、移住・定住地として選ばれるまちづくりを進めていくために、滝上が置かれている現状を認識し、一方で滝上の個性や強みにこだわりながら、総合的な視点において、効果的かつ緊急性のある施策を計画的に推進する。「基本目標１　人いきいき町わくわく童話村たきのうえ」、「基本目標２　基幹産業の充実から雇用創出への展開」、基本目標３　滝上町との出会い・関わりから、移住・定住へ」及び「基本目標４　子どもの多様な可能性を育む」	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第67回 R5.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai67nintei/plan/z0012.pdf			R7.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道紋別郡滝上町	第２期滝上町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道紋別郡滝上町の全域	本町では依然として自然減及び社会減による人口減少が続いている中、近年、地域の産業を支える担い手の不足や住民の生活利便性低下の他、地域の活力衰退、地域コミュニティの機能低下など、人口減少に伴う地域への様々な影響が顕在化している。こうした喫緊の地域課題に対処するため、住民の「くらし」と「結婚・出産・子育て」、地域の「担い手・雇用」と「交流・移住・定住」に関する４つの基本目標を掲げ、総合的な視点で効果的な施策を推進し、自然動態と社会動態の改善を図る。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0124.pdf			R12.3.31
北海道	北海道紋別郡滝上町	滝上町まち・ひと・しごと創生総合戦略交付金計画	北海道紋別郡滝上町の全域	本町では依然として自然減及び社会減による人口減少が続いてる中、近年、地域の産業を支える担い手の不足や住民の生活の利便性低下の他、地域の活力の衰退、地域コミュニティの機能低下など、人口減少に伴う地域への様々な影響が顕在化している。こうした喫緊の地域課題に対処するため、住民の「くらし」「結婚・出産・子育て」、地域の「担い手・雇用」と「交流・移住・定住」に関する４つの基本目標を掲げ、総合的な視点で効果的な施策を推進し、自然動態と社会動態の改善を図る。	地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画と連動した支援措置）	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s051.pdf			R12.3.31
北海道	北海道紋別郡興部町	観光・小さな拠点づくり事業	北海道紋別郡興部町の全域	興部町が観光・小さな拠点づくりにおいて、目指すところは、通過型観光の更なる拡充と滞在型観光の強化を図り、より多くの方々が訪れる地域の実現である。グリーンツーリズム等により今の興部町を魅せる、体験することにより更なる地域の活性化や新たな雇用を創出する。また、紋別空港を利用して、近隣の市町村と連携を図りながら、より一層地域が活性化されることが期待されるよう、商工会や商店街、観光協会などと共働し、核となる「拠点施設」の整備をし、町のにぎわいを創出する。	地方創生推進交付金	第40回（２） H28.12.13	H29.5.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai43-2nintei/plan/y034.pdf			R3.3.31
北海道	北海道紋別郡興部町	観光・小さな拠点づくり事業　～　地域産業を支えるグリーンツーリズムのインバウンド交流拠点整備	北海道紋別郡興部町の全域	興部町が観光・小さな拠点づくりにおいて目指すところは、通過型観光の更なる拡充と滞在型観光の強化を図り、より多くの方々が訪れる地域の実現である。今の興部町を魅せる、体験するなど「ここでしかできないこと」を目的と位置付け、本町の宝である酪農や漁業など1次産業の魅力を核とした観光客受入体制の整備を行うことにより新たな雇用を創出し、継続的かつ発展的に行う必要がある。そのためには近隣の市町村と連携を図りながらより一層活性化されるよう商工会や商店街・観光協会などと協働しながら、町の賑わいを創出していく。	地方創生推進交付金	第51回 H31.3.29		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai51nintei/plan/a048.pdf			R4.3.31
北海道	北海道紋別郡興部町	観光・小さな拠点施設整備事業	北海道紋別郡興部町の全域	興部町が観光・小さな拠点づくりにおいて、目指すところは、通過型観光の 更なる拡充と滞在型観光の強化を図り、より多くの方々が訪れる地域の実現 です。グリーンツーリズム等により今の興部町を見せる、体験することにより更なる地域の活性化や新たな雇用を創出します。また、紋別空港を利用して、近隣の市町村と連携を図りながら、より一層地域が活性化されるよう、商工会や商店街、観光協会などと協働し、核となる「拠点施設」の整備をし、町の賑わいを創出して参ります。	地方創生拠点整備交付金	第51回 H31.3.29		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai51nintei/plan/a049.pdf			R6.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道紋別郡興部町	興部町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道紋別郡興部町の全域	本町では、若年層の都市流出、農業者の高齢化・担い手不足等による離農者の増加などにより、人口減少が続いており、今後も少子化の進展や雇用不足による労働人口の流出など減少傾向は避けて通れない状況にある。 これらの課題に対応するため、バイオマス産業都市構想及び地域循環共生圏構想に基づく新たな産業構造の形成や観光拠点である道の駅の再整備により雇用の場を創出する。また、新しいひとの流れをつくる事業や若い世代の希望をかなえる事業、地域コミュニティの創出事業等により人口減に歯止めをかける。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第60回 R3.7.9		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai60nintei/plan/a005.pdf			R7.3.31
北海道	北海道紋別郡興部町	興部町まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道紋別郡興部町の全域	本町では、大学や高校への進学や雇用環境への評価が低いこと等により、今後も人口減少や少子高齢化が進むことで、地域における担い手不足やそれに伴う地域産業の衰退、さらには地域コミュニティの衰退等、住民生活への様々な影響が懸念される。これらの課題に対応するため、町民の結婚・妊娠・出産・子育ての希望の実現を図り、自然増へつなげる。また、移住を促進するとともに、安定した雇用の創出や地域を守り、活性化するまちづくりを通じて、社会減に歯止めをかける。□	第２世代交付金（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 第２世代交付金（地域再生計画と連動した支援措置）	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0125.pdf			R10.3.31
北海道	北海道紋別郡興部町	第２期興部町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道紋別郡興部町の全域	本町では、大学や高校への進学や雇用環境への評価が低いこと等により、今後も人口減少や少子高齢化が進むことで、地域における担い手不足やそれに伴う地域産業の衰退、さらには地域コミュニティの衰退等、住民生活への様々な影響が懸念される。これらの課題に対応するため、町民の結婚・妊娠・出産・子育ての希望の実現を図り、自然増へつなげる。また、移住を促進するとともに、安定した雇用の創出や地域を守り、活性化するまちづくりを通じて、社会減に歯止めをかける。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0126.pdf			R10.3.31
北海道	西興部村	西興部村「エゾシカと共に生きる村づくり」	北海道紋別郡西興部村の全域	西興部村は、北海道のオホーツク海に面した網走管内の酪農と林業を主産業の村で人口１，２２６人の村です。ニホンジカの亜種で北海道に生息するエゾシカは、近年爆発的に増え続け地域の主な産業の農林業に多大に被害をもたらす害獣として駆除されていますが、一方では代表的な狩猟鳥獣としての人気と肉、皮、角は天然の素材としての有用でもある事から、「害獣」から「地域の資源」として有効活用する必要性がある。以上のことから地域に応じたエゾシカの個体数管理を行い、更にその種の管理業務ができる人材育成を行う「地域管理システム」のモデ	市民活動団体等支援総合事業	第04回 H18.7.3	H19.7.4	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/070704/02keikaku.pdf			H22.3.31
北海道	北海道紋別郡西興部村	スモールビレッジ「しごと」創り推進事業計画	北海道紋別郡西興部村の全域	地域資源を活用した特産品開発・滞在型体験メニュー開発の支援や加工生産・観光情報発信の組織体制強化及びPR推進の取組みを一体的に進めることで官民連携の醸成が高まり、村の魅力や強みを活かした「しごと」と「ひと」の好循環を創り新たな産業・雇用の創出と人材確保を目指した移住促進策を実施する。	地方創生推進交付金	第40回（２） H28.12.13		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai40-2nintei/plan/a034.pdf			H31.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道紋別郡西興部村	エゾ鹿皮なめし工房整備事業計画	北海道紋別郡西興部村の全域	平成２８年度よりNPO法人猟区管理協会が、本格的な商品加工製作と販売事業を手掛けることを受け、従来の課題である脱毛工程や皮なめし作業の効率化と原革の品質向上を図り、商品生産向上と新たな顧客の獲得や観光体験メニュー等に取組み新たな雇用を目指すとともに、地域活性化に繋げます。また同時に、既存クラフトサークル活動を促進し、人材育成と確保に取組み、持続可能な生産体制へ繋げエゾ鹿の利活用の先駆的な地域の確立を目指します。	地方創生拠点整備交付金	第41回 H29.2.24		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai41nintei/plan/a024.pdf			R3.3.31
北海道	北海道紋別郡西興部村	地域商業施設整備事業計画	北海道紋別郡西興部村の全域	将来の人口減少・少子高齢化に対する緊急性の高い地域拠点づくりとして、商業施設を活用した買い物弱者への買い物機能の維持・強化と地域コミュニティの場を提供することにより、単なる商業施設整備だけではなく福祉政策と社会インフラ整備施設として位置づけ、地域の暮らしを支える生活基盤としての拠点施設を整備し、人口減少の鈍化を図るとともに、未来への投資という経済対策の趣旨にも重点を置いた地域経済活動の自立的循環を促進し、地域活性化に取組むことを目的とするものである。	地方創生拠点整備交付金	第41回 H29.2.24		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai41nintei/plan/a023.pdf			R3.3.31
北海道	北海道紋別郡西興部村	西興部村まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道紋別郡西興部村の全域	国立社会保障・人口問題研究所の推計よりも緩やかに減少しているものの、今後も人口減少が予想される本村では、地域における担い手不足やそれに伴う地域産業の衰退、さらには地域コミュニティの衰退など、住民生活への様々な影響が懸念される。村民の安全・安心な暮らしと地域の活力を維持していくために、仕事づくり、人材育成、教育、出産や子育て支援など戦略的な村づくりに取り組む.	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第60回 R3.7.9	R7.11.27	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai75nintei/plan/y005.pdf			R12.3.31
北海道	北海道紋別郡雄武町	地域の拠点（小さな拠点）における購買・福祉・コミュニティ機能向上計画	北海道紋別郡雄武町の全域	商工会が主体となり、移動式の「地域ふれあい移動拠点」を導入、商工会加盟店から仕入れた商品を積載・運行し、特に中心市街地から離れた集落地域の地区住民センターなどを拠点として、毎週、定期的に出向いて、日用品や生鮮品の販売、代行サービスなどを行う。また、福祉的取組として高齢者等の見守りや健康相談・教室を実施するとともに、地域住民と移動拠点が連携した各種ミニ・イベントを開催などといった、地域の住民が集うコミュニティの場となる取組も行い、地域住民のふれあい拠点づくりを段階的かつ発展的に進めていく。	地方創生推進交付金	第45回 H29.11.7	R1.8.23	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai53nintei/plan/y009.pdf			R2.3.31
北海道	北海道紋別郡雄武町	雄武町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道紋別郡雄武町の全域	雄武町の地方創生総合戦略で定める4つの基本目標（「雄武町の強みを活かした産業と雇用の場をつくる」、「雄武町らしさを活かして、人を呼び込み・呼び戻す」、「子どもを産み育てたいという希望をかなえる」、「雄武町に住み続けたいと思える生活環境を整える」）に基づき、町民、企業や関係団体等と問題意識、今後町が目指すべき方向及び目標を共有し、暮らしやすいまち、住み続けたいまちづくりの推進を図る。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第67回 R5.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai67nintei/plan/z0013.pdf			R7.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道紋別郡雄武町	第２期雄武町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道紋別郡雄武町の全域	雄武町の地方創生総合戦略で定める４つの基本目標（「雄武町の強みを活かした産業と雇用の場をつくる」、「雄武町らしさを活かして、人を呼び込み・呼び戻す」、「子どもを産み育てたいという希望をかなえる」、「雄武町に住み続けたいと思える生活環境を整える」）に基づき、町民、企業や関係団体等と問題意識、今後町が目指すべき方向及び目標を共有し、暮らしやすいまち、住み続けたいまちづくりの推進を図る。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0127.pdf			R10.3.31
北海道	北海道網走郡大空町	大空町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道網走郡大空町の全域	大空町では、就業研修や起業のほか事業承継を支援するとともに、インターンシップや高校魅力化を推進し、町内人材を育成する。併せて、移住や住み替えの促進、ＩＣＴを活用した産業振興・企業誘致（スマート農業・テレワーク等）、奨学金返済支援を行い、関係人口の増大と雇用確保を推進する。また、宅地分譲や住宅建設支援、高速情報通信環境の整備や子育て環境の充実を図り、定住を促進する。これらの事業を横断的に推進することで人口減少に歯止めをかける。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第58回 R2.11.6	R7.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/y0060.pdf			R8.3.31
北海道	北海道大空町	大空高校を核とした学びの交流拠点整備事業	北海道大空町の全域	町立大空高校の魅力化の取組を活かし学校と地域との協働により町の未来を創る人材を育成し、地域全体の魅力化を図っていくため「大空高校を核とした学びの交流拠点」を整備し、高校生・地域人材・地域外の起業家や町内外の企業人材など多様な人が交流する場を作ることで、地域外からの人材の還流の引き起こし、関係人口の拡大や新たな就業機会の創出、将来の移住定住促進につなげ、多様な人材を確保し、全世代がそれぞれの立場で身近な問題解決にとりくむことで、地域の自治力向上と心豊かな住みよい環境づくりを実現する。	地方創生拠点整備交付金	第63回 R4.3.25		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai63nintei/plan/a007.pdf			R9.3.31
北海道	北海道網走郡大空町	大空町まち・ひと・しごと創生推進計画（第２世代交付金）	北海道網走郡大空町の全域	大空町では、就業研修や起業のほか事業承継を支援するとともに、インターンシップや高校魅力化を推進し、町内人材を育成する。併せて、移住や住み替えの促進、ＩＣＴを活用した産業振興・企業誘致（スマート農業・テレワーク等）、奨学金返済支援を行い、関係人口の増大と雇用確保を推進する。また、宅地分譲や住宅建設支援、高速情報通信環境の整備や子育て環境の充実を図り、定住を促進する。これらの事業を横断的に推進することで人口減少に歯止めをかける。	第２世代交付金（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 第２世代交付金（地域再生計画と連動した支援措置）	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0128.pdf			R8.3.31
北海道	北海道網走郡大空町	第２期大空町まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道網走郡大空町の全域	大空町では、起業化支援、インターンシップの推進、事業継承支援や高校魅力化を推進し、町内人材を育成する。併せて、ＵＩＪターン移住の推進、地域おこし協力隊制度の活用、ＩＣＴを活用した産業振興・企業誘致を行い、関係人口の増大と移住促進及び雇用確保を推進する。また、町営住宅の入居促進、住宅建設・リフォーム支援、子育て環境の充実、ＡＩ・デジタルの活用を推進し、定住を促進する。これらの事業を横断的に推進することで人口減少に歯止めをかける。	地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画と連動した支援措置）	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s052.pdf			R13.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道網走郡大空町	第２期大空町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道網走郡大空町の全域	大空町では、起業化支援、インターンシップの推進、事業継承支援や高校魅力化を推進し、町内人材を育成する。併せて、ＵＩＪターン移住の推進、地域おこし協力隊制度の活用、ＩＣＴを活用した産業振興・企業誘致を行い、関係人口の増大と移住促進及び雇用確保を推進する。また、町営住宅の入居促進、住宅建設・リフォーム支援、子育て環境の充実、ＡＩ・デジタルの活用を推進し、定住を促進する。これらの事業を横断的に推進することで人口減少に歯止めをかける。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s053.pdf			R13.3.31
北海道	北海道虻田郡豊浦町	豊浦町地域産業連携拠点化計画	北海道虻田郡豊浦町の全域	全国的に人口減少や少子高齢化が急速に進む社会情勢の中、豊浦町の農業においては「担い手不足の解消」や「稼げる農業の実現」が急務となっている。このことから、今後の地域農業のあり方について検討を行っている「地域産業連携協議会」の議論を踏まえながら、新規就農者研修機能や６次産業化機能などを組み込んだ「地域産業連携拠点」を整備するとともに、「地域共同事業体」を設立し、自立した拠点運営を行いながら、「農業者の担い手不足の解消」及び「稼げる農業の実現」を目指す。	地方創生推進交付金	第40回（２） H28.12.13	H29.5.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai43-2nintei/plan/y035.pdf	【軽微変更】 H30.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2018nendo/keibi/026.pdf	H31.3.31
北海道	北海道虻田郡豊浦町	豊浦町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道虻田郡豊浦町の全域	本町の人口は、昭和25（1950）年の11,194人をピークに減少傾向が続いており、平成7（1995）年に一時的に増加に転じたものの、令和４（2022）年は3,627人となっている。今後も人口減少や少子高齢化が進むことで、サービス産業の撤退、公共交通機関の縮小・廃止、住民組織の担い手が不足、基幹産業の衰退等が懸念される。これらの課題に対応するため、子どもを産み育てる環境の充実を図り、自然増につなげる。また、雇用機会の新規創出、人の流入・移住促進に向けた魅力あるまちづくりを進める。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第69回 R5.11.17	R7.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/y0061.pdf			R10.3.31
北海道	北海道有珠郡壮瞥町	農業人材誘致と農商工連携による産業力強化プロジェクト	北海道有珠郡壮瞥町の全域	農業人材確保に向けた「研修→就農→経営安定→販路拡大」の各段階におけるフォローアップ体制を整えるため、必要な支援制度や施設の整備・充実化を図るとともに、農商工連携による販路拡大や観光面での相乗効果創出を目的とした支援制度の整備、中核施設（道の駅）の販売機能向上等を行う。また、各々の施策効果を拡大するため、情報発信力強化（プロモーション活動）を一体的に展開する。	地方創生拠点整備交付金	第41回 H29.2.24		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai41nintei/plan/a025.pdf			R3.3.31
北海道	北海道有珠郡壮瞥町	壮瞥町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道有珠郡壮瞥町の全域	さらなる人口減少及び人口構造の変化は、地域経済や住民生活に多大な影響を及ぼすとともに、自治体運営も困難になります。これらの課題に対応するため、人口減少に歯止めをかける戦略と人口減少に即した戦略を同時に進めることが重要であり、「産業力強化で雇用を創出する」、「人材育成と子育て支援を強化する」、「情報発信強化で人を呼び込む」、「誰もが活躍でき、元気に暮らせるまちづくり」の４つを基本目標として掲げ、施策を推進していきます。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第60回 R3.7.9		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai60nintei/plan/a007.pdf			R7.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道有珠郡壮瞥町	壮瞥町まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道有珠郡壮瞥町の全域	急速なペースで進行している人口減少や少子高齢化に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある地域を継続させるため、これまでの取組の効果検証を行い、切れ目のない取組を実施し、継続を力にするとともに、成果のあった取組は、これまでの取組を加速化・深化させる。この取組により、まちの魅力向上、地域の活性化を図り、当町に「行ってみたい、住みたい、働きたい、結婚や出産・子育てをしたい、長く住みたい」と思われ続ける町となることを目指す。	第２世代交付金（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 第２世代交付金（地域再生計画と連動した支援措置）	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0129.pdf			R12.3.31
北海道	北海道有珠郡壮瞥町	第２期壮瞥町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道有珠郡壮瞥町の全域	急速なペースで進行している人口減少や少子高齢化に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある地域を継続させるため、これまでの取組の効果検証を行い、切れ目のない取組を実施し、継続を力にするとともに、成果のあった取組は、これまでの取組を加速化・深化させる。この取組により、まちの魅力向上、地域の活性化を図り、当町に「行ってみたい、住みたい、働きたい、結婚や出産・子育てをしたい、長く住みたい」と思われ続ける町となることを目指す。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0130.pdf			R12.3.31
北海道	北海道白老郡白老町	白老町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道白老郡白老町の全域	第２期白老町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標である、まち・ひと・しごとの３つの創生を通じて、ウポポイを契機とした関係人口の創出や、若者世代の定住促進、切れ目ない子育て環境づくり等に取り組み、人口減少の抑制と地域経済の活性化を図りながら、将来にわたり持続可能なまちづくりを進める。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第58回 R2.11.6	R4.7.7	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai64nintei/plan/y002.pdf			R7.3.31
北海道	北海道白老町	関係人口創出・若者定着促進プロジェクト	北海道白老町の全域	ウポポイの開業効果を活用し、交流人口を拡大させ、まちのファンを増やしながら、「白老に行ってみたい、住んでみたい」と若い世代に思ってもらえるような切れ目ない子育て環境の構築を進めるとともに、まちの認知度獲得や魅力発信、行動喚起につながる取組を推進させ、若者誘致による人口減少の抑制と人口構造の適正化を図る。	地方創生推進タイプ	第59回 R3.3.30	R5.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai67nintei/plan/y0070.pdf			R6.3.31
北海道	北海道白老郡白老町	白老町デジタル田園都市国家構想推進計画	北海道白老郡白老町の全域	白老町デジタル田園都市国家構想総合戦略の４つの基本目標を通じて、若者定着に焦点を当て、大きく変わりゆく社会情勢に対応するため、デジタルの力を活用しながら、誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指すことで、若者や子育て世帯に選ばれる持続可能なまちづくりを進める。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0131.pdf			R10.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道白老郡白老町	白老町地域未来交付金計画	北海道白老郡白老町の全域	白老町デジタル田園都市国家構想総合戦略の４つの基本目標を通じて、若者定着に焦点を当て、大きく変わりゆく社会情勢に対応するため、デジタルの力を活用しながら、誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指すことで、若者や子育て世帯に選ばれる持続可能なまちづくりを進める。	地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画と連動した支援措置）	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s054.pdf			R10.3.31
北海道	北海道勇払郡厚真町	あつまサテライトオフィスビレッジプロジェクト	北海道勇払郡厚真町の全域	当町の立地条件やブロードバンド整備環境などの優位性を活かし、サテライトオフィスの誘致を推進する。 その受け皿として、平成28年度から運用している「お試しサテライトオフィス」と同型のものを追加整備する。加えて、廃止した保育園をサテライトオフィス兼コワーキングスペースに改装する。これらの２施設を整備することによって”お試し”から”本格立地”までをカバーできる体制を構築する。 また、施設の整備と並行して、個別企業へのアプローチによる誘致推進や、施設の自立性を高める仕組みづくりの検討を行う。	地方創生拠点整備交付金	第41回 H29.2.24		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai41nintei/plan/a026.pdf			R3.3.31
北海道	北海道勇払郡厚真町	厚真町農業担い手育成推進プロジェクト	北海道勇払郡厚真町の全域	農業者人口の減少に歯止めをかけるため、新規就農（希望者）者の育成から、新規就農までをワンストップでサポートする体制を構築する。具体的には、担い手育成の中核拠点として「厚真町立研修農場（仮称）」を、廃校を活用して整備する。また、担い手育成の推進母体である「厚真町農業担い手育成機構（仮称）」を設立し、上記研修農場の運営のほか、研修農場の研修生が新規就農する際における農地の先行取得等を行う。以上により、農業の持続的発展を図ることを本計画の目標とする。	地方創生拠点整備交付金	第41回 H29.2.24		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai41nintei/plan/a027.pdf			R3.3.31
北海道	北海道勇払郡厚真町	あつまグリーン・ツーリズム推進プロジェクト	北海道勇払郡厚真町の全域	当町の魅力である田園風景、道内有数のサーフィンスポットなどの多様な自然を活かしたグリーンツーリズムの取組を推進する。 具体的には、ハスカップ狩り等の観光コンテンツの拡充のほか、ファームレストランの整備に向けた経営支援、農畜産物直売所などの農業体験機能の整備を行う。併せて、当町の宿泊施設の大改修を行うなど宿泊滞在機能の強化も行う。 ソフト・ハード両面からグリーン・ツーリズムの取組を推進することによって、当町における観光資源の底上げを図る。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第42回 H29.3.28	H30.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai47nintei/plan/y029.pdf			R2.3.31
北海道	北海道勇払郡厚真町	厚真町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道勇払郡厚真町の全域	人口減少とそれに伴う地域経済・産業活動の縮小によりもたらされる様々な課題に対応するため、厚真町はこれまでの施策をさらにブラッシュアップし、地域の産業を活性化させ、移住・定住に結びつけ、人々がいきいきと暮らせるまちをつくっていきます。３つの基本目標である“みのり豊かなあつま”、“人が輝くあつま・健やかで安心なあつま”、“快適に暮らせるあつま・みんなで支えるあつま”に沿った取組を展開します。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第56回 R2.7.3	R3.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai59nintei/plan/y011.pdf			R3.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道勇払郡厚真町	厚真町まち・ひと・しごと創生寄附活用事業推進計画	北海道勇払郡厚真町の全域	人口減少とそれに伴う地域経済・産業活動の縮小によりもたらされる様々な課題に対応するため、厚真町はこれまでの施策をさらにブラッシュアップし、地域の産業を活性化させ、移住・定住に結びつけ、人々がいきいきと暮らせるまちをつくっていく。３つの基本目標である“みのり豊かなあつま”、“人が輝くあつま・健やかで安心なあつま”、“快適に暮らせるあつま・みんなで支えるあつま”に沿った取組を展開する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第59回 R3.3.31	R7.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/y0062.pdf			R8.3.31
北海道	北海道勇払郡厚真町	厚真町創生戦略2.0事業推進交付金計画	北海道勇払郡厚真町の全域	人口減少とそれに伴う地域経済・産業活動の縮小によりもたらされる様々な課題に対応するため、厚真町はこれまでの施策をさらにブラッシュアップし、地域の産業を活性化させ、移住・定住に結びつけ、人々がいきいきと暮らせるまちをつくっていく。３つの基本目標である“しごと「「ここで暮らせる」と自信が持てる、持続可能な仕事づくり」”、“まち「住みたい・訪れたい空間づくり」”、“ひと「自己実現と成長を支えあい、いきいきと暮らす関係づくり」”に沿った取組を展開する。	第２世代交付金（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 第２世代交付金（地域再生計画と連動した支援措置）	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0132.pdf			R8.3.31
北海道	北海道勇払郡厚真町	厚真町第２期創生戦略2.0事業推進交付金計画	北海道勇払郡厚真町の全域	人口減少とそれに伴う地域経済・産業活動の縮小によりもたらされる様々な課題に対応するため、厚真町はこれまでの施策をさらにブラッシュアップし、地域の産業を活性化させ、移住・定住に結びつけ、人々がいきいきと暮らせるまちをつくる。「全ての人が尊重されて暮らせるまち」「新時代に対応した持続可能なしごと」「安全で豊かな暮らしを支えるまち」「多様な人たちが交流・活躍するまち」という4つの基本目標に沿った取組を展開し、持続可能な地域社会の実現を目指す。	地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画と連動した支援措置）	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s055.pdf			R13.3.31
北海道	北海道勇払郡厚真町	厚真町第２期まち・ひと・しごと創生寄附活用事業推進計画	北海道勇払郡厚真町の全域	人口減少とそれに伴う地域経済・産業活動の縮小によりもたらされる様々な課題に対応するため、厚真町はこれまでの施策をさらにブラッシュアップし、地域の産業を活性化させ、移住・定住に結びつけ、人々がいきいきと暮らせるまちをつくる。「全ての人が尊重されて暮らせるまち」「新時代に対応した持続可能なしごと」「安全で豊かな暮らしを支えるまち」「多様な人たちが交流・活躍するまち」という4つの基本目標に沿った取組を展開し、持続可能な地域社会の実現を目指す。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s056.pdf			R13.3.31
北海道	洞爺湖町	洞爺湖三味一体雇用のみちづくり再生計画	北海道虻田郡洞爺湖町の全域	本町は、海（内浦湾）、山（有珠山）、湖（洞爺湖）と自然に恵まれた北海道を代表する観光地であり、農漁業と観光業が盛んである。しかし、2000年有珠山噴火以降、住民の減少と相まって、地区経済は減退し、雇用情勢も深刻な状況にある。そこで地場産品等と観光の融合による事業の拡大を図り、豊富な産品、資源と観光の融合･連携を支える人材を育成し、雇用創出を図る。また産業間、企業間の連携を強め観光産業と地域の潜在力を引き出し、観光に係る創業や産業を支える人材を確保・育成により雇用創出を推進する。	地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）	第04回 H18.7.3		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai4nintei/08toke.pdf			H21.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	洞爺湖町	洞爺湖温泉「宝の山」プロジェクト　～地熱エネルギー利用による環境・観光活性化～	北海道虻田郡洞爺湖町の全域	洞爺湖温泉利用協同組合が独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の「地熱開発調査事業費助成金」を受けて掘削した調査井KH-１地熱構造試錐井で、毎分５０５ｌ・９９．８℃の地熱資源が確認され、地熱発電に活用できることが確認された。 洞爺湖町がこの施設の譲渡を受け、町を母体とした協議会を立ち上げ、協議会及び構成員が熱資源エネルギーや観光資源として利用することで、洞爺湖温泉地域の活性化を図る。	補助対象施設の有効活用	第29回（２） H26.11.28		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai29nintei/plan/kouhan_a01.pdf			H30.3.31
北海道	北海道虻田郡洞爺湖町	洞爺湖町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道虻田郡洞爺湖の全域	当町においては、人口減少の影響により地域産業の担い手不足、地域コミュニティの低下、高齢化率増に伴う社会保障費の増及び地域公共交通確保対策などが課題となっている。これらの課題に対応するため、結婚・妊娠・出産・子育ての希望の実現、高齢者が活躍できる場を創出して自然増につなげ、また、地域経済の活性化による安定した雇用や就業機会の創出、観光客のさらなる誘客による交流人口・関係人口の拡大、移住施策や地域定住就業の推進を図り、当町の目指すべき将来像の実現に向けて当事業を実施する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第63回 R4.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai63nintei/plan/c010.pdf			R7.3.31
北海道	北海道虻田郡洞爺湖町	第２期洞爺湖町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道虻田郡洞爺湖町の全域	当町においては、人口減少の影響により地域産業の担い手不足、地域コミュニティの低下、高齢化率増に伴う社会保障費の増及び地域公共交通確保対策などが課題となっている。これらの課題に対応するため、結婚・妊娠・出産・子育ての希望の実現、高齢者が活躍できる場を創出して自然増につなげ、また、地域経済の活性化による安定した雇用や就業機会の創出、観光客のさらなる誘客による交流人口・関係人口の拡大、移住施策や地域定住就業の推進を図り、当町の目指すべき将来像の実現に向けて当事業を実施する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0133.pdf			R12.3.31
北海道	北海道虻田郡洞爺湖町	洞爺湖町地域未来交付金計画	北海道虻田郡洞爺湖町の全域	本町の地方創生の取組のさらなる深化を図り、少子超高齢社会にあっても将来にわたり一定の人口を維持し、活力ある持続可能なまちづくりを目指し、「一人ひとりの希望をかなえる社会をつくる」、「洞爺湖町の特別な環境を守り、魅力を高め、新しいひとの流れをつくる」、「まちの自然や文化を生かし、豊かな感性を育む」、「心豊かに暮らせる、安心、安全なまちを守る」という４つの基本目標のもとで事業を行う。	地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画と連動した支援措置）	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s057.pdf			R12.3.31
北海道	安平町	あかね公営住宅コミュニティ活性化計画	北海道勇払郡安平町の区域の一部（早来大町地区）	平成18年３月27日に旧早来町と旧追分町が合併して誕生した安平町では、現在まで公営住宅の管理は旧町の体制を継続してきた。行政主導型のあかね公営住宅では集会施設等コモンスペースがないため、特に行政に依存しがちとなり、団地内のコミュニティ欠如によるトラブル等が発生している。地区自治会に現状打開の動きがあることから、公営住宅の空家をコミュニティ活動の拠点として活用することで、入居者自らがより良い住環境を作るための団地内自治会の活性化を促し、行政主導型から脱却し、地域コミュニティの再生を図るものである。	公営住宅における目的外使用承認の柔軟化	第10回（２） H20.7.9		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai10nintei/080709/02a.pdf			H25.7.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道勇払郡安平町	地域資源・地域住民力の活用と集結による道の駅を拠点とした「あびら賑わい創出プロジェクト」	北海道勇払郡安平町の全域	特産品・農産品の付加価値向上を目指した商品開発、独自流通システムの構築など、ソフト面から地域資源を磨き上げるとともに、「物産」「歴史・文化」「人」を有機的に結び、町内外の人々との交流を生み出すため、整備を予定する道の駅を活用し、町全体の活性化を目指す。	地方創生推進交付金	第40回（２） H28.12.13		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai40-2nintei/plan/a036.pdf			H31.3.31
北海道	北海道勇払郡安平町	真の復興を目的とした交流人口拡大による地域活性化プロジェクト	北海道勇払郡安平町の全域	昨年発生した北海道胆振東部地震により地方創生の推進が厳しい局面にある当町は、2019年に開業する道の駅を復興のシンボル・拠点と位置づけ、復興に向け立ち上がろうとする町民と、これを後押しする復興ボランティアセンター、そして当町の復興に協力しようとする多数の外部人材により、自らの地域資源を活用した地域の稼ぐ力の創造と交流人口の拡大、地域活性化を図り、真の意味での復興と地方創生を目指すものである。	地方創生推進交付金	第51回 H31.3.29		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai51nintei/plan/a050.pdf			R4.3.31
北海道	北海道勇払郡安平町	日本で一番世界に近いまちプロジェクト～震災前よりも魅力的な町を目指して～	北海道勇払郡安平町の全域	昨年９月に発生した「平成30年北海道胆振東部地震」により安平町の様々な魅力や機会、並びに商店や地域コミュニティの活気が失われ、町民自らのチャレンジしようというマインドの低下を招き、例年を大きく上回るペースで人口流出、人口減少が進むという悪循環が生まれる中で、町民自らの発想による復興に向けたチャレンジができる環境をつくり、世界を視野に将来的にグローバルに活躍できる人材の育成・確保により「子育て・教育」「コミュニティ」「起業・創業」の場を創出し、震災前よりも魅力的なまちづくりを目指す。	地方創生推進交付金	第51回 H31.3.29	R2.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai51nintei/plan/y020.pdf			R4.3.31
北海道	北海道勇払郡安平町	回遊交流による商店街賑わい創出プロジェクト	北海道勇払郡安平町の全域	震災によって地方創生の推進が厳しい局面にある当町が、そのマイナスイメージを払拭し、復興に向けて立ち上がるためには、自らの地域資源を活用した地域の稼ぐ力の創造と交流人口が町内を回遊することによる地域活性化が重要な鍵を握る。その実現に向け、復興のシンボルとして開業した道の駅来場者が有するヒト・モノ・カネといった潜在能力を「強み」として、地域経済の活性化に向け展開し商店街を再生するものである。	地方創生推進交付金	第55回（１） R2.3.30	R3.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai59nintei/plan/y012.pdf			R5.3.31
北海道	北海道勇払郡安平町	未来へつながる復興まちづくりプロジェクト～震災前よりも魅力ある町づくりに向けて～	北海道勇払郡安平町の全域	現状下における安平町が抱える課題に対応するため、当町が進める子育て教育環境の魅力化により派生する、若年層や子育て世代の関心を高め、移住定住を推進するとともに、「道の駅」を拠点とした賑わい創出や交流人口の拡大に向けた取組を行い、さらには起業創業等による総合的な地域活性化を図り魅力ある町づくりから人口減少に歯止めをかけることを目的として、企業版ふるさと納税の制度を活用した事業を展開していく。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第55回（２） R2.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai5502nintei/plan/b036.pdf			R7.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道安平町	移住定住施策と連動したあびら教育プラン推進プロジェクト	北海道安平町の全域	平成30年北海道胆振東部地震以降に進めてきた町独自の“遊び”、“学び”、“挑戦”を創出する取組み（通称、あびら教育プラン）を新たに建設される小中一体型の学校を含む町内全小中学校への導入により、魅力化を図りつつ、学校の魅力を最大限に生かした移住定住施策とプロモーションを行うことで、相乗効果を生み、持続的なまちづくりを進めるものである。	地方創生推進タイプ	第59回 R3.3.30	R5.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai67nintei/plan/y0071.pdf			R6.3.31
北海道	北海道安平町	関係人口の拡大による地域産業活性化プロジェクト	北海道安平町の全域	観光施策として交流人口や関係人口、リピーター層の増加を果たしながら、その来訪層を町内での起業や事業継承に誘い、商工分野の課題である商店街の活性化を目指すため、道の駅等の拠点施設を中心とした来訪者の増加と回遊促進、及び地域ブランディングの確立と商品開発の支援、さらには起業者の支援と既存事業者の後継者支援を行う。特に、後継者支援に注力し、事業者と継承希望者のマッチングを高めるためのサポート体制を強化する。	地方創生推進タイプ	第67回 R5.3.30	R6.3.28	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai70nintei/plan/y0046.pdf	【軽微変更】 R7.4.1	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2025keibi01/plan/k011.pdf	R8.3.31
北海道	北海道安平町	デジタル人材の育成確保と企業誘致・就労創出を連動させたスマートワーク推進プロジェクト	北海道安平町の全域	本プロジェクトで目指す将来像は、①子育てと仕事が両立できるまち、②若年層が働きたいと思えるまち、③新たな価値創出による認知度向上の３点である。実現に向けた課題としては、子育て世代増加に伴う新たに生じた問題（子育てと仕事の両立）、進学後の転出超過による若者世代の流出、認知度不足が考えられる。これら課題を解決する手段として、スマートワーク産業育成事業、企業誘致・事業誘致推進事業、シティプロモーション×クリエイター育成事業、ブランディング推進事業の４つの事業を実施し、新たな地方創生を目指す。	地方創生推進タイプ	第70回（１） R6.3.28	R7.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/y0063.pdf			R9.3.31
北海道	北海道勇払郡安平町	安平町デジタル田園都市国家構想総合戦略推進交付金計画	北海道勇払郡安平町の全域	町民の結婚・妊娠・出産・子育ての希望の実現を図ることで自然増につなげ、移住を促進するとともに、安定した雇用の創出や地域を守り、活性化するまちづくり等を通じて、社会減に歯止めをかける。これらに取組むに当たっては、４つの事項を本計画期間における基本目標として掲げ、地方創生に資する事業の実施を通して目標の達成を図る。	第２世代交付金（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 第２世代交付金（地域再生計画と連動した支援措置）	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0134.pdf			R10.3.31
北海道	北海道勇払郡安平町	安平町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道勇払郡安平町の全域	「子どもたちを産み育てる環境整備のための事業」、「将来の不安を取り除き、いつまでも安全・安心に住み続けられるまちづくりのための事業」、「強みを活かした産業と雇用の場づくりのための事業」及び「移住・定住を見据えた流動人口の確保のための事業」	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0135.pdf			R10.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道勇払郡むかわ町	むかわ町恐竜ワールド構想推進プロジェクト～心に響くデザインを活用した恐竜のまちづくり～	北海道勇払郡むかわ町の全域	本町では「国内最大の恐竜全身骨格化石」である「むかわ竜」を活かしたまちづくりを進めており、まちの魅力向上と交流人口・関係人口の拡大に向け、核となる施設である新たな博物館整備に向けた準備を進めている。 本事業では、町民の意識や誇りの醸成、道内外へのPRを行うとともに、観光消費額の増加を図るためのモノ（恐竜関連グッズ等）・コト（体験型メニュー）の作り手・売り手となる事業推進主体を形成し、年間３５千人以上の来館者を見込んでいる新博物館整備による経済波及効果を高めるための下地づくりを行うものである。	地方創生推進交付金	第49回 H30.8.31	R2.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai50inntei/plan/y021.pdf			R3.3.31
北海道	北海道勇払郡むかわ町	むかわ町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進計画	北海道勇払郡むかわ町の全域	本町の人口は2040年には5,390人まで減少（2010年比の約55%）すると推計されている。要因として、若者を中心に町外への流出が多いことや、潜在能力の高い地域資源を活かしきれていないこと等が考えられる。また、2018年に発生した北海道胆振東部地震がまちに与えた影響は大きく、被災者の生活再建を最優先にした復興の取組とともに世界的にも貴重な恐竜化石を活かしたまちづくりや、商工業、起業・創業への支援等による人材の育成と強化、災害に強いまちづくりの推進等により地方創生の取組を進めるものである。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第56回 R2.7.3	R3.7.8	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai60nintei/plan/y005.pdf			2021年５月に申請した地域再生計画の変更の認定の日
北海道	北海道むかわ町	恐竜ブランドを活かした震災・コロナ禍からのむかわルネサンス（再生）プロジェクト	北海道むかわ町の全域	町内に点在するあらゆる文化・観光・食・自然とこれらに関わる町民と協働した新しい形での「むかわ町ルネサンス」を将来像としてイメージし、空地・空き家の解消につながるビジネス創出支援や、恐竜をコアとした観光パッケージ開発による関係人口拡大推進、「恐竜のまち」としてのインパクトのある施設整備・イベントの実施を行う。	地方創生推進タイプ	第59回 R3.3.30	R5.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai67nintei/plan/y0072.pdf			R6.3.31
北海道	北海道勇払郡むかわ町	第２次むかわ町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進計画	北海道勇払郡むかわ町の全域	本町の人口は2040年には5,390人まで減少（2010年比の約55%）すると推計されている。要因として、若者を中心に町外への流出が多いことや、潜在能力の高い地域資源を活かしきれていないこと等が考えられる。また、2018年に発生した北海道胆振東部地震がまちに与えた影響は大きく、被災者の生活再建を最優先にした復興の取組とともに世界的にも貴重な恐竜化石を活かしたまちづくりや、商工業、起業・創業への支援等による人材の育成と強化、災害に強いまちづくりの推進等により地方創生の取組を進めるものである。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第60回 R3.7.9	R7.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/y0064.pdf			R8.3.31
北海道	北海道むかわ町	恐竜ブランドを活かした過疎地域のクリエーション（創生）プロジェクト	北海道勇払郡むかわ町全域	貴重な地域資源である「むかわ竜」を最大限に活かし、社会課題の解決への寄与、関係・関心人口の拡大を図り、過疎地域における持続可能な地域運営の確立を後押しする。 7,200万年の時を越えて蘇った恐竜化石をデジタル技術の活用によって、誰にでもわかりやすい解説とともに五感に訴求する体験を交えたイベントの実施に取り組む。 観光消費を促進し、地域経済の活性化を図るためには、来訪者の増加とともに地域における滞在時間の拡大が必要不可欠であることから、恐竜化石発掘体験を中心とした周遊コンテンツの実施に取り組む。	地方創生推進タイプ	第70回（１） R6.3.28	R8.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/c024.pdf			R9.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道むかわ町	持続可能な地域をめざした未来指向のにぎわい創出計画	北海道むかわ町の区域の一部（穂別地区）	急激な人口減少に歯止めをかけ、新たな賑わいの場の創出と住み慣れた町で安心して暮らせるまちづくり目指し、様々な課題を解決するために「温浴カフェ」を整備し、地域住民だけではなく、町外からの多くの利用者を獲得するため事業を進めていく。	地方創生拠点整備タイプ	第70回（１） R6.3.28		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai70nintei/plan/a0027.pdf			R11.3.31
北海道	北海道むかわ町	恐竜化石「カムイサウルス・ジャポニクス（むかわ竜）」を核とした持続可能な地域づくり計画	北海道むかわ町の区域の一部（穂別地区）	学術的さらに地域の資源としても貴重な「カムイサウルス・ジャポニクス」（通称「むかわ竜」）の全身骨格が入る博物館を軸として、著しい過疎化や商業の衰退の解決と博物館のリニューアルによる人流の活性化を目指す「むかわ町復興拠点施設整備事業Ⅰ」として、市街地を対象としたエリア再編を行い、過疎化が進む市街地の賑わいを取り戻し、住み続けられる持続可能なまちづくりに繋げ、新しい人流の活性化を作り上げていく。	地方創生拠点整備タイプ	第70回（１） R6.3.28		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai70nintei/plan/a0028.pdf			R11.3.31
北海道	北海道勇払郡むかわ町	第２次むかわ町創生総合戦略推進交付金計画	北海道勇払郡むかわ町の全域	少子高齢化、転出超過といった人口問題が深刻化し、地域における担い手不足やそれに伴う地域産業の衰退等、住民生活への様々な影響が懸念されることから、粘り強く人口減少や少子高齢化対策に取り組む必要がある。これらの課題を解決すべく、むかわ町の創生に向けた総合的な施策を推進し、北海道胆振東部地震や新型コロナウイルス感染症による災禍からの「創造的復興・創生」を成し遂げていくため、本町の将来像である「人とつながる、笑顔でつながる、未来につながるまち　むかわ」に向かったまちづくりを目指す。	第２世代交付金（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 第２世代交付金（地域再生計画と連動した支援措置）	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0136.pdf			R8.3.31
北海道	北海道勇払郡むかわ町	第３次むかわ町創生総合戦略推進交付金計画	北海道勇払郡むかわ町の全域	本町の人口は、2060年に総人口が2,628人（2020年比で34.3%）まで減少する見込みであり、地域における担い手不足やそれに伴う地域産業の衰退等、住民生活への様々な影響が懸念されることから、粘り強く人口減少や少子高齢化対策に取り組む必要がある。これらの課題を解決すべく、むかわ町の創生に向けた総合的な施策を推進し、北海道胆振東部地震からの「創造的復興・創生」を成し遂げていくため、本町の将来像である「人とつながる、笑顔でつながる、未来につながるまち　むかわ」に向かったまちづくりを目指す。	地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画と連動した支援措置）	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s058.pdf			R13.3.31
北海道	北海道勇払郡むかわ町	第３期むかわ町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進計画	北海道勇払郡むかわ町の全域	本町の人口は2060年に2,628人まで減少（2020年比約34.3%）すると推計され、若者の町外流出や地域資源を十分に活かしきれていないことが課題である。加えて、2018年に発生した北海道胆振東部地震がまちに与えた影響は大きく、復旧・復興の取組を進めてきたものの、地域経済の活性化や人口減少対策等の課題に引き続き取り組む必要がある。これらの課題に対応するため、恐竜化石を活かしたまちづくりやまちの活力を担う人材の育成と強化、災害に強いまちづくり等を推進し、新たな時代に対応した地方創生を進める。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s059.pdf			R13.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道勇払郡むかわ町並びに沙流郡日高町及び平取町	鵡川・沙流川流域広域交流圏域形成ＤＭＯ構築連携事業	北海道勇払郡むかわ町並びに沙流郡日高町及び平取町の全域	北海道道央圏から南東方向に新千歳空港から約1時間の距離に位置し、日本一の清流にも選ばれた鵡川流域のむかわ町、沙流川流域の日高町、平取町の3町が一致協力して観光地域づくりを推進するDMOの構築をもとに、アイヌ文化や恐竜化石等の歴史文化、豊かな自然、農林水産の特産物などの多様な地域資源を楽しむことができる広域交流圏域を形成する。さらに、新千歳空港や平成32年度に「民族共生象徴空間」が整備される白老町を観光客が相互に回遊できる地域間ネットワークを形成し、地域経済を活性化する取組を行う。	地方創生推進交付金	第40回（２） H28.12.13		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai40-2nintei/plan/a037.pdf			R3.3.31
北海道	北海道沙流郡日高町	日高町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道沙流郡日高町の全域	人口減少が続いている本町において、今後予想される地域経済の消費低迷、労働力不足などの様々な課題に対応するべく「第２期日高町創生総合戦略」に基づき、各種の事業を実施することで、産業振興や雇用の創出による社会減と教育環境の充実による自然減の抑制を図る。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第63回 R4.3.31	R8.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/c025.pdf			R10.3.31
北海道	平取町	「輝くびらとり未来につなごう」産業創造プロジェクト	北海道沙流郡平取町の全域	当町は、沙流川に広がる雄大な自然のもとで、当地に先住し自然を敬い共生してきたアイヌの人々の文化や、先人達が共に築いた産業を守り・育て、農林業を基幹産業に発展してきました。 　しかし、人口はピーク時の半分以下まで激減し、高齢化率も高く、担い手対策が急務です。 　また、アイヌ文化の色濃く残る当町には、年間17万人の交流人口があるものの通過型で、滞在型交流への転換が求められています。 　以上から、次の重点産業の振興により地域再生を図ります。 　◆農林業を活かした六次産業 　◆地域資源を活かした交流産業	実践型地域雇用創造事業	第22回 H24.6.28		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai22nintei/plan/plan2.pdf			H28.3.31
北海道	北海道沙流郡平取町	歴史文化とアイヌ工芸の里「びらとり」雇用創造プロジェクト	北海道沙流郡平取町の全域	平取町は北海道日高振興局管内西端に位置し、貫流する沙流川が育んだ、豊かで雄大な自然のもと、この地に先住し自然を敬い共生してきたアイヌの人々の生活文化や、先人達が共に築いた歴史・文化を守り育てながら、農林業を基幹産業として発展してきました。人口は、最も多かった昭和35年からみると激減し、高齢化率も高まっています。 当町の活力を創生するには、やる気、熱意、知恵を活かし、伝統工芸産業の構築や観光産業の拡充などを活用し、「歴史文化とアイヌ工芸の里 びらとり」を目指し、次の事業を実施します。	実践型地域雇用創造事業	第32回 H27.6.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai32nintei/plan/a003.pdf			H30.3.31
北海道	北海道沙流郡平取町	「人が集い、町がにぎわい、仕事を創り、町を育む」～びらとり町民チャレンジプロジェクト～	北海道沙流郡平取町の全域	「アイヌ文化のまち農山村滞在交流産業分野」、「びらとりの賑わいと活力創出産業分野」を重点分野に設定し、地域経済・文化団体等の地域関係者の事業への参画をもって実践型地域雇用創造事業を活用し、農山村交流や観光、地域の活性化を担う人材養成講座、アイヌ文化や森林体験のプログラムの開発、総合交流促進施設やチャレンジショップの運営、そのマニュアル開発を通じて雇用の創造、地域の活性化を目指していく。	実践型地域雇用創造事業	第47回 H30.3.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai47nintei/plan/a036.pdf			R3.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道沙流郡平取町	平取町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道沙流郡平取町の全域	本町は昭和35年をピークに人口減少が続いており、基幹産業である農業経営者の高齢化や後継者不足、公共事業の削減による雇用減少などが若者の流出を引き起こし、地域経済の停滞が懸念されている。この課題に対応するため、「地域の豊かな資源を生かし、食・環境で魅力ある地域をつくる」、「歴史・文化遺産を活かした豊かな地域をつくる」、「子どもを産み育てやすく、豊かな心を育む環境をつくる」、「誰もが健康で生き生きと暮らせる環境をつくる」の4つを基本目標に、効果的な施策を実施する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第63回 R4.3.31	R7.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/y0066.pdf			R8.3.31
北海道	北海道沙流郡平取町	平取町まち・ひと・しごと創生推交付金進計画	北海道沙流郡平取町の全域	本町は昭和35年をピークに人口減少が続いており、基幹産業である農業経営者の高齢化や後継者不足、公共事業の削減による雇用減少などが若者の流出を引き起こし、地域経済の停滞が懸念されている。この課題に対応するため、「地域の豊かな資源を生かし、食・環境で魅力ある地域をつくる」、「歴史・文化遺産を活かした豊かな地域をつくる」、「子どもを産み育てやすく、豊かな心を育む環境をつくる」、「誰もが健康で生き生きと暮らせる環境をつくる」の4つを基本目標に、効果的な施策を実施する。	第２世代交付金（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 第２世代交付金（地域再生計画と連動した支援措置）	第74回（２） R7.9.5		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai74nintei/plan/z028.pdf			R8.3.31
北海道	北海道沙流郡平取町	第２期平取町まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道沙流郡平取町の全域	人口減少と少子高齢化が進む中、特産品やアイヌ文化など独自の資源を活かした持続可能なまちづくりを推進する。「強い経済」では、スマート農業導入による生産性向上や体験型観光への転換で稼ぐ力を強化する。「豊かな生活環境」では、地域共生型高校生寮の整備による平取高校存続支援や、切れ目のない子育て支援、ゼロカーボン推進に取り組む。「選ばれる地方」では、行政ＤＸやアイヌ文化継承、多様な主体との協働を進める。これらにより、若者が誇りを持てる地域経済と関係人口の拡大を実現し、社会減に歯止めをかける。	地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画と連動した支援措置）	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s060.pdf			R13.3.31
北海道	北海道沙流郡平取町	第２期平取町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道沙流郡平取町の全域	人口減少と少子高齢化が進む中、特産品やアイヌ文化など独自の資源を活かした持続可能なまちづくりを推進する。「強い経済」では、スマート農業導入による生産性向上や体験型観光への転換で稼ぐ力を強化する。「豊かな生活環境」では、地域共生型高校生寮の整備による平取高校存続支援や、切れ目のない子育て支援、ゼロカーボン推進に取り組む。「選ばれる地方」では、行政ＤＸやアイヌ文化継承、多様な主体との協働を進める。これらにより、若者が誇りを持てる地域経済と関係人口の拡大を実現し、社会減に歯止めをかける。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s061.pdf			R13.3.31
北海道	北海道新冠郡新冠町	新冠町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道新冠郡新冠町の全域	本町では、人口減少や高齢化による、地域経済・社会・子育て環境機能への重大な影響に対して、第２期新冠町まち・ひと・しごと創生総合戦略で定めた基本目標（①産業振興の活性化②ひとの流れをつくる③結婚・出産・子育ての希望をかなえる④思いやりと笑顔あふれるまちづくり）に基づく効果的な施策を展開し、「思いやりと笑顔あふれる“レ・コードなまち”にいかっぷ」の実現と目標の達成を図る。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第64回 R4.7.8	R7.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/y0067.pdf			R9.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道浦河郡浦河町	浦河町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道浦河郡浦河町の全域	浦河町が将来にわたって活力と魅力のある地域として発展し、町民が夢や希望を持ち幸福と充実を感じ、生涯を通じてこの町に暮らしたいと思うまちを実現をするため、人口減少と地域経済の縮小という南極の克服に立ち向かうために必要な施策等をまとめ、町民、地域、行政がまちづくりの方向性を共有し、まちの持つ可能性を最大限活かした協働と連携によるまちづくりを推進する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第58回 R2.11.6		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai58nintei/plan/a017.pdf			R7.3.31
北海道	北海道浦河町	空き家対策を伴う移住・テレワーク創生推進計画	北海道浦河町の全域	浦河町では、地域経済の活性化を図り、「個性豊かで持続可能な地域社会」を実現するため、移住政策・テレワーク誘致事業を進めていたが、事業に必要な生活体験住宅が不足していた。そのため、令和3年4月に日高本線が廃線となったことに伴い、空き家となっていたＪＲ北海道職員住宅の長屋を改修して、テレワークが可能なWi-Fiを設置した生活体験住宅を整備することにより、生活体験住宅不足を解消して、効果的な移住政策・テレワーク誘致事業を推進する。	地方創生拠点整備タイプ	第67回 R5.3.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai67nintei/plan/a0014.pdf			R10.3.31
北海道	北海道浦河郡浦河町	第２期浦河町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道浦河郡浦河町の全域	浦河町が将来にわたって活力と魅力のある地域として発展し、町民が夢や希望を持ち幸福と充実を感じ、生涯を通じてこの町に暮らしたいと思うまちを実現をするため、人口減少と地域経済の縮小という難局の克服に立ち向かうために必要な施策等をまとめ、町民、地域、行政がまちづくりの方向性を共有し、まちの持つ可能性を最大限活かした協働と連携によるまちづくりを推進する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0137.pdf			R9.3.31
北海道	北海道様似郡様似町	アポイ岳ユネスコ世界ジオパークによるまちづくり	北海道様似郡様似町の全域	町の人口は年々減少の一途を辿っており、人口減少対策を含めた地域への新しいひとの流れをつくることが喫緊の課題となっている。このことから、地域への新しいひとの流れをつくるべく、ジオパークを活用した積極的な情報発信を行い、観光客や交流人口の増加を図りつつ、滞在型観光客の誘致や生活体験事業等を通じ、観光入込客数・移住者数の増加を図る。また、平成30年度には日本ジオパーク全国大会を開催し、地元住民のジオパークに対する理解を深め、まちづくりへの参画機運を醸成し、町民一体となった地域の持続的発展の推進を図る。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第47回 H30.3.30	R2.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai5502nintei/plan/z003.pdf			R3.3.31
北海道	北海道様似郡様似町	様似町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道様似郡様似町の全域	本町の人口は昭和３０年の10，163人をピークに年々減少の一途を辿っており、人口減少対策を含めた「地域への新しいひとの流れをつくる」ことが喫緊の課題となっている。これらに対し、豊かな自然と観光資源を活かした産業支援により、担い手の働く場の増加、所得の向上を進め、人口の流出に歯止めをかける。ユネスコ世界ジオパークに認定された「アポイ岳ユネスコ世界ジオパーク」を活用した積極的な情報発信等により、観光客や交流人口の増加を図り、移住から定住へとつながる新しいひとの流れを創出する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第59回 R3.3.31	R7.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/y0068.pdf			R8.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道様似郡様似町	第２期様似町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道様似郡様似町の全域	本町の人口は昭和３０年の10，163人をピークに年々減少の一途を辿っており、人口減少対策を含めた「地域への新しいひとの流れをつくる」ことが喫緊の課題となっております。これらに対し、豊かな自然と観光資源を活かした産業支援により、担い手の働く場の増加、所得の向上を進め、人口流出を抑制します。また、ユネスコ世界ジオパークに認定された「アポイ岳ユネスコ世界ジオパーク」を活用した積極的な情報発信等により、観光客や交流人口の増加を図り、移住から定住へとつながる新しいひとの流れを創出いたします。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s062.pdf			R13.3.31
北海道	北海道幌泉郡えりも町	えりも町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道幌泉郡えりも町の全域	えりも町では、第2期の総合戦略に基づき①まちに安定した雇用をつくる、②まちに新たな人の流れを作る、③結婚・出産・子育ての希望をかなえる、安心安全で、住み続けたい魅力的なまちをつくるを基本目標として、事業を実施することで、人口減少を抑制し、持続可能なまちづくりを推進する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第62回 R3.11.26	R7.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/y0069.pdf			R8.3.31
北海道	北海道日高郡新ひだか町	二十間道路桜並木樹勢回復事業	北海道日高郡新ひだか町の全域	本町では、人口減少や高齢化が進行しており、特に若者の流出が大きく、今後も相当数の流出が見込まれる。これは、地元での就職先が不足していることが要因となっていることから、町内事業者が安定的に収益を上げ、新たな雇用機会を創出できるよう、本町にとって極めて重要な観光資源である「二十間道路桜並木」の保全、整備を着実に継続し、観光資源としての価値を高めることにより新たな人の流れをつくり出し、交流人口、入込客数の増加に繋げることを目標とする。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第44回 H29.6.27	R2.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai5502nintei/plan/z004.pdf			R7.3.31
北海道	北海道日高郡新ひだか町	新ひだか町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道日高郡新ひだか町の全域	人口減少や少子高齢化が進むことで、担い手、後継者不足による基幹産業の衰退や地域経済の縮小等、住民生活への様々な影響が懸念される。これらの課題に対応するため、雇用の確保・創出の支援、後継者対策、町の魅力発信による交流・関係人口の増加及び結婚・妊娠・出産・子育て支援の充実等、将来にわたり活力ある地域として発展し、この町で暮らす人々が暮らしに幸福と充実を感じ、生涯を通じてこの町に住みたいと思えるまちづくりを実現するために必要な施策を行う。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第68回 R5.8.18		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai68nintei/plan/z002.pdf			R7.3.31
北海道	北海道日高郡新ひだか町	二十間道路桜並木樹勢回復計画	北海道日高郡新ひだか町の全域	本町では、人口減少や高齢化が進行しており、特に若者の流出が大きく、今後も相当数の流出が見込まれる。これは、地元での就職先が不足していることが要因となっていることから、町内事業者が安定的に収益を上げ、新たな雇用機会を創出できるよう、本町にとって極めて重要な観光資源である「二十間道路桜並木」の保全、整備を着実に継続し、観光資源としての価値を高めることにより新たな人の流れをつくり出し、交流人口、入込客数の増加に繋げることを目標とする。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0138.pdf			R12.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道日高郡新ひだか町	第２期新ひだか町まち・ひと・しごと・創生推進計画	北海道日高郡新ひだか町の全域	人口減少や少子高齢化が進むことで、担い手、後継者不足による基幹産業の衰退や地域経済の縮小等、住民生活への様々な影響が懸念される。これらの課題に対応するため、雇用の確保・創出の支援、後継者対策、町の魅力発信による交流・関係人口の増加及び結婚・妊娠・出産・子育て支援の充実など、将来にわたり活力ある地域として発展し、この町で暮らす人々が暮らしに幸福と充実を感じ、生涯を通じてこの町に住みたいと思えるまちづくりを実現するために必要な施策を行う。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0139.pdf			R12.3.31
北海道	北海道河東郡音更町	サッカー場整備による交流促進のまちづくり	北海道河東郡音更町の全域	本町の人口は、２０１０年１２月をピークに減少傾向にあり、この傾向は今後も続くと予想される。そこで、人口減少を補うために、全面人工芝のサッカー場を整備し、全国大会や全道大会の誘致、町内の宿泊施設と連携した合宿の誘致等を行うことによって、様々な地域から町内へ人を呼び込むことで交流人口を拡大し、域内経済の循環を高め、地域経済を活性化させる。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第42回 H29.3.28		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai42nintei/plan/a007.pdf			R2.3.31
北海道	北海道河東郡音更町	音更町魅力発信施設整備計画	北海道河東郡音更町の全域	人口減少は経済活動の縮小につながり、地域経済に影響を与えることから、今後も続く人口減少を補うために、交流人口を拡大させることが急務となっている。新たな魅力発信拠点施設として「道の駅おとふけ」を移転改築し、本町の強みである高品質の農畜産物等の魅力を広く発信することで交流人口の増加につなげ、まち・ひと・しごとの好循環を生み出し活力ある音更町を実現する。	地方創生拠点整備交付金	第55回（１） R2.3.30	R3.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai59nintei/plan/y013.pdf			R7.3.31
北海道	北海道河東郡音更町	魅力発信拠点施設整備による交流促進のまちづくり	北海道河東郡音更町の全域	人口減少は経済活動の縮小につながり、地域経済に影響を与えることから、今後も続く人口減少を補うために、交流人口を拡大させることが急務となっている。新たな魅力発信拠点施設として「道の駅おとふけ」を移転改築し、本町の強みである高品質の農畜産物等の魅力を広く発信することで交流人口の増加につなげ、まち・ひと・しごとの好循環を生み出し活力ある音更町を実現する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第55回（２） R2.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai5502nintei/plan/b037.pdf			R5.3.31
北海道	北海道河東郡音更町	音更町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道河東郡音更町の全域	本町は、1960年以降人口が大きく増加し、北海道内で最も人口の多い町になったが、現在は減少傾向にある。人口減少時代を迎える中で、第2期地方版総合戦略に基づき、地域経済の拡充、定住・交流・関係人口の拡大、結婚・子育て支援の充実、まちの魅力化などにつながる各種取組を推進することで、持続可能なまちづくりによる活力ある地域社会を目指していく。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第67回 R5.3.31	R7.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/y0070.pdf			R8.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道河東郡音更町	第２期音更町まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道河東郡音更町の全域	町の人口は減少傾向にあり、少子高齢化、自然減・社会減が進行すると、担い手不足等による地域経済の縮小やコミュニティの衰退等が懸念される。その中でも、持続可能な活力ある地域社会を実現するため、「地域経済を活性化させ、稼ぐ力を高める」、「都市との新たな結び付きなどにより、音更への新しいひとの流れをつくる」、「若者や女性にも選ばれるまちをつくる」、「ひとが集う、安全・安心で快適に住み続けられるまちをつくる」及び「多様な「知」・「技術」を紡ぎ、官民共創でまちをつくる」を基本目標とし、各種取組を推進する。	地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画と連動した支援措置）	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s063.pdf			R13.3.31
北海道	北海道河東郡音更町	第２期音更町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道河東郡音更町の全域	町の人口は減少傾向にあり、少子高齢化、自然減・社会減が進行すると、担い手不足等による地域経済の縮小やコミュニティの衰退等が懸念される。その中でも、持続可能な活力ある地域社会を実現するため、「地域経済を活性化させ、稼ぐ力を高める」、「都市との新たな結び付きなどにより、音更への新しいひとの流れをつくる」、「若者や女性にも選ばれるまちをつくる」、「ひとが集う、安全・安心で快適に住み続けられるまちをつくる」及び「多様な「知」・「技術」を紡ぎ、官民共創でまちをつくる」を基本目標とし、各種取組を推進する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s064.pdf			R13.3.31
北海道	北海道河東郡音更町及び中川郡池田町	おとふけ・いけだ広域連携観光推進プロジェクト	北海道河東郡音更町及び中川郡池田町の全域	音更町・池田町双方の観光資源の高付加価値化、さらには隣接する地理関係を活かした新たな観光ルートの創出・ブランド化により、「点」から「線」「面」の観光へ強化・進化し、「選ばれる観光地」「滞在してもらえる観光地」への飛躍を図る。	地方創生推進交付金 地方創生拠点整備交付金	第40回（２） H28.12.13	H30.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai47nintei/plan/y030.pdf	【軽微変更】 H31.3.29	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2019nendo/keibi/021.pdf	R3.3.31
北海道	士幌町	「人に子育てにやさしいまちづくり」～地域で支える子育て～	北海道河東郡士幌町の全域	士幌町では、近年、地域における人と人との繋がりが希薄になっていることなどから育児に関する悩み事や知りたいことを気軽に相談できる人が少なく、孤立化や不安感の増大が指摘され、共働き家庭のみならず子育て家庭すべてを対象とする支援の充実が求められている。こうした保護者の子育てに対する不安や負担感を軽減し、安心して子育てができる地域社会を築くために様々な子育て支援サービスを提供する必要がある。そのため行政・地域・事業者・学校が一体となり『人に子育てにやさしいまちづくり』形成を目指す。	市民活動団体等支援総合事業	第07回（１） H19.7.4		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai7nintei/06toke.pdf			H22.3.31
北海道	北海道河東郡士幌町	士幌町地域力再生事業	北海道河東郡士幌町の全域	士幌町は農業と観光の発展を目指しているが、人口減少が地域産業の衰退を招いている。個々による農畜産物加工の取組が盛んになっているが、発展には様々な地域の課題解決が不可欠である。この様なことから、町立農業高校を活用した６次産業化の取り組みや担い手育成機能を併せ持つ学習の拠点づくり、更に地域振興を担う拠点の構築と官民協働による取組を行い、地域内にて若者が活躍できる雇用の場や起業を促進し、若者主導による「まちの魅力」の創造と地域外への宣伝強化を行うことにより、「地域力の再生」を図る。	地方創生推進交付金 地方創生拠点整備交付金	第39回 H28.8.30	H29.5.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai43-2nintei/plan/y036.pdf	【軽微変更】 H30.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2018nendo/keibi/028.pdf	R4.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道河東郡士幌町	士幌町 次世代産業活性化支援計画	北海道河東郡士幌町の全域	６次産業を次世代につながる重要な産業として成長させ、雇用の創出と地域所得の向上を図り、波及効果による地域産業の活性化や人口の維持・増加を目指し、基幹産業である農業と地域資源である農畜産物の活用を基軸に、町と農業者、民間事業者、住民、移住交流者、団体、金融機関などが「モノづくり」を通し協働しながら、新たに整備する拠点施設を活用し、商品付加価値の研究開発・研修、製造技術の改善、人材の育成や輩出など生産性革命に資する事業を積極的に実施するとともに、町単独による商工業活性化推進事業を総合的に実施する。	地方創生拠点整備交付金	第47回 H30.3.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai47nintei/plan/a038.pdf			R5.3.31
北海道	北海道河東郡士幌町	士幌町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道河東郡士幌町の全域	本町の人口減少は、出生数の減少（自然減）や商工業をはじめとした町内産業の衰退による雇用機会の減少に伴う若者や子育て世帯の町外流出（社会減）が原因と考えられることから、これらの課題に対応するため、町民の結婚・出産・子育ての希望の実現を図る自然増につなげ、また、移住を促進するとともに、安定した雇用の創出や地域を守り活性化するまちづくり等を通じて、社会減に歯止めをかけるための事業を行う。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第63回 R4.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai63nintei/plan/c013.pdf			R7.3.31
北海道	北海道士幌町	道の駅「しほろ温泉プラザ緑風」施設再整備事業	北海道士幌町の全域	本施設は、町民の健康や豊かな生活、地区の活性化を目的に、昭和52年に建設され、その後建物の老朽化等により改修を重ね、今日まで運営してきた。今日までに、環境問題や感染症の影響を受け、人々の観光スタイルは変化し、本町の観光入込客数は徐々に減少を続け、関係人口の減少、地域経済の縮小が大きな問題となっている。施設改修により、観光資源の魅力を高め情報発信し、関係人口を増加させ、またデジタル側面を整備することで、多様な人々と地域のツナガリを築き、町への資金の流れを創出・拡大させ、活力ある地域社会を実現する。	地方創生拠点整備タイプ	第70回（１） R6.3.28		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai70nintei/plan/a0029.pdf			R11.3.31
北海道	北海道河東郡士幌町	第２期士幌町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道河東郡士幌町の全域	本町の人口減少は、出生数の減少（自然減）や商工業をはじめとした町内産業の衰退による雇用機会の減少に伴う若者や子育て世帯の町外流出（社会減）が原因と考えられることから、これらの課題に対応するため、町民の結婚・出産・子育ての希望の実現を図る自然増につなげ、また、移住を促進するとともに、安定した雇用の創出や地域を守り活性化するまちづくり等を通じて、社会減に歯止めをかけるための事業を行う。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0140.pdf			R10.3.31
北海道	上士幌町	旧国鉄士幌線関連遺産を活用したまちづくり計画	北海道河東郡上士幌町の全域	上士幌町にはコンクリートアーチ橋梁群に代表される旧国鉄士幌線関連遺産が所在しており、点検等維持管理やＰＲ活動、案内標識の整備など官民協働で保存活用を進めることで来訪者も徐々に増加している。一方、アーチ橋等構造物の劣化も進行しており、それに対する補修による保存などの課題も抱えている。しかし、今後も、行政とＮＰＯ法人等との協働により、文化財としての保存を図るとともに、観光資源としての一層の利活用を進め、都市と農山村との共生対流による地域の活性化を図りたい。	官民パートナーシップ確立のための支援事業	第13回（２） H21.7.17		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai13nintei_2/plan/04a.pdf			H26.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道河東郡上士幌町	生涯活躍のまち　上士幌町創生包括プロジェクト事業計画	北海道河東郡上士幌町の全域	本町では、町民の健康寿命を延伸し、住んでみたい・住み続けたいまちを創生するため「生涯活躍のまち」の取組を進めており、安心して暮らせるための「地域包括ケア」の充実、「生涯活躍（地域貢献）できる場の創設」などによる「移住・定住の促進」、中高年齢者の移住の加速化やまちなかの円滑な移動、住民交流機能の強化のため「交通ネットワーク拠点」及び「生涯活躍のまち体験施設」の整備を図る。	地方創生拠点整備交付金	第41回 H29.2.24		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai41nintei/plan/a028.pdf			R3.3.31
北海道	北海道河東郡上士幌町	上士幌町観光ＤＭＯによる観光振興事業計画	北海道河東郡上士幌町の全域	大雪山国立公園の麓に位置する本町は観光資源豊富な地域であり、それらを活用した観光拠点施設の整備が今後行われる。新たなビジネス展開、地場産品の発掘を検討し観光DMO機能を持った観光地域商社設立に向け取り組みを行い、雇用創出、流入人口減少を食い止める。	地方創生推進交付金	第43回（２） H29.5.30	H31.3.29	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai5nintei/plan/y024.pdf			R2.3.31
北海道	北海道河東郡上士幌町	生涯活躍のまち　上士幌町創生包括プロジェクト事業計画	北海道河東郡上士幌町の全域	各政策分野が連携した包括プロジェクトとして「生涯活躍のまち」に取り組んでおり、「地域包括ケア」の充実、「生涯活躍（地域貢献）できる場」の創設、人材活用機能（人材センター）の創設、「交通ネットワーク」及び「チャレンジショップ」の整備さらには公営住宅のバリアフリー化や市街地からまちなかへの高齢者等の住み替えのための住宅整備等を行う。　併せて、これらの取組みや町の魅力を発信するため、移住相談会やプロモーション事業を行う。	地方創生推進交付金	第43回（２） H29.5.30	H31.3.29	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai5nintei/plan/y025.pdf			R2.3.31
北海道	北海道河東郡上士幌町	生涯活躍のまち　上士幌シェアオフィス整備計画	北海道河東郡上士幌町の全域	本事業により整備する「上士幌シェアオフィス」は、町外の企業や個人事業主が利用することができ、オープンな共有ワークスペースやプライベートオフィス、Ｗｅｂ会議にも対応する会議室を備える。本事業の実施により、働き方改革を推進し、また、生涯活躍のまちの取り組みの次のステップとして位置づけ、「生涯活躍かみしほろ塾」や「チャレンジショップ」とも連携し、雇用の創出を図る。さらに取り組みのターゲットを、中高年齢層から現役世代まで広げ、都市部の企業との連携も図りながら、移住の促進、交流人口の拡大に結び付ける。	地方創生拠点整備交付金	第51回 H31.3.29		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai5nintei/plan/a052.pdf			R6.3.31
北海道	北海道河東郡上士幌町	農業者所得向上のための加工販売拠点整備計画	北海道河東郡上士幌町の全域	本事業では、「農畜産物直売所」及び「加工品販売拠点」を中心とした複合施設を道の駅として新たに整備し、商品のＰＲや販売を促進することで農業者の所得向上を図り町内経済の発展を目的とする。「Farm fresh（鮮度）」をコンセプトに単に「農畜産物」「加工品」を販売するのではなく、「食」や「豊かな時間（交流・滞在・宿泊・体験・サービス）」と複合的に結び付けて提供することで、施設への誘客を図り、モノの価値や収益性を向上させ、農業者、事業者等の所得向上と地域の活性化を目指す。	地方創生拠点整備交付金	第51回 H31.3.29		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai5nintei/plan/a053.pdf			R6.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道上士幌町	生涯活躍のまち　上士幌町創生包括加速プロジェクト事業計画	北海道上士幌町の全域	生涯活躍のまちを実現するため、上士幌創生包括加速プロジェクトにより、仕事と担い手のマッチングを行う人材センターの機能強化事業、専門講座や起業塾による生涯活躍に向けた人材育成事業、健康づくり蓄積データの活用や健康プログラムによる健康寿命の延伸事業、シェアオフィスの利用促進とあわせ、仕事・学び・遊びの体験プログラムの提供による関係人口の創出・拡大事業を行い、地域経済の活性化を図る。	地方創生推進タイプ	第55回（１） R2.3.30	R5.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai67nintei/plan/y0073.pdf	【軽微変更】 R6.3.28	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2024keibi01/plan/k007.pdf	R7.3.31
北海道	北海道河東郡上士幌町	上士幌町観光地域商社による地域資源を活かした観光・まちづくり推進事業	北海道河東郡上士幌町の全域	2018年5月に設立した観光地域商社㈱karchは、2019年8月にDMO候補法人に登録されたが、取り組みは端緒についたところである。DMOを意識した事業推進の支援を行うことで、町民や関係事業者を広く巻き込み、観光・環境を切り口とした稼ぐシステムを構築し地域全体の経済波及効果を向上させていく。2019年3月に策定した「上士幌町観光基本計画」に示される【上士幌の人のつながりと価値～つなげよう次の世代へ～】を目指すべき姿として『地域、町民全体を巻き込んだ観光による地域づくり』を進める。	地方創生推進交付金	第55回（１） R2.3.30	R4.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai63nintei/plan/y037.pdf			R5.3.31
北海道	北海道河東郡上士幌町	上士幌町総合戦略推進計画	北海道河東郡上士幌町の全域	新しい時代の流れである５Ｇといわれる第５世代の高速大容量の通信技術を基盤としたICT、あらゆる物がインターネットにつながるIoT、人工知能AI、自動運転、ロボットなど次世代の高度技術の利活用をはじめ、都市部から地方へ、ひとやものの流れを促す「関係人口」の拡大により新ビジネスの創出や地域経済の活性化、働き方を改革することなど、足腰の強い地場産業の振興をはじめ、誰もが健康で、安心、充実して生涯を送ることができるまちづくりを進めていく。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第55回（２） R2.3.31	R7.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/y0071.pdf			R9.3.31
北海道	北海道上士幌町	上士幌町商品開発・ビジネス創出推進拠点整備計画	北海道上士幌町の全域	上士幌町は、大雪山国立公園をはじめとした豊かな自然環境に恵まれ、基幹産業である農業が豊富な農畜産物を生産している。これらを活用した商品開発を推進してきた結果、現在は、ふるさと納税の返礼品として様々な商品が人気を集めている。令和２年には、都市と農村の交流施設となる道の駅のオープンを控えていることから、商品開発をさらに推進し、雇用や地域経済の好循環を生み出すため、平成３年に整備した農業技術研究センターを改修して商品開発・ビジネス創出推進拠点として活用することにより地方創生の深化を図る。	地方創生拠点整備交付金	第57回 R2.8.21		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai57nintei/plan/a002.pdf			R7.3.31
北海道	北海道河東郡上士幌町	企業滞在型交流施設整備計画	北海道河東郡上士幌町の全域	本事業により整備する企業滞在型交流施設は、ワーケーション目的の企業・個人が滞在できるスペースと、都市部企業だけではなく、地元企業・生産者がセミナーやイベントが開催可能な共有スペースを備える。本事業により、テレワークやワーケーションなどの新しい働き方を推進し、また、かみしほろシェアオフィスと連携することで、関係人口の拡大と新規ビジネス創出を図り、地域経済の活性化を目指す。	地方創生拠点整備交付金	第59回 R3.3.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai59nintei/plan/a031.pdf			R8.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道上士幌町	上士幌スマートタウン推進・関係人口創出プロジェクト	北海道河東郡上士幌町の全域	生涯活躍のまちを実現するため、上士幌スマートタウン推進・関係人口創出プロジェクトにより、域内DXの推進、住民向けMaaS・ワーケーションMaaSの実装、域外からの企業・関係人口の取り込みを行うことで、次世代高度技術が実装され、すべての世代が住みやすいスマートタウンを構築を図る。	地方創生推進タイプ	第59回 R3.3.30	R5.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai67nintei/plan/y0074.pdf			R6.3.31
北海道	北海道上士幌町	かみしほろルーラルOS／かみしほろスマートPASS推進プロジェクト	北海道河東郡上士幌町の全域	具体的なユースケースを想定した上でデータを取得・管理し、活用していくためのデータ連携基盤「かみしほろルーラルOS」を構築する。また、行政サービスや病院等の予約等のサービスの電子化も並行して実施する。その結果として、施設やサービス等の目的地の予約と移動リソースを紐づけることで、ルーラルOSが最適な配車を行う仕組みを実現できる。ルーラルOSの構築にあたっては、オープンAPIを通じて様々な民間事業者がデータを提供・活用できるような仕組みとする。	地方創生推進タイプ	第67回 R5.3.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai67nintei/plan/a0015.pdf	【軽微変更】 R7.4.1	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2025keibi01/plan/k012.pdf	R8.3.31
北海道	北海道上士幌町	かみしほろワークスタイル／アーティスト・イン・レジデンス推進事業	北海道上士幌町の全域	上士幌町では、企業（起業）誘致と、将来的な移住や人と経済循環による活性化、地域の担い手育成を目指し、テレワーク・ワーケーションを推進している。しかし、関係人口の受入体制及び、都市部から上士幌に来るきっかけ・動機付けについて不十分な面もあることから、都市部企業を受け入れるための体制及びスキームの構築と、ターゲットを明確化した誘致施策を実施し、「アーティスト・イン・レジデンス」「こども園留学」を核として、都市部からの人の流れの加速化させ、新たな関係人口創出と地域経済の活性化を目指す。	地方創生推進タイプ	第70回（１） R6.3.28		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai70nintei/plan/a0030.pdf			R9.3.31
北海道	北海道河東郡上士幌町	上士幌町まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道河東郡上士幌町の全域	本町の課題に対応し、地方創生を実現するため、上士幌町第Ⅱ期総合戦略に掲げる６つの基本目標「地場産業で活力を生み出すまち」、「子育て・教育の充実したまち」、「健康で安心してくらせるまち」、「関係人口の創出・拡大と移住定住によって人口減少をくい止めるまち」、「小さな拠点の形成を目指すまち」、「生涯活躍するまち」の達成を目指す。本計画においては、人口減少・生涯活躍のまちを重点的に推進し、持続可能なまちづくりに向けた事業を展開する。	地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画と連動した支援措置）	第73回 R7.3.31	R8.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/c026.pdf			R9.3.31
北海道	北海道河東郡鹿追町	バイオガスプラント余剰熱を利用したハウス野菜栽培事業計画	北海道河東郡鹿追町の全域	人口減少の要因の一つとして、地域内の雇用の場が少なく働き場を求めて地域外へ移ることが挙げられる。当該地域の資源である家畜ふん尿からのバイオガスプラント余剰熱を有効活用した新たな事業の創出により、地域経済の活性化及び新たな雇用の創出を目指し、農業が基幹産業である本町において、冬から春にかけての農閑期に働き場所を提供し、雇用の安定を図る。	地方創生推進交付金 地方創生拠点整備交付金	第39回 H28.8.30	H29.5.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai43-2nintei/plan/y037.pdf			R3.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道河東郡鹿追町	山村留学・英語教育推進による移住・定住促進事業計画	北海道河東郡鹿追町の全域	人口減少を抑制するため、これまで推進してきた山村留学制度による留学生等の受入を拡大させ、転入人口の増加を図る。留学生や保護者には、数年の留学期間中、学校行事や地域行事に参加し、瓜幕地域住民との活発な交流により、留学期間終了後も慣れ親しんだこの地域に残る者も少なくない。こうした山村留学制度及び英語教育を連携させた本町の特色・強みを活かし、他地域との差別化を図ることで、交流人口増加、移住・定住、更には受入地域となる瓜幕地域の活性化に繋がるものである。	地方創生推進交付金 地方創生拠点整備交付金	第39回 H28.8.30	H29.5.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai43-2nintei/plan/y038.pdf			R3.3.31
北海道	北海道河東郡鹿追町	鹿追町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道河東郡鹿追町の全域	人口減少・地域経済縮小の克服、地方が成長する力を取り戻す「地方創生」をテーマに、17のゴール（目標）と169のターゲットからなる国連の開発目標「SDGs」を原動力にしながら、「生涯活躍のまち」や「Society5.0社会」などを実現するため4つの基本目標（（１）地域における安定した雇用を創出し、これを支える人材を育て活かす・（２）地域への新しいひとの流れをつくる　など）に資する事業を、応援税制に基づく企業からの寄附金を活用しながら実施する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第63回 R4.3.31	R6.3.28	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai70nintei/plan/y0047.pdf			R6.3.31
北海道	北海道河東郡鹿追町	第2期鹿追町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道河東郡鹿追町の全域	人口減少を抑制し、地方が成長する力を取り戻す「地方創生」をめざし、また、デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化させる視点を取り入れ、4つの基本目標（（１）産業を振興し、人材を育成するまち・（２）交流・定住・関係人口を増やすまち　など）に資する事業を、応援税制に基づく企業からの寄附金を活用しながら実施する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第70回（２） R6.3.29	R7.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/y0072.pdf			R10.3.31
北海道	北海道河東郡鹿追町	鹿追町まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道河東郡鹿追町の全域	人口減少を抑制し、地方が成長する力を取り戻す「地方創生」をめざし、4つの基本目標（（１）産業を振興し、人材を育成するまち・（２）交流・定住・関係人口を増やすまち・（３）子どもを産み、育てやすく、子どもが育つまち・（４）魅力的で安心なくらしができるまち）に資する事業を、交付金を活用しながら実施する。	第２世代交付金（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 第２世代交付金（地域再生計画と連動した支援措置）	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0142.pdf			R10.3.31
北海道	北海道上川郡新得町	新得町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道上川郡新得町の全域	本町の人口は、昭和３９年の１５，５２５人（住民基本台帳）をピークとして、大型公共事業による一時的な増加があったものの、減少が続き、６，２８８人（平成２７年国勢調査）に落ち込んでいる。人口減少による出生数の減少や担い手不足による産業の衰退を防ぐため、切れ目のない子育て支援を行い、結婚や子どもを産み育てたいという希望の実現を図り自然増につなげる。また、移住の促進や農林業や観光などの地域産業の振興を通じて、社会減に歯止めをかける。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第63回 R4.3.31	R7.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/y0073.pdf			R8.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道上川郡新得町	第２期新得町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道上川郡新得町の全域	本町の人口は、昭和30年の15,525人（住民基本台帳）をピークとして、大型公共事業による一時的な増加があったものの、減少が続き、5,817人（令和２年国勢調査）に落ち込んでいる。 　切れ目のない子育て支援を行い、結婚や子どもを生み育てたいという希望の実現を図り自然増につなげる。また、移住の促進や安心して暮らせる生活環境を整えるとともに、本町が優位性を持つ農林業や観光などの地域産業の振興により、安定した雇用創出や地域を守り活性化するまちづくりを通じて、社会減に歯止めをかける。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s065.pdf			R13.3.31
北海道	清水町	地域の絆が地域をつくる 「絆の郷しもさほろ」構想	北海道上川郡清水町の全域	清水町下佐幌地域の住民は、高齢化が進展している中で、高齢者相互が支え合い、元気な高齢者が体の不自由な方々などの生活のお手伝いをするシステム作りの実験場兼実践場を立ち上げるため、NPO法人「絆の郷しもさほろ」を結成し、平成17年3月31日に閉校した下佐幌小学校を活動拠点とする地域密着の小規模多機能サービス事業を中心に取り組むことにした。このため清水町は、閉校施設を無償貸与し、NPO法人の活動を支援することにより、相互に連携しながら地域福祉を充実させ、「自然と心が響き合うまち」を目指す。	補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化	第06回 H19.3.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai6nintei/03toke.pdf			H23.3.31
北海道	北海道上川郡清水町	清水町人口ビジョン・総合戦略推進計画	北海道上川郡清水町の全域	本町の人口減少の主な原因である出生数の減少と若年層の流出は、担い手や労働力不足といった生産年齢人口の減少を進行させる。人口減少対策と地方創生の実現のため、「まちの産業を確立し安心して働けるようにする事業」「まちにひとの流れをつくる事業」「若い世代の子育ての希望をかなえる事業」「安心で生活しやすいまちづくりとともに、広域連携を促進する事業」により、担い手や労働力の確保、民間資金の還流などといった持続可能な地域の推進を図る。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第56回 R2.7.3	R7.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/y0074.pdf			R8.3.31
北海道	北海道清水町	十勝清水町 地域DXベンチャー発掘・育成・創出事業	北海道清水町の全域	人口減少・高齢化に歯止めをかけ活力を取り戻すため、官民連携の事業推進体制を構築し、新たな価値観で地域資源を利活用したDXビジネスにチャレンジできる環境を整備する。DXビジネスを展開するベンチャー候補となる若者の発掘から育成に至る支援「十勝清水DXベンチャー創業」「起業ワンストップ支援」を行う。観光DXや農業DXに資するベンチャーの創出を実現しつつ、未来を見据えて創出ベンチャーへの雇用創出も目指し、多くの若者を定着させるサイクルを創り上げ「十勝清水DXベンチャー」の集積地の実現を目指す。	地方創生推進タイプ	第67回 R5.3.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai67nintei/plan/a0016.pdf			R8.3.31
北海道	北海道上川郡清水町	第２期清水町人口ビジョン・総合戦略推進計画	北海道上川郡清水町の全域	本町の人口減少の主な原因である出生数の減少と若年層の流出は、担い手や労働力不足といった生産年齢人口の減少を進行させる。人口減少を前提とした地方創生の実現のため「まちの産業を確立し安心して働けるようにする事業」「まちにひとの流れをつくる事業」「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業」「安心で生活しやすいまちづくりとともに、広域連携を推進する事業」により、担い手や労働力の確保、民間資金の還流などといった持続可能な地域の推進を図る。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s066.pdf			R13.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道河西郡芽室町	農福連携を活用した障がい者の生涯活躍のまちづくり推進計画	北海道河西郡芽室町の全域	障がい者の雇用については、どのような人材がいて、どのような仕事ができるのかといった障がいに対する理解不足により、雇用機会が十分ではなく、法定雇用率を達成していない企業も多くあり、企業と障がい者を結びつけるマッチング機能も不足している現状にある。 こうした状況を改善し、障がい者が働き、生涯活躍できる町を実現し、本町独自の「就労の場」と「生活の場」の提供及び企業とのマッチングを進め、町外の障がい者にもその対象を拡大し、障がい者を「働き手」として町に呼び込み、移住・定住人口の増、交流人口増を図る。	地方創生推進交付金	第40回（２） H28.12.13		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai40-2nintei/plan/a039.pdf			R3.3.31
北海道	北海道河西郡芽室町	芽室町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道河西郡芽室町の全域	本町の人口は18,905人をピークに減少しており、18,484人（平成27年国勢調査）に落ち込み、今後さらに減少することが予想されている。人口の減少は出生数の減少や、進学や就職などで、若者が町外へ流出（社会減）したことなどが原因と考えられ、これらの課題に対応するため、町民の結婚・妊娠・出産・子育ての希望の実現を図り自然増につなげる。また、移住を促進するとともに、基幹産業である農業や農業に関連する産業を守るため、安定した雇用の創出や地域を守り活性化するまちづくり等を通じて、社会減に歯止めをかける。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第55回（２） R2.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai5502nintei/plan/b039.pdf			R7.3.31
北海道	北海道芽室町	障がい者が安心して働き続けられる町づくり推進計画	北海道芽室町の全域	本計画は総合コーディネーター人材育成・配置と通勤サポートの2本柱です。総合コーディネーターは企業との情報交換を図ることで求める人材を把握することができ、働く障がい者とその就労支援事業所・高等養護学校・普通高校などとの連携によって一般就労に繋がるチャンスを広げます。また、就労移行支援の2年間で一般就労に至らなかった方への支援を継続することで一般就労達成率の向上を図ります。	地方創生推進タイプ	第59回 R3.3.30	R5.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai67nintei/plan/y0075.pdf			R6.3.31
北海道	北海道芽室町	芽室町元気な商店街づくりプロジェクト推進計画	北海道芽室町の全域	本事業は商店街を形成するお店の稼ぐ力の向上、新たなお店（起業）の増加、若者によるチャレンジにより地域内経済循環の促進と町内外からの消費喚起による消費流入を目指すもので、デジタル地域通貨を活用した消費喚起事業や新たな起業者への支援、既存事業者の新分野進出や事業規模拡大への支援、若者によるチャレンジショップ、商店街による消費喚起事業、事業承継支援を実施する。	地方創生推進タイプ	第67回 R5.3.30	R6.3.28	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai70nintei/plan/y0048.pdf	【軽微変更】 R7.4.1	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2025keibi01/plan/k013.pdf	R8.3.31
北海道	北海道芽室町	「農業王国めむろ」ブランドを活用した稼ぐ観光振興プロジェクト推進計画	北海道芽室町の全域	本事業は、本町の基幹産業である農業ブランド「農業王国めむろ」や日高山脈襟裳国定公園の国立公園化を観光事業で活用し、アフターコロナもふまえた「新しい稼ぐ観光事業」にシフトし、町内外からの観光客・消費流入の増及び地元住民の消費の増につなげ、これらを実現するため未来技術の活用を推進し、デジタル技術を活用した観光DXの推進を図る。	地方創生推進タイプ	第70回（１） R6.3.28		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai70nintei/plan/a0031.pdf			R9.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道河西郡芽室町	第２期芽室町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道河西郡芽室町の全域	本町の人口も平成22年国勢調査の18,905人をピークに減少しており、18,048人（令和2年国勢調査）に落ち込んでいる。町税収入の減少が見込まれる一方で、社会保障費の増加や公共インフラの老朽化、防災対策などの暮らしを守る行政サービスは堅持する必要がある。 本町がこうした変化や課題に着実に対応するため、デジタル技術を戦略的に活用しながら、最適な方策を選択して安定的な行政経営に努め、活性化するまちづくり等を通じて人口減少社会に「適応」するとともに、新しい形で「進化」し続けていくことを目指す。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0143.pdf			R12.3.31
北海道	北海道河西郡中札内村	食と健康づくりサポーター支援事業計画	北海道河西郡中札内村の全域	村民の健康寿命延伸と医療費の抑制を図っていくとともに、これまで村では診断結果を基に村保健師や栄養士が個別健康指導や健康教室、食生活改善指導を行い、健康づくりと食育の推進に取り組んできたが、今後は村と一緒に、地域住民自らが主体的に活動し、野菜の摂取量を増やす取組みを含めた健康づくり活動に取り組む。	地方創生推進交付金	第39回 H28.8.30	H30.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai47nintei/plan/y033.pdf			H31.3.31
北海道	北海道河西郡中札内村	村の魅力ブランド化事業計画	北海道河西郡中札内村の全域	農畜産物を使った商品開発・起業の支援や、販路開拓を目指す事業を相互に結び付けることで、効果的に農畜産物や加工品のPRを行い、地域ブランドの確立を図る。起業支援に加え、村の友好都市・川越市で行われる産業PRイベントへの参加や、アンテナショップ開設等、起業から販路開拓までの流れを総合的にサポートする。当該事業によって地域経済を活性化させ、雇用創出や移住・定住促進施策まで効果を波及させることを目指す。	地方創生推進交付金	第39回 H28.8.30	H30.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai47nintei/plan/y034.pdf			H31.3.31
北海道	北海道河西郡中札内村	ヘルスケアビジネス創出と政策間連携による健康なまちづくり実現事業計画	北海道河西郡中札内村の全域	食と健康づくりの取り組みを更に深化し、村の強みである景観や観光など様々な分野との政策間連携を行い、健康ポイント事業に多様な付加価値を持たせ、健康無関心層の参加を促進し、健康寿命の延伸と誰もが健やかに生活できる地域づくりの実現を図る。また、専門家と連携し、地域の食材を活用した健康メニューの開発を行い、ヘルスケアビジネスの創出による地域産業の創出と雇用の拡大を図る。その結果、健康に対するニーズの拡大と新たなヘルスケアビジネス創出という需要と供給が一体となった健康なまちづくりの実現を目指す。	地方創生推進交付金	第51回 H31.3.29	R3.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai59nintei/plan/y014.pdf			R4.3.31
北海道	北海道河西郡中札内村	中札内村まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道河西郡中札内村の全域	中札内村らしさを特徴づける「日本で最も美しい村」をまちづくりの柱とし、移住定住の促進、子育て支援の充実、住民同士が交流できる拠点づくりや特色ある観光振興など、人口減少の抑制と交流・関係人口の増加を図る。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第59回 R3.3.31	R6.3.28	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai70nintei/plan/y0049.pdf			R7.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道中札内村	まちなかキッチンスタジオの整備による地域コミュニティの拠点づくりとにぎわい創出事業	北海道中札内村の全域	中札内村が抱える空き店舗の増加や中心市街地の空洞化による活気のなさが課題となっていることから、まちなかキッチンスタジオを建設し、既存施設の農村環境改善センターと一体的に活用し、本村の強みである農業や食と健康を中心に、子どもから高齢者まで様々な年代が集える憩の交流空間を創設し、まちなかにぎわいの創出や新たな地域コミュニティの創出につなげ、中心市街地の活性化を図る。また、農商工等連携や６次産業化の拠点として、新たな商品開発・販路拡大を図るとともに、中心市街地への新規起業や雇用の創出拡大を目指す。	地方創生拠点整備タイプ	第67回 R5.3.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai67nintei/plan/a0018.pdf			R10.3.31
北海道	北海道河西郡中札内村	中札内村まち・ひと・しごと創生総合戦略推進計画	北海道河西郡中札内村の全域	安心して子どもを産み育てやすい環境を整えるとともに、地域産業の振興を図り、活力あふれる魅力的な地域づくりを進めていくため、中札内村らしさを特徴づける「日本で最も美しい村」をまちづくりの柱とし、健康な村の実現、文化の香りあふれる村の実現に向けた取組を進め、デジタル技術も活用しながら一層の人口減少対策の推進を図っていくための計画として、「中札内村デジタル田園都市国家構想総合戦略（第３期中札内村まち・ひと・しごと創生総合戦略）」に基づく地域再生計画を策定します。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0144.pdf			R12.3.31
北海道	北海道河西郡更別村	更別村子育て環境未来計画	北海道河西郡更別村の全域	人口減少と地域経済縮小克服のため、子どもの視点、時代の親づくりという視点、地域社会全体による支援の視点、仕事と生活の調和実現による視点、全ての子どもと家庭への支援の視点、５つの重要視点からニーズに応じた施設整備を行い、障がいや疾病、虐待、貧困など、社会的支援の必要性が高い子どもやその家族も含め、全ての子どもが心身共に健やかな育ちを実現するために子育て支援をより一層強化するため、児童センター機能、子育て支援センター機能、認定こども園機能を持つ「上更別子育て拠点複合施設」として一体的に整備にする。	地方創生拠点整備交付金	第43回（２） H29.5.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai43-2nintei/plan/a047.pdf			R4.3.31
北海道	北海道河西郡更別村	十勝さらべつアウトドア観光未来計画	北海道河西郡更別村の全域	本村におけるアウトドア観光資源については、さらべつカントリーパークのキャンプ場を中心に、プラムカントリーパークゴルフ場等を有しており、キャンプ場を交流人口確保の重要な施設として地域活性化を推進している。この度、更なる交流人口の増加のため、さらべつカントリーパークをリニューアルしアウトドア観光の拠点として観光振興を図ることを目的に整備を行う。また、観光プロモーション事業から産業振興連携の強化を図り相乗効果により、人や経済が循環するもちづくりを目指して行くものである。	地方創生拠点整備交付金	第45回 H29.11.7		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai45nintei/plan/a007.pdf			R4.3.31
北海道	北海道河西郡更別村	さらべつまるごとブランディング未来計画	北海道河西郡更別村の全域	観光戦略と市街地商業戦略を併せもつ地域観光商業戦略（さらべつブランディングプロジェクト）を１０年の中期計画として位置付けるべく計画を策定する。本村と関係する一流企業のノウハウを生かしたブランディング戦略を立案し実行へと結び付けていく。また、地域観光商業戦略に基き他の地域と差別化した情報を発信する。将来の観光、商業を担う人材発掘と育成のため人材還流プログラムを実施し、地域活性化の合意形成、プログラム実施による新たな価値の創造、効率性を追求した実効性のある地域活性化施策の推進を図るものである。	地方創生推進交付金	第47回 H30.3.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai47nintei/plan/a039.pdf			R3.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道河西郡更別村	さらべつ版ＣＣＲＣ未来計画	北海道河西郡更別村の全域	移住者と地元住民に対するサービスを一体的に提供することで、子どもから高齢者、障害者が世代や立場を超えてお互いを支え合う「ごちゃまぜ」による共生社会実現と健康でアクティブな生活を送ることができる仕組みづくりをし、生涯活躍のまちブランドの確立から、地域への移住促進、雇用創出、人材確保に至るまで、総合的かつ効果的に推進することができる。また、保健、介護、福祉機能の推進及び地域包括ケアの確立といった喫緊の課題に対する施策を実施することができ、総合的な地域活力向上を目指すもの	地方創生推進交付金	第47回 H30.3.30	R2.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tikisaisei/dai55Onintei/plan/y023.pdf			R5.3.31
北海道	北海道河西郡更別村	さらべつむらスマート産業未来計画	北海道河西郡更別村の全域	本村では、近未来技術等社会実装事業（内閣府）の採択を受け、ドローンによる自動航行技術の実装への取り組みやドローンリモートセンシングソフトの実装を行い、基幹産業の更なる発展と安定を目指している。これら１次産業に新たな技術を導入し、経済を牽引する産業イノベーション分野の国際競争拠点を形成するため更別村スマート産業イノベーション協議会の運営を行う。また、高速無線通信インフラの環境整備を行い、最新技術であるドローンとロボットトラクター、ＡＩ技術の普及拡大による諸課題解決を図るものである。	地方創生推進交付金	第51回 H31.3.29		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tikisaisei/dai51nintei/plan/a055.pdf			R4.3.31
北海道	北海道河西郡更別村	更別村子どもの居場所づくり未来計画	北海道河西郡更別村の全域	更別地区の学童保育所の狭隘に伴い保育所の増築及びこどもセンター（仮称）を整備する。また、施設整備では、効率的な運営をするため支援が必要な子どもの居場所づくりを始めとした下記事業を一体的に整備する。特に学童保育所の狭隘問題は長年の村の課題であり、この問題を解決することは村議会をはじめ、地域住民からも早期解決が望まれており、学童保育所の増築及びこどもセンターの設置し、支援が必要な子どもの居場所づくりを行い子育て支援センターの拡充・強化を図るものである。	地方創生拠点整備交付金	第51回 H31.3.29		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tikisaisei/dai51nintei/plan/a056.pdf			R6.3.31
北海道	北海道河西郡更別村	更別村まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道河西郡更別村の全域	本村の総人口は2015年の国勢調査において3,185人とゆるやかな減少に留まってている。しかし今後の推計によると高齢化率は2045年までに11.4ポイント上昇し、10人に４人が高齢者になる超高齢化社会が予想され、想像を超える大きな変化が待ち受けている。第２期更別村まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、基本目標に沿った事業に取り組むことにより人口減少に歯止めをかける「積極戦略」と人口減少に対応するための「調整戦略」を推進していく。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第58回 R2.11.6	R6.3.28	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tikisaisei/dai70nintei/plan/y0051.pdf			R7.3.31
北海道	北海道更別村	持続可能な地域社会づくりのための『人財』育成計画	北海道更別村の全域	前身事業の「十勝さらべつ熱中小学校」事業では、首都圏等の企業経営者や第一線で活躍する大学研究者を講師に招き、教養を深める講義を行うと共に、起業・創業へのアプローチなどに関する専門的な講義を行いながら、地域に山積する諸課題を解決するための人材を育成し、官民連携、政策間連携、地域間連携を図りながら長期的スパンで地方創生に資する人材の育成を図ってきた。新たに村が独自で進める人材育成事業ではこれまでの取組の中での課題を抽出し、「人材の育成」と「都市部からの人材受入」を重点課題として深化・高度化を図る。	地方創生推進タイプ	第59回 R3.3.30	R5.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tikisaisei/dai67nintei/plan/y0076.pdf			R6.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道更別村	更別村スーパービレッジ未来計画	北海道更別村の全域	「生産人口の確保」及び「大型農業の維持」のために「共助型地域交通物流システムの開発」、「国際競争拠点を形成する新たな農村エコシステムの構築」、「ブロックチェーンを活用した分散ストレージシステムの構築」及び「通信基盤のメッシュ化及びセキュア通信」を行い、「畑作・畜産」、「交通・物流分野」及び「通信基盤分野」でデジタル化を実施する。その結果、農作業の軽減負担や免許返納後の移動負担を軽減し時間を創出することになり、村民の「肉体的」、「精神的」及び「社会的」において満たされた状態を創り出す。	地方創生推進タイプ	第67回 R5.3.30	R7.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/y0077.pdf			R8.3.31
北海道	北海道更別村	更別村スーパービレッジ構想におけるコミュニティナースとともにつくる地方創生	北海道河西郡更別村の全域	これからの人口減少時代に必要なことは共助の考え方である。従来、ウェルビーイングの向上を図る取組を65歳以上の村民に限って実施してきたが、40歳から64歳の年齢層にもコミュニティーナースを普及させるとともに、村民コミナスの担い手を掘り起こし、事業の拡大を図っていく。また、多世代交流が可能となるイベントや講座、ワークショップ等を通じて、多世代交流事業の確立を行い社会的つながりを広げていく。さらには、他地域からインターン生や視察研修等を受け入れることで、関係人口を増やしていく。	地方創生推進タイプ	第70回（１） R6.3.28	R8.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/c028.pdf			R9.3.31
北海道	北海道更別村	持続的なまちづくりを実現する人の出会い交流を生む未来計画	北海道河西郡更別村の全域	出会いの場を創出し特別な人間関係を構築するために、料理教室を実施し、料理教室で考案されたメニューは特産品として、道の駅や飲食店で提供する。また、メディア等を駆使し、村内公共施設を活用して、村内で新たなことに取り組みたい人を呼び込む。活動場所は既存の公共施設を想定し、稼働率の向上や民間事業への貸出を強化し、維持費を捻出する。そして、先進デジタル技術を用いてエンターテイメント（ゲーム・ＶＲ美術館）を提供し、新たな交流を生み関係人口の増加に寄与する。	地方創生推進タイプ	第71回（１） R6.8.16	R8.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/c029.pdf			R9.3.31
北海道	北海道河西郡更別村	更別村デジタル田園都市国家構想推進交付金計画	北海道河西郡更別村の全域	本村の総人口は2020年の国勢調査において3,080人とゆるやかな減少に留まっている。しかし今後の推計によると高齢化率は2050年に40.9%まで上昇し、10人に４人が高齢者になる超高齢化社会が予想される。更別村デジタル田園都市国家構想総合戦略に基づき、基本目標に沿った事業に取り組むことにより、人口減少の進行の「緩和」と人口減少社会への「適応」に向けて地方創生を推進していく。	地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画と連動した支援措置）	第73回 R7.3.31	R8.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/c027.pdf			R12.3.31
北海道	北海道河西郡更別村	更別村デジタル田園都市国家構想推進計画	北海道河西郡更別村の全域	本村の総人口は2020年の国勢調査において3,080人とゆるやかな減少に留まっている。しかし今後の推計によると高齢化率は2050年に40.9%まで上昇し、10人に４人が高齢者になる超高齢化社会が予想される。更別村デジタル田園都市国家構想総合戦略に基づき、基本目標に沿った事業に取り組むことにより人口減少の進行の「緩和」と人口減少社会への「適応」に向けた取り組みを推進していく。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31	R8.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/c030.pdf			R10.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	大樹町	地域資源を活用したチーズなど乳製品工房による地域活性化プラン	北海道広尾郡大樹町の区域の一部（歴舟地区）	本町は生乳を年間９万トン生産し、その９割をチーズ用として出荷している酪農の町である。また、酪農家自らチーズ工房を持ち、レストラン経営やネット販売も行うなど、チーズ製造への高い関心と技術を有している。このような背景から、歴舟地区では、チーズの加工や熟成に必要なスペースを十分備えている廃校をチーズを中心とした民間による食品工房として活用し、生乳等の地域資源と、町地場産品研究センターを中心とした人的資源を活用しながら、地産地消・食育の推進、起業・雇用創出など地場産業の活性化を目指す。	補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化	第07回（１） H19.7.4		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai7nintei/07toke.pdf			H24.3.31
北海道	北海道広尾郡大樹町	宇宙のまちづくり推進事業	北海道広尾郡大樹町の全域	大樹町は太平洋に面しており、東と南に海が開け、平坦な地形が約30kmも続くなど、ロケット打上げや航空機・宇宙機のフライトセンターに適した世界有数の地勢を有していることから、多目的航空公園を整備し、「宇宙のまちづくり」を進めている。これまでの取組みを基礎に、「宇宙のまちづくり」を継続させ、多目的航空公園の機能拡充により更なる企業・実験等を誘致し、航空宇宙産業を核とした、観光産業・地域商工業の活性化、新たな分野での雇用の創出、移住定住の促進、交流人口の拡大など、横の展開を進め、町の活性化を図る。	地方創生推進交付金 地方創生拠点整備交付金	第40回（２） H28.12.13	H29.2.24	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai41nintei/plan/y20.pdf			R3.3.31
北海道	北海道広尾郡大樹町	若手芸術家地域担い手育成事業	北海道広尾郡大樹町の全域	大樹町は、酪農を基幹とする第一次産業のまちであるが、若者の流出などにより地域の担い手不足が喫緊の課題となっている。一方、芸術家を志す若者の多くは経済的、時間的、場所的な制約からそのキャリアを諦めざるを得ない状況にある。双方にメリットのある仕組みを構築し新たな働き方を創造するため、若手芸術家を地域産業の担い手として雇用し、創作活動の場を提供し芸術活動を続けながら地域の担い手として活躍してもらうことで、芸術家としてのキャリア醸成、地域の担い手不足の解消、地域文化の向上やまちの活性化を図る。	地方創生推進交付金	第43回（２） H29.5.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai43-2nintei/plan/a048.pdf			R2.3.31
北海道	北海道広尾郡大樹町	大樹町多目的航空公園機能拡充事業	北海道広尾郡大樹町の全域	当町では、1000mの滑走路を有する「大樹町多目的航空公園」を整備し、30年以上にわたり宇宙のまちづくりに取組んでいる。さらに宇宙のまちづくりを加速させるため、航空宇宙関連実験・ビジネスに必要な機能を拡充するとともに、航空宇宙ビジネスにチャレンジする事業者の支援や観光など関連産業への波及効果の創出することにより、地域の「しごと」「ひと」の好循環と「まち」の活性化を図り、当町が拠点となり、北海道に多くの航空宇宙関連企業が集積する「宇宙版シリコンバレー」を目指し地方創生を推し進める。	地方創生拠点整備交付金	第55回（１） R2.3.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai5501nintei/plan/a041.pdf			R7.3.31
北海道	北海道広尾郡大樹町	大樹発！航空宇宙関連産業集積による地域創生推進計画	北海道広尾郡大樹町の全域	当町では、30年以上にわたり宇宙のまちづくりに取り組み、昨年5月には当町に拠点を置く宇宙ベンチャー企業が民間単独開発のロケットとしては日本で初めて宇宙空間到達という快挙を達成するなど航空宇宙関連産業の集積に向けた機運が高まっているのを好機ととらえ、航空公園に航空宇宙関連実験・ビジネスに必要な機能を拡充するとともに、航空宇宙ビジネスにチャレンジする事業者を支援すること等により、地域の「しごと」「ひと」の好循環と「まち」の活性化を図り、人口減少に歯止めをかける。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第55回（２） R2.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai5502nintei/plan/b040.pdf			R7.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道大樹町	第１期北海道スペースポート整備計画	北海道大樹町の全域	宇宙のまちづくりをさらに加速させるため、本交付金を活用して、複数の企業等がロケットや宇宙往還機の打上げ・試験を行うことのできる、広く開かれたスペースポートを整備し、ロケット製造企業、小型人工衛星製造企業、ドローン等のロボット製造企業、衛星データ利用企業、宇宙用部品製造企業等の航空宇宙関連企業の誘致が進むことで、関連産業が集積した「宇宙版シリコンバレー」の形成を目指す。	地方創生拠点整備タイプ	第63回 R4.3.30	R6.3.28	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai70nintei/plan/y0052.pdf			R9.3.31
北海道	北海道広尾郡大樹町	大樹町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道広尾郡大樹町の全域	当町の人口は、昭和22年をピークに減少を続け、令和47年には3,043人になると推計されている。今後も高齢化や人口減少が進むと、地域社会や産業を支える担い手が不足し、基幹産業である農業や地域生活を支える商工業の衰退を招くおそれがある。この課題に対応するため、結婚や出産、子育てなど安心して生活できる環境を整えることにより自然減を抑制するほか、地域資源を最大限に活かし、新しい人の流れを作り、交流人口や関係人口の拡大を図るとともに、新たな雇用を創出することで社会増を図り、人口減少に歯止めをかける。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第63回 R4.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai63nintei/plan/c016.pdf			R7.3.31
北海道	北海道広尾郡大樹町	大樹町まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道広尾郡大樹町の全域	本町の人口は昭和22年をピークに減少を続け、令和52年には2,300人になると推計されている。今後も人口減少が進むと、地域社会や産業を支える担い手不足により、本町の基幹産業である一次産業や地域の生活を支える商工業の衰退を招くおそれがある。この課題を解決するためには、結婚や出産、子育てなど安心して生活できる環境を整えるとともに、基幹産業の活性化はもとより、本町の地勢の優位性を活かした航空宇宙の取組を推進し、地域の「しごと」「ひと」の好循環と「まち」の活性化を図り、人口減少に歯止めをかける。	第２世代交付金（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 第２世代交付金（地域再生計画と連動した支援措置）	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0147.pdf			R11.3.31
北海道	北海道広尾郡大樹町	第２期 大樹発！航空宇宙関連産業集積による地域創生推進計画	北海道広尾郡大樹町の全域	当町では、航空宇宙関連の実験誘致など40年にわたり宇宙のまちづくりに取り組んできた。さらに宇宙のまちづくりを加速させるため、航空宇宙関連実験・ビジネスに必要な機能を拡充するとともに、航空宇宙ビジネスに取り組む事業者の支援、普及啓発などにより航空宇宙関連実験・ビジネスを推進し、当町が拠点となり北海道に多くの航空宇宙関連企業が集積する「宇宙版シリコンバレー」を目指すことにより、若年層に選ばれる雇用を創出することで、地域の「しごと」「ひと」の好循環と「まち」の活性化を図り人口減少に歯止めをかける。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0148.pdf			R11.3.31
北海道	北海道広尾郡大樹町	大樹町デジタル田園都市構想推進計画	北海道広尾郡大樹町の全域	本町の人口は、1947年をピークに減少を続け、2070年には2,300人になると推計されている。今後も高齢化や人口減少が進むと、地域社会や産業を支える担い手が不足し、基幹産業である農業や地域生活を支える商工業の衰退を招くおそれがある。この課題に対応するため、結婚や出産、子育て等安心して生活できる環境を整えることにより自然減を抑制するほか、地域資源を最大限に活かし、新しい人の流れを作り、交流人口や関係人口の拡大を図るとともに、新たな雇用を創出することで社会増を図り、人口減少に歯止めをかける。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第75回（２） R7.11.28		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai75nintei/plan/z004.pdf			R11.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道広尾郡広尾町	子ども農山漁村交流から始める「まち・ひとづくり」	北海道広尾郡広尾町の全域	東京の小学生を対象とした漁村ホームステイを実施することで、民泊でのふれあいや漁業体験を通して子どもたちの力強い成長をサポートし、都市部との交流により産業振興や地域活性化、交流人口や将来的な移住・定住の増加を図る。生きていくために欠かせない「命の糧」をたくましく生産する農山漁村の価値を都市部へ発信し、相互に交流することが、持続可能な地域を築き上げるために重要であり、この取組を本町が戦略的に行っていく。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第42回 H29.3.28	H31.3.29	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai51nintei/plan/y026.pdf			R2.3.31
北海道	北海道広尾郡広尾町	広尾町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道広尾郡広尾町の全域	本町は、国及び北海道よりも早い時期から人口減少が進行しており、今後も地域社会における様々な分野に影響を及ぼすことが懸念される。これらの課題に対応するため、産業の育成と新たな雇用の創出により、地域に活力を与えることを目指すとともに、移住・定住を促進し、継続的な生産年齢人口の確保、社会増につなげる。また、若者の出会いの場や子どもを産み育てる環境を整えることにより自然減を抑制するほか、ひとづくりと魅力的なまちづくりを進め、誰もが居場所と役割を持ち、安心して楽しく暮らせる地域社会の創出を目指す。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第55回（２） R2.3.31	R7.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/y0078.pdf			R10.3.31
北海道	北海道広尾町	旧野塚小学校の利活用による木材・木工製品等の加工・製造所及び交流拠点整備事業	北海道広尾町の全域	広尾町の林業は、広尾町の面積の8割を占める森林を管理する重要な産業である一方、担い手不足よる産業の衰退が課題としてあげられる。 集いの杜プロジェクトとは、廃校となった旧野塚小学校（野塚交流館）を林業を中心に再生させ、さまざまな人が集い、「笑顔」、「魅力」、「やりがい」が集まる場所に変貌させるプロジェクトである。広尾町オリジナルの木材ブランド「広尾サンタランドウッド」の製造拠点としても活用し、町産木材の利用価値を高め成長産業化を目指し、林業の振興を推進する。	地方創生拠点整備タイプ	第67回 R5.3.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai67nintei/plan/a0020.pdf			R10.3.31
北海道	北海道中川郡幕別町	プラス８プロジェクトｉｎ幕別	北海道中川郡幕別町の区域の一部（依田・日新地域）	アジア圏からの旅行者を対象に幕別町発祥のスポーツである「パークゴルフ」を活用して、観光ガイドとパークゴルフボランティアを育成し、当該地域を訪れる旅行者に対して観光情報の提供とパークゴルフ体験指導を行うことに加え、地場農畜産物を活かした特産品の開発、観光情報の一元化、アジア現地でのパークゴルフのデモ体験と情報発信を一体的に取り組む。また既存の焼肉場として活用している町有の休憩舎を改修し、地場農畜産物を活用した特産品の開発・ＰＲ等を経て付加価値向上を進めるものである。	地方創生推進交付金	第40回（２） H28.12.13	H29.5.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai43-2nintei/plan/y041.pdf			H31.3.31
北海道	北海道中川郡幕別町	図書館を核とした活字と笑いで活気あるまちづくり事業	北海道中川郡幕別町の全域	幕別町では、図書館と地域を結ぶため、図書館を核にした地域づくり「図書館改革プロジェクト」に取組んでいる。町民エディターによる地域情報の編集、図書企画展示やオリジナルグッズの企画を通して図書館サポーターのスキルアップと自主財源の確保を図る。また、保健福祉部署との連携による、図書館でのストレス測定と落語会、相談会の開催による予防医療モデルの啓発と展開を図るとともに、障がい福祉に関わる自立支援協議会との連携や雇用の促進を図り、図書館を核として、誰もが輝く活気あるまちづくりを推進する。	地方創生推進交付金	第43回（２） H29.5.30	R1.8.23	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai53nintei/plan/y011.pdf			R2.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道中川郡幕別町	アスリートと創るオリンピアンの町創生事業	北海道中川郡幕別町の全域	スポーツ合宿や大会誘致、オリンピック選手などトップアスリートとの交流を通じてスポーツ交流人口を増加するとともに、総合型地域スポーツクラブを軸に本町のスポーツ指導者の育成や引退後のアスリートの雇用環境を確保するほか、基盤産業の農畜産物を活用した食事・健康・スポーツを組み合わせたプログラムの提供を通じて、新しい人と経済の流れを創り、スポーツを介した雇用の場の創出・拡大によって、人口減少に歯止めをかけ、活力ある町の維持を目指す。	地方創生推進交付金	第47回 H30.3.30	R2.8.21	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai57nintei/plan/y005.pdf			R3.3.31
北海道	北海道中川郡幕別町	幕別町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道中川郡幕別町の全域	生産年齢人口の減少を原因とする地域経済の規模縮小や地域の空洞化現象、さらに地域コミュニティなどの社会基盤が担い手不足により衰退することが懸念されることから、これらの原因となる人口減少問題を解決するために、若い世代が定住し、安心して子どもを産み育てられる環境づくり、産業の振興による仕事づくり、安心して働ける環境づくり、多様な世代が安全・安心で快適な暮らしができる環境づくりなど、各種施策を実施し、地方創生の取組を推進する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第63回 R4.3.31	R5.11.16	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai69nintei/plan/y003.pdf			R7.3.31
北海道	北海道中川郡幕別町	第２期幕別町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道中川郡幕別町の全域	生産年齢人口の減少を原因とする地域経済の規模縮小や地域の空洞化現象、さらに地域コミュニティなどの社会基盤が担い手不足により衰退することが懸念されることから、これらの原因となる人口減少問題を解決するために、若い世代が定住し、安心して子どもを産み育てられる環境づくり、産業の振興による仕事づくりなど、各種施策を実践し、地方創生の取組を推進する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0149.pdf			R12.3.31
北海道	北海道中川郡池田町	ワイン造りを核とした地域産業の振興による雇用創造事業	北海道中川郡池田町の全域	本町における雇用環境は、少子高齢化の進行、町外への人口流出の増加により地域産業全体が衰退し雇用の場が減少しており、雇用の場の創出が必要不可欠であるが、町内の中小事業者は、独自に新たな雇用機会を増やすほどの体力を持ち合わせていない。また、町の基幹産業である農業においても高齢化と後継者不足が課題となっている。 このことから、ワイン造りを核としたまちづくりを更に推進し、本町が有する地域資源を活用しながら官民協働により新たな雇用の場を構築し、地域産業の活性化と雇用の創出を図り、地域の再生を目指す。	地方創生推進交付金	第39回 H28.8.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai39nintei/plan/a056.pdf			R3.3.31
北海道	北海道中川郡池田町	ブランデー製造を活用した地方創生推進プロジェクト	北海道中川郡池田町の全域	ワイン事業の経営の安定化並びに雇用環境の改善を図るため、ワイン事業と並行して進めてきた北海道内で本町のみが行っているブランデー製造の高付加価値化と観光資源化を進める。	地方創生拠点整備交付金	第47回 H30.3.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai47nintei/plan/a042.pdf			R5.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道中川郡池田町	ワインの聖地「ワイン城」再生プロジェクト	北海道中川郡池田町の全域	池田町では、北国特有の個性・地域性溢れるワイン造りを進め、町の観光産業の柱として、５０年以上にわたりワイン事業に取り組んできた。しかしながら、当該事業に直接かかわりのない一般町民にとっては、希薄な関係になりつつあることから、ワイン事業のシンボル的な存在であるワイン城を魅力的な施設に整備し、町民の文化・コミュニティ等の活動を想定した空間づくりを行い、町民に愛され、利用されるワイン城として、観光客と町民が繋がることで派生される地域振興を目指す。	地方創生拠点整備交付金	第51回 H31.3.29		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai51nintei/plan/a057.pdf			R6.3.31
北海道	北海道中川郡池田町	池田町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道中川郡池田町の全域	国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクト、池田町まち・ひと・しごと創生推進計画における寄附活用事業、「産業の振興を雇用の場の確保・拡大につなげる事業」、「他地域とのつながりを築き、池田町への新しいひとの流れをつくる事業」、「結婚・出産・子育ての希望をかなえる事」及び「ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的なまちをつくる事業」において、企業が寄附を行った場合に法人関係税から税額控除を行う。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第63回 R4.3.31	R7.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/y0079.pdf			R8.3.31
北海道	北海道中川郡池田町	池田町まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道中川郡池田町の全域	国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクト、池田町まち・ひと・しごと創生推進計画における子育て推進事業、「産業の振興を雇用の場の確保・拡大につなげる事業」、「他地域とのつながりを築き、池田町への新しいひとの流れをつくる事業」、「結婚・出産・子育て・教育の希望をかなえる事」及び「ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的なまちをつくる事業」において、旧小学校施設を利用し、子育て支援事業を行う。	地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画と連動した支援措置）	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s067.pdf			R13.3.31
北海道	北海道中川郡池田町	第２期池田町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道中川郡池田町の全域	国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクト、池田町まち・ひと・しごと創生推進計画における寄附活用事業、「産業の振興を雇用の場の確保・拡大につなげる事業」、「他地域とのつながりを築き、池田町への新しいひとの流れをつくる事業」、「結婚・出産・子育て・教育の希望をかなえる事」及び「ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的なまちをつくる事業」において、企業が寄附を行った場合に法人関係税から税額控除を行う。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s068.pdf			R13.3.31
北海道	北海道中川郡豊頃町	「互産互生」の繋がりを活かした地域商社推進プロジェクト	北海道中川郡豊頃町の全域	互いの良いモノを交換消費する「互産互生」の取り組みを、将来にわたり地域の経済活動として定着させるためには、町が有する信用力と民間企業が有する商品開発と販売能力を一体的に活かし、地場産品等の販売だけではなく着地型観光の推進、移住定住の促進などの人的交流と新たな雇用の創出に繋げていく必要があり、その推進母体として専門的に取り組むことができる地域商社を設立し、より戦略的に「互産互生」の取り組みを推進することで地域の活性化を図る。	地方創生推進交付金 地方創生拠点整備交付金	第40回（２） H28.12.13	H29.2.24	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai41nintei/plan/y21.pdf			R3.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道中川郡豊頃町	豊頃町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道中川郡豊頃町の全域	本町の人口は昭和55年をピークに減少が続いている。今後も人口減少や少子高齢化が進むことで、就業者数の著しい減少による生産・消費活動の減少や、地域活動の衰退等を招き、町民生活の様々な場面に大きな影響を及ぼすことが懸念される。そのため、町民の結婚・出産・子育ての希望の実現を図ることで自然増につなげ、また、移住を促進するとともに、安定した雇用の創出や安心して暮らせる地域づくりを通じて社会減に歯止めをかける効果的な施策を実施する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第66回 R4.11.11	R7.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/y0080.pdf			R8.3.31
北海道	北海道中川郡豊頃町	第２期豊頃町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道中川郡豊頃町の全域	本町の人口は昭和30年をピークに減少が続いている。今後も人口減少や少子高齢化が進むことで、地域活動の衰退等を招き、町民生活の様々な場面に大きな影響を及ぼすことが懸念される。そのため、町民の結婚・出産・子育ての希望の実現を図ることで自然増につなげ、また、移住を促進するとともに、安定した雇用の創出や安心して暮らせる地域づくりを通じて社会減に歯止めをかける効果的な施策を実施する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s069.pdf			R13.3.31
北海道	北海道中川郡本別町	観光拠点施設「義経の館」整備計画	北海道中川郡本別町の全域	本事業は、当町において観光入込の拠点である本別公園内「義経の館」の売店および飲食スペースの整備拡大によるサービスの充実により、食と観光を融合させる取組から入込客の誘導を図り、地域産品販売の拡大に繋げるものである。 　売店では、加工商品等の充実を図るとともに、新たに地元産の肉や野菜などを取扱い、来訪者へ効果的に提供する仕組みを構築していく。また、地産メニューなどの魅力ある食事の提供を行うとともに、カフェメニューも創設し、町内の飲食・製造者の小売りへの波及を通し、地域経済への波及効果を高めていく。	地方創生拠点整備交付金	第43回（２） H29.5.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai43-2nintei/plan/a050.pdf			R4.3.31
北海道	北海道中川郡本別町	地域を支える人材確保プロジェクト	北海道中川郡本別町の全域	本事業は、地域の最大の課題である高齢者を支えるための人材採用と、子育て世代をはじめとした人材を中心として本町へ呼び込むため、民間主導により、都会において「地方」への移住希望医師等の勉強会や医療・福祉専門人材等の育成・発掘のための養成塾を都内などで開設し、本別に興味関心を持って本町へ直接訪れていただき、地域を知ってもらう様々な移住体験ツアーを開催し、実際の暮らし体験や就農・就労体験を通じ、本町での就労や移住につなげ、基幹産業である農業や医療・介護等に携わる本町に必要な人材を確保していくものである。	地方創生推進交付金	第45回 H29.11.7	H31.3.29	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai51nintei/plan/y028.pdf			R2.3.31
北海道	北海道中川郡本別町	地域を支える人材確保拠点施設整備事業	北海道中川郡本別町の全域	本事業は、本町人口の産業人口割合の多くを占める農業や農業に関連する製造業や輸送業等への就業者を中心に必要な産業人材を獲得し、域内における経済や生活の好循環を創りだすため、平成29年3月まで使用されていた旧本別町南保育所（昭和53年建築、鉄骨造）を部分改修し、本町への移住希望者や就業体験希望者等を対象に本町での仕事や生活体験、地域住民や移住者との交流の場を提供するための交流研修拠点施設として整備・利活用を図るもの。	地方創生拠点整備交付金	第47回 H30.3.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai47nintei/plan/a043.pdf			R5.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道中川郡本別町	本別町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道中川郡本別町の全域	本別町人口ビジョンで示した2060年に5千人程度の人口を維持するという将来展望を実現していくため、より一層の人口減少対策と地域活性化などの課題に対応するための計画として、①元気な産業をつくり安心して働けるようにする事業　②本別への新しい人の流れをつくる事業　③結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業　④安心して暮らせる地域をつくる事業の四つを柱に再生を図ります。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第64回 R4.7.8	R7.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/y0081.pdf			R8.3.31
北海道	北海道中川郡本別町	本別町まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道中川郡本別町の全域	本別町では、人口が年々減少傾向にあり、また、少子高齢化も今後さらに進むことが想定されている。このような人口減少や少子高齢化に伴い、本別町では現在様々な地域課題が起こっており、これらの課題は今後さらに深刻化していくことが予想される。多様化・深刻化する地域課題に対応するために、本計画では「元気な産業をつくり安心して働けるようにする」「本別への新しい人の流れをつくる」「安心して暮らせる地域をつくる」の３つを基本目標として掲げ、目標の達成に向けた事業の実施を通して、地方創生を実現させる。	第２世代交付金（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 第２世代交付金（地域再生計画と連動した支援措置）	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0150.pdf			R8.3.31
北海道	北海道中川郡本別町	第2期本別町まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道中川郡本別町の全域	本別町第7次総合計画後期基本計画で示した。現在直面している構造的な課題、特に急激な人口減少とそれに伴う将来的な財政基盤の脆弱化に対応し、本町の持続的な発展のための方向性を示すため、地方版総合戦略を後期基本計画に包含し、一体的に取り進めることとした。町民、事業者、行政が一体となり、活力あふれる本別町の未来を築いていくため5つの基本目標を柱に再生を図る。	地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画と連動した支援措置）	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s070.pdf			R13.3.31
北海道	北海道中川郡本別町	第2期本別町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道中川郡本別町の全域	本別町第7次総合計画後期基本計画で示した。現在直面している構造的な課題、特に急激な人口減少とそれに伴う将来的な財政基盤の脆弱化に対応し、本町の持続的な発展のための方向性を示すため、地方版総合戦略を後期基本計画に包含し、一体的に取り進めることとした。町民、事業者、行政が一体となり、活力あふれる本別町の未来を築いていくため5つの基本目標を柱に再生を図る。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s071.pdf			R13.3.31
北海道	北海道中川郡本別町並びに足寄郡足寄町及び陸別町	「とかち東北部」食と観光の地域づくりプロジェクト	北海道中川郡本別町並びに足寄郡足寄町及び陸別町の全域	３町が保有する食資源や自然資源を活用し、食や観光商品の販売力強化を図るため、地域が稼ぐ仕組みづくりや地域づくりを担う人材を発掘・育成するチャレンジ事業を実施する。	地方創生推進交付金	第39回 H28.8.30	H29.5.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai43-2nintei/plan/y042.pdf	【軽微変更】 H31.3.29	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2019nendo/keibi/022.pdf	R3.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	足寄町	地域資源（人・自然）が生みだす雇用促進構想	北海道足寄郡足寄町の全域	足寄町は、中山間地域であることから、豊かな森林資源を活用した林業や、オンネトーをはじめとした観光資源による観光産業等により発展してきた。加えて、平成１７年度には、官民連携の下、森林資源を活用した木質ペレット製造工場が建設され、操業が行われている。しかしながら、地域経済は依然として低迷しており、木質ペレット関連産業の熟練した人材や高齢者の雇用確保、旅行形態の変化に伴う観光ガイド等の人材育成が急務となっている。このため、木質ペレット関連産業を担う人材や、旅行形態の変化に伴う観光ガイド等の育成の取組を推進し、	地域雇用創造推進事業	第08回 H19.11.22		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai8nintei/04toke.pdf			H22.3.31
北海道	足寄町	緑豊かな自然とともに住み続けられる快適なまちづくり	北海道足寄郡足寄町の全域	地方創生汚水処理施設整備推進交付金を活用して下水道及び浄化槽の整備を一体的に進めることにより、公共用水域の水質汚濁や悪臭などが解消され自然環境が守られ町民が衛生的でうるおいのある生活を営むことができる。市街地で実施中の下水道はＨ６に着手し、Ｈ２９末において全体計画３６０ｈａのうち約２１６ｈａが整備済みで、引き続き早期の完成を目指し整備を進める。行政区域の内、下水道区域外においては浄化槽の整備を行う。また、水洗化の普及促進に向けた助成制度を設け、パンフレット，町ホームページ等を活用したＰＲを行う。	地方創生汚水処理施設整備推進交付金	第38回 H28.8.2	H31.3.29	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai51nintei/plan/y029.pdf			R3.3.31
北海道	北海道足寄郡足寄町	足寄町産業振興・雇用創出計画	北海道足寄郡足寄町の全域	本町では、人口減少や少子高齢化と相まって、農業者も高齢化が進んでいる。また、中山間の傾斜地が多く、農地の集積・大規模化が進んでいない中、中規模・低コストである「放牧酪農」による新規就農者が出てきている。一方、畑作については狭隘な農地が点在しており、大規模化は困難であることから、高収益に繋がる施設園芸の導入を検討する必要がある。こうした動きを背景に、放牧酪農及び施設野菜栽培に取り組み、町外の意欲ある若者への経営継承及び移住定住と働く場の創出を進める。	地方創生推進交付金 地方創生拠点整備交付金	第39回 H28.8.30	H30.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai47nintei/plan/y036.pdf			R3.3.31
北海道	北海道足寄郡足寄町	足寄町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道足寄郡足寄町の全域	足寄町の地方創生総合戦略で定める３つの基本目標（「若い世代を中心とした、安心して働くための産業振興と雇用の場の創出」、「若い世代が希望に応じて、結婚、出産、子育て、働き方が出来る環境づくり」、「各地域における定住促進、農山村をはじめとした地域における日常生活の機能維　持及び地域ネットワークの構築」）に基づき、町民、企業や関係団体等と問題意識、今後町が目指すべき方向及び目標を共有し、暮らしやすいまち、住み続けたいまちづくりの推進を図る。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第67回 R5.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai67nintei/plan/z0015.pdf			R7.3.31
北海道	北海道足寄郡足寄町	足寄町創生推進計画	北海道足寄郡足寄町の全域	足寄町の地方創生総合戦略で定める３つの基本目標（「若い世代を中心とした、安心して働くための産業振興と雇用の場の創出」、「若い世代が希望に応じて、結婚、出産、子育て、働き方が出来る環境づくり」、「各地域における定住促進、農山村をはじめとした地域における日常生活の機能維　持及び地域ネットワークの構築」）に基づき、町民、企業や関係団体等と問題意識、今後町が目指すべき方向及び目標を共有し、暮らしやすいまち、住み続けたいまちづくりの推進を図る。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0151.pdf			R10.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道足寄郡陸別町	陸別町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道足寄郡陸別町の全域	本町の人口は昭和30年の8,763人をピークに減少が続いており、今後もさらに人口減少が進めば地域における担い手不足やそれに伴う地域産業やコミュニティの衰退、住民生活への様々な影響が懸念される。これらの課題に対応するため本計画で4つの基本目標を定め、人口減少の緩和と地域の特色・強みを活かしたまちづくりを推進する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第72回（２） R6.11.15		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai72nintei/plan/z004.pdf			R7.3.31
北海道	北海道足寄郡陸別町	第２期陸別町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道足寄郡陸別町の全域	本町の人口は昭和30年の8,763人をピークに減少が続いており、今後もさらに人口減少が進めば地域における担い手不足やそれに伴う地域産業やコミュニティの衰退、住民生活への様々な影響が懸念される。これらの課題に対応するため本計画で4つの基本目標を定め、人口減少の緩和と地域の特色や強みを活かしたまちづくりを推進する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第74回（２） R7.9.5		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai74nintei/plan/z029.pdf			R12.3.31
北海道	北海道十勝郡浦幌町	地域創生・若い世代の希望をかなえる計画	北海道十勝郡浦幌町の全域	総合戦略に掲げる目標を実現するため、人口減少の現状を把握し、課題を打開するための取組みとして、町内の若者への出会いの場の提供やきっかけづくりを行う婚活支援事業、都市部のITベンチャー企業への誘致活動を行い、サテライトオフィスなどの働き方改革による交流の推進。町外からの起業者など、担い手や後継者問題解決の為の人材確保及び雇用の場を確保する事業を、町民をはじめ、町内の経済団体や町が連携して実施することにより、人口の増加が見込め、活性化が図られる。	地方創生推進交付金	第39回 H28.8.30	H29.5.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai43-2nintei/plan/y044.pdf			R2.3.31
北海道	北海道十勝郡浦幌町	まちなか拠点施設整備計画	北海道十勝郡浦幌町の全域	総合戦略に掲げる目標を実現するため、人口減少の現状を把握し、課題を打開するための取組みとして、実施してきた婚活支援事業及び現在、地方創生推進交付金事業を活用し進めているサテライトオフィス・コワーキング運営事業に加え、新産業・新商品の開発を進めるための機能や地域交流、滞在型の推進を図る機能を有する拠点の整備を行う。	地方創生拠点整備交付金	第47回 H30.3.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai47nintei/plan/a044.pdf			R5.3.31
北海道	北海道十勝郡浦幌町	副業・ボランティアを活用した十勝うらほろ地域創生計画	北海道十勝郡浦幌町の全域	副業・ボランティアで関わる企業人のネットワークを構築し、企業人と地域事業者、若者の３者が連携しながら地域の課題解決に繋がる新たな事業を創出する仕組みを作っていく。また、事業の実施により、地域おこし協力隊や大学生、浦幌スタイル教育を受けた子ども達を受入れ、提案事業の実現を図る中心的人材として登用を図っていくための育成プログラム実施することで、雇用の場、地域への定着を図る。	地方創生推進交付金 まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第53回 R1.8.23	R5.3.30	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai67nintei/plan/y0078.pdf			R5.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道十勝郡浦幌町	浦幌町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道十勝郡浦幌町の全域	本町の人口減少は出生数の減少（自然減）や本町の基幹産業である農林水産業の衰退に伴い、雇用機会が減少したこと、高校がなくなったことによる若者、生産年齢人口の町外流出（社会減）が原因と考えられることから、これらの課題に対応するため、町民の結婚・出産・子育ての希望の実現を図り自然増につなげる。また、移住促進を中心とした新しい人の流れを作るとともに、安定した雇用の創出や時代に合ったまちをつくり、安心した暮らしを図るまちづくり等を通じて、社会減に歯止めをかけるための事業を行う。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第55回（２） R2.3.31	R7.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/y0082.pdf			R8.3.31
北海道	北海道十勝郡浦幌町	第３期浦幌町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道十勝郡浦幌町の全域	本町では、出生数の減少（自然減）及び都市部への就職・進学等による町外流出（社会減）により、人口減少に歯止めがかからない状況にある。今後、地域における担い手不足やそれに伴う地域産業の衰退、さらには地域コミュニティの衰退等、住民生活への様々な影響が懸念されることから、これらの課題に対応するため、町の特性である第一次産業の強み、若い世代の転入傾向、地域資源の豊かさを生かし、持続可能で魅力ある地域社会の実現を目指す。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s072.pdf			R13.3.31
北海道	北海道釧路郡釧路町	釧路町を応援する人々との協働による移住・定住推進計画	北海道釧路郡釧路町の全域	第1期釧路町総合戦略の取組を踏まえると、第2期釧路町総合戦略において「釧路町に新たな人の流れをつくる」を強化することが課題として明らかになった。そのため、当町を応援する関係人口の創出・拡大し、関係人口との協働によって、これまで移住に関して考えたことがない人々が、当町に住んでみたいという意識の変容を促し、当町への移住を現実的な選択肢に変化させることで、東京都から当町への新たな人の流れをつくり、転入超過に関する構造的な課題を克服し、人口減少に歯止めをかけるものである。	地方創生推進交付金	第55回（１） R2.3.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai55nintei/plan/a042.pdf			R5.3.31
北海道	北海道釧路郡釧路町	釧路湿原と共生する釧路町観光推進計画	北海道釧路郡釧路町の全域	釧路湿原国立公園内の達古武オートキャンプ場及び細岡ビジターズ・ラウンジは、開設から25年以上が経過し、老朽化が進んでいる。また、厳寒となる冬期間の利用者数の減少など、交流人口を拡大する上で大きな課題となっている。 これらの課題に対応するため、町内の観光施設等をリノベーションし、交流人口や関係人口の拡大を図り、当町の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる目標「釧路町に新たな人の流れをつくる」の達成に向けた取組を推進する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第55回（２） R2.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai55O2nintei/plan/b043.pdf			R5.3.31
北海道	北海道釧路郡釧路町	釧路町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道釧路郡釧路町の全域	本町では、次の事項を基本目標に掲げ、地域経済の活性化による雇用や就業機会の創出、交流人口・関係人口の拡大による都市部から町への人の流れの強化や子育て環境の充実、町で暮らすすべての町民が暮らし続けられるまちづくりなど、人口減少社会に立ち向かうために取り組むべき施策を推進していきます。 ・基本目標１　釧路町に安定した雇用を創出する ・基本目標２　釧路町に新たな人の流れをつくる ・基本目標３　釧路町で安心して産み育てることができる環境をつくる ・基本目標４　ずっと住みたい、住み続けたい釧路町をつくる	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第59回 R3.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai59nintei/plan/b018.pdf			R7.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道釧路郡釧路町	第２期釧路町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道釧路郡釧路町の全域	本町では、次の事項を基本目標に掲げ、地域経済の活性化による雇用や就業機会の創出、関係人口の拡大による都市部から町への人の流れの強化や子育て環境の充実、すべての町民が暮らし続けられるまちづくりなど、人口減少社会に立ち向かうために取り組むべき施策を推進するものである。 「基本目標１　釧路町に雇用を創出する」「基本目標２　釧路町に新たな人の流れをつくる」「基本目標３　釧路町で安心して生み育てることができる環境をつくる」「基本目標４　安心して暮らし続けることができる魅力的な釧路町をつくる」	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31	R7.9.4	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai74nintei/plan/y011.pdf			R10.3.31
北海道	北海道釧路郡釧路町	釧路町まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道釧路郡釧路町の全域	本町は、2000年をピークに人口減少が進行し、「まち」「ひと」「しごと」のあらゆる側面に深刻な影響を及ぼし、負のスパイラルを引き起こすリスクを抱えている。 そこで、本町では、「産業振興と雇用創出」、「移住・定住促進と関係人口の拡大」、そして「安心・安全なまちづくり」の一体的に推進による相乗効果により、「地域経済の活性化による雇用や就業機会の創出」、「交流人口・関係人口の拡大による都市部から町への人の流れの強化」、そして「子育て環境の充実」を図り、すべての町民が暮らし続けられるまちづくりを目指す。	第２世代交付金（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 第２世代交付金（地域再生計画と連動した支援措置）	第74回（２） R7.9.5		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai74nintei/plan/z030.pdf			R10.3.31
北海道	北海道厚岸郡厚岸町	厚岸町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道厚岸郡厚岸町の全域	厚岸町においては半世紀にわたって人口が減り続けている。生産年齢人口が減少し65歳以上の人口が増加を続けてきた。自然増減については、2002年(平成14年)に自然減に転じ、社会増減については、長きにわたり社会減の状態が続いている。町内には、若者が身につけたい知識、技術を習得する場や活かす職場など、夢や希望を満たす条件が十分には整っていないことなどの課題に対応するため各種施策や事業を展開する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第59回 R3.3.31	R8.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/c031.pdf			R12.3.31
北海道	北海道厚岸郡浜中町	浜中町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道厚岸郡浜中町の全域	本町は、1960年に人口が11,915人となって以降人口減少が続いており、2023年1月末には5,420人にまで落ち込んでいる。今後も人口減少や少子高齢化が進むことで、地域における担い手不足やそれに伴う基幹産業の衰退、地域コミュニティの衰退等、安心した住民生活への様々な影響が懸念される。 これらの課題に対応するため、3つの基本目標を掲げ、町民の結婚・妊娠・出産・子育ての希望の実現を図るとともに、安定した雇用の創出や地域を守り活性化するまちづくりを進める。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第68回 R5.8.18		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai68nintei/plan/z003.pdf			R7.3.31
北海道	北海道厚岸郡浜中町	第２期浜中町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道厚岸郡浜中町の全域	本町は、1960年に人口が11,915人となって以降人口減少が続いており、2025年1月末には5,233人にまで落ち込んでいる。今後も人口減少や少子高齢化が進むことで、地域における担い手不足やそれに伴う基幹産業の衰退、地域コミュニティの衰退等、安心した住民生活への様々な影響が懸念される。これらの課題に対応するため、4つの基本目標を掲げ、町民の結婚・妊娠・出産・子育ての希望の実現を図るとともに、安定した雇用の創出や地域を守り活性化するまちづくりを進める。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31	R7.9.4	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai74nintei/plan/y012.pdf			R10.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道厚岸郡浜中町	浜中町まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道厚岸郡浜中町の全域	本町は、1960年に人口が11,915人となって以降人口減少が続いており、2025年12月末には5,172人にまで落ち込んでいる。今後も人口減少や少子高齢化が進むことで、地域における担い手不足やそれに伴う基幹産業の衰退、地域コミュニティの衰退等、安心した住民生活への様々な影響が懸念される。これらの課題に対応するため、4つの基本目標を掲げ、町民の結婚・妊娠・出産・子育ての希望の実現を図るとともに、安定した雇用の創出や地域を守り活性化するまちづくりを通じて、社会減に歯止めをかける。	地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画と連動した支援措置）	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s073.pdf			R12.3.31
北海道	北海道川上郡標茶町	第２期標茶町創生総合戦略推進計画	北海道川上郡標茶町の全域	本町の人口は1963年の18,539人をピークに減少の一途を辿っており、2045年には4,400人まで減少するとされています。若年層、特に子育て世帯の流出が大きいことから、町内経済の安定化が急務であり、第2期標茶町創生総合戦略に掲げる「住んでよかった、これからも住み続けたい」と思えるまちづくりを目指し、基幹産業である酪農畜産業の安定化や、需要者であるサービス産業の活性化など、人口流出の抑制と転入増加に向けた地方創生施策を推進していく。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第58回 R2.11.6		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai58nintei/plan/a019.pdf			R7.3.31
北海道	北海道川上郡標茶町	第３期標茶町創生総合戦略推進計画	北海道川上郡標茶町の全域	本町の人口は1963年の18,539人をピークに減少の一途を辿っており、2050年には4,100人まで減少するとされています。若年層、特に子育て世帯の流出が大きいことから、町内経済の安定化が急務であり、第3期標茶町創生総合戦略に掲げる「みんないきいきみんなでつくる　自然とともに生きるまちしべちゃ」と思えるまちづくりを目指し、基幹産業である酪農畜産業の安定化や、需要者であるサービス産業の活性化など、人口流出の抑制と転入増加に向けた地方創生施策を推進していく。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0154.pdf			R12.3.31
北海道	北海道川上郡弟子屈町	魅力ある弟子屈高校支援・弟子屈町人材育成プロジェクト	北海道川上郡弟子屈町の全域	弟子屈高校は、現在２間口を確保するものの、少子化により生徒の減少や、高等教育を目指した町外高校への進学が続いており高校の存続が危ぶまれている。高校が存続できなくなると、釧路市にある高校へ片道2時間かけて通うことが余儀なくされ、生徒の負担や保護者の経済的負担も大幅に増えます。町民が望む小・中学校・高校の教育環境の維持を目指して魅力ある弟子屈高校を目指し支援します。また、各分野で活躍できる人材を育成し、地元高校へ進学し地元の企業へ就職する流れを作るよう取り組みを進めます	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第47回 H30.3.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai47nintei/plan/a045.pdf	【軽微変更】 H31.3.8	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/2019nendo/keibi/023.pdf	R3.3.31
北海道	北海道川上郡弟子屈町	弟子屈町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道川上郡弟子屈町の全域	弟子屈町の総人口は1965年の13,622人をピークに減少を続けており、何も手を打たなければ2040年には約６割にまで減少する見込みとなっています。 人口減少に歯止めをかけ、将来にわたり活力あるまちを維持していくため、３つの基本目標に基づき、特に、産業振興、雇用促進、子育て支援、地域資源を活用した地域づくりを重点とした施策を展開します。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第59回 R3.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai59nintei/plan/b020.pdf			R7.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道弟子屈町	湯の川がつむぐカルデラの森の温泉街再生事業	北海道弟子屈町の区域の一部（川湯温泉地域）	川湯温泉は、明治時代より湯治場として栄えた歴史ある温泉地である。最近では時代の変化に対応できず廃業に追い込まれたホテルが相次ぎ、廃業ホテルが放置され衰退していった。現在、国立公園満喫プロジェクトに当地域が選ばれ、廃業ホテルを解体し温泉街再生を進めている。解体と並行して「まちづくりマスタープラン」を策定し、温泉川の改修・シンボル化、商業施設の再開発など施設整備に係るガイドラインの策定、まちづくり組織の構築、川湯温泉のデジタル化など、住民が豊かに住み続けられる賑わいのある温泉街の再構築を進める。	地方創生推進タイプ	第68回 R5.8.17	R6.3.28	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai70nintei/plan/y0055.pdf			R8.3.31
北海道	北海道川上郡弟子屈町	第２期弟子屈町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道川上郡弟子屈町の全域	弟子屈町の総人口は、1960年の 13,262 人をピークに減少が続き2015年には7,758人となり、約5,500人の減少、41.5%の低下となった。1985年までは増減を繰り返しながら比較的緩やかに減少したが、昭和の終わりから平成の初めのバブル経済とその崩壊以降、総人口の減少に拍車がかかり、現在まで続いている。 「全ての住民が、暮らしに満足を覚え、次代に夢を託せるまちづくり」を目指し、今後のまちづくりを進めるうえで必要なプロジェクトを以下のとおり定め重点的に各種施策や事業を展開する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31	R7.9.4	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai74nintei/plan/y013.pdf			R8.3.31
北海道	北海道川上郡弟子屈町	第２期弟子屈町まち・ひと・しごと創生交付金計画	北海道川上郡弟子屈町の全域	弟子屈町の総人口は、1960年の 13,262 人をピークに減少が続き2015年には7,758人となり、約5,500人の減少、41.5%の低下となった。1985年までは増減を繰り返しながら比較的緩やかに減少したが、昭和の終わりから平成の初めのバブル経済とその崩壊以降、総人口の減少に拍車がかかり、現在まで続いている。「全ての住民が、暮らしに満足を覚え、次代に夢を託せるまちづくり」を目指し、今後のまちづくりを進めるうえで必要なプロジェクトを以下のとおり定め重点的に各種施策や事業を展開する。	第２世代交付金（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 第２世代交付金（地域再生計画と連動した支援措置）	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0156.pdf			R8.3.31
北海道	北海道川上郡弟子屈町	第３期弟子屈町まち・ひと・しごと創生交付金計画	北海道川上郡弟子屈町の全域	弟子屈町の総人口は、1960年の 13,262 人をピークに減少が続き2015年には7,758人となり、約5,500人の減少、41.5%の低下となった。1985年までは増減を繰り返しながら比較的緩やかに減少したが、昭和の終わりから平成の初めのバブル経済とその崩壊以降、総人口の減少に拍車がかかり、現在まで続いている。 「全ての住民が、暮らしに満足を覚え、次代に夢を託せるまちづくり」を目指し、今後のまちづくりを進めるうえで必要なプロジェクトを以下のとおり定め重点的に各種施策や事業を展開する。	地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画と連動した支援措置）	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s074.pdf			R12.3.31
北海道	北海道川上郡弟子屈町	第３期弟子屈町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道川上郡弟子屈町の全域	弟子屈町の総人口は、1960年の 13,262 人をピークに減少が続き2015年には7,758人となり、約5,500人の減少、41.5%の低下となった。1985年までは増減を繰り返しながら比較的緩やかに減少したが、昭和の終わりから平成の初めのバブル経済とその崩壊以降、総人口の減少に拍車がかかり、現在まで続いている。「全ての住民が、暮らしに満足を覚え、次代に夢を託せるまちづくり」を目指し、今後のまちづくりを進めるうえで必要なプロジェクトを以下のとおり定め重点的に各種施策や事業を展開する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s075.pdf	－		R12.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道阿寒郡鶴居村	鶴居村まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道阿寒郡鶴居村の全域	本村は、昭和30年以降人口減少が続いており、令和元年には総人口2,513人にまで減少し、人口構成では高齢化率が32.4%となっています。 乳質の良さが強みとなっている本村酪農を継続するため、乳質のさらなる向上や、新たな加工品の開発・販売など様々な視点からの取組が必要となっています。豊かな自然や酪農風景などの美しい景観を、日本で最も美しい村連合としてのブランド強化のほか、タンチョウや釧路湿原といった滞在型観光へシフトするなどの課題に対応するため各種施策や事業を展開していくこととします。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第63回 R4.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai63nintei/plan/c019.pdf			R7.3.31
北海道	北海道阿寒郡鶴居村	第２期鶴居村まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道阿寒郡鶴居村の全域	本村は、昭和30年以降人口減少が続いており、令和６年には総人口2,429人にまで減少し、人口構成では、高齢化率が34.99%となっている。今後も、こうした人口減少や高齢化が進むと、地域社会を支える担い手が不足し、基幹産業である酪農業や地域生活を支える商工業の衰退等を招く恐れがある。これらの課題を解決するため、酪農業や豊かな地域資源を活用した取組み、鶴居村へ新しいひとの流れをつくる取組、若い世代の出産・子育ての希望をかなえる取組、美しく魅力的な地域をつくる取組などを行う。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0157.pdf			R10.3.31
北海道	北海道白糠郡白糠町	観光資源を磨き上げた観光地域づくりプロジェクト	北海道白糠郡白糠町の全域	白糠町では、舞踊、音楽、食等の貴重なアイヌ文化を再認識し、価値を高める事業を推進してきたが、観光等の地域産業への活用はできていないことから、地方創生加速化交付金を活用し、民間事業者と連携したアイヌ文化の舞踊等の体験を核とした観光プログラムの調査・開発、首都圏でのプロモーション事業等に取り組んでいる。プログラムの開発や受け入れ体制を整備し、既存するアイヌ文化を磨き上げた新たな観光事業を行うことにより、安定的な収入を確保し、事業者の自立を図っていくとともに、交流人口の増加による地域活性化を図る。	地方創生拠点整備交付金	第41回 H29.2.24		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai41nintei/plan/a029.pdf			R3.3.31
北海道	北海道白糠郡白糠町	白糠町創生総合戦略推進計画	北海道白糠郡白糠町の全域	本町は第一次産業を基幹とする人口約7,600人の町であり、人口流出・少子高齢化が進行する状況から、基幹産業の低迷、地域社会・産業の担い手不足など、地域活力の低下と経済規模の縮小に拍車がかかる懸念がある。こうした課題に対応するため、地域に賦存する豊かな地域資源を活かし、「第一次産業の再興と振興」、「健康づくり」、「教育（意識改革）」の施策を連動させ展開することが最終的に人口減少対策につながるという方針の下、社会情勢の変化に対応した新たな視点も取り入れながら各種施策を推進するもの。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第58回 R2.11.6	R5.8.17	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai68nintei/plan/y014.pdf			R7.3.31
北海道	北海道白糠郡白糠町	白糠町魅力発信拠点整備事業	北海道白糠郡白糠町の全域	本町は北海道東部に位置する峡谷型の山村であり、総面積は773.13㎢で639.01㎢が森林に覆われている過疎地域である。産業は第１次産業が中心で農業は酪農、林業は素材生産を主体とし、漁業は鮭や蟹、柳葉魚を主とした漁業が営まれている。人口は昭和35年の20,770人をピークに現在は7,139人と約66%減少し、高齢化率は43.3%と５人に２人が65歳以上である。このような状況であるため、地方版総合戦略にて人口減少と地域経済の縮小を克服すべく、地域活性化拠点として道の駅の移転改築を計画した。	地方創生拠点整備タイプ	第70回（１） R6.3.28	R8.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/c032.pdf			R11.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道白糠郡白糠町	第２期白糠町創生総合戦略推進計画	北海道白糠郡白糠町の全域	本町は第一次産業を基幹とする人口約7,000人の町であり、人口流出・少子高齢化が進行する状況から、基幹産業の低迷、地域社会・産業の担い手不足など、地域活力の低下と経済規模の縮小に拍車がかかる懸念がある。こうした課題に対応するため、地域に賦存する豊かな地域資源を活かし、「第一次産業の再興と振興」、「健康づくり」、「教育（意識改革）」の施策を連動させ展開することが最終的に人口減少対策につながるという方針の下、社会情勢の変化に対応した新たな視点も取り入れながら各種施策を推進するもの。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第74回（２） R7.9.5		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai74nintei/plan/z031.pdf			R10.3.31
北海道	北海道白糠郡白糠町	白糠町地域未来戦略推進交付金計画	北海道白糠郡白糠町の全域	本町は第一次産業を基幹とする人口約7,000人の町であり、人口流出・少子高齢化が進行する状況から、基幹産業の低迷、地域社会・産業の担い手不足など、地域活力の低下と経済規模の縮小に拍車がかかる懸念がある。こうした課題に対応するため、地域に賦存する豊かな地域資源を活かし、「第一次産業の再興と振興」、「健康づくり」、「教育（意識改革）」の施策を連動させ展開することが最終的に人口減少対策につながるという方針の下、社会情勢の変化に対応した新たな視点も取り入れながら各種施策を推進するもの。	地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画と連動した支援措置）	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s076.pdf			R10.3.31
北海道	北海道野付郡別海町	別海町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道野付郡別海町の全域	別海町の地方創生総合戦略で定める４つの基本目標（「町の産業を担う次世代へ安定した雇用を創出し、これを支える人材を育て活かす」、「魅力あふれる地域資源・地域特性を活かした新しいひとの流れを創造する」、「結婚・出産・子育ての希望をかなえる、誰もが活躍できる地域社会をつくる」、「時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守る」）に基づき、町民、企業や関係団体等と問題意識、今後町が目指すべき方向及び目標を共有し、暮らしやすいまち、住み続けたいまちづくりの推進を図る。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第66回 R4.11.11		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai66nintei/plan/a004.pdf			R7.3.31
北海道	北海道野付郡別海町	別海町デジタル田園都市国家構想推進交付金計画	北海道野付郡別海町の全域	別海町の総合戦略で定める５つの基本目標（「地域資源・地域特性を活かした新しい人の流れの創造」、「国内屈指の生産地を守り継承する産業と教育の振興」、「結婚・出産・子育てを応援し、未来への希望をかなえる」、「生涯を通じた健康づくりと、安心な暮らしを支える」、「地域の再生へと果敢に挑戦する新たなまちづくり」）に基づき、町民、企業や関係団体等と問題意識、今後町が目指すべき方向及び目標を共有し、暮らしやすいまち、住み続けたいまちづくりの推進を図る。	第２世代交付金（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 第２世代交付金（地域再生計画と連動した支援措置）	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0158.pdf			R11.3.31
北海道	北海道野付郡別海町	別海町デジタル田園都市国家構想推進計画	北海道野付郡別海町の全域	別海町の地方創生総合戦略で定める５つの基本目標（「地域資源・地域特性を活かした新しい人の流れの創造」、「国内屈指の生産地を守り継承する産業と教育の振興」、「結婚・出産・子育てを応援し、未来への希望をかなえる」、「生涯を通じた健康づくりと、安心な暮らしを支える」、「地域の再生へと果敢に挑戦する新たなまちづくり」）に基づき、町民、企業や関係団体等と問題意識、今後町が目指すべき方向及び目標を共有し、暮らしやすいまち、住み続けたいまちづくりの推進を図る。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0159.pdf			R11.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	中標津町	道東経済・観光の拠点　中標津町の魅力ある街づくり雇用創出事業　～中小企業振興基本条例とともに歩む街　なかしべつ～	北海道標津郡中標津町の全域	北海道東部の根釧原野の中央にある本町は、近隣町の産業経済の中心として栄えた町である。しかし、近年の長引く不景気等により、本町企業の大部分を占める中小企業は、大幅な売上減少となり、厳しい経営状況となっている。そのような中、平成22年、中小企業を活性化することは、地域経済の活性化に繋がることから、中標津町中小企業振興基本条例が制定された。平成23年、地域経済を分析し、本町に必要な中小企業振興策を推進すると共に、平成24年度から地域雇用創造推進事業を実施し、商業・観光分野の雇用の拡大を目指す。	地域雇用創造推進事業	第21回 H24.3.29		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai21nintei/plan/plan2.pdf			H26.3.31
北海道	北海道標津郡中標津町	あつまる・つながる・ひろがるまち　北海道東部の経済・観光・物流・産業拠点！！　～人と自然と産業の融合　環境首都なかしべつの雇用創造プロジェクト～	北海道標津郡中標津町の全域	北海道東部の産業経済の拠点として繁栄した中標津町であるが、本町経済を支える中小企業は、近年の長引く不景気、原材料価格の高騰、後継者対策等により先行き不透明な状態であり、非常に厳しい経営状況となっている。 このような中、平成22年度に中標津町中小企業振興基本条例を制定し、中小企業の活性化など施策を展開している。また、平成24、25年には雇用対策事業にも取組んで来た。平成27年度からは、実践型地域雇用創造事業を実施し、地域の雇用改善と中小企業の活性化を加速し雇用の拡大を目指す。	実践型地域雇用創造事業	第32回 H27.6.30		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai32nintei/plan/a004.pdf			H30.3.31
北海道	北海道標津郡中標津町	町立中標津農業高校修学支援による人材育成プロジェクト	北海道標津郡中標津町の全域	根室管内唯一の農業高校である町立中標津農業高校へ進学したいと思える特色ある高校を目指し、入学者の確保と卒業性の地元就職数の向上に向けて、修学支援及び修学環境改善を図るとともに、地元企業の即戦力となる人材育成を図る。 ・地区外から登校する生徒への通学費用支援 ・修学に必要な実習服、白衣等の購入費用支援 ・老朽が進み耐震基準を満たさない体育館の改築 ・海外（国内）酪農研修の実施 ・農業クラブにおける研究活動への支援	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第51回 H31.3.29	R2.11.5	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai58nintei/plan/y002.pdf			R4.3.31
北海道	北海道標津郡中標津町	中標津町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道標津郡中標津町の全域	中標津町の人口減少の抑制を図るため、「雇用・活性化」「結婚・子育て」「定着・愛着」の3つの視点で人口対策に取り組む。【取組内容】持続的な産業の実現と付加価値向上に向けた取り組み、あらゆる人が関わり・交わる取り組みの推進、中小企業の活性化と雇用の場の確保・創出、女性の社会参加の促進、子どもを安心して育てられる環境づくり、安全安心な出産に向けた支援、若い世代の結婚支援、郷土愛を深めるまちづくり、支え合い安心して生活できるまちづくり、住みやすい環境整備、高等教育機関の誘致・充実　等	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	第63回 R4.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai63nintei/plan/c020.pdf			R7.3.31
北海道	北海道標津郡中標津町	第２期中標津町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道標津郡中標津町の全域	中標津町の人口減少の抑制を図るため、「雇用・活性化」「結婚・子育て」「定住・愛着」の3つの視点で人口対策に取り組む。【取組内容】持続的な産業の実現と付加価値向上に向けた取り組み、あらゆる人が関わり・交わる取り組みの推進、中小企業の活性化と雇用の場の確保・創出、女性の社会参加の促進、子どもを安心して育てられる環境づくり、安全安心な出産に向けた支援、若い世代の結婚支援、郷土愛を深めるまちづくり、支え合い安心して生活できるまちづくり、住みやすい環境整備、高等教育機関の誘致・充実　等	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	第73回 R7.3.31	R8.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/c033.pdf			R8.5.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	標津町	「交流･健康･保養」をテーマとして、地域の資源と魅力を最大限活用した「標津新ふるさと再生計画」	北海道標津郡標津町の全域	地域の資源や魅力を活用した観光や特産品開発などを地域活性化の起爆剤としてステップアップさせ、現在低迷している各産業及び既存の観光施設並びに海の公園を背後の中心市街地及び企業誘致などに連携･連動させ、交流人口の増加並びに地場産品等の消費の喚起を図り、雇用を増加させ、移住･定住の促進を進める。また、町民と当町を訪れる交流者と地域の資源が一体化となって活力と魅力を感じる標津町とするため「交流・健康・保養」のテーマを各施策に取り入れて、郷土愛にあふれる地域経済の活性化に向け新しいふるさとの再生を目指す。	地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）	第04回 H18.7.3		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai4nintei/09toke.pdf			H22.3.31
北海道	北海道標津郡標津町	標津町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道標津郡標津町の全域	標津町では、昭和45年の8,051人をピークに人口減少が進んでいるが、将来にわたって持続的な地域を創生するため、地方版総合戦略において掲げる「結婚・子宝・子育て」「定住・移住・暮らし」「産業・経済」の3つの政策分野に係る事業を積極的に展開し、若い世代は希望を持つことができ、安定的な雇用を促進し、高齢になっても住み続けられるまちづくりをソフト面・ハード面において進めるなど、あらゆるライフステージにおいて切れ目のない支援を行い、未来の地域づくりを促進する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	第70回（２） R6.3.29	R7.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/y0084.pdf			R8.3.31
北海道	北海道標津郡標津町	標津町まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道標津郡標津町の全域	標津町では、昭和45年の8,051人をピークに人口減少が進んでいるが、将来にわたって持続的な地域を創生するため、地方版総合戦略において掲げる「結婚・子宝・子育て」「定住・移住・暮らし」「産業・経済」の3つの政策分野に係る事業を積極的に展開し、若い世代は希望を持つことができ、安定的な雇用を促進し、高齢になっても住み続けられるまちづくりをソフト面・ハード面において進めるなど、あらゆるライフステージにおいて切れ目のない支援を行い、未来の地域づくりを促進する。	第２世代交付金（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 第２世代交付金（地域再生計画と連動した支援措置）	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0161.pdf			R8.3.31
北海道	北海道標津郡標津町	標津町第２期まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道標津郡標津町の全域	標津町では、昭和45年の8,051人をピークに人口減少が進んでいるが、将来にわたって持続的な産業活動を確保するため特に担い手の中心となる生産年齢人口の減少を抑制することに加え、関係人口による担い手確保対策を進めるため、地方版総合戦略に掲げる「ひとづくり【町民への支援】」「まちづくり【地域を守る】」とした2つの政策分野に係る事業を積極的に展開し、誰もが住み続けられる「みらいづくり」を促進する。	地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画と連動した支援措置）	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s077.pdf			R12.3.31
北海道	北海道標津郡標津町	第２期標津町まち・ひと・しごと創生推進計画	北海道標津郡標津町の全域	標津町では、昭和45年の8,051人をピークに人口減少が進んでいるが、将来にわたって持続的な産業活動を確保するため特に担い手の中心となる生産年齢人口の減少を抑制することに加え、関係人口による担い手確保対策を進めるため、地方版総合戦略に掲げる「ひとづくり【町民への支援】」「まちづくり【地域を守る】」とした2つの政策分野に係る事業を積極的に展開し、誰もが住み続けられる「みらいづくり」を促進する。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s078.pdf			R12.3.31

※軽微変更については内閣府に報告があったものについて掲載しています。（平成30年４月１日以降　報告分）

認定された地域再生計画（第76回認定（令和８年３月）反映分）

※当初認定計画または直近の変更認定計画のみ掲載しています。過去の変更履歴についてはお問い合わせください。

都道府県	作成主体名 （地方公共団体名）	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	支援措置の名称	当初認定回及び認定日	直近の変更認定日	当初認定計画または直近の変更認定計画のURL	軽微な変更の適用日（軽微な変更の適用日以降、変更認定を行ったものを除く。）	軽微な変更報告後のURL	計画の 終了年月日 （和暦）
北海道	北海道目梨郡羅臼町	羅臼町総合戦略推進計画	北海道目梨郡羅臼町の全域	本町の人口は、1965年の8,931人をピークに年々減少し、今後は人口減少問題に対応した地域創生のまちづくりが求められている。第２期羅臼町総合戦略では何よりも「働くための施策」に重点を置き、並行して福祉施策や社会基盤整備などの充実、地域における安定した雇用の創出と主要産業である漁業と観光の振興、新たな産業の創出、結婚・出産・子育ての希望を実現させるための少子化対策等を軸とした各種施策を展開し、若者の雇用の場の確保と若い世代が将来に希望を持てるまちづくりを推進するものである。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第66回 R4.11.11	R7.3.31	https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/y0085.pdf			R8.3.31
北海道	北海道目梨郡羅臼町	羅臼町まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道目梨郡羅臼町の全域	本町の人口は、1965年の8,931人をピークに年々減少し、今後は人口減少問題に対応した地域創生のまちづくりが求められている。第２期羅臼町総合戦略では何よりも「働くための施策」に重点を置いていることを踏まえ、地域における安定した雇用の創出と主要産業である漁業と観光の振興、新たな産業の創出等を軸とした各種施策を展開し、若者の雇用の場の確保と若い世代が将来に希望を持てるまちづくりを推進するものである。	第２世代交付金（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 第２世代交付金（地域再生計画と連動した支援措置）	第73回 R7.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai73nintei/plan/a0162.pdf			R8.3.31
北海道	北海道目梨郡羅臼町	第２期羅臼町まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	北海道目梨郡羅臼町の全域	本町の人口は、1965年の8,931人をピークに年々減少し、今後は人口減少問題に対応した地域創生のまちづくりが求められている。第３期羅臼町総合戦略では、「安心して働き、暮らせる環境づくり」と「既存産業の高付加価値化」に重点を置きつつ、並行して関係人口の拡大やデジタル技術の利活用などを進めていく。	地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置） 地域未来交付金（地域未来推進型）（地域再生計画と連動した支援措置）	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s079.pdf			R15.3.31
北海道	北海道目梨郡羅臼町	第２期羅臼町総合戦略推進計画	北海道目梨郡羅臼町の全域	本町の人口は、1965年の8,931人をピークに年々減少し、今後は人口減少問題に対応した地域創生のまちづくりが求められている。第３期羅臼町総合戦略では、「安心して働き、暮らせる環境づくり」と「既存産業の高付加価値化」に重点を置きつつ、並行して関係人口の拡大やデジタル技術の利活用などを進めていく。	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	第76回 R8.3.31		https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai76nintei/plan/s080.pdf			R15.3.31